

平成28年第3回（9月）坂城町議会定例会会期日程

平成28年9月1日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	9月 1日	木	午前10時	○本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程 （一般会計決算案詳細説明） ・監査報告
2	9月 2日	金		○休 会 （一般質問通告午前11時まで）
3	9月 3日	土		○休 会
4	9月 4日	日		○休 会
5	9月 5日	月		○休 会
6	9月 6日	火		○休 会
7	9月 7日	水		○休 会
8	9月 8日	木	午前 8時30分	○本会議 ・一般質問
9	9月 9日	金	午前 8時30分	○本会議 ・一般質問
10	9月10日	土		○休 会
11	9月11日	日		○休 会
12	9月12日	月	午前 8時30分	○本会議 ・一般質問 ・一般会計決算案総括質疑 委員会付託 ・特別会計決算案総括質疑 委員会付託
13	9月13日	火	午前 9時30分	○委員会 ・総務産業、社会文教
14	9月14日	水	午前 9時30分	○委員会 ・総務産業、社会文教
15	9月15日	木		○休 会
16	9月16日	金		○休 会
17	9月17日	土		○休 会
18	9月18日	日		○休 会
19	9月19日	月		○休 会
20	9月20日	火	午前10時	○本会議 ・委員長報告 質疑 討論 採決 ・条例案、補正予算案等質疑 討論 採決

付議事件及び審議結果

9月1日上程

専決第12号	和解及び損害賠償額の決定について	9月 1日	承認
専決第13号	平成28年度坂城町一般会計補正予算（第5号）について	9月 1日	承認
議案第32号	坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について	9月 1日	同意
議案第33号	平成28年度坂城町工業地域開発事業特別会計予算について	9月 1日	可決
請願第 3号	義務教育費国庫負担制度の堅持を求めることについて	9月20日	採択
請願第 4号	国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求めることについて	9月20日	採択
陳情第 2号	「奨学金制度の充実等を求める意見書」の提出を求めることについて	9月20日	採択
議案第34号	平成27年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について	9月20日	認定
議案第35号	平成27年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について	9月20日	認定
議案第36号	平成27年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	9月20日	認定
議案第37号	平成27年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	9月20日	認定
議案第38号	平成27年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	9月20日	認定
議案第39号	平成27年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	9月20日	認定
議案第40号	平成27年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	9月20日	認定
議案第41号	坂城町生活環境保全条例の一部を改正する条例について	9月20日	可決
議案第42号	平成28年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について	9月20日	可決
議案第43号	平成28年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第1号）について	9月20日	可決

議案第44号	平成28年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	9月20日	可決
議案第45号	平成28年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について	9月20日	可決
議案第46号	平成28年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	9月20日	可決
議案第47号	平成28年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	9月20日	可決
議案第48号	平成28年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	9月20日	可決

9月20日上程

議案第49号	坂城町教育委員会委員の任命について	9月20日	同意
議案第50号	坂城町教育委員会委員の任命について	9月20日	同意
議案第51号	前田工業団地用地の取得及び処分について	9月20日	可決
議案第52号	平成28年度坂城町一般会計補正予算（第7号）について	9月20日	可決
発委第4号	義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について	9月20日	可決
発委第5号	国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書について	9月20日	可決
発委第6号	奨学金制度の充実等を求める意見書について	9月20日	可決

平成28年第3回坂城町議会定例会

目 次

第1日 9月1日(木)

○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長招集あいさつ	3
○報告第2号～議案第33号の上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決	12
○議案第34号～議案第48号の上程、提案理由の説明、詳細説明	14
○監査報告	39

第2日 9月8日(木)

○議事日程	46
○一般質問 西沢 悦子 議員	46
柳沢 収 議員	60
山崎 正志 議員	72
中嶋 登 議員	78

第3日 9月9日(金)

○議事日程	94
○一般質問 塩入 弘文 議員	94
朝倉 国勝 議員	107
塚田 忠 議員	115
小宮山定彦 議員	121

第4日 9月12日(月)

○議事日程	136
○一般質問 吉川まゆみ 議員	136
滝沢 幸映 議員	149
塩野入 猛 議員	164
○一般会計決算案総括質疑、委員会付託	177
○特別会計決算案総括質疑、委員会付託	192

第5日 9月20日(火)

○議事日程	196
○請願・陳情採決	197
○議案第34号～議案第40号の委員長報告、質疑、討論、採決	197
○議案第41号～議案第48号の質疑、討論、採決	223
○追加議案上程、提案理由の説明	229
○議案第49号～議案第52号、発委第4号～発委第6号の質疑、討論、採決	233
○町長閉会あいさつ	235

平成28年第3回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成28年9月1日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 9月1日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

1番議員	塚田正平君	8番議員	吉川まゆみ君
2 "	塩野入猛君	9 "	塩入弘文君
3 "	朝倉国勝君	10 "	山崎正志君
4 "	小宮山定彦君	11 "	中嶋登君
5 "	柳沢収君	12 "	大森茂彦君
6 "	滝沢幸映君	13 "	塚田忠君
7 "	西沢悦子君	14 "	入日時子君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山村弘君
副 町 長	宮下和久君
教 育 長	宮崎義也君
会 計 管 理 者	塚田陽一君
総 務 課 長	青木知之君
企 画 政 策 課 長	柳澤博君
住 民 環 境 課 長	金子豊君
福 祉 健 康 課 長	大井裕君
子 育 て 推 進 室 長	小宮山浩一君
産 業 振 興 課 長	山崎金一君
建 設 課 長	宮嶋敬一君
教 育 文 化 課 長	宮下和久君
収 納 対 策 推 進 幹	池上浩君
ま ち 創 生 推 進 室 長	竹内祐一君
総 務 課 長 補 佐	関貞巳君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	伊達博巳君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	堀内弘達君
企 画 調 整 係 長	
代 表 監 査 委 員	大橋房夫君
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	臼井洋一君
議 会 書 記	小宮山和美君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 報告第 2号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 6 議案第32号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 7 議案第33号 平成28年度坂城町工業地域開発事業特別会計予算について
- 第 8 議案第34号 平成27年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第35号 平成27年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 議案第36号 平成27年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 議案第37号 平成27年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 議案第38号 平成27年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 議案第39号 平成27年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 議案第40号 平成27年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 議案第41号 坂城町生活環境保全条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第42号 平成28年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について
- 第17 議案第43号 平成28年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第1号）について
- 第18 議案第44号 平成28年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第19 議案第45号 平成28年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第20 議案第46号 平成28年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第21 議案第47号 平成28年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第22 議案第48号 平成28年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

11. 本日の会議に付した事件

10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（塚田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成28年第3回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は理事者を初め各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（塚田君） 会議規則第127条の規定により、6番 滝沢幸映君、7番 西沢悦子さん、8番 吉川まゆみさんを会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（塚田君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月20日までの20日間といたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（塚田君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から9月20日までの20日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は明日2日午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

また、今議会の一般質問の開議時刻は、議会運営委員会の決定により午前8時30分とします。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（塚田君） 町長から招集の挨拶があります。

町長（山村君） 皆さん、おはようございます。本日ここに、平成28年第3回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき開会できますことを心から

感謝申し上げます。

さて、去る8月21日南米初の開催となりました第31回夏季オリンピック・リオデジャネイロ大会の閉会式が行われ、17日間の熱戦に幕をおろしました。金12個を含め史上最多となる計41個のメダルを獲得し、大躍進を遂げた日本選手団の活躍は、私たちに大きな感動や元気を与えてくれました。

また、長野県に關係する選手も10名出場し、オリンピックの大舞台で日々鍛練した成果を遺憾なく発揮されました。中でも、バドミントン女子シングルの奥原希望選手、男子50km競歩の荒井広宙選手、シンクロナイズドスイミングの箱山愛香選手の3名が銅メダルを獲得いたしました。特に、奥原、荒井両選手は県出身者として夏季オリンピックの個人種目で初めてのメダル獲得となりました。選手育成に取り組んできた成果があらわれたもので、2020年東京オリンピック成功に向けさらなる飛躍を期待するものであります。

また、去る7月10日に第24回参議院議員通常選挙の投票が行われ、自民党、公明党の与党が改選過半数の61議席を上回る69議席を獲得いたしました。この結果、非改選と合わせた与党の議席数は改選前より10議席増え145議席となり、さらに憲法改正に前向きな勢力も非改選と合わせて改憲の発議に必要な3分の2を超えました。

今回の選挙は、昨年改正された公職選挙法を受け、選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられたことによる初めての国政選挙となったことに加え、長野県選挙区では定数減により、改選議席数が2から1になったことも、選挙への関心を高めることになり、当町の投票率は前回の平成25年の参議院議員選挙より4.38ポイント高い64.51%となりました。また、今回から選挙権を得た18歳、19歳の投票率については44.88%であり、県内の18、19歳の投票率と同様の傾向となっております。主権者教育や政治への参加に向けての啓発などを一層推進していく必要があると考えております。

安倍首相は「しっかりとした内需を下支えできる総合的かつ大胆な経済対策を実施する」と強調し、8月2日の臨時閣議で事業費総額28兆1千億円の経済対策を実施するため、追加歳出4兆1千億円の第2次補正予算案を編成し、9月召集の臨時国会に提出することを決定いたしました。政府は今回の経済対策による実質国内総生産の押し上げ効果を1.3%程度と見込んでおり、地方においても実感を伴う経済成長を期待するところであります。

続いて、日本を取り巻く世界の経済情勢につきましては、日本総研などによりますと、アメリカは、雇用・所得環境の改善を背景に景気回復が続いているものの、輸出の資本財を中心に伸び悩みや設備投資の減少が持続している状況となっており、ヨーロッパではユーロ圏の景気は底がたさを維持しており、英国のEU離脱をめぐる影響は軽微にとどまっている状況となっております。

また、中国においては4～6月期の実質成長率が前年同期比プラス6.7%と前の期から横

ばい状況で推移し、公共投資が景気の下支えとなったものの、民間固定資産投資の原則に歯どめがかからず、実質小売上高の減速傾向や輸出も前年割れが続いており、景気は一段と減速すると予想されており、引き続き注視していく必要があると考えております。

次に国内の状況であります。内閣府による7月の「月例経済報告」では、「景気は、このところ弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いている」とし、先行きについては、「雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。」としている一方で、「海外経済で弱みが見られており、中国を初めとするアジア新興国や資源国等の景気が下振れし、景気が下押しされるリスクや、英国のEU離脱問題など、海外経済の不確実性も高まりや金融資本市場の変動の影響、さらに熊本地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。」としております。

また、長野県内の状況につきましては、日銀松本支店が7月に発表した「金融経済動向」によりますと、公共投資、住宅投資、設備投資、個人消費の個別観測から「生産の動きは新興国経済の減速の影響などから、横ばい圏内、雇用・所得は、着実な改善が続いている」とし、「総論として長野県経済は、一部に弱めの動きがみられるものの緩やかに回復しつつある。」としております。

さて、当町におきましては、7月に実施しました町内の主な製造業20社の経営状況調査の結果では、生産量は3カ月前のマイナス0.65%からプラス3.56%と4ポイント以上改善し、売り上げについてもほぼ同様な傾向が見られます。

雇用については、4～6月の実績で52人の大幅増となったのに続き、来春の雇用も25人の増加が予定されており、減員分の補充を予定している企業も9社となっていることから、改善に向けた動きが引き続き見られます。

さて、平成27年度の決算状況について申し上げます。

まず、歳入につきましては、町民税は新興国経済の減速などの影響が懸念されましたが、個人・法人とも堅調に推移し、いずれも前年を上回る税収が確保されたところであります。特に法人町民税において一部企業の業績が引き続き好調だったことにより、町民税全体で前年度対比12.2%の大幅な伸びとなりました。固定資産税については、土地の減額等はあったものの、償却資産の伸びにより前年度対比プラス0.5%となり、町税全体では前年度対比プラス5.9%、約1億6千万円の増収となっております。

地方消費税交付金につきましては、平成26年4月の税率引き上げ分が平成27年度から満額反映されたことや、企業決算への反映により前年度対比プラス61.3%、1億2,200万円の大幅な増加となりました。

一方、地方交付税につきましては、自主財源となる町税収入が増加したことにより、算定の基礎となる基準財政収入額が大幅に増加したため普通交付税額が減額となり、交付税全体で前

年度対比マイナス9.1%、1億1,800万円の減額となっております。基準財政収入額と基準財政需要額を用いて算出される財政力指数につきましては、3カ年の平均値が前年度より0.019ポイント増の0.658となりましたが、県内における順位については昨年と同じく、77市町村中6番目、町村の中では軽井沢、南相木村に次いで第3位となっております。

国庫支出金につきましては、南条小学校建設に係る学校施設環境改善交付金や、昭和橋の大規模修繕事業への移行による土木費国庫補助金の増などにより、前年対比プラス33.5%、1億8,700万円の増額となりましたが、県支出金につきましては、大雪による農業被害への補助があった26年度に比べマイナス14.3%、5,100万円の減額となっております。

また、繰入金につきましては、前年度に対し6億5,700万円の増、町債につきましても1億500万円の増と、いずれも南条小学校の建設事業に伴う文教施設整備基金からの繰入金及び学校教育施設等整備事業債の発行により大幅に増加したものであります。

以上、歳入全体では、前年度対比プラス14.1%となる78億6,900万円であります。

歳出につきましては、特に普通建設事業費において継続事業の町道A01号線道路改良事業や橋梁修繕事業のほか、南条小学校建設事業や3小学校体育館の天井落下防止工事等の大型事業を実施したことで、前年度に比べ2.3倍となる17億3千万円を超える決算額となりました。

また、歳出の中でも比較的大きな割合を占めます扶助費につきましては、障害者自立支援給付の増加などはありませんでしたが、臨時福祉給付金事業と子育て世帯臨時特例給付金事業の給付額が減額されたことで、前年度対比マイナス1.6%となっております。

その他経費では、マイナンバー制度の施行に伴うシステム改修委託や鉄の展示館において特別展として実施しました「エヴァンゲリオンと日本刀展」の業務委託等の増額に伴い物件費が前年度対比6.1%の増、下水道事業特別会計への繰出金の増などにより繰出金は10.8%の増となった一方、平成26年度は坂城駅エレベータ設置工事負担金の支出があった補助費等については9.6%の減となっております。

また、扶助費と並んで義務的経費であります人件費については前年度対比1.1%の増、一方、公債費については地方債残高の減少や借入利率の低下に伴い1.5%の減という状況であります。

以上、歳出全体では、前年度対比プラス14.4%となる77億9,300万円の決算となっております。

なお、平成27年度決算を受けての財政健全化法による財政指標につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに、一般会計及び全ての特別会計において黒字であります。

また、起債発行時の制限の基準となります実質公債費比率については、前年対比1.6%減の9.7%となっております。

一方、公債費等の将来負担の重さをあらかず将来負担比率については、消防組合の庁舎建てかえに伴う負担の増加や南条小学校建設に当たり、基金の取り崩しをしたことによる充当可能基金の減少等で7.6ポイント増の9.2%となりましたが、いずれの指標につきましても早期健全化基準及び財政再生基準に比べ健全な状況で推移をしており、引き続き将来にわたる負担の軽減、健全な財政運営に努めてまいります。

続いて、28年度事業の進捗状況並びに9月補正に計上いたしました主要内容について述べさせていただきます。

昨年度から県の事業を活用し、見直しを行っております町のハザードマップにつきましては、千曲川河川事務所において千曲川が氾濫した場合に、想定し得る最大規模の浸水想定区域が公表されたことにより、町ではこのデータを取り込んだ新しいハザードマップを作成し、できるだけ早く早期に全戸配布できるよう作業を進めているところでございます。

町内人口の増加に向け、今年度より開始いたしました移住定住・就職支援事業につきましては、6月14日、平成29年3月卒業予定者を対象に東京池袋において企業合同説明会を開催いたしました。参加した町内企業7社からは、新たな試みとして一定の評価をいただきました。また、今年秋には八重洲移住交流ガーデンにおいて、坂城町で就職を希望する首都圏在住の方を対象にした移住相談会を、年度末には東京都内において平成30年3月卒業予定者を対象に、町内企業合同説明会を開催する予定であります。

さて、7月28日から31日まで、中国教育交流事業として町内3小学校13人の児童が中国上海市実験小学校などを訪問いたしました。子供たちは中国の子供たちとの交流やホームステイを通じて、中国の歴史や文化、生活に触れ、友好を深めるとともに国際感覚を養い、一人一人が大きく成長することができたものと思います。

また、国際交流事業として8月3日、4日の2日間、和平キャンプ場において、町内の小学6年生と中学1年生の計32人が参加し、小・中学校の英語指導講師など6名の外国人と異文化交流事業「English Camp」を行いました。小学校高学年から取り組んでいる外国語学習の成果を試す場として、このキャンプでは会話は英語を使うことを原則として、1泊2日で開催いたしました。特に本年度は当町でホームステイをしていたポーランドの学生も加わり、参加した児童・生徒は積極的に会話をし、さまざまなアクティビティに取り組み、外国の文化や言葉により高い関心が持てたと感じております。

また、第39回坂城どんどんが8月6日に開催され、オープニングでは子供ジャズダンス、坂城小学校太鼓演奏、坂城高校生徒会ソーラン節などのほか、観世流能楽師で重要無形文化財総合指定保持者である、坂城町特命大使の松木千俊さんとこども能楽教室の皆さんによる能楽の披露が行われました。夜の踊り流しでは48連、約1,500人の皆さんにご参加いただき、町民が一体となって坂城どんどんならではの盛り上がりを見せたところであります。

また、8月15日開催の第61回成人式には新成人147人中113名、これは76.9%になりますが、のご出席があり、式典と成人祭がとり行われました。新成人代表からは、これまで支えてくれた家族、恩師、地域の方々への感謝とともに新成人としての思いや抱負が発表され、頼もしく思えたところでもあります。今後、それぞれの目標に向かって、大いに活躍されることを期待するところでもあります。

また、8月28日には大地震等の災害に際して即応できる体制を確立し、広く防災意識の普及高揚を図ることを目的に、町総合防災訓練が南条小学校で開催され、南条各区自主防災会を初め、関係機関・団体など約600名の皆様にご参加をいただきました。

今年4月に発生した熊本地震では、避難所運営に関し自治体職員だけでは手が足りず混乱が生じ、運営には被災者もみずからかかわることが重要であることが改めて認識されたところがございます。このことを教訓として、今年の避難所運営訓練では、参加者の方に各地区の避難者の把握をしていただき、避難者名簿を作成し、簡易トイレや間仕切り等の避難所設営から食糧等の調達配布まで、住民みずからが避難所運営にかかわっていただく中で、より実践的な訓練を行ったところがございます。

さて、台風10号による暴風雨の影響で岩手県、北海道で堤防の決壊や浸水被害が相次ぎ、岩手県では高齢者グループホームで9名の方の遺体が発見されるなど11名の死亡が確認され、いまだに行方不明の方がおられます。このように予測し得ない突発的な災害が多発しております。このような災害の未然防止、被害の軽減を図るためには、住民の皆様の日ごろからの災害に対する備えが重要であります。今後も家庭や地域、行政、関係機関が連携し、有事の際に対応できるよう防災意識の高揚と防災対策に努め、安心・安全で災害に強いまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

明日9月2日には、第23回テクノさかき工業団地まつりが開催されます。工業団地内企業の福利厚生事業の一環として行われてきたお祭りも、コンサートや花火大会など大勢の町民の皆様にご好評いただいております。地元のお祭りとして定着いたしました。今年は坂城町出身の歌手の出演や、作曲家久石譲氏の娘さんの麻衣さんによるコンサートが予定されているほか、花火大会では工業団地以外の企業の皆さんにもご協賛いただき、盛大に花火が打ち上げられるとお聞きしております。団地内企業の活性化はもちろんのこと、多くの町民の皆様に会場までお越しいただき、お祭りを楽しんでいただければと思います。

また、9月19日の敬老の日を迎えるに当たり、町では長寿の御祝いと敬老の意を表し、9月3日、4日の2日間にわたり米寿、白寿の皆様、並びに100歳以上の方々を対象とした敬老訪問を行います。今年度は8月26日現在におきまして、88歳の米寿の方が79名、99歳の白寿の方が2名、100歳以上の方が16名で、合計97名の方が対象となります。最高齢の方は明治43年生まれの106歳の方でございます。

さて次に、坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の重点プロジェクトであります、1番トータルメディアコミュニケーション、これは「つながる あんしん 坂城町」構想事業の推進、2としてさかきワイナリー形成推進事業、3として坂城スマートタウン構想推進事業の3事業の進捗状況につきまして申し上げます。

まず、トータルメディアコミュニケーション施設整備事業につきましては、今年度は6月にプロポーザルにより設計業者を決定し、現在電波調査と実施設計業務を進めており、年度内に設計業務を完了させ、平成29年度の整備に向け、事業を進めてまいります。

また、さかきワイナリー形成事業につきましては、今年度で4年目の実証栽培となる試験圃場のワイン用ブドウが順調に生育しており、最終的には9月中旬から10月上旬の収穫となる見込みですが、収穫されるワイン用ブドウの品質に期待したいと思っております。

また、坂城スマートタウン構想事業の推進につきましては、スマートエネルギー設備設置補助金による助成事業を引き続き実施し、つくるエネルギーのほか、蓄えるエネルギーとして蓄電池等の普及促進を進め、家庭におけるエネルギーの効率的で最適な利用に向け推進しております。太陽光発電設備と特に蓄電池設備の導入が進み、今補正において増額予算を計上いたしましたところであります。

また、テクノさかき工業団地のスマート工業団地化に向けた取り組みにつきましては、エネルギーの効率的な需給調整等の実現に向け、町と企業の共同参画による事業化可能性調査を国の補助事業を活用し進めていくことから、工業団地の企業の皆さんを対象に説明会を開催したところであります。

これらの取り組みを通じまして、家庭分野、産業分野における再生可能エネルギーのさらなる導入促進と省エネルギーの推進を図り、スマートタウン坂城の構築を進めてまいります。

次に、信州さかきふるさと寄附金につきましては、坂城町のすばらしさをより多くの皆様に知っていただき、坂城町の応援団になっていただけるような魅力を発信すること、また地元特産品等のPR、販路拡大など地元経済の活性化を目的とし、本年6月から寄附された方へのお礼の品をお送りしております。町の事業者の皆様のご協力をいただき、返礼品を設定する中で、当初想定していた寄附金額を超えるお申し出をいただいている状況であります。今後、商品などを提供していただける事業者の皆さんをさらに募集し返礼品の充実を図り、町の魅力を発信し、地元特産品のPR等に努めてまいります。

現在、当町では高齢者の見守りシステムとして、あんしん電話等を活用しております。このシステムに加え、水道メーターを活用した見守りシステムについて、水道事業者の県企業局・県内企業及び町で行うこととし、7月12日に1回目の研究会が開催されました。今後、実施に向けての経費や運用方法などの課題について調査研究を進めてまいりたいと考えております。

さて、予防接種法施行令の改正により、本年4月1日以降に生まれた乳児を対象にB型肝炎

の定期予防接種を実施いたします。この予防接種は、生まれてから12カ月の間に3回ワクチンを接種する必要がありますので、今後対象となる乳児の保護者の皆様に周知してまいりたいと考えております。また、予防接種に係る必要な経費につきましては、今補正予算に計上したところであります。

また、町内の空き家・空き店舗等を活用して新たに出店される方や、既存の卸売業、サービス業、飲食業を含む小売事業者を対象として、店舗の改修及び改築に関する経費を補助する新規事業の坂城町商業店舗利活用補助金は、6月以降新たに1件の交付申請があり、計4件の交付決定をいたしました。

空家バンクの利用状況につきましては、今年度8月末までに空家登録が4件、利用者登録が8人の新規の登録があり、合計で空家登録が16件、利用登録が20件となっております。また、今年度から実施いたしました空家バンク利用促進補助金、片付け・リフォームへの補助制度の利用状況につきましては、坂城地区において空家改修の補助金1件の交付決定をいたしました。

また、新規事業の新規就農者支援事業につきましては、経営開始から5年以内の新規就農者が円滑に就農できるよう住居助成と農機具等購入助成の両面から支援をしております。現在、住居助成1名、農機具等購入助成1名、計2名の方に交付決定をしております。

また、昨年度から実施しております、県有料道路通行料金負担軽減事業につきましては、今年度から通行割引券の利用時間が延長されたことに伴い、通行割引券購入者数が前年と比べて約3倍となっておりますので、関係費用の補正予算を今議会に計上いたしました。

さて次に、坂城駅のシンボルともなっております169系車両につきましては、7月末に塗装改修工事が完了し、オレンジ色と緑色の鮮やかな湘南カラーの車両がよみがえりました。鉄道ファンのブログには、「また、美しい姿になって安堵いたしました。S51編成に会いに行きます。」、「よくここまでやってくれたと感謝します。」などのコメントが載せられております。

なお、塗装工事の終了した7月31日には、坂城町169系電車ファンクラブの皆さん及びボランティアの方々に車内清掃を行っていたところであり、おかげさまで内外面全てがきれいになり、8月6日開催の坂城どんどんでは300名を超える大変多くの方にご利用いただきました。また、8月9日、10日に実施したクールシェアイベントにはテレビ局の取材によりニュースで紹介されたこともあり、多くの方に訪れていただきました。

また、びんぐしの里公園につきましては、昨年度、野外ステージが完成し、今年度はステージの屋根、バックヤードトイレの改修及び公園内のトレイ改修等を実施しておりますが、雨天でも安心して各種イベントで利用できるよう、ステージの屋根の設計変更とバックヤードトイレとあわせ、控室の設置に係る補正予算を計上いたしました。また、公園管理センターの利用

促進等を図るため、県の元気づくり支援金等を活用し、ウッドデッキ設置工事を実施するため、工事を施工する味ロジ株式会社への補助金を今議会に計上したところであります。

また、橋梁修繕事業のうち継続事業として実施しております昭和橋につきましては、残りの国道側から8連目、9連目及び左岸側のゲルバーガーター橋の修繕工事を9月から来年3月末までの工期で事業着手いたします。

また、県道坂城インター線延伸整備事業につきましては、県が事業主体となり、本年6月に詳細設計に基づく2回目の地元説明会を開催いたしました。今後用地測量・物件調査等を実施し、来年度より用地買収等に着手していく予定となっております。

さて、文化センター周辺は社会教育施設やスポーツ施設などの教育文化施設と社会福祉協議会を初めとする福祉関係施設の集積地となっております。これらの施設の利用状況等を勘案する中で、昨年度に引き続き図書館南側の土地1,919m²につきましては、町土地開発公社に取得をお願いいたしました。なお、当面は図書館及び文化センターの駐車場として利用するため、土地開発公社による整備費用を負担するための予算を計上したところであります。

また、南条小学校の改築工事、また昨年度実施いたしました地域の避難所ともなる3小学校の体育館の耐震工事、つり天井の落下防止工事の完了によりまして、小学校の耐震整備は全て完了となったところであります。6月議会定例会におきまして一般質問もいただきました村上小学校のつり天井解体撤去後の体育館の異音につきましては、設計士等専門家に原因の特定となる有効な対応策について調査をお願いしたところであります。

異音の原因といたしまして、村上小学校体育館の屋根が金属製の折板で、折板が山形の形状となっていることから日射の角度によって表面温度が不均一に変動し、この表面温度の変化に伴う伸縮が原因となって異音、音が発生するということでもあります。この異音対策としまして、天井改修工事費を今補正予算に計上いたしましたところであります。

また、町内企業の動向としまして、ミヤリサン製薬株式会社から需要増に伴う増産に対応するため、新工場の用地として前田工業団地の取得の申し込みがあったことから、土地売却に係る坂城町工業地域開発事業特別会計予算を本議会に上程いたしましたところであります。なお、この工業地域開発事業特別会計予算を本日先議によりお認めいただきました後、坂城町土地開発公社からの土地の取得及びミヤリサン製薬株式会社への売却を行うため、本議会最終日に前田工業団地の取得及び処分についての議案を追加上程いたしたいと考えております。

以上、平成27年度の決算状況と28年度の主な事業の進捗状況並びに主な9月補正予算の内容について申し上げます。

今議会に審議をお願いする案件は、専決報告が2件、人事案件が1件、条例の一部改正が1件、一般会計・特別会計の27年度決算の認定7件、特別会計1件、補正予算7件、計19件でございます。よろしくご審議を賜り、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

て、招集のご挨拶とさせていただきます。

◎日程第4「諸報告」

議長（塚田君） 町長から地方自治法施行令第145条第2項の規定により、平成27年度坂城町継続費精算報告書が提出されております。

次に地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社坂城町振興公社に係る平成28年3月31日現在の経営状況報告書の提出がありました。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。それぞれお手元に配付のとおりであります。

次に、請願及び陳情について申し上げます。本日までに受理した請願及び陳情はお手元に配付のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので、ご報告いたします。

議長（塚田君） 次に、日程第5「報告第2号 町長の専決処分事項の報告について」から日程第7「議案第33号 平成28年度坂城町工業地域開発事業特別会計予算について」までの3件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（塚田君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、ご説明申し上げます。

まず、専決第12号「和解及び損害賠償額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、平成25年5月23日、中之条の町道B014号線を自転車で走行中、町道に設置されたグレーチングのすき間に脱輪し転倒した際の負傷に際し、相手方へ損害賠償を支払うことで示談成立の合意を得ましたので、専決処分をいたしましたものでございます。

次に、専決第13号「平成28年度坂城町一般会計補正予算（第5号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万円を追加し、歳入歳出予算の総額を61億859万3千円といたしましたものであります。

歳出の内容といたしましては、町消防団第2分団が7月3日の埴科消防ポンプ操法大会ポンプ車の部で見事優勝し、7月31日に小海町で開催された県大会への出場を果たしたことから、大会出場に要する経費として費用弁償や出勤交付金等44万円を計上いたしましたもので、開催日の関連で急を要したことから専決といたしましたものでございます。なお、歳入につきましては、財政調整基金からの繰入金を計上いたしましたものでございます。以上、専決処分事項についてご

報告いたします。

次に、議案第32号「坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。

本件につきましては、9月30日をもって中澤恵子委員の3年間の任期が満了するに当たり、引き続き、地域の信望が厚く、経験も豊かな同氏を再認いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は平成28年10月1日から平成31年9月30日までの3カ年、3年間でございます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第33号「平成28年度坂城町工業地域開発事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本案は、工業地域開発事業の円滑な運営と経理の適正を図るために特別会計を設置するものであり、今回、前田工業団地の土地取得と財産売り払いについて予算計上するものであります。

歳入歳出予算の総額を1億3,228万円とし、歳入につきましては、前田工業団地用地の売り払いによる財産収入。歳出につきましても、用地の取得費として1億3,228万円をそれぞれ計上するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

議長（塚田君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案調査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時44分～再開 午前10時54分）

議長（塚田君） 再開いたします。

◎日程第5「報告第2号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第12号「和解及び損害賠償額の決定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第13号「平成28年度坂城町一般会計補正予算（第5号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

◎日程第6「議案第32号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

◎日程第7「議案第33号 平成28年度坂城町工業地域開発事業特別会計予算について」

議長（塚田君） これより質疑に入ります。

10番（山崎君） 今回、売却できるということで喜ばしいことなんですけれども、購入時の価

格と土壤改良にかかった価格、またそれに今まで売れなかった期間の利息、合計で幾らになるでしょうか。どのくらいの差額になるかお聞きいたします。

産業振興課長（山崎君） 価格について申し上げます。土地の取得費でございますけれども、これにつきましては約2千万、2,006万517円でございます。そこに汚染土壤の除去・浄化・造成工事が約9,900万円でございます。それに支払利子が約700万円、それに測量設計費、事務費等を含めて合計1億3,228万円の分譲価格としたいというものでございます。

10番（山崎君） 購入時あるいは土壤改良と造成、いろいろ合わせてツーペイという形だと思います。今のご時世、土地も下落していますから、売れたということはまことによろしい、またいいと思います。

もう一つ、あそこに置いてあるタータンですか、陸上競技の100mの、今日、私もあその前を通りましたら、草刈りをしてきれいにしているようでした。これから引き渡す、売り渡す形で整備していると思います。今後、坂城町の陸上もいいところにいるんですけども、あれはどのように考えて、どこか代替のところは何かあるんでしょうか。

教育文化課長（宮下君） 陸上競技のタータンでございますけれども、当然今回この土地の売却に伴って移設しなければいけないということで、今回の補正予算に計上させていただいたところでございます。現在、体育協会等々関係者、関係団体等と協議する中で、場所等は例えば文化センター、坂城中学校等々いろいろと検討をする中で進めているところでございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（塚田君） 日程第8「議案第34号 平成27年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第22「議案第48号 平成28年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」までの15件を一括議題とし提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（塚田君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第34号から48号までご説明申し上げます。

まず、議案第34号「平成27年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

平成27年度本一般会計歳入歳出決算は、歳入総額7億8,936万6千円、歳出総額7億7,268万9千円で、歳入歳出差引額は7,667万7千円となりました。

実質収支額につきましては、歳入歳出差引額から事業の実施時期や工期の関係で27年度へ

繰り越した電算一般経費や町道A01号線道路改良工事、舗装修繕など繰越事業の充当財源となる498万7千円を除いた7,169万円であります。この実質収支額から3,600万円を財政調整基金に繰り入れた残額の3,569万円が平成28年度への繰越金であります。

歳入の主なものでございますが、町税のうち町民税につきましては、新興国経済の減速はあったものの、緩やかな景気の回復基調により、個人、法人とも増収となり、特に一部企業の業績が引き続き好調に推移したことによる法人町民税の増収分が大きな要因となり、町民税全体では前年度に比べ12.2%の増となりました。固定資産税については、土地の減額はありましたが、償却資産の増加により、総額でプラス0.5%の微増となり、町税全体の収入額は28億5千万円で、前年度に対し5.9%、1億6千万円の増額となっております。

地方消費税交付金につきましては、平成26年4月の税率引き上げ分が全ての企業決算にも反映されたことなどで、地方分の交付金が増加し、前年度対比プラス61.3%、1億2,200万円の大幅な増額の要因となったところであります。

地方交付税につきましては、町税収入の増加により算定の基礎となる基準財政収入額が大幅に増加したことで普通交付税額が減額となり、交付税全体で前年度対比マイナス9.1%、1億1,800万円の減額であります。

国庫支出金につきましては、南条小学校建設に係る学校施設環境改善交付金や橋梁修繕など土木費国庫補助金の増加により、前年度対比プラス33.5%、1億8,700万円増の7億4,600万円でありました。

県支出金につきましては、大雪による農業被害への補助金があった26年度に対しマイナス14.3%、5,100万円の減額となっております。

その他の歳入では、繰入金の前年度に対し6億5,700万円増の9億2,900万円、町債が1億500万円増の6億6,200万円と、それぞれ前年度より大幅に増加しておりますが、いずれも南条小学校建設にかかわる文教施設整備基金繰入金及び学校教育施設等整備事業債が主な増額の要因となっているものであります。

歳入全体では、前年度対比14.1%、金額で9億7,338万8千円の増額となった状況であります。

次に、歳出につきまして、性質別に主なものを申し上げます。まず、投資的経費につきましては、継続事業のA01号線道路改良事業や橋梁修繕事業などのほか、南条小学校建設事業や3小学校の天井落下防止工事等大型事業の実施により、普通建設事業費全体で前年度の2.3倍となる17億3,700万円の決算額となりました。

義務的経費につきましては、人件費で1.1%の増となりましたが、扶助費については臨時福祉給付金等の給付額が減額されたことなどから1.6%の減、公債費につきましても地方債残高の減少や低利率での借り入れにより1.5%の減となり、義務的経費全体でも0.4%の

減額となりました。

その他経費につきましては、マイナンバー制度の施行に伴うシステム改修や、特別展として開催いたしました「エヴァンゲリオンと日本刀展」の業務委託などの増により物件費が6.1%の増、下水道事業特別会計への繰り出しなどの増により繰出金が10.8%の増となりましたが、補助費等については坂城駅エレベーター設置工事負担金の支出があった26年度に比べ9.6%の減となっております。

歳出全体では前年度対比14.4%、金額で約9億7,971万4千円の増額となったところであります。詳細につきましては、決算書の事項別明細書及びお手元にお配りいたしました主要施策の成果及び実績報告書のとおりであります。また、内容の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をいたします。

続きまして、議案第35号「平成27年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

平成27年度本特別会計歳入歳出決算額は、歳入総額3,670万5千円、歳出総額3,596万7千円で、歳入歳出差引残額は73万8千円、このうち50万円を設備基金に積み立て、残りの23万8千円を平成28年度に繰り越しをいたしたところでございます。

歳入の主なものでございますが、有線放送電話使用料3,123万4千円、各種事務手数料及び広告放送料等79万7千円、工事費負担金85万7千円でございます。

歳出の主なものでございますが、設備基金積立金664万3千円、電力柱等共架料及び電柱敷地等借上料424万2千円、有線施設設置移転等工事434万8千円でございます。

次に、議案第36号「平成27年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

平成27年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額19億1,976万7千円、歳出総額19億1,633万5千円で、歳入歳出差引残額は343万2千円、このうち100万円を国民健康保険基金に積み立て、残りの243万2千円を平成28年度に繰り越しをいたしたところでございます。

歳入の主なものでございますが、国民健康保険税3億2,205万1千円、国庫支出金3億4,336万8千円、前期高齢者交付金6億61万4千円、共同事業交付金3億7,415万6千円でございます。

歳出の主なものでございますが、保険給付費12億3,033万5千円、後期高齢者支援金等2億290万5千円、共同事業拠出金3億7,690万2千円でございます。療養給付費、療養費、高額医療費を合わせた支払額を前年度と比較いたしますと、全体では5.3%の増となっており、制度別の医療費の内訳では、一般被保険者分で8.5%の増、退職被保険者分では、28%の減となっております。後期高齢者支援金等は、前年度対比1.6%の減、共同事

業拠出金につきましては制度の変更があり、129.2%の増となっております。

続きまして、議案第37号「平成27年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

平成27年度本特別会計歳入歳出決算額は、歳入総額303万4千円、歳出総額302万1千円で、歳入歳出差引残額の1万3千円につきましては、平成28年度に繰り越しをいたしたところでございます。

歳入の主なものでございますが、貸付金元利収入で294万8千円、県補助金で6万4千円でございます。

歳出の主なものでございますが、元利償還金で140万7千円、一般会計繰出金で151万1千円でございます。

続きまして、議案第38号「平成27年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」提案理由をご説明申し上げます。

公共下水道の整備は、南条、上平地区の整備により、平成27年度末で供用面積は478haに達し、整備面積の進捗率は78%となっております。

平成27年度の決算につきましては、歳入総額7億2,258万3千円、歳出総額7億1,135万8千円で、繰越明許費繰越額の1,079万8千円を除いた42万7千円が実質収支額となりました。

歳入の主なものでございますが、受益者負担金4,687万円、下水道使用料1億3,332万9千円、国からの交付金6,500万円、一般会計からの繰入金3億円、町債1億2,830万円でございます。

歳出の主なものでございますが、上流処理区維持管理費負担金5,859万1千円、下水道管渠工事費1億4,661万1千円、千曲川流域下水道上流処理区事業費負担金1,996万円、長期債元利償還金3億4,148万3千円でございます。

続きまして、議案第39号「平成27年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

平成27年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額12億5,699万1千円、歳出総額12億5,308万7千円で、歳入歳出差引残高は390万4千円、このうち40万円を支払準備基金に積み立て、残り350万4千円を平成28年度に繰り越しをいたしたところでございます。

歳入の主なものでございますが、介護保険料3億559万円、国庫支出金2億7,365万5千円、支払基金交付金3億3,147万9千円、県支出金1億7,279万3千円、繰入金1億6,672万8千円でございます。

歳出の主なものでございますが、保険給付費11億7,253万9千円、地域支援事業費

2, 438万8千円、要介護認定事務等の総務費1, 488万円、基金積立金3, 531万3千円でございます。

次に、議案第40号「平成27年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

平成27年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額1億7, 951万7千円、歳出総額1億7, 914万7千円で、歳入歳出差引残額は37万円、全額を平成28年度に繰り越しをいたしたところでございます。

歳入の主なものでございますが、後期高齢者医療保険料1億3, 856万1千円、一般会計繰入金4, 056万4千円。

歳出の主なものでございますが、後期高齢者医療広域連合納付金1億7, 826万2千円、事務費等総務費87万3千円でございます。

次に、議案第41号「坂城町生活環境保全条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

空家の対策につきましては、平成26年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたところでございます。本町では空家等の適正管理につきましては、坂城町生活環境保全条例に基づき対応してきたところでございますが、本条例の条文中に改めて「空家等」を明確に位置づけ、特別措置法で規定する「特定空家等」に至るまでの空家について、引き続き指導等の対応をしてまいるのでございます。

次に、議案第42号「平成28年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9, 228万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を62億87万8千円とするものであります。

補正予算の内容でございますが、歳入の主なものにつきましては、地方交付税1億8, 011万3千円、個人番号カード交付事務費補助金等の国庫支出金614万2千円、A01号線代替用地売り払い等の財産収入1, 348万2千円、前年度繰越金2, 568万9千円、臨時財政対策債等の町債1, 095万6千円をそれぞれ増額し、基金からの繰入金を合わせて1億5, 077万4千円減額するものでございます。

一方、歳出の主なものにつきましては、ふるさと納税事業1, 020万円、マイナンバー制度に係るシステム改修委託474万3千円、マイナンバーに係るカード関連事務交付金371万4千円、びんぐしの里公園施設改修等の公園管理一般経費2, 970万円、村上小学校体育館天井改修事業2, 633万1千円、文化施設等駐車場整備負担金570万円をそれぞれ増額いたすものでございます。あわせて、人件費につきましては、現在の職員配置に合わせた調整を行うものでございます。

また、町道A01号線道路改良事業に関し、平成29年度予算で精算払いとなる用地及び物件補償に係る契約を締結するための債務負担行為の補正につきましても、あわせてご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第43号「平成28年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ22万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,444万7千円とするものであります。

補正予算の内容でございますが、歳入につきましては前年度繰越金、歳出につきましては設備基金積立金22万7千円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、議案第44号「平成28年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ761万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億6,416万2千円とするものであります。

補正予算の内容でございますが、歳入につきましては国庫支出金99万6千円、療養給付費交付金468万9千円、前年度繰越金193万1千円を増額するものでございます。

歳出につきましては総務費99万7千円、退職被保険者等高額療養費468万9千円、国庫支出金返還金148万6千円、予備費44万4千円を増額するものでございます。

次に、議案第45号「平成28年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を277万3千円とするものであります。

補正予算の内容でございますが、歳入につきましては前年度繰越金、歳出につきましては一般会計繰出金1万2千円をそれぞれ増額するものでございます。

続きまして、議案第46号「平成28年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」提案理由をご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ312万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億2,357万4千円とするものであります。

今回の補正は、平成27年度決算の繰越金の確定に伴う補正、流域下水道事業の追加工事に伴う補正、公共下水道事業の進捗等に合わせて予算組みかえを行うものでございます。

歳入につきましては、汚染処理施設整備交付金を1千万円減額し、町債を1,270万円、繰越金42万7千円を増額するものでございます。

歳出につきましては、流域下水道事業費を270万円、一般会計繰出金を42万7千円をそれぞれ増額するものでございます。

続きまして、議案第47号「平成28年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ495万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億2,120万円とするものであります。

補正予算の内容でございますが、歳入につきましては県負担金交付金137万7千円、支払準備期金積立金7万9千円、繰越金350万3千円を増額するものでございます。

歳出の主なものにつきましては、国庫支出金返還金171万9千円、支払基金交付金返還金128万7千円、支払準備期金積立金176万5千円を増額するものでございます。

最後に、議案第48号「平成28年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万8千円を追加し、歳入歳出予算を1億8,520万8千円とするものであります。

補正予算の内容について申し上げますと、歳入につきましては繰越金36万8千円を増額いたすものでございます。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金36万2千円、予備費6千円を増額いたすものでございます。

以上、よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

議長（塚田君） 続いて、各課長等に、議案第34号「平成27年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」詳細説明を求めます。

初めに歳入について説明を求めます。

財政係長（伊達君） 平成27年度坂城町一般会計歳入歳出決算の内容につきまして、順次ご説明申し上げます。

まず、歳入全般について、決算書事項別明細書の11ページ、町税からご説明申し上げます。款1町税につきましては、収入総額が28億5,007万円で、前年度と比較いたしまして、金額で1億5,952万5千円、率にしてプラス5.9%の増収となりました。内訳でございますが、町民税につきましては、新興国経済の減速による影響も懸念されたところですが、個人、法人とも堅調に推移し、個人町民税では2,398万5千円、法人町民税では1億2,778万8千円の増収となり、町民税全体では12.2%の増という状況でございます。

固定資産税につきましては、土地価格の下落はあったものの、償却資産の増により全体で0.5%のプラスとなっております。また、軽自動車税につきましては率にしてプラス1.7%、町たばこ税もプラス0.8%といずれも増収となりましたが、入湯税につきましてはマイナス1.9%といった状況でございます。

続いて、12ページにかけての款2地方譲与税につきましては、地方揮発油譲与税、自動車

重量譲与税とも増額となり、決算額は6,383万円、前年度対比4.7%のプラスでございます。

12ページの交付金関係では、款3利子割交付金が決算額288万8千円で、前年度に対し58万7千円の減、款4配当割交付金は決算額808万9千円で182万4千円の減、款5株式等譲渡所得割交付金につきましては、決算額833万2千円で、77万3千円の増となっております。

次に、款6地方消費税交付金につきましては、決算額3億2,158万6千円で、平成26年4月の消費税率引き上げ分が満額反映されたこと、また事業年度によりばらつきがあった企業決算への反映などにより、前年度に対し61.3%の大幅な増となっております。

続きまして、13ページにかけての款7自動車取得税交付金につきましては、決算額が1,190万3千円で、エコカー減税の縮小などにより前年度対比83.5%の増となっております。

款8地方特例交付金につきましては、住宅借入金等、税額控除に係る地方公共団体の減収を補填する交付金で、決算額は前年度に対し3万4千円増の617万3千円となっております。

次に、款9地方交付税でございます。交付税の決算額は前年度に対し9.1%減の11億7,745万3千円で、内訳としまして普通交付税は法人を中心として自主財源となる町税収入の増加により、行政経費を賄う基準財政収入額が前年度よりプラス16.6%の増額算定がされたことで、前年度対比マイナス10.7%の10億4,550万1千円が交付されました。

また、特別交付税につきましては、平成26年2月に発生しました大雪対策経費の算入などがあり、前年度対比では6%増の1億3,195万2千円の決算額でございます。

なお、財政力指数につきましては、平成25年度から27年度までの3カ年平均が0.658で、県下における当町の順位につきましては、昨年同様全市町村中6番目、町村では軽井沢町、南相木村に次いで第3位という状況でございます。

続いて、款10交通安全対策特別交付金につきましては、決算額203万円で、前年度に対し26万4千円の増となっております。

次に、14ページにかけての款11分担金及び負担金につきましては、保育料の多段階化や子ども・子育て支援新制度による保育標準時間の導入などによる児童福祉費関係の負担金の減少などで前年度対比マイナス4.7%の9,196万4千円の決算額となっております。

続いて、14ページから16ページにかけての款12使用料及び手数料につきましては、特別展として開催いたしました「エヴァンゲリオンと日本刀展」などによる施設使用料の増収などで前年度に対し12.8%増の決算額8,413万8千円であります。

続きまして、16ページから19ページまでの款13国庫支出金につきましては、大型事業であります小学校建設への補助等により、決算額は7億4,579万円で、前年度との比較で

はプラス33.5%、1億8,711万1千円の増額となりました。

次に、19ページから23ページにかけての款14県支出金につきましては、決算額3億733万5千円で、前年度に比べ5,146万3千円の減となりました。一昨年にごさいました大雪による農業災害への補助金の減額などによる減少が主なもので、前年度対比マイナス14.3%となったところをごさいます。

24ページにかけての款15財産収入につきましては、普通財産の貸し付け、公有財産売却収入として土地の売り払い、また基金積立金利子が主なものであります。決算額は3,377万6千円で、前年度に比べ156万2千円の増となっております。

続いて、24ページの款16寄附金につきましては、教育、商工、民生関係及びふるさと寄附金としてご寄附をいただいたものをごさいます。教育関係などへ多くのご寄附をいただき、決算額は1,222万2千円で、前年度の127万円と比較しますと9.62倍、約10倍近いご寄附を頂戴したところをごさいます。

次に、25ページにかけての款17繰入金につきましては、事業目的に応じた特定目的基金からの繰り入れが主なもので、南条小学校建設に伴う文教施設整備基金からの繰り入れなどにより、決算額は前年度に比べ6億5,682万4千円増の9億2,860万6千円となっております。

次に、25ページの款18繰越金につきましては、決算額4,300万3千円で、繰り越し事業への充当財源の減少などにより、前年度に比べ1億1,644万2千円の減となっております。

25ページから28ページにかけての款19諸収入につきましては、決算額5億784万9千円で、前年度対比0.9%の増となっております。主なものとしましては、町税の延滞金、町預金利子、中小企業振興資金貸付金元利収入、学校給食費納入金等をごさいます。

歳入の最後になりますが、28ページの款20町債をごさいます。決算額は6億6,232万8千円で、道路改良事業などに係る公共事業等債、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債のほか南条小学校建設事業に係る学校教育施設等整備事業債、3小学校体育館の天井落下防止事業に伴う全国防災事業債の発行により、前年度と比べ1億513万8千円の増となったところであります。

以上、歳入総額は78億6,936万5,596円で、前年度と比較してプラス14.1%、金額で9億7,338万8千円の増額となりました。なお、調定額に対する収納率をごさいますが、全体で96.60%をごさいます。

以上で、歳入につきまして詳細説明を終わらせていただきます。

議長（塚田君） 次に歳出について説明を求めます。

なお、議会費は省略いたします。

総務課長（青木君） 歳出につきまして順次ご説明申し上げます。

なお、事業ごとの詳細説明につきましては、平成27年度主要施策の成果及び実績報告書をご覧くださいと存じます。

それでは32ページをご覧ください。32ページから34ページの款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、特別職及び職員の人件費等経常的経費でございます。健康スクリーニング検診委託は、人間ドックを受診していない職員、短期雇用の臨時職員が受診しており、職員が何らかの検診を受けるよう健康管理に努めているところでございます。職員研修事業といたしましては、人事評価制度業務のための委託費及び接遇研修などを実施したところでございます。

35ページ、目2文書費は、役場全体の文書発送用の通信費、文書配達委託費、コピー機の賃借料が主なものでございます。36ページにかけての目3財政管理費は、積立金につきましては財政調整基金、広域行政事業基金等への積み立てでございます。

なお、決算状況につきましては「広報さかき」に掲載し、主要施策の成果及び実施報告書につきましては、町ホームページで公開しております。

会計管理者（塚田君） 36ページ、目4会計管理費ですが、印刷製本費については決算書、封筒などの印刷、役務費については公金収納、派出業務の手数料です。

企画政策課長（柳澤君） 続きまして、目5財産管理費は、町の普通財産の管理等に係る経費でございます。主なものは、地方自治体における統一的な基準による地方公会計制度運用を図るため、節13にて土地建物など公有資産の台帳整備を行いました。

次に、目6企画費ですが、企画政策推進費では37ページ、節19にて長野・上田両広域連合への負担金のほか、町内在住高校生を対象としたタイ国研修の負担金を支出いたしました。温泉管理事業につきましては、節15にて温泉源泉送水ポンプ、中継ポンプなどの改修工事、節19では町民優待券の利用実績に応じた割り引き入館料の2分の1負担、節25では振興公社からの納付金を基金として積み立てました。

38ページにかけての、まちづくり推進事業では節1にて行政協力員の報酬、節13にて文書配布等の行政事務委託など、節19では地域づくり活動支援としてコミュニティ活動に助成を行いました。国際交流事業につきましては、節19で町国際交流協会へ補助金の交付でございます。

スマートコミュニティ構想事業では、産学官連携によるテクノさかき工業団地内における電力の効率利用に向けた調査研究を行うとともに、スマートエネルギー設備導入補助につきましては、住宅用太陽光発電システムのほか、家庭用リチウムイオン蓄電池システム、家庭用エネルギー管理システムなど補助対象を拡充して、エネルギーの効率的な利用促進を図りました。

39ページ、繰り越しの地方創生先行型事業につきましては、当町のまち・ひと・しごと創

生総合戦略に盛り込む施策を国の交付金事業実施計画に基づき先行型として実施しました。少子高齢社会への対応とともに人口減少に歯どめをかけ、快適で住みよい環境を確保するため、町第5次長期総合計画後期基本計画、町人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を行いました。また、合同企業説明会などの中小企業人材確保に係る補助事業、企業の出展補助事業、コトづくりイノベーション補助事業、太陽光発電システム設置補助事業、高校生タイ国研修補助事業、小・中学校外国語指導業務委託などを行いました。

目7広報広聴費ですが、広報広聴一般経費につきましては、庁舎内のインターネット環境保持等に係る経費で、主なものは節13インターネット系のサーバーとシステムの保守を委託したほか、節14ではこれらハードウェアのリース料と回線の使用料などがございます。広報発行事業につきましては、「広報さかき」の印刷が主なものでございます。

40ページ、有線放送電話特別会計繰出金事業では、節28において同特別会計へ繰り出しを行いました。電子自治体事業につきましては、国の施策として行政情報の提供や申請、届け出手続の電子化に向けて市町村行政ネットワークが構築されています。これに係る経費として節14ではデータセンター使用料、節19では県へのネットワーク負担金の支出が主なものでございます。

目8電算費につきましては、窓口業務等に係る電算化の主たる経費の支出でございます。節13において機器などの保守料、国で進める社会保障・税番号制度運用開始に向け、情報の連携機能に係るシステム改修、節14ではソフトウェアの使用料、ハードウェアのリース料、節19では社会保障・税番号制度運用に必要な中間サーバーに係る負担金でございます。

繰り越しの電算一般経費につきましては、社会保障・税番号制度開始に向け、番号の利用機能に係るシステム改修を平成26年度から繰り越して行ったところでございます。

総務課長（青木君） 40ページ一番下の下段から41ページにかけての目10業務管理費につきましては役場庁舎全般に係る光熱水費、エレベーター等の設備の保守点検料、修繕料、総務課管理の庁用車に係る燃料費等でございます。

昨年度は役場に来られた方の利便性を図るため、1階に相談用の個室を設置いたしました。また、節電対策といたしましては、窓の一部に遮光用フィルムの設置などを実施したところでございます。

住民環境課長（金子君） 41ページから42ページにかけての目11防犯対策費でございますが、節11需用費の主なものは、防犯灯に係る光熱水費、修繕でございます。節19は更埴防犯協会連合会等関係団体への負担金、補助金でございます。

続きまして43ページにかけての目12交通安全対策費の主なものは、節1交通指導員の報酬のほか、節11需用費のうち毎年、新入学児童に配付しております交通安全ヘルメット等の消耗品費、節19の千曲交通安全協会坂城支部等に対する補助金が主なものでございます。

続きまして43ページ、目13消費生活費の主なものでございますが、節1の消費生活指導員の報酬と節19の消費者の会の活動に対する補助金でございます。

企画政策課長（柳澤君） 続きまして、目14男女共同参画推進費の主なものは、節1にて女性専門相談員の報酬、節19において女性団体連絡会、男女共同みんなの会への活動補助を行いました。

収納対策推進幹（池上君） 43ページから44ページ、項2徴税费、目1税務総務費は固定資産評価審査委員の報酬、職員の人件費等経常的経費でございます。また、負担金では長野県地方税滞納整理機構への支出があり、今後も滞納整理機構と連携し、未納額の減少に取り組んでまいります。

同じく44ページから45ページ、目2賦課徴收费の印刷製本費は納税通知書等であり、通信運搬費は納税通知書及び督促状の送付に係るもの、委託料は平成30年度の評価がえに向けての固定資産評価基礎資料整備等で、償還金・利子及び割引料は町税の還付金・還付加算金でございます。

住民環境課長（金子君） 45ページから46ページにかけての項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の主なものは職員の人件費と経常的経費でございます。46ページの節7賃金はマイナンバー制度の施行に伴う個人番号カード交付にかかわる事務処理のための臨時職員の賃金でございます。節13委託料は住基システム及び情報等の維持管理、人口統計媒体作成等の委託費、節14は戸籍機器、戸籍システム、住基ネット機器にかかわるものでございます。節19のカード関連事務交付金は個人番号カード発行にかかわるカードの作成、発送業務など関連業務を地方公共団体情報機構（J-LIS）に一括委任し、費用を交付金として支払ったものでございます。

総務課長（青木君） 46から49ページにかけては選挙費でございます。目1選挙管理委員会費につきましては選挙管理委員の報酬が主なものでございます。47ページ、目5農業委員会選挙費は、昨年5月13日に農業委員会選挙を実施した際の職員の手当等でございます。目6県議会議員選挙費は、昨年4月12日に実施しました県議会議員選挙の経費で、実施した際の職員の手当等でございます。48ページ、目7町長・町議会議員選挙費は、昨年4月26日に選挙を実施した際の経費で、内容は職員手当、ポスター掲示場の経費に係る委託費等でございます。

企画政策課長（柳澤君） 49ページから50ページにかけての項5統計調査費、目1統計調査総務費、統計一般経費につきましては、県民手帳の購入費でございます。目2委託統計調査費につきましては26年度に実施した工業統計、世界農林業センサス、商業統計調査の集計事務を行うとともに、5年に一度我が国の人口・世帯の状況などを明らかにする国勢調査、学校基本調査を行いました。また、28年度実施の経済センサス調査の準備作業を行いました。

総務課長（青木君） 50ページ、項6監査委員費は、目1監査委員費は監査委員さんの報酬等の費用でございます。

議長（塚田君） 詳細説明の途中ですが、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時58分～再開 午後 1時30分）

議長（塚田君） 再開いたします。

会議に入る前に、14番 入日時子さんから欠席の届け出がなされております。これを許可してあります。

引き続き、詳細説明を求めます。

福祉健康課長（大井君） それでは、50ページからの民生費についてご説明を申し上げます。

52ページにかけての社会福祉一般経費は、職員の人件費のほか福祉委員の報酬、福祉委員協議会補助金、民生委員活動費交付金などが主なものでございます。52ページにかけての社会福祉協議会補助事業は、社協が実践する地域福祉推進事業の補助金が主なものでございます。

国民健康保険特別会計繰出金事業は、国保特別会計への繰出金でございます。

52ページから53ページにかけての臨時福祉給付金給付事業は、平成26年4月の消費税率の引き上げに伴い低所得者の経済的負担を軽減するために行った臨時的な給付措置に要した経費でございます。

住民環境課長（金子君） 53ページ、目2国民年金事務費でございますが、節11需用費のうち消耗品費では、成人者への啓発として年金手帳ケースを購入し、成人式での配付を行いました。節13委託料は、国民年金加入等の日本年金機構報告用データ作成にかかわる電算委託が主なものでございます。

福祉健康課長（大井君） 続きまして、目3老人福祉費でございますが、53ページの老人福祉一般経費は、長野広域連合負担金、更埴地域シルバー人材センター負担金、老人クラブに対する補助金などがございます。53ページから54ページにかけての老人福祉町単事業は、高齢者祝賀行事への補助、敬老祝金事業が主なものでございます。

54ページの高齢者生活支援事業は、医療機関等への送迎など外出支援サービスに要した経費でございます。続きまして、介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険の給付に係る町負担分など特別会計への繰出金でございます。後期高齢者医療保険事業では、長野県後期高齢者医療広域連合への負担金、特別会計への繰出金などがございます。54ページから55ページの介護予防施設管理等運営事業は、ふれあいセンターの管理運営に係る経費で、27年度の主なものといたしましては、大広間へのエアコンの設置を行いました。

55ページの老人保健事業は、平成19年度の老人保健の診療報酬について、医療機関の請求誤りに伴う精算分でございます。年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業は、一億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者の方々を支援するた

め、28年度に給付金を給付する事前準備といたしまして、対象者の抽出作業に要した経費でございます。

次に、目4心身障害者福祉費でございます。55ページから56ページにかけての心身障害者福祉一般経費は、障害程度区分認定審査会に係る長野広域連合負担金、障がい者が働く福祉施設の自主製品販路拡大等の事業に係る補助金などがございます。56ページの重度障害者介護慰労金支給事業では、65歳未満の重度障がいのある方を在宅で介護されているご家族の方などに介護慰労金を支給したものでございます。福祉タクシー委託事業では、重度障がい者の外出等の負担軽減のため、タクシー利用券を交付したものでございます。

次に、心身障害者町単事業では、腎臓機能障がい者の通院や障がい者施設等への通所費の補助、重度心身障がい者の福祉年金、難病患者への見舞金などがございます。56ページから57ページにかけての福祉医療給付事業ですが、福祉医療費の給付に係る国保連等への審査委託、重度の障がいのある方へ福祉医療費の支給を行ったものが主なものでございます。57ページの自立支援給付一般事業費は、障害者自立支援給付に係る事務的な経費でございます。介護・訓練等給付事業は、居宅介護支援や生活介護支援、また就労移行支援や就労継続支援など障がい者福祉サービスの給付が主なものでございます。

自立支援医療事業費では、身体障がい者の障がいの除去や軽減を図るための手術などの医療費について自己負担分に係る医療費の給付を行ったものでございます。58ページの補装具支給等支援事業費は、身体機能を補う補装具について給付を行ったものでございます。地域生活支援事業費は、障害者総合支援法に基づき地域活動支援センターの委託や日常生活用具の支給など、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むために支援を行ったものでございます。

企画政策課長（柳澤君） 59ページにかけての目5人権同和推進費につきましては、節13では同和対策集会所の管理委託、節19では解放運動団体への補助金交付が主なものでございます。次に、60ページにかけての目6隣保館運営費ですが、職員の人件費と隣保館の運営に係る経常的な経費の支出となっています。この中で福祉の向上と人権啓発の拠点としての窓口相談、各種講座の開催、隣保館ふれあいフェスティバルの交流事業を実施しました。

福祉健康課長（大井君） 同じく60ページの目7高齢者対策費は、養護老人ホームへの入所措置費が主なものでございます。

次に、目8地域包括支援センター費でございますが、61ページにかけての地域包括支援センター一般経費は、臨時職員の賃金、介護予防ケアマネジメント業務委託が主な経費でございます。老人福祉センター管理等事業は、老人福祉センターの管理運営を社会福祉協議会へ委託したものでございます。住宅整備事業は要介護認定3から5の方や重度障がいの方が日常生活している居室や浴室、トイレなどを改修することに要した経費の一部を補助するもので、27年度は重度障がい者の方の住宅改修1件に補助をいたしました。

次に、生きがい活動支援事業は、高齢者の寝たきりや認知症予防のための通所事業を社協に委託して実施いたしました。また、62ページにかけての家族介護支援事業では在宅介護者の支援として介護慰労金の支給を初め訪問理美容サービスの委託、おむつなどの介護用品購入費の補助などを行い、福祉の向上に努めたところでございます。62ページの緊急通報体制整備事業では、独り暮らし老人訪問員の報酬、あんしん電話の保守等委託料が主なものでございます。

次に、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございますが、62ページの児童福祉一般経費は保育園等運営委員会を開催した際の報酬や事務的な経費でございます。63ページにかけての児童手当では、中学校卒業までの児童を養育している保護者等に児童手当を支給いたしました。63ページの子ども医療費給付事業ですが、子供の医療費の自己負担分について助成するもので、26年度は中学生の入院まで給付したものを27年度は中学生の通院まで対象を拡大して給付を行いました。出産祝金事業は出生のお祝いとして、出産した親御さんに対し町の商品券を支給したものでございます。

長野子育て家庭優待パスポート事業は、18歳未満の子供もしくは妊婦がいる全ての家庭が使える長野子育て家庭優待パスポートの全国展開によるパスポートの切りかえにより、新しいパスポートを対象世帯に発送いたしました。また、18歳未満の子供が3人以上いる世帯に発行される多子世帯応援プレミアムパスポートの交付に係る経費でございます。障害児通所等支援事業では、障がい児施設の通所等に係るサービス給付が主なものでございます。子育て世帯臨時特例給付金給付事業は、平成26年4月の消費税引き上げに伴い子育て世帯の経済的な負担を軽減するために行った臨時的な給付措置に要した経費でございます。

続きまして、目2母子父子等福祉費でございますが、母子父子等福祉事業費では、母子や父子の家庭等の児童・生徒に対し小・中学校の入学時、中学・高校の卒業時に激励祝金の支給を行ったものでございます。母子・父子医療給付事業は、母子や父子の家庭の福祉医療費でございます。

子育て推進室長（小宮山君） 64ページから65ページにかけての目3保育園総務費でございますが、主に人件費関係、給食の賄材料費及び給食調理業務の委託料でございます。また、節19は他市町村への広域入所にかかわる負担金が主なものでございます。

65ページから69ページにかけまして、目4南条保育園費、目6坂城保育園費、目7村上保育園費は、それぞれ保育園の運営にかかわる経常的な経費で、保育教材等の消耗品費、暖房用あるいは給食調理用の燃料費、電気、水道の光熱水費、保育園管理等に係る委託料でございます。通常保育のほか特別保育事業といたしまして早朝並びに夕方の時間外保育、障がい児保育、一時預かり保育等の実施や未就園児に保育園を開放する、なかよし広場、地域のお年寄り等と交流を図る世代間交流等を実施いたしました。

教育文化課長（宮下君） 69ページから71ページにかけましての目8児童館運営費、目9放課後児童健全育成費につきましては、町内3児童館の運営にかかわる経費で、館長、支援員などの人件費等経常的な経費でございます。各児童館それぞれが工夫を凝らす中で、児童が健全に過ごせる遊びの場を提供いたしました。

子育て推進室長（小宮山君） 71ページから72ページの目10子育て支援センター事業費は、賃金を初めとする子育て支援センターの事業運営にかかわる経常的な経費でございます。家庭児童相談員、臨床心理士による相談事業や子育て家庭への支援事業など子育て支援施策の充実に努めてまいりました。

福祉健康課長（大井君） 続きまして72ページの項3災害救助費、目1災害救助費は、住宅火災により罹災された方への見舞金及び炊き出しにかかった経費を支援いたしました。

次に款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費でございます。72ページから73ページにかけて保健衛生一般経費では、人件費などの経常的な経費のほか、厚生連篠ノ井総合病院施設整備について補助を行いました。73ページの精神保健福祉等事業は精神障がい者を支援するため、こころのリハビリ教室の開催に係る経費が主なものでございます。

次に、目2予防費でございます。73ページから74ページにかけての予防費一般経費は、休日における在宅当番医療体制を千曲医師会等へ委託するとともに、2次救急医療体制として長野地域において輪番制病院運営事業を実施いたしました。また、上田地域と共同で行う上田市内科・小児科初期救急センター並びに信州上田医療センター医師確保事業負担金などが主なものでございます。

74ページの結核関係一般経費は、65歳以上の町民を対象に、感染予防のため結核レントゲン検診を実施したものでございます。74ページから75ページにかけての乳幼児健診事業は、乳幼児の健診における医師手数料、妊婦一般健診の委託料が主なものでございます。

75ページの予防接種事業は、予防接種法に基づき感染の発生及び蔓延を予防するため、各種予防接種を実施したもので、ワクチン等の購入費に係る医薬材料費、医療機関への予防接種委託料が主なものでございます。

次に目4健康増進事業費でございます。75ページから76ページの健康増進事業は健康診査及び各種がん検診などを実施し疾病の予防と早期発見に努めたところでございます。また、節目年齢の女性にがん検診無料クーポン券を配布し、受診の促進を図りました。77ページの後期高齢者健康増進事業では、75歳以上の高齢者を対象に人間ドックや健診、肺炎球菌予防接種を実施し、健康増進に努めました。76ページから77ページの食育健康づくり推進事業は、食育基本法に基づき食育や健康づくりのための教室や講演会などを開催したものでございます。

次に、77ページのみ5保健センター管理費は、保健センターの管理に要した経常的な経費

でございます。

住民環境課長（金子君） 77ページから78ページにかけての目6環境衛生費の主なものでございますが、環境衛生一般経費では環境衛生委員の報酬、雑排水浄化槽汚泥処理委託事業は浄化槽汚泥の収集、中間処理、堆肥化の委託、自治区環境整備補助事業は各区の環境浄化整備事業に対する補助、不法投棄ごみ撤去事業は主要道路、河川、山林等の公共用地における不法投棄防止パトロール及びごみ撤去委託、78ページの狂犬病予防事業は獣医師会への狂犬病予防注射などの委託でございます。

続きまして、目8環境保全対策費でございますが、主なものは町内の主要河川等及び地下水の水質調査にかかわる委託料でございます。

建設課長（宮嶋君） 続きまして、目9上水道費、上水道一般経費でございますが、小網地区への上水道布設に伴う県営水道への負担金でございます。目10合併処理浄化槽設置費につきましては、合併処理浄化槽設置に係る補助金と小網地区合併処理浄化槽維持管理に対する補助金が主なものでございます。

住民環境課長（金子君） 78ページから79ページにかけての項2清掃費、目1清掃総務費でございますが、清掃総務費一般経費は毎年全戸配布しております、ごみ・資源物分別収集カレンダー等の印刷製本費、節12はごみ指定袋あっせんに伴う自治区への手数料、ごみ危険物収集所整備補助事業は、区が実施したごみ収集所の整備に対する補助金が主なものでございます。

続きまして、目2塵芥処理費でございますが、塵芥処理一般経費の節11需用費は可燃ごみ・不燃ごみ・事業系ごみの指定袋の作成・購入であります。節13委託料は可燃・不燃ごみ、資源物等の収集運搬処理、粗大ごみ不法投棄処理にかかわる委託料、節19は長野広域連合及び葛尾組合の負担金でございます。資源物回収奨励事業はPTA等の非営利団体が実施した資源物回収事業の奨励金でございます。80ページにかけてのごみ減量化容器等設置補助事業は、個人で購入した生ごみ処理機等に対する補助でございます。

続きまして80ページ、目3し尿処理費は千曲衛生施設組合の負担金及びし尿投入手数料に係る負担金でございます。

産業振興課長（山崎君） 80ページから81ページ、款5労働費、項1労働諸費、目1労政費です。労政一般経費では、職員の人件費、テクノハート坂城協同組合への運営補助が主なものです。

81ページにかけての勤労者福祉対策事業の主なものは、節19で千曲市からも負担いただいている更埴地域勤労者共済会への補助金、節21で勤労者生活資金貸付預託金です。勤労者総合福祉センター管理一般経費では、節13のセンターの管理委託料を支出しました。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費ですが、82ページにかけての農業委員会一般経費では、農業委員16名分の報酬と職員の人件費、農地情報の公開に伴うデー

タ整備委託が主なもので、83ページにかけての農業者年金業務では加入者の手続等の事務及び加入推進に向けた経費を支出しています。目2農業総務費の農業総務一般経費は、職員の人件費等の経常経費が主なものです。

84ページにかけての目3農業振興費の農業振興一般経費では、節19で中山間地域直接支払事業等を実施し、45歳未満の新規就農対策として青年就農給付金を8名の方に交付いたしました。

85ページにかけての地域営農推進事業では、節19で農業支援センターへの補助や地場産直産所への運営補助を行い、需給調整推進対策事業につきましては、国の施策である米の経営所得安定対策事業に基づき水田活用の直接支払いや畑作物の直接支払い交付金などのほか、坂城町農業再生協議会を通じた生産調整農家への転作推進補助金の交付を行いました。

農振地域整備促進事業は、農業振興地域整備計画の実施と推進についての経費で、農地銀行活動促進事業は町内6カ所のファミリー農園の用地借上料が主なものです。86ページにかけての農産物加工施設管理費では、農産物加工センターの光熱水費が主な支出となっています。

さかきブランド推進事業は、町のマスコットキャラクターねずこんによるPRの経費やホームページ管理委託等です。さかきワイナリー形成事業については、ワイン用ブドウの品種適性を実証するための試験圃場の栽培管理に係る作業員賃金のほか、長野大学へのワイナリー形成に向けてのビジネスデザイン作成委託が主なものです。

87ページにかけての有害鳥獣対策事業では、節13で有害鳥獣駆除を猟友会に委託し、節19では農作物を守る電気柵等の設置補助金を交付しました。

88ページにかけての目5農地費、農地一般経費では、節19でこれまで実施した土地改良事業に係る農林漁業資金の償還負担金と六ヶ郷用水組合、各土地改良団体の負担金を支出しました。

農道等基盤整備町単事業は、町内6カ所の水路等改修工事が主なもので、町単補助事業では自治区からの要望を受け、原材料支給や工事に関する補助を行い、15地区の整備を実施いたしました。

県営かんがい排水事業は、六ヶ郷用水及び埴科用水の改修工事の負担金です。多面的機能支払交付金事業では、町内の5団体が行う農地・農業用水の保全管理や、水路・農道等の長寿命化のための補修・更新活動に対し補助金を交付いたしました。

次に89ページ、90ページにかけての項2林業費、目1林業総務費、林業総務一般経費は職員の人件費のほか、県の森林づくり推進支援金を活用した里山景観整備や、節19間伐対策事業補助金として、森林造成事業による間伐事業へのかさ上げ補助が主なものです。

目2林業振興費、松くい虫防除対策事業については、総合的な松くい虫防除対策として伐倒駆除及び枯損木処理、有人ヘリによる空中散布や無人ヘリによる薬剤散布を実施いたしました。

なお、空中散布を実施するに当たっては、住民説明会の開催などリスクコミュニケーションの強化及び薬剤安全確認調査を実施いたしました。

9 1 ページにかけての町有林管理事業は下草刈りや除伐・間伐等作業にかかわる賃金、林業委員の報酬が主なもので、特用林産振興事業では、五里ヶ峰トンネル横坑前に建設した特用林産物生産施設に係る光熱水費等を支出しました。

目 3 林道事業費、林道事業一般経費は、林道の維持管理に伴う作業員賃金のほか、重機借り上げ及び補修用材料の購入が主なもので、節 1 5 の工事請負費で林道水晶線など 4 カ所の補修整備を行い、節 1 4 及び節 1 6 では地域発元気づくり支援事業を活用し、地域住民が林道の舗装整備等を行う際の重機借上料と補修用材料の支援を行いました。

次に 9 2 ページにかけての款 7 商工費、項 1 商工費、目 1 商工総務費、商工総務一般経費ですが、その主なものは職員の人件費で、節 1 9 において中小企業能力開発学院事業への補助、さかきテクノセンターへの職員派遣団体補助金を支出しました。

9 3 ページにかけての目 2 商工振興費、商工振興一般経費では、節 1 9 において商工業振興補助金を町内事業所 2 9 社に、商工会の経営改善普及事業及びまちづくり事業等への補助金を交付しました。中小企業対策事業では 1 9 節で融資に係る保証料補給金 1 6 件、節 2 1 貸付金では中小企業振興資金の貸付預託金を町内 4 金融機関に支出し、2 7 年度では県制度資金、町制度資金合わせ 1 6 件、約 9, 3 0 0 万円の融資を行いました。

9 4 ページにかけての中心市街地活性化事業については、中心市街地コミュニティセンター及び商業インキュベーターに係る維持管理費、株式会社まちづくり坂城へのコミュニティセンターの管理委託が主なものです。繰越商工振興一般経費では、プレミアムな商品券事業補助金を商工会へ支出いたしました。

9 5 ページにかけての目 3 観光費、観光一般経費では南条記念公園等の桜の手入れ作業や葛尾城等の遊歩道整備について、地元区等への謝礼及び賃金を、また節 1 9 においては各種観光団体等へ負担金を支出しています。町民まつり事業では、実行委員会へ補助を行いました。

9 6 ページにかけての目 4 商工企画費、商工企画一般経費では、B. I プラザの光熱費の支出のほか、節 1 9 において工業関係各種団体へ負担金・補助金を交付し、節 2 5 で寄附金 3 0 0 万円をふるさとまちづくり基金へ積み立てました。工業団地整備事業では、主に工業振興施設等整備基金の利子分の積み立てを行い、坂城テクノセンター支援事業については、同センターの運営補助、試験機器整備及び施設改修の補助を行いました。

9 7 ページにかけて、鉄の展示館管理一般経費では、鉄の展示館の管理に係る経費が主なものです。昨年度は第 6 回新作日本刀刀職技術展覧会、特別展「高倉健さんからの贈りもの」ほか、季節ごとの平常展等を開催し、節 1 3 の委託料では、施設管理等の業務について、株式会社まちづくり坂城へ委託料として支出しました。特別展「エヴァンゲリオンと日本刀展」事

業は同展の開催に係る経費で、節12で広告業務を、節13で運營業務を委託し、全国各地から約1万3千人の方にご来場いただきました。

建設課長（宮嶋君） 97ページから99ページにかけての款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費につきましては、職員の人件費が主な内容でございます。

項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、道路橋梁総務一般経費は、道路照明灯の電気料と道路台帳の保守管理業務に係る委託経費が主なものでございます。町単補助事業は、町内22区が実施した土木事業22カ所に係る補助金でございます。交通安全施設整備事業では、カーブミラー、ガードレール転落防止柵等10カ所を整備いたしました。

100ページにかけての目2道路維持費の道路維持一般経費でございますが、節13は町道の街路樹の剪定、除草、道路ストック総点検に伴う舗装の点検、町内主要幹線道路の除雪、融雪剤散布の委託が主なもので、節15は道路、側溝等の維持補修工事費、節16は道路補修用材料、冬季の道路用融雪剤等の購入費でございます。

101ページにかけての目3道路新設改良費、道路改良事業（A01号線）につきましては、節13は金井工区、酒玉工区の用地測量、設計業務委託、節15は金井工区、酒玉工区の道路改良工事、節17は同じく金井工区、酒玉工区の用地購入費、節22は酒玉工区における建物等の補償費でございます。効果促進事業では、防犯灯の整備を行いました。

道路改良事業（舗装修繕）につきましては、節13は鼠橋通り町道A05号線、上平出浦地区町道B033号線の調査設計業務の委託、節15は同じく町道A05号線、町道B033号線の舗装修繕工事費でございます。

繰越道路改良事業A01号線につきましては、節17は酒玉工区の用地購入費、節22は同じく酒玉工区の建物等の補償費でございます。

目4橋梁新設改良費、橋梁補修事業につきましては、節13は産経大橋、昭和橋の橋梁詳細調査・設計業務の委託、節15は昭和橋の橋梁長寿命化修繕工事費と金井橋の修繕工事費でございます。

続きまして、項3河川費、目1河川総務費では、河川環境の整備を実施した愛護団体への補助金交付が主な内容でございます。目2河川改良費、河川改良一般経費では、河川、水路のしゅんせつ工事と3カ所の河川改良工事が主なものでございます。

101ページから103ページにかけての項4住宅費、目1住宅管理費の住宅管理一般経費につきましては、職員の人件費のほか、町営住宅及び改良住宅に係る維持管理修繕の経費でございます。公営住宅等総合改善事業は、横尾団地の下水道接続工事に係る施工管理委託及び工事請負費でございます。住宅リフォーム補助事業では、平成25年度から実施している事業で、住宅の改修工事に対して補助金の交付をいたしました。目3住宅・建築物耐震改修事業費では、精密診断実施委託と耐震補強工事に伴う補助金の交付をいたしました。

104ページにかけての項5都市計画費、目1都市計画総務費、都市計画総務一般経費では、都市計画事務事業に係る職員の人件費が主なものでございます。目3下水道費につきましては、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

104ページから106ページにかけての目4公園管理費のうち公園管理一般経費は、びんぐしの里公園、和平公園など、さかき千曲川バラ公園を除く公園緑地の管理及び事業費で、節13は株式会社坂城町振興公社への委託と遊具等施設の保守点検及びびんぐしの里公園屋外ステージに係る設計及び監理業務の委託が主なもので、節15は、びんぐしの里公園屋外ステージ改修工事及び下水道接続工事、びんぐしの里公園・こんぴらミニパークの遊具等施設の維持補修工事費で、節25は公園整備基金への積立金でございます。

花と緑のまちづくり事業は、さかき千曲川バラ公園の維持管理と都市緑化事業が主なもので、節7は公園の管理を行っているローズガーデナーの賃金、節13はバラ公園、清流公園の剪定、消毒等の委託費、節15はバラ公園ウォーキングステーション改修、つるバラ用タワーの改修や手すり設置等の工事費、節16は10区、2団体へ苗木の配布等でございます。

107ページにかけての項6高速交通対策費、目1高速交通総務費、高速交通対策一般経費は、節11需用費のうち光熱水費は坂城駅前トイレの電気料・上下水道料、高速バス停車場やテクノさかき駅外灯などの電気料、節13は坂城駅及びテクノさかき駅の管理業務委託費及び町内巡回バスの運行事業の委託費、節14は循環バス2台のリース料等で、節19は、しなの鉄道等各種団体への負担金が主な内容となっております。

繰越高速交通対策一般経費では、平成26年度のしなの鉄道鉄道施設の老朽化に伴う整備事業への負担金でございます。

目2高速交通対策整備事業費、渇水対策事業につきましては、節11需用費のうち光熱水費では渇水対策として設置した町内8カ所の井戸ポンプの電気代、節15は老朽化した渇水対策用井戸3カ所の改修工事でございます。

108ページにかけての項7地籍測量費、目1地籍調査事業費は、地籍調査事業坂城4区の調査測量委託費が主な内容でございます。

住民環境課長（金子君） 108ページ、款9消防費、項1消防費、目1常設消防費は、千曲坂城消防組合及び消防防災航空隊の負担金でございます。

続きまして、目2非常備消防費でございますが、節1報酬は消防団員に係る報酬、節8報償費は消防団員の退職報償金、節19は埴科消防協会等関係団体への負担金及び消防団員退職報償金支給責任共済等の共済負担金のほか分団運営補助金、婦人消防隊運営補助金、消防団員出動交付金等が主なものでございます。

続きまして、109ページから110ページにかけての目3消防施設費でございますが、消防団詰所、ポンプ車、積載車等の機械器具や防火水槽・消火栓の維持管理に関する経費でござ

います。主なものといたしましては、110ページにかけての節14配信システム等使用料は
すぐメール及びUCVのL字放送システムの年間使用料、節18備品購入費は各分団の更新用
として消防用ホース等の購入、また第11分団の小型動力ポンプを購入いたしました。節
19の消火栓工事負担金につきましては修繕2基分でございます。

建設課長（宮嶋君） 続きます、目4水防費でございますが、これは水防用備蓄資材の購入が
主な内容でございます。

教育文化課長（宮下君） 続きます、110ページからの款10教育費について申し上げます。
項1教育総務費、目1教育委員会費の一般経費は、教育委員の報酬を初め委員会を運営するた
めの経常的経費でございます。

111ページ、目2事務局費の一般経費は特別職、一般職の人件費のほか、教育コーディネーター
を加え臨床発達心理士、スーパーバイザーの資格を持つ教育・心理カウンセラーを配
置して教育相談、就学相談委員会の充実を図りました。112ページの節19負担金補助及び
交付金は、児童・生徒が加入する災害共済掛金等の負担金、節25積立金は文教施設整備基金
への積み立てでございます。

教育振興事業については、節19負担金補助及び交付金では町奨学金、村上小学校校歌制定
100周年事業にかかわる教育振興補助、特色ある学校づくり交付金が主なものです。節
28繰出金は、奨学基金への繰り出しであります。

113ページ小中学生国際交流事業では、中国上海市実験小学校から教育訪問団が来町し、
教育・文化交流事業を行い、親善を深めたところです。また、国際交流村事業として小学6年
生・中学1年生を対象に和平キャンプ場で「English Camp」を行い、外国の人々
との交流を通じて国際感覚を養いました。私立幼稚園補助事業は、私立幼稚園に通園する園児
の就園奨励としての補助事業や町内幼稚園の振興・運営補助でございます。教員住宅管理事業
につきましては、教員住宅の維持管理に要する経費であります。

学力向上事業では、小学校2年生以上中学3年生までの児童・生徒を対象に相対評価テスト
を実施し、テスト結果を分析する中で学力の向上を図りました。また、体力テストやクラスの
状況を分析し、学級運営の向上を図るためQUテストを実施したところです。

114ページ、大峰教室と自立支援事業は学校への登校が困難な小・中学生を対象に、大峰
教室への通室により、学校に復帰できるよう指導員や補助員を配置し、学習援助、相談活動な
どを行いました。児童生徒支援事業では各学校の状況に合わせ、教室で授業を受けることが困
難な児童・生徒などへの支援、医療ケアの必要な児童への支援を行ったところです。

115ページにかけての項2小学校費、目1小学校総務費の一般経費では職員の人件費のほ
か、節13委託料は外国語指導講師の委託料、節15工事請負費は町内3小学校の体育館つり
天井の落下防止対策の工事を行いました。南条小学校建設事業につきましては、小学校建設に

かかわる工事管理委託と工事費が主なものでございます。

目2南条小学校管理費は、学校運営及び校舎設備の維持管理のための経常的経費で、以下管理費につきましては各小学校ともほぼ同じ内容ですので、南条小学校について申し上げます。

節1報酬は学校医、薬剤師の報酬、節1.1需用費は燃料費、電気、水道などの光熱水費など校舎管理にかかわる経費です。節1.3委託料は、警備保障、電気保安等の設備管理や学校庁務の業務委託料などとなっております。

1.1.6ページ、目3南条小学校教育振興費ですが、教育振興費についても各小学校ともほぼ同じ内容でございますので、南条小学校で説明させていただきます。教育振興費は教科学習に係る費用が主なもので、節8報償費は体験学習やクラブ活動指導の講師謝礼、節1.1需用費では教科学習用の消耗品と教材用品などを購入したところであります。節1.8備品購入費は理科実験用、家庭科など教科用備品を購入したものです。節2.0扶助費は就学援助費、特別支援教育就学奨励費でございます。

続きまして1.2.0ページ、項3中学校費ですが、目1中学校総務費の一般経費では、節1.3委託料の外国語指導講師に係る委託料が主なものです。節1.5工事請負費は図書室の空調設備工事、節1.7公有財産購入費はテニスコート北側の土地を土地開発公社から買い戻しをしたものでございます。

1.2.1ページ、目2学校管理費は小学校同様学校の運営、校舎設備の管理のための経常的経費で、需用費として消耗品、光熱水費など経常経費、委託料として設備管理委託、学校庁務の業務委託等が主なものです。1.2.2ページの目3教育振興費は、節1.1需用費は教科学習の消耗品、各教科の教材備品の修理、節1.8備品購入費では各教科で使用する教材用品等が主なものであります。節2.0扶助費は就学援助費等でございます。

続きまして1.2.3ページ、項4社会教育費、目1社会教育総務費について申し上げます。社会教育総務一般経費は社会教育委員、生涯学習審議会委員の報酬、職員人件費のほか、1.2.4ページ、節1.9負担金補助及び交付金では文化協会など各団体への補助でございます。文化の館事業は、光熱水費などの経常的経費、駐車場の借上料等でございます。

1.2.6ページにかけての目2公民館費、公民館一般経費では、節1報酬は館長、副館長、分館役員の報酬ほか、節1.9負担金補助及び交付金では、分館活動費の補助が主なものです。各種公民館事業は、節8報償費として講座等の講師謝礼ほかで、文化講座を初め納涼音楽会、成人式、文化祭の開催、また体育授業として春のスポーツ大会、町民運動会などを行い、大勢の皆さんにご参加いただいたところでございます。節1.1需用費は公民館報の印刷が主なものです。分館施設整備補助事業は分館活動の基盤となる地区公民館の改修・修繕にかかわる補助を行ったものでございます。

1.2.7ページにかけての目3図書館費では、一般経費の節1館長の報酬、節7臨時職員賃金

のほか、節8報償費は図書館講座に係る講師謝礼、節13委託料では館内清掃委託、電気保安点検等施設の維持管理にかかわるものであります。備品購入費は一般図書の購入費でございます。図書館ネットワークシステム事業として、2市2町1村1大学の図書館及び学校図書館との連携により、図書の検索、予約、貸し出し等の充実を図りました。システムの保守委託、賃借料、共通経費の負担が主な支出であります。

127ページから128ページにかけて目4文化財保護費の文化財保護一般経費につきましては、節1報酬は文化財保護審議会委員の報酬、節7賃金は一般事務及び作業員の賃金であります。節19負担金補助及び交付金は、文化財の保護、伝統芸能の保存継承のための保存団体、無形文化財保持者等への補助が主なものです。また、10年ぶりに信濃村上氏フォーラムを開催いたしました。128ページ、坂木宿ふるさと歴史館管理一般経費は、施設の管理運営にかかわるものでございます。村上義清を主体とした信濃村上氏の展示、また「坂城のお雛さま」を共催で行いました。

130ページにかけての埋蔵文化財発掘調査事業では、開発行為に伴う立ち会い調査、試掘調査を行い、遺跡の保護に努めたところです。節13委託料では青木下遺跡出土の金属製品の保存処理を行いました。大木久保遺跡発掘調査事業は、南条小学校改築事業に伴い旧校舎敷地区域において発掘調査を行うとともに、今回の調査全体の整理作業及び報告書を作成した経費でございます。

目5資料館管理費は、格致学校歴史民俗資料館の管理運営に係る費用が主なものです。図書館まつりと連携を図る中で、県宝としての文化遺産のPRに努めたところです。

続きまして131ページにかけての目6文化センター管理費の一般経費は、文化センターの維持管理にかかわるものが主なものでございます。節13委託料では宿日直、清掃、ボイラー業務のシルバー人材センターの委託等であります。節19負担金補助及び交付金は、文化センター仮設駐車場の整備にかかわる土地開発公社への工事等負担金です。この整備によりまして、利用者の利便性の向上が大いに図られたところであります。

次に、目7青少年育成一般経費では、子ども会リーダー研修会、青少年健全育成交流会などに支援をし、青少年の健全育成に努めました。節19負担金補助及び交付金では、青少年を育む町民会議への補助が主なものであります。

132ページ、目9生涯学習振興費につきましては、「いつでも、どこでも、だれでも」をテーマにさかきふれあい大学を運営し、生涯学習推進に努めました。節8報償費は教養講座、専門講座を開催し、大勢の皆さんにご参加をいただきました。その他、長野大学坂城町講座等、講師謝礼等にかかわる費用が主なものでございます。節13委託料は、ライフステージエコー、小中学生のICT講座の開催にかかわる経費であります。

133ページにかけての項5保健体育費、目1保健体育総務費の一般経費では、節1スポー

ツ推進委員等への報酬や、節8報償費では競技審判、競技役員への謝礼、大会参加賞などがあります。節19負担金補助及び交付金では体育協会、スポーツ少年団への補助を行いました。各種スポーツ教室開設事業ではキッズスポーツ教室、スキー・スノーボード教室などスポーツ教室の指導者謝金が主なものです。134ページにかけての体育施設整備事業では、節13委託料としてグラウンド等体育施設の整備委託、節14使用料及び賃借料は体育施設用地借上料、節18備品購入費では鼠マレットゴルフ場のコース整備にかかわる備品が主なものであります。

目2武道館管理費の一般経費は施設の管理にかかわるもので、指導者賃金のほか光熱水費など経常的な維持管理経費が主なものとなっております。

136ページにかけての目3食育・給食センター運営費についてですが、食育・学校給食センターでは地産地消の推進を図るとともに、児童・生徒に栄養バランスのとれた給食を提供し、心身の健全な発達を促進し、体力及び学力の向上を図ったところであります。主な支出内容は職員の給与、賄材料費、調理業務委託、ボイラー管理や給食配送委託でございます。

財政係長（伊達君） 続きまして、136ページの款12公債費についてであります。これは長期債の償還元金とその利子分の支出ということでございます。款14予備費につきましては、文化センターのボイラー故障に伴う修繕について46万8千円の充当をしております。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく実質公債費比率につきましては、平成27年度は3カ年平均で9.7%になっており、前年度と比べ1.6ポイント減少ということでございます。また、同法に基づきますその他の財政指標につきましては、主要施策の成果及び実績報告書2ページにてご報告をいたしております。実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、いずれも黒字であり数値は入りませんが、参考といたしまして括弧書きで黒字を示すマイナスの比率をお示ししてございます。

将来負担費比率につきましては、一般会計等の地方債残高のほか、下水道事業特別会計や一部事務組合、広域連合への元利償還金に対する繰出金、負担金、さらに土地開発公社等に対する債務負担も含めた自治体が背負っている実質的な将来負担の重さを示す指標であります。平成27年度におきましては9.2%と、前年度に対し7.6ポイント上昇いたしましたが、実質公債費比率、将来負担比率とも基準に比べ健全な状況で推移をいたしているところでございます。また、下水道事業に係る資金不足比率につきましては、資金が充足されているため、数値は入ってまいりません。

以上、歳出総額につきましては77億9,268万8,367円で、前年度対比プラス14.4%、9億7,971万4千円の増という状況になってございます。予算に対する執行率でございますが、全体で99.27%ということになっております。

以上で平成27年度坂城町一般会計歳入歳出決算の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（塚田君） 以上で各課長等によるの詳細説明が終わりました。

ここで、テープ交換のため10分間休憩いたします。

(休憩 午後 2時28分～再開 午後 2時38分)

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、日程第8「議案第34号」から日程第14「議案第40号」までの7件は、平成27年度一般会計及び各特別計の決算認定案であります。

これらについては、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により決算審査が実施されましたので、監査委員の審査所見を求めます。

代表監査委員（大橋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、過日実施いたしました決算審査の結果についてご報告申し上げます。お手元に配付されております、平成27年度坂城町一般会計・特別会計の決算及び財政健全化判断比率に関する審査意見書として取りまとめてあります。

なお、この意見書は昨日ですけれども、地方自治法第199条第9項の規定に基づきまして町長に報告し議長に提出してございます。

まず、審査の概要についてです。審査の期間は7月22日から8月2日までと8月17日に坂城町役場庁舎内において実施いたしました。地方自治法第233条第2項の規定による決算審査に当たりまして、町長から審査に付されました平成27年度坂城町一般会計・特別会計の歳入歳出決算は七つの会計でございます。坂城町一般会計歳入歳出決算、坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算、坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算、坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算、坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算、坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算であります。

また、決算審査にあわせまして、次の監査も実施いたしました。地方自治法第241条第5項の規定による基金の運用状況、また、地方自治法第199条第5項の規定による平成27年度に施工しました工事、それから地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体として、本年度は坂城町文化協会及び坂城町体育協会の平成27年度歳入歳出決算。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による健全化判断比率の審査であります。審査の対象となる法律及び政令で定める決算附属書類は記載のとおりでありまして、それぞれについて確認いたしました。

審査の方法は、歳入歳出決算書類等をもとにしまして、会計管理者所管の関係諸帳簿と照合するとともに計数の正確性を審査し、関係各課等より主要施策の成果及び実績報告書をもとにしまして事業内容について説明を聴取し、審査を行いました。基金の運用状況の審査については、決算審査に関連していますので、その折々に取り上げて実施しております。なお、例月監査においても、毎月の基金残高を確認しているところであります。

また、町が補助金を交付している団体として坂城町文化協会及び坂城町体育協会についても

関係書類をご持参いただき、担当者から説明を聴取し、町から補助している金額についてその用途を確認し、全体の運営状況について審査いたしました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化判断比率の審査は、その比率の算定の基礎となる書類をもとにしまして計数の正確性を審査し、担当課から説明を聴取して行いました。

審査の結果でございます。

各会計の歳入歳出決算及び附属書類は、いずれも関係法令の定める様式に従って作成されており、決算の計数は諸帳簿と符合して正確であることを認めました。坂城町文化協会及び坂城町体育協会についても、いずれも正確に処理されておりまして、適正であると認めました。また、財政健全化判断比率及びその算定書類は、関係法令の定める様式に従って作成されておりまして、比率の計数は算定書類と符合して正確であることを認めました。

以上が審査の概要と結果の報告であります。

次に決算の概要についてですが、審査の所見を添えながら詳細についてご説明いたします。なお、決算額については、既に説明されているところではありますが、数値が記述されておりますので、適宜読み上げますので、よろしく申し上げます。

まず総括として全ての会計について取り上げております。平成27年度の一般会計の決算は、歳入総額で78億6,936万5,596円、歳出総額は77億9,268万8,367円、差引残高で7,667万7,229円となっております。前年度と比較しまして、歳入歳出それぞれ9億7,338万7,702円、また9億7,971万3,800円と増加しておりますが、差引残高は632万6,098円の減少となりました。

一方、特別会計については6会計の合計額をもって歳入歳出額を記載しております。ここでは全会計の合計額について、歳入歳出差引残高は9,635万8,325円となりますが、これも前年度と比較して3,929万7,139円の減少となっております。この残高に基金の積立残高を加えますと坂城町全体の資金残高になるわけですが、本年度は基金残高についても2億226万4,447円の減少となりましたので、町全体の資金残高が減少となっております。これは単年度の結果と判断いたしますが、次年度は残高の回復を期待しております。

次に、総括として財政に関する指標をとりまとめました。四つの指標についていずれも比率をもって評価するものでありますが、一つの目安として受けとめていただきたい数値であります。まず、経常収支比率です。これは経常的な経費、例えば人件費、公債費、物件費などですが、それに係る一般財源の総額に対する割合でございます。比率が高いほど、財政の硬直化が進んでいるという見方になるわけですが、本年度は分母となる町税、とりわけ法人町民税の収入が増加したんですけれども、分子となる経費も増加しました結果、前年よりも1.1ポイント増の80.9%という結果となりました。経費の抑制には十分な配慮が必要で

あると感じております。

次に、財政力指数であります。これは基準財政収入額の基準財政需要額に対する割合であります。それぞれの数値は総務省の定める基準に沿って算定する理論的な指数になりますけれども、数値が1に近いほど財源に余裕があると言われております。なお、この基準財政収入額が基準財政需要額に満たない場合には、普通交付税が交付がされるという仕組みにもなっています。坂城町の状況は、3年平均値において0.019ポイントの増となりました。引き続きこの水準を維持して財政健全化に向けて努めていただきたいと思いますと思っております。

公債費比率は、地方債元利償還金の標準財政規模に対する割合でございます。当町で実施はしていませんが、繰上償還は除かれることになっています。また、実質公債費比率は下水道会計等を含めて計算した数値でありまして、坂城町の公債費比率9.3%ないし実質公債費比率の9.7%は財政に負担のない数値と判断いたしております。起債しますと、それに伴う元利償還金が増加するわけですけれども、財政に対する負担割合が増すという関係にあります。運用には財政規模との均衡を保ちながら十分留意する必要があると感じております。

次に、一般会計の詳細についてであります。決算額については繰り返しになりますので、読み上げは省略いたしますが、差引残高の7,667万7,229円のうち3,600万円を地方自治法233条の2の規定により基金として積み立て、残額の4,067万7,229円を翌年度に繰り越しております。

その下、平成27年度の歳入状況について款別収入状況を表にしてあります。項目として予算現額、調定額、収入済額、収入未済額、収入率、構成比について記載のとおりであります。

次のページにちょっと移ります。一般会計の歳入のうち歳入の構成比率が36.2%を占める町税について、その収入の状況をまとめてあります。町民税の収入済額は13億9,405万4,104円で、前年度と比較して12.2%の増となり、中でも法人町民税につきましては、6億7,538万5,200円で前年より23.3%の引き続き増となっております。町税全体の収入済額では入湯税が若干減少したものの、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税の増収もあり、金額は28億5,006万9,911円で、前年度比5.9%の増加となりました。

一方、収入率について、町税全体では前年度比0.8ポイント向上しており、収入未済額の残高につきましても、本年度は多額の不納欠損を処理はしていますが、前年と比較して3,691万3,072円が減少しており、徴収の努力の成果が見受けられます。また、長野県地方税滞納整理機構への移管による増収の効果もあると思われれます。未納額の解消には大変ご苦勞されているところではありますが、引き続き徴収率の向上に努めていただきたいと思います。なお、不納欠損の処理につきましては、地方税法の規定に基づくものであり、やむを得ないものとして認めました。

一方、歳出の状況についてですが、歳出額は前年度と比較して9億7,971万3,800円の増となっております。本年度も前年に引き続き教育費の増がその要因となっております。南条小学校の建設事業に充てられたものであり、例年で見ると健全な財政運営の状況にあると考えます。

款別支出状況を表にしてあります。項目として予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、執行率、構成比について記載のとおりであります。下段ですけれども、平成27年度の主な事業を聞き取りしたものをまとめております。各事業年度について誠意取り組まれているものと感じております。引き続き、住民、企業、行政がそれぞれ連携して活力ある地域づくりに取り組まれて、適切かつ効率的な予算の執行を望んでおります。

右のページに行きまして特別会計の詳細ですが、各会計について歳入歳出決算額は表のとおりでございます。各会計ごとに収納の状況及び不納欠損の状況をまとめてありますので、お目通しいただくことで説明のほうは省略させていただきます。

ページちょっと進ませていただきます。12ページ、実質収支に関する調書についてご報告いたします。決算書のそれぞれの会計の末尾のページに記載されておりますが、いずれも適法に作成されており、計数は正確であるものと認めました。

右のページ、基金の運用状況についてです。一般会計には新たに広域行政事業基金が設置されまして15基金、また特別会計は3基金となっております。基金の積み立ては適正な方法によって積み立てられており、また取り崩しは一般会計においては基金名でいいますと文教施設整備基金、工業振興施設等整備基金、水資源対策・営農推進基金、びんぐし湯さん館施設整備等基金、ふるさとまちづくり基金、公園整備基金等々、また特別会計においては、本年度は国民健康保険基金について、それぞれの基金について適正な取り崩しと認めました。

次のページですが、次の15ページになります。7月29日おきまして、本年度施工された工事のうち、表に記載されております4カ所について巡検いたしました。工事等検査箇所一覧表にまとめたものであります。いずれも計画どおり執行されていることを確認しております。

次に、指摘事項でございます。まとめ方として一般会計については各課ごとに、また特別会計については会計ごとにまとめてあります。過日実施した決算審査におきまして、それぞれの課から事業内容を聴取する中で、今後の課題として検討していただきたいものについて取りまとめました。各課におかれましては、実現に向けて取り組んでいただきたいと思っております。

なお、記述には至らなかったですが、そういう指摘事項につきましては、その場でその都度口頭にて検討をお願いしてあります。また、財政援助団体については、監査の折にその内容を伝えてあります。財政援助団体については18ページのところに記載されております。個々の内容についてはちょっと省略いたします。お目通しいただきたいと思っております。

最後になりましたけれども、財政健全化法に基づく財政健全化判断比率の審査結果について

であります。数値的には既にそれぞれの立場でもう報告がなされているところでありますので、お目通しいただくことで説明は省略させていただきます。

いずれにしましても、坂城町の数値は全てにおいて一応基準値の範囲内にあります。引き続き将来に向け健全な財政運営を期待しております。

以上ですけれども、平成27年度の決算審査の報告とさせていただきます。

議長（塚田君） 以上で提案理由の説明及び決算認定案に対する代表監査委員の報告が終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日2日から9月7日までの6日間は議案調査等のため休会といたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（塚田君） 異議なしと認めます。

よって、明日2日から9月7日までの6日間は議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は9月8日、午前8時30分より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(散会 午後 3時04分)

9月8日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 13名

1 番議員	塚 田 正 平 君	8 番議員	吉 川 まゆみ 君
2 〃	塩野入 猛 君	9 〃	塩 入 弘 文 君
3 〃	朝 倉 国 勝 君	10 〃	山 崎 正 志 君
4 〃	小宮山 定 彦 君	11 〃	中 嶋 登 君
5 〃	柳 沢 収 君	12 〃	大 森 茂 彦 君
6 〃	滝 沢 幸 映 君	13 〃	塚 田 忠 君
7 〃	西 沢 悦 子 君		

2. 欠席議員 14 番議員 入 日 時 子 君

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 下 和 久 君
教 育 長	宮 崎 義 也 君
会 計 管 理 者	塚 田 陽 一 君
総 務 課 長	青 木 知 之 君
企 画 政 策 課 長	柳 澤 博 君
住 民 環 境 課 長	金 子 豊 君
福 祉 健 康 課 長	大 井 裕 君
子 育 て 推 進 室 長	小 宮 山 浩 一 君
産 業 振 興 課 長	山 崎 金 一 君
建 設 課 長	宮 嶋 敬 一 君
教 育 文 化 課 長	宮 下 和 久 君
収 納 対 策 推 進 幹	池 上 浩 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	竹 内 祐 一 君
総 務 課 長 補 佐	関 貞 巳 君
総 務 係 長	伊 達 博 巳 君
総 務 課 長 補 佐	
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	堀 内 弘 達 君
企 画 調 整 係 長	

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	臼 井 洋 一 君
議 会 書 記	小 宮 山 和 美 君

5. 開 議 午前8時30分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|----------------------|----------|
| (1) 一人ひとりが健康を守るためにほか | 西沢 悦子 議員 |
| (2) 「あいさつの町」復活についてほか | 柳沢 収 議員 |
| (3) 坂城高校存続の危機 | 山崎 正志 議員 |
| (4) 工業用地についてほか | 中島 登 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（塚田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、14番 入日時子さんから欠席の届け出がなされており、これを許可してあります。また、本日から一般質問の期間中、カメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（塚田君） 質問者はお手元に配付したとおり、11名であります。質問時間は答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に7番 西沢悦子さんの質問を許します。

7番（西沢さん） おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. 一人ひとりが健康を守るために

高齢化が進み、2025年、団塊の世代が75歳を迎えると介護保険制度が始まった当初、全国に900万人だった後期高齢者は2千万人を超えると予想されています。その結果、医療費や介護費用の高額化など高齢者介護が大きな不安要素となってきます。

この大きな問題に立ち向かうために、町民一人一人がみずからの健康を守るという意識を強く持って、行動を起こしてもらいたい。また、そのためには行政には最大限の支援と知恵と工夫をお願いしたい。以上の思いから次の質問をしたいと思います。

イ. 健康診査について

40歳から74歳の公的保険加入者はそれぞれの保険者が行う特定健診を受けなければなりません。坂城町国民健康保険加入者は、毎年1回町が実施する特定健診を受けることになっています。また、それ以外の20歳から39歳と75歳以上の町民に対しては一般健康診査を実施しています。

平成20年度より導入された特定健診は、生活習慣病予防対策として受診率65%以上を目標としてきました。毎年この目標達成に向け、さまざま取り組みを実践して成果を上げてきたことに対し敬意を表しますが、まだ65%には届いていないのが現状です。健診を受け、自分の健康は自分で守るという意識をより多くの町民に持ってもらうことが、健康なまちづくりの第一歩と考えます。

そこで、特定健診の受診率について伺います。27年度の結果は出たのでしょうか。25年度から3カ年分についてお答えください。また、受診率向上に向けてどのような取り組みをしたか、27年度の取り組みについてお尋ねいたします。

次に、集団健診では夜間・休日健診も行われていますが、平日と比べてどのようなメリットがあるのでしょうか。

次に、特定保健指導について。昨年中、受けられなかった人はいたのでしょうか。また、その人に対してどのように対応したのでしょうか。また、特定保健指導の具体的な内容についてお聞きします。

ロ. 検診について

特定の病気かどうか早期に見つけ、早期治療に結びつけるために、町では前立腺がん検診、骨検診、肝炎ウイルス検診、大腸検診、胃検診、乳房検診、子宮頸がん検診、肺がん検診、結核レントゲン検診を実施しています。早期発見、早期治療により効果が得られる場合も多く、毎年計画的に検診を受けることができるよう1年分をまとめて申し込みができるようになっていきます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の重要業績評価指標で大腸検診率、肺がん検診率について、ともに平成31年度目標値30.0%と設定されています。ちなみに27年度現状値は大腸検診率25.3%、肺がん検診率25.6%です。この二つの検診率、30%達成を目標とした理由についてと、この検診率を上げるための具体的方策についてお伺いいたします。また、検診の結果について報告された後の相談等はどのようにしているのでしょうか。

次に、主な死因については、その傾向により今後の検診の課題が見えてくると思います。男女別に1位から3位まで、また悪性新生物によるもの、がんについても同様にお聞きします。

以上で1回目の質問といたします。

町長（山村君） 私からは今ご質問のありました中のイの健康診査についてを中心にお答えをさせていただきます。その他詳細につきましては担当課長から答弁させていただきます。

今、お話がありましたように、平成20年度より実施している特定健診は40歳から74歳の国民健康保険加入者を対象として、健康で自立した生活を送るため早期から生活習慣病の発症予防、重症化予防を図り、医療費の適正化につなげるための重要な事業でございますので、保険者といたしましても特定健診受診率65%を目標にさまざまな取り組みをしているところでございます。私も5年前からあらゆる機会を通じまして65%ということをお話してきたつもりでございます。

この特定健診の受診率につきまして申し上げますと、平成25年度から3年間の受診率を見ますと、平成25年度は47.1%、平成26年度が48.5%、平成27年度は最終回は出ておりませんが、8月末暫定値でございますが、53.7%となり年々向上しております。当初30%台が今は53.7%になったというところであります。しかしながら、まだまだ65にはまだ至っていないというところであります。

さて、受診率向上を図るための取り組みといたしまして、平成26年度から特定健診の開始年齢である40歳の方に40歳スタート健診として健診料金の補助を行い、健診の受診勧奨と健康意識の啓発を図ってまいりました。また平成26年度、27年度につきましては各公民館において地区健康づくり講座を開催いたしました。この講座には2年間で述べ460人の町民の方々にご参加いただき、生活習慣病の予防や食事の大切さなど健康づくりや食育について、また健康づくりの第一歩となる特定健診やがん検診等の重要性について、町民の皆様とともに考えてきたところでございます。

さらに集団健診では夜間、休日も行い、受診しやすい新体制づくりといたしまして、平日の昼間に受診できない方を対象といたしまして、夜間健診あるいは休日健診を取り入れております。また、平日と比べメリットといたしましては、平成27年度におきましては夜間が59名、休日が59名で合計118名、全受診者の約10%が受診されております。忙しくて平日に受診できない方への利便性や受診率の向上につながっていると考えております。

また、集団健診や個別健診などを受診されなかった方で、既に持病等などにより病院等で治療されておられる場合、特定健診の必須項目の検査を受けていれば、その検査結果表を提供していただくということで特定健診を受診したものとみなし、平成27年度から特定健診の受診者として保健指導を実施しており、これも受診率の向上につながっていると考えております。

国民健康保険の加入者の皆様健康で自立した生活を送るためにも、今後も特定健診の受診率の向上を図るとともに、保健指導等の早期介入などにより生活習慣病の予防・改善を支援して、加入者の皆さんの健康増進を今後も図ってまいりたいと考えております。

福祉健康課長（大井君） イの健康診査についてから順次お答えをいたします。

初めに、特定保健指導の具体的な内容と受けなかった方への対応についてお答えを申し上げます。平成27年度の特定保健指導に出席いただけなかった方につきましては、148名の受

診指導を行った中で39名がいらっしゃいましたが、保健師、栄養士が担当を決めて訪問や電話などで健診結果の説明を行うようにし、それでも連絡がとれない場合、最終的には特に注意していただきたい事項などを検査通知書とあわせてお送りをしてしております。

集団で実施しております特定健診受診後の保健指導について、町では独自に結果報告会を開催し、受診者全員を対象として行っております。また、受診者の皆さんのお仕事の都合に合わせて、平日の昼間だけでなく夜間・休日もただいま申し上げたとおり行っております。

結果報告会ではお一人30分の個人相談を実施し、健診結果の説明とともに食生活などの生活習慣の改善への支援や必要に応じて専門医療機関等への受診勧奨を行っております。例えば高血圧の方については、家庭での定期的な血圧測定の勧奨を行い、体重コントロールや減塩などの生活習慣の見直しや必要に応じて医療機関への受診勧奨を行っております。特に注意すべき事項がなく、結果が良好であった方についても保健指導を実施し、ご自身の健康状態を知ることによって健康維持に関心を持ち、次の健診の受診へつなぐことができると考えております。また、特定保健指導の対象者につきましては定期的な面接相談等を行い、生活習慣の改善状況を確認しながら継続的な支援に努めております。

国保加入者が特定健診を受診し生活習慣を改善することは、健康を維持するための第一歩と考え、今後もさらなる受診率の向上に努めるとともに、特定保健指導のあり方の研究及び関係医療機関等との連携を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、口の検診について順次お答えを申し上げます。

初めに、まち・ひと・しごと創生総合戦略のご質問についてですが、大腸・肺がんの検診率30%についてでございますけれども、以前から町民の皆様に対し、がん検診の重要性などについては普及、啓発を行ってまいりましたが、なかなか受診率が向上しなかったのが現状で、それは全国的にも同様の状況となっております。このような状況の中、当町の死亡原因の上位が男女とも大腸がん、肺がんとなっておりますので、現在の受診率を少しでも向上させるよう設定をしたものでございます。

また現在、町で実施しているがん検診は胃がん、大腸がん、肺がん、男性のみ実施しているのが前立腺がん、女性のみ実施しているものが乳がん、子宮頸がんで、合わせて6種類ございます。乳がん・子宮頸がんの検診については節目年齢の女性を対象に検診料金を無料にするなど積極的に受診勧奨をし、受診率の向上に努めているところでございます。

がん検診全体の受診率の向上のための取り組みといたしましては、がんに関する正しい情報や検診の重要性の啓発を行うがん教育の実施や個別の受診勧奨、未受診者への再勧奨、また受診しやすい検診体制の整備として、医療機関での個別検診の導入や市町村間相互乗り入れ制度の導入、特定健診とのセット検診、乳がん・子宮頸がんのセット検診等について今後検討していく必要があると考えております。

続きまして、検診の結果報告された後の保健センターでの対応についてお答えを申し上げます。がん検診等で検診実施期間から受診者全員に結果通知が行われております。要精密検査等の結果が出ている場合について保健センターへご相談をいただいた場合は、受診者の方に現在の状況をじっくり説明し、ご納得をいただく中で速やかに専門の医療機関への受診・治療をお勧めしております。なお、精密検査未受診者については、町や検査実施期間から早期検査を受診されるよう再勧奨を行っております。

次に、当町の主な死因の男女別1位から3位についてお答えを申し上げます。男性は1位ががんで、2位が心疾患、3位が肺炎となっており、女性は1位がやがりがんで、2位が肺炎、3位が脳血管疾患となっております。また悪性新生物・がんにつきましては、男性の1位は肺がん、2位が大腸がん、3位はすい臓がんとなっており、女性の1位は大腸がん、2位は胃がん、3位は肺がんとなっております。がんは多くの方が発症する可能性がある病気ですが、早期発見による早期治療が死亡率の減少に有効となっております。住民の皆さんにがんに対する正しい知識を身につけていただきますよう、がんに対する啓発や検診の充実、周知に努め、未受診者の勧奨を行うなど受診率の向上を図ってまいりたいと考えております。

7番（西沢さん） それでは2回目の質問をいたします。イの健康診査について、3点についてお伺いいたします。今、ご答弁の中で各地区での健康づくり講座、2年間で参加者が約460人ということでございました。大変な取り組みだと思いますが、その効果を高めるためにも、この健康づくり講座に保健補導員が主体的にかかわり、地区から健康意識を高めてもらいたい。これにつきましては、昨年同僚議員からも提案がされていますが、保健補導員さんがみずから健康意識を高めるだけでなく、地区の健康づくりに積極的にかかわってほしいと願っていますが、お考えをお聞きします。

次に、役場庁内の関係各課等の各部署で町民の健康づくりに関し連携し、連携会議を開いているということをお聞きしております。この会議から一步踏み出して、この新しい事業に取り組むということについてはどのようにお考えでしょうか。

それから最後に、私が26年12月議会で坂城町の歌に合わせた健康体操をつくって、町全体で健康意識を高めたらという提案をいたしました。昨年12月議会で健康体操ができ、健康づくり増進に役立てたいということでございました。私もぜひ覚えたいと思っておりますが、いまだに機会にめぐり会えません。指導をする方がまだ少ないと聞いておりますが、これをもっと広めていただきたいと思います。お考えをお聞きします。

福祉健康課長（大井君） 順次お答えを申し上げます。初めに保健補導員さんの活用の部分でございますけれども、現在、町の保健補導員さんは233名の方にご委嘱を申し上げます。現在の主な活動はご質問にもございましたけれども、担当地区のがん検診等の案内通知とか各種健診の取りまとめを行っていただいております。保健補導員さんは各種研修会や講習会にも

参加をしていただいて、みずからも健康意識を高めるというようなことも行っていただいております。

今後の活用につきましてでございますけれども、地区健康づくりを開催した場合は、そういった運営スタッフというようなことも考えられると思いますし、先ほど申しあげました各種健診等の取りまとめを行う前に特定健診ですとか、がん検診の重要性ということを十分に認識をしていただく中で、取りまとめの際には受診をしていただくような積極的な勧奨をしていただくというようなことを図ってまいりたいというふうに考えております。

続きまして、関係機関との懇談会についてでございますけれども、現在、小中学校健康づくり関係者連絡会という形で懇談会を設けてございます。この会議につきましては、各小・中学校の校長先生のご代表であったり、養護教諭、教育委員会の職員や教育コーディネーター、町の保健師・栄養士などがメンバーとして加わっていただいております。

この中で出された意見などを反映し、生徒・児童の健康状態を記録する成長と健康の記録を作成したりとかですね、小学校5年生と中学2年生を対象として、その全児童・生徒、5年と中学2年生の全生徒・児童の血液検査を行い、ハイリスクとなった児童・生徒に対しましては、生活習慣病予防健診などの説明会を実施したというような経過もございます。今後につきましても、この連絡会の中で必要なものは実施をしてまいりたいというふうに考えております。

最後に、健康体操につきましては坂城町の歌、それからねずこんの歌について体操を町のスポーツ指導員さんのほうに考案をしていただきました。今後の活用についてであります。介護予防サポーターですとか、それぞれボランティアのサポーター等の講習会を現在開催もしております。そういった中でこの体操についても習得していただいて、その方々はいずれ地域に戻って活動していただきますので、そういった中で広めていただければというふうに考えております。

7番（西沢さん） 次に、口の検診について2回目の質問をいたします。生活習慣病を予防することにより防げる場合が多い疾患や肺炎のように新たに高齢者向けに予防接種が始まったものもあります。ふだんから健康チェックをすることが大切だと思います。国立がん研究センターは、今年、新たにがんと診断される患者数について101万200人になると予測しました。がん対策は予防と早期発見に尽きます。そのため、検診を受けやすくする工夫についてどのようにお考えでしょうか。

また、次に乳がん検診のマンモグラフィーについてですが、乳腺濃度によりがんの判別が困難な場合があり、特に日本人は高濃度の人が多く、結果について要精密検査、異常なしだけでは不十分であるという報告がされています。当町ではどのように対応しているのでしょうか。また、乳房タイプについて本人が知ることで検診の方法を選べるということから、この乳房タイプを通知することについてはどのようにお考えでしょうか。

福祉健康課長（大井君） 検診を受けやすい検診体制ということですが、先ほども申し上げましたように、例えば特定健診とがん検診をセット検診にするのですとか、女性特有の子宮がん検診と乳房検診、そういったものをセットにするとかですね、あと各医療機関で個別に検診を行っていただくというようなことを進めてまいりたいというふうに考えております。

それから乳房検診についてでございますが、乳房検診、マンモグラフィーの検診につきましては、検診の結果及び検査結果を受診者に報告する事務を当町については長野県健康づくり事業団に委託をしております。事業団からは受診者に送られます検査結果については全く問題がないと確認された場合は「異常なし」、何らかの異常があると確認された場合は「要精密検査」に加えまして、「乳腺密度が濃く、マンモグラフィー検査では十分な所見が読み取ることが困難です。超音波装置を用いた詳しい検査を受けられることをお勧めします。」といった三つの検査報告をいたしております。マンモグラフィーでは確認できないような場合は問題なしとするのではなくて、そういった別の検査方法をお勧めしますという報告をさせていただいております。

ただいまのような検査結果がありますので、乳房タイプについてというところでは、今は検査報告をしておりますけれども、再検査といえますか確認ができないので、別の方法を受診してくださいというご案内を申し上げておりますので、この形で進めてまいりたいと考えております。

7番（西沢さん） 2. 地域に暮らし続けるために

イ. 国保運営の広域化について

誰もがすぐに安価で最高水準の医療を受けられたこの国の医療保険制度が崩壊直前の危機に直面し、さらに健康保険が危ない一番の原因は国民健康保険の財政問題だと言われております。市町村が経営している国民健康保険は、自営業や農林水産業に従事する人のほか、65歳から75歳までのいわゆる前期高齢者や失業者などが加入する健康保険の最終避難所的な役割があるわけで、国・県・町からの負担金、健保組合などからの支援金を得てもなお財政状況は悪化の一途をたどっております。

そして、その最大の原因は高齢加入者の増加にあるということですが、高齢化が進み超高齢化社会目前の今当然のことで、その中で国保財政の立て直し、基盤強化を図るために、平成30年度より国民健康保険が広域化されることになっております。国保の運営をあと一年半後に町から県へ移行するという計画です。計画の状況をお聞きする前に、現在の坂城町国民健康保険の現状についてお尋ねします。まず、国保の加入者数と町民全体に対する割合、次に1人当たり医療費及び県全体での順位、先ほどもお尋ねいたしましたけど、特定健診受診率の県内順位、それと現在の基金残高についてお尋ねいたします。

国保財政を立て直し基盤強化を図り、国保制度が安定的に継続されてこそ健康でこの町で暮

らし続けるための大きなよりどころになることと思います。そのためには国保事業の広域化を進めるわけですが、経営を県に移行させるには、これからどのような段階を経ていくのか、次の3点についてお聞きします。まず、この計画はどこまで進んでいるのか、次に、町民への周知の方法について、それから保険料の賦課徴収、保健事業について町のかかわりはどうなるでしょうか。

ロ. 在宅医療について

誰もが病を抱えながらも住みなれた家で暮らし続けたいと望んでいます。その望みが実現できるためには在宅医療のシステムを構築し、運営ができればなりません。団塊の世代が全て75歳以上になる2025年にかけて医療需要が急増する中、国は必要性の低い人の入院を減らし、在宅医療に移行させる方向を打ち出しています。2025年には医療・介護のベッド数が全国で20万床近く減る一方、必要とする人は30万人以上増える見込みということで、このままだと多くの医療・介護難民が生まれてしまいます。

そこで、平成27年度から在宅医療と介護の連携推進が市町村事業として取り組まれることになりました。訪問介護、訪問看護、在宅医療と切れ目なく地域で支えていくシステムの構築に向けて、町としてどのように連携推進事業に取り組んでいるのでしょうか。その状況についてお尋ねいたします。

高齢者の多くは自宅での最期を望んでいるとのことですが、在宅でみとりを行う医療機関が少ない中、本人の考え方や希望、家族一人一人の思いなど実現には多くの課題を解決しなければならないわけですが、自宅で最期を迎えたいとの選択肢も用意できることが、今後の在宅医療のシステム構築の中でも大切な柱になると思います。

ただ、この在宅みとりについては誰もが希望や考え方についてオープンに話ができる状況にはないと感じています。そこでいろいろな機会を捉えて、この問題について議論を深める取り組みが必要と考えますが、この在宅みとりについて、例えば講演会を開催するなど、さまざま意見が出せる場を醸成してほしいと思います。お考えをお聞きします。以上で1回目の質問いたします。

福祉健康課長（大井君） イの国保運営の広域化から順次お答えを申し上げます。

初めに町の国保の現在の状況についてであります。国保加入者と町民全体に対する割合については、加入者数が年々減少してきており、平成28年8月末現在で3,620人となり、町民全体に対する割合は23.6%であります。一方、医療機関への受診率が高くなる65歳から74歳の前期高齢者は増加傾向にあり、被保険者数に占める割合は前年から3.4%上昇し50.9%となっており、2人に1人が前期高齢者となっております。

続きまして、1人当たりの医療費及び特定健診受診率の県内順位についてでございますが、1人当たり医療費について過去3年間の状況を申し上げますと、25年度は36万

4, 832円、26年度につきましては36万99円、27年度は速報値でございますが、39万3,817円で、前年から3万3,718円のプラスとなり、県内順位についても77保険者中高いほうから8番目という状況になっております。

また、27年度の特定健診受診率は、先ほど町長からも申し上げましたように暫定値でございますが、53.7%となっており、県内順位は25位となっております。

次に、国保の基金残高についてでございますけれども、平成27年度末の基金残は約1億3,160万円で、平成28年度の当初予算編成時において4,473万円ほどを繰り入れ、現在の基金残は約8,800万円となっております。

次に、国保の制度改革、広域化等についてですが、平成27年5月27日に国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、国民健康保険の運営については平成30年度から県と市町村が共同で運営をすることとなります。中でも財政運営については県が責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等中心的な役割を担うこととなります。県は各保険者の納付金の額を定めると同時に、納付金に対して標準的な算定方式により算出した保険税率を保険者に公表することとされており、この標準的な保険税率により保険者が被保険者に賦課すべき保険税の税率等を決定していくこととなります。これにより町は医療費水準や年齢階層、所得の水準などにより調整を行った上で、県に納める納付金を算定いたします。納付金額の算定については今年度から県が試算を行い、来年度の本算定に向けて準備を進めております。

広域化への進捗状況につきましては、国保保険者事務処理システムの改修により事務の共同処理や広域化が図りやすくなり、今後、国保連との情報連携に係るシステム改修なども見込まれております。町としては保険税の賦課徴収、加入・喪失などの資格管理、高額療養費等の届け出など窓口における業務については今までと同様町が行うこととされておりますので、住民の皆様には大きな混乱を招くことなく相談や手続を行うことができると考えております。

県においてワーキンググループで検討している標準保険税率の算定に必要な計数や方針など詳細については、いまだに明確な内容が示されておられませんので、具体的な周知ができない状況となっておりますが、今後住民の皆さんには納付金・標準保険税率等の仕組みが提示された時点で広報等への記載、転入手続の際の窓口でのチラシ配布、納税通知書発送時に文書を同封するなど広くお伝えをしていきたいと考えております。

次に、口の在宅医療についてですが、高齢者は慢性の病気が多く複数の病気にかかりやすい、また介護を必要とする状態になりやすいなどの特徴があり、必然的に医療と介護の両方を必要とすることが多くあります。このような高齢者が、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう在宅医療と介護を一体的に提供することが重要で、団塊の世代が75歳以上となる2025年、平成37年に向け体制の整備が急務となっております。

しかし、医療と介護についてはそれぞれ支える保険制度が異なることなどにより、各職種の

相互理解や情報の共有が十分にできないなど、必ずしも円滑な連携がなされていないという課題がございました。このような背景において在宅医療と介護を一体的に提供するため、さまざまな対策がとられましたが、平成27年度から介護保険法の地域支援事業の中に在宅医療・介護連携推進事業として位置づけられ、全国的にも取り組むこととなりました。具体的な内容といたしましては、市町村が地域の医療・介護の関係団体と協力し、医療・介護関係者による会議の開催や研修、在宅医療・介護連携に関する住民からの相談の受け付けなど、取り組みを実施することなどがございます。

この事業の実施については、千曲市と共同で千曲坂城地域在宅医療・介護連携推進委員会を平成27年2月に立ち上げました。委員会の構成メンバーは医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師、ケアマネジャー、ヘルパー、デイサービスの事業所の代表、社協及び行政の職員で、平成27年度から本格的な活動を開始しております。この委員会では医療や介護関係者の連携をより進めるため、まずは顔の見える関係づくりを大切にしながら情報交換会や研修会を実施しておりますが、今までそれぞれの職種の交流が少なかったことから、お互いの抱える課題を共有できずに連携にも支障が生じているということが改めて認識できました。

また、ご質問いただきました在宅のみとりに関する講演会につきましても、この委員会で今年度内の開催を予定しているところでございます。今後この委員会を通じて高齢者ができる限り住みなれた地域で生活を継続できるよう、医療と介護の連携推進を図ってまいりたいと考えております。

7番（西沢さん） それでは2回目の質問をいたします。イの国保運営の広域化についてです。国保の状況についてお答えをいただきました。さきに通告してありましたのでお聞きしましたが、広報9月号に保健センターだよりとして、町の1人当たり医療費について掲載がされていきました。町の1人当たり医療費は県の平均より5万円高額です。検診を受けて医療費を抑えましょう。これ非常にいい内容だと思います。ただ、この中で保険税の値上げにも触れていますが、ご答弁にもございましたように詳しい状況が判明してからではなくて、平成30年に広域化される事実を知らせるべきではなかったかと思いますが、お考えをお聞きいたします。

福祉健康課長（大井君） 国保の広域化の周知についてご答弁申し上げます。国民健康保険の広域化の周知については、先ほども申し上げましたように広域化の全容がいまだに示されていない中で、被保険者や住民の皆様にお知らせしづらい部分がございますが、昨年の広報10月号において国民健康保険の保険証の切りかえのお知らせにあわせて、概略についてはお知らせをいたしました経過がございます。また、今年度も10月に発行いたします広報で保険証の切りかえがございますので、そこにもあわせて広域化のお知らせをしていきたいというふうに考えております。また、今年度は切りかえた保険証を送付する際の通知文にも広域化についてご案内を書き添えまして周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

7番（西沢さん） 国保の広域化に向けては、国保財政立て直しのために会社員などが加入している健保組合や公務員の共済組合の負担金を増やす方向が出されています。広く現役世代の負担を重くしなければ成り立ちません。より多くの町民の皆さん、あるいは国民が自分の健康を守るという意識を強く持ってもらいたいと願っています。

次に、ロの在宅医療について2回目の質問をいたします。取り組みは始まったばかりということですが、この連携推進事業の今後の計画についてはどのようにお考えでしょうか。それと、在宅みとりについては、講演会を計画しているとのことご答弁でございました。ぜひお願いしたいと思います。

厚生労働省は、今年初めて全国市町村別の在宅死の割合を発表しました。2014年のものですが、坂城町は9.5%、千曲市とほぼ同じ数字です。全国平均は在宅12.8%、病院75.2%、残りが老人ホームとなっています。県内では在宅死30%を超える村が4村あり、この差は在宅医療の成果と特養の充実、あるいは在宅しか選べないの二つの理由だと分析しています。在宅みとりの実現には医療体制の充実と家庭の覚悟が求められるということから、望んでいる人が家族や地域の人に自分の思いを話せる環境づくりにあわせて、誰でも参加できる継続的な勉強会など計画を進めていただきたいと思います。お考えをお聞きます。

福祉健康課長（大井君） 在宅医療・介護連携推進事業の今後の計画についてでございますけれども、住みなれた地域で最期まで暮らし続けることができることを目標に、昨年度から医療・介護連携推進委員会での取り組みを進めてきたところでございます。まず、医療・介護にかかわる各職種などでお互いの役割や抱える課題などを理解することにより、効果的な連携が可能になると認識をしております。今後はこの各職種の相互理解を基盤に事業を推進することで、委員会活動をさらに充実した委員会にするとの共通認識も図られております。

今後、具体的な活動といたしましては、地域の住民の皆さんへの普及・啓発事業として講演会の開催、医療・介護の関係者を対象とした他職種の合同研修会や事例検討会の開催、住民向けの在宅医療・介護に関する相談窓口の設置について検討するなど、委員会の事業を計画しているところでございます。

次に、在宅でのみとりに関する家族の勉強会などのご質問でございますけれども、現在入院による高度の手厚い医療や施設での介護サービスの充実などにより、各家庭において在宅でのみとりをイメージすることが難しい状況になっているというふうにも考えております。地域の住民の皆さんに在宅で療養介護に関して理解していただく機会を設け、在宅でのみとりという選択肢もあるということを知っていただく必要があるというふうにも考えております。ご質問の在宅でのみとりをテーマにした学習会や教室、住民の皆さんが元気なうちからみずから希望する医療・介護について考えてみるといった機会をつくるために、講演会などの開催につきましては、今後推進委員会の事業として検討してまいりたいというふうにも考えております。

7番（西沢さん） 3. 学校教育について

イ. 学習指導要領改定に向けて

文部科学大臣の諮問を受けた中央教育審議会は、2020年から小・中・高と順次実施する学習指導要領の中間報告を発表しました。その中で英語については小学校5年生から教科化し、そのほかの全教科には討論などを通じて主体的に学ぶアクティブ・ラーニングを導入するというものです。およそ10年ごとに学習指導要領の改訂が行われ、そのたびに教育内容が変化してきました。次世代の人材を育成するという目標を掲げ、最近では学習内容の増加に伴い授業時間も増加の一途をたどっているように感じます。学校現場では、もちろん指導要領に沿って進めなければならないのは当然のことと思いますが、授業時間を生み出すために子供たちが楽しみにしている行事などにしわ寄せがいないか心配です。行事や体験学習の実施について、町内の小学校ではどのような状況でしょうか。

ロ. 小学校英語について

前回、2011年より実施の指導要領の改訂により、小学校5年生から外国語活動が新設されました。当町でも特色ある教育として位置づけ、英語教育の充実を図ってきたことは承知をいたしております。特に昨年度からは外国語指導講師（ALT）を3名体制で外国語活動を行っていることとございます。指導要領で示された狙いを含めて、どのような狙いで具体的な活動をしているのでしょうか。また、小学校で学んだ英語が中学でより生かせるためには、どのようにお考えでしょうか。以上、1回目の質問といたします。

教育文化課長（宮下君） 3の学校教育につきまして順次ご答弁いたします。

まず、イの学習指導要領改定に向けてについてお答えいたします。平成32年度から小学校を皮切りに実施が始まります次期学習指導要領につきましては、これまでの審議をまとめた素案が先月、中央教育審議会教育課程企画特別部会より示されました。この改訂案では、これまでの改訂の中心であった何を学ぶかという指導内容の見直しに加えて、どのように学ぶか、何ができるようになるかといった視点が追加され、この方策の一つとして全教科にアクティブ・ラーニングが導入されることとなりました。

これは教員が一方向的に教えるのではなく、児童・生徒が議論や発表などを通じて主体的に授業に参加する学習方法のこととございます。特に小学5・6年生の英語教育につきましては、現行では外国語活動として聞くこと・話すことを中心に学習しておりますが、さらに読むこと・書くことが加わり教科化され、授業時間数は週1時間から週2時間となります。また、3・4年生は新たに外国語活動が必修となり、週1時間行うこととなります。これにより3年生から6年生につきましては週1時間授業時間数が増加することとなります。授業時間数の増加につきましては、23年度に開始された現行の学習指導要領におきましても、生きる力の育成や思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを図ることを目的に、低学年で週2時間、

中・高学年で週1時間増加となったところであります。

ご質問の授業時間数の増加による学校行事や体験学習への影響でございますが、各学校におきましては指導要領で定められた各教科の時間数を確保する中で、授業時間数の増加が原因で子供たちが楽しみにしているスキー・そり教室や音楽鑑賞教室などの行事が減少しないよう、年間の総時間の配分を十分考慮し対応しているところでございます。例えば児童会活動の時間を短縮したり、運動会の練習を体育の授業にカウントをするといったような比較的影響の少ない部分で工夫をしながら対応をしているところでございます。また、ねずみ大根の収穫などの体験学習につきましては、前々回の改訂で新設されました総合的な学習の時間で対応しておりますので、現状では影響はない状況であります。

ご質問のとおり、次期学習指導要領では5年生から英語が教科化されるなど、教科時間数は増加するわけですが、まだ具体的に行事等の実施に影響を与えるかは何とも言えない状況であります。今後、校長会等で検討していく中で対応してまいります。

続きまして、ロの小学校英語につきましてもご答弁いたします。先ほど申し上げましたが、現行の学習指導要領で5・6年生の英語の授業は必修となったことから、小学校においては外国語活動として聞くこと・話すことを中心とした学習を行っております。この学習の目標としましては、英語になれ親しむことにより言語や文化について体験的に理解を深めるとともにコミュニケーション能力の育成を図ることでございます。

当町では低学年から英語に触れることで抵抗なく英語学習に取り組めるように、ネイティブスピーカーの外国語指導講師を増員し、26年度からは1年生から4年生についても英語学習を行っております。低学年については10分から20分程度の短い時間で同じ内容の学習を繰り返すモジュール型の学習を取り入れるなど、工夫を凝らし英語学習を行っているところでございます。また、昨年度からは3名の外国人指導講師により、各学年週1時間程度の英語学習を行っているところでございます。

小学校で学んだ英語学習を中学校の中でより生かすためには、小学校の英語教育で培ってきた英語学習能力のレベルを維持し、中学校でさらなるレベルアップをするためにも日ごろから中学校の英語教員が中心となり、各小学校の英語担当教員や外国語指導講師との調整、連携を図り、小中一貫した英語教育を確立する必要があることから、中学校の英語の専科教員の人的を含めた充実を図ることが重要であると考えております。

来年度に向けましては、中学校に英語教育に精通している意欲のある教員を配置するため、県教育委員会が実施している市町村の特色ある教育を支援する教員配置事業への申請を昨年に引き続き進めているところでございます。今後とも小・中学校における英語教育の指導体制の強化を図り、当町の特色である英語の学力向上を推進してまいりたいと考えております。

7番（西沢さん） 2回目の質問をいたします。イの学習指導要領改定に向けてですが、授業時

間の確保が難しい中、工夫して何とか行事や体験学習を継続させているということです。小学校の運動会や音楽会、スキー・そり・スケート教室、農作業体験など、その子にとっては貴重な体験になるわけです。授業では得られないたくさんのお話を学ぶ機会になるはずですが、これからのこのような機会を大切に継続させていただきたいと思います。これは要望ですので、答弁は結構です。

口の小学校英語についてですが、特色ある教育の取り組みとして充実した活動内容が実践されていると感じます。以前、県内で先進的に取り組んでいる町の小学校で英語活動の時間を見学いたしました。指導者も子供たちももう一つ乗り切れないという感じで、難しいものだという思いをいたしました。

そこでつい先日ですが、町内小学校5年生の外国語活動の時間を見学させていただきました。それまでの心配は見事に吹き飛びました。内容はとにかく楽しい。全員が伸び伸びと学習に参加していました。指導しているALT、支える担任の先生、学校全体で取り組んでいる状況がよくわかりました。これならば学力も十分ではないかと感じましたが、学力についてはいかがでしょうか。

また、ご答弁にもございました。現在は3人のALTで保育園にも出向いているということですが、今のカリキュラムを完全に、また継続的にやっていくというふうに考えると、もう一つマンパワーの充実を望みたいと思います。これはぜひ町長にお答えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。以上で2回目の質問といたします。

町長（山村君） 学力の状況については教育課長のほうから答えますけれども、ちょっと一言時間がないのであれですけれども、5年前に英語教育を充実しなきゃいけないということで、その取り組みをしてきました。私がお願いをしたのはですね、今、議員が言われたように楽しく勉強すると。これは失敗すると、もう一生英語は嫌な子ができちゃいますので、とにかく楽しく勉強ができるということを目的としました。

もう一つ坂城町で特色あるのは、小学校の先生が英語の勉強を始めたということです。小学校の先生たちがにこにこ笑って楽しいという環境でなければ、子供たちも嫌になってしまうということで、坂城町の特徴は子供も勉強しているけれども、小学校の先生たちも坂城へ来ると勉強をするシステムが5年前からスタートしているというところであります。そのほかは教育のほうから答えます。

教育長（宮崎君） 英語教育の関係でご答弁させていただきますけれども、英語の学力、先日見ていただいたわけですが、客観的なデータとして町の学校委員会がですね、信州大学の学術研究員、その酒井英樹先生をちょっと学校委員会、要は先生の指導等についてお願いしているわけですが、客観的なデータとして先生のご指導の中でですね、実は英検のですね、公益財団法人の日本英語教育検定協会、ここのジュニアのブロンズというグレードの試験

を昨年全小学生、3年以上ですけれども、町内の各校の子供たち見てもらいました。その前の年は一部の学校でということでしたが、このところ受験者は大体400人ということですが、ほかの先生が見ておられる県内の地域と比べて、点数的にはよかったと。さらに英検ですから全国の話ですけれども、これもよかったということで、客観的に見ても実力があるんだとなど。

それと、先ほども町長も言いましたけれども、アンケートをとってございましてですね、要は英語が好きかどうかということで、坂城の子は83.9%が好きだということで、国が調べた調査よりもですね、8ポイント近く上だというようなことで、時間の関係もありますので、そんなことで頑張っておりますので、よろしく願いいたします。

7番（西沢さん） 健康で暮らし続けたいと願う人たちを支え続ける町で会ってほしいと、この質問をするに当たって願っています。以上で一般質問を終わります。

議長（塚田君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時30分～再開 午前 9時40分）

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、5番 柳沢収君の質問を許します。

5番（柳沢君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回で6回目の質問になります。今回も、地方自治の基礎でありますコミュニケーションの問題から入らせていただきます。

学校と地域のコミュニケーションにはいろいろな形があります。大人からのあいさつ運動もそのうちの一つであります。地域の子供たちに自己有用感を実感していただき、元気になってもらう目的で始められたこの運動も今月で15回を迎えます。県の信州あいさつ運動からおくられること1年、そんなスタートでありましたが、今や県の運動の中核に位置づけられる運動にまで成長しました。ここに県民会議機関誌「青少年ながの」の99号がございます。長野県青少年育成県民会議の事務所から送られてきたものでございますが、この表紙にですね、村上小学校における、大人からのあいさつ運動の風景が掲載されております。98号にも運動の様子が載ってございましたが、今回は桜が満開時で低学年生のヘルメットがとても大きく感じられる楽しく初々しい写真でございます。

大人からのあいさつ運動は、町内三つの小学校と中学校で実施されておりますが、その都度写真を事務局に送っております。それぞれの学校で写真を撮り続けることは大変なことで頭が下がる思いでございます。お聞きするところによりますと、毎日校門付近で子供にあいさつ運動をしている先生もおられるとのこと。スクールゾーンで子供たちの安全に気を配っておられるグループや個人の方がおられることも知っております。まことに感謝の念にたえません。

朝のあいさつ運動に始まり、学校はあいさつにあふれております。無理強いするのは嫌いなたちでありますので、産業道路などで子供たちに挨拶することはありませんが、子供たちから挨拶されたときは大きな声で素早く応えるようにしております。最近、子供たちから挨拶されることがとみに増えてまいりました。

子供の世界の充実に引きかえ、大人はどうでしょうか。コミュニティーの重要性を強調しながら、その実現に向けた動きは十分なのでしょうか。災害時には助け合えるのですか。心配になりません。災害時の助け合いを心配される方もたくさんおられますが、そのような方は平時の挨拶に注意を向けていただきたいと思います。昔の言葉に村八分というのがあったそうです。地域生活における10の共同行為のうち八つについては絶縁するという意味だそうです。では、残りの二分は何でしょう。葬式の世話と火事の消火活動という説でございます。火事以外の災害時における相互扶助は二分に入っていないのです。このような考え方を類推しますと、つまり火事以外の災害に遭ったときは、日ごろのおつき合いがないと助けてもらえない確率が高くなるのであります。ほかの一つ覚えのようにあいさつ運動、あいさつ運動と言うわけでありませんが、生活弱者に対する優しい災害対策も含まれておるのであります。

学校のあいさつ運動、最近のものには目を見張るものがあります。このまま伸びていけば十分かなと思う反面、大人同士のあいさつ運動は心もとない限りでございます。行政は災害時に助け合うことを強要するのではなく、日ごろの挨拶に注意を注いでいただきたい。そんな思いで大人のあいさつ運動にも関心を寄せていたとき、インターネットで須坂市役所のあいさつ運動を知りました。平成26年から理事者や職員のあいさつ運動をしているとの話です。乗り気でない人もいるとの記事にも接しましたが、実際はどんな内容なんだろうと思いました。須坂市在住の知人に伺ったところ、市役所内の雰囲気がとてもよいとのことでした。どんなふうがいいのかと尋ねましたが、いい、いいと言うだけでそれ以上はわかりませんでした。

それからしばらくして、須坂市があいさつ課を立ち上げるとの記事に接しました。雰囲気のよい市役所がさらによくなる。住民はそれだけでも得ですよ。そう思うと一度訪問してみたく行って行ってみました。5月、ちょうど6月議会開会中に町長さんが須坂市を訪問したとの記事が新聞に載った前ですけれども、突然の訪問だったので、あいさつ課の課長さんはおられませんが、窓口の担当者が具体的な動きはこれからですなどと笑顔で言いながら、資料を取り出し渡してくれました。帰りがけに庁舎の出口にアンケート用紙があることに気づきました。職員の接遇に関する項目もありました。須坂市を訪問された観察力の鋭い理事者や職員は既にお気づきかと思います。行政が真剣に市民と向き合っている姿をかいま見ました。あれから3カ月、あいさつ課はどうなったのでしょうか。

須坂市には須坂病院があります。ここでも信州あいさつ運動に先立ちあいさつ運動が実施されております。お聞きしたところによると、院長の方針だとのこと。病院があるってすば

らしいことですね。挨拶にあふれた病院というのは非常に温かい。須坂市のある社長さんが挨拶は相手の存在を認めるという意味があります。マザーテレサは愛の反対は無関心と言いましたが、挨拶がないのは無関心と同じです。挨拶はまさに愛なのですと言っておられました。しかし、人への愛より物への愛着が強い人がいることも残念ながら認めざるを得ないのではないのでしょうか。

翻って我が町を見ますと、古民家は修復・保存される方向で、動かぬ廃電車も何百万もかけてお色直しを終了させたようですが、町内のあいさつ看板は寂れて、かつてのあいさつの町坂城は見る影もない地域が多くあります。理解の深い四ツ屋地区では新しい看板も見られ、あいさつ運動は復活していただいているのが救いではありますが、町全体には広がっておりません。

6月の定例会の一般質問を顧みましても、災害関係のことは当然としまして、町の関心事はワイナリー、古民家、動かぬ中古電車に集中しております。町政の優先順位がございますからあいさつ看板が隅に追いやられることはいたし方ないとしてもですね、町の歌にもない、こんなものがあつたりしたのでは目ざわりとばかり取り壊されるのではないかと、そういうことの無いことを祈るばかりでございます。財政上の優先順位もございましょうが、須坂市型のあいさつ課などは費用もかからないとのことなんです。

そこでお尋ねします。須坂市のあいさつ課の仕組みと取り組みに対する理解はどこまでいっておるのでしょうか。また、坂城町にあいさつ課はつくれないのでしょうかの2点についてお答え願います。

町長（山村君） 今、柳沢議員さんからあいさつの町復活について、坂城町にあいさつ課をというご質問をいただきました。また、あいさつ運動を積極的にやっておられることに敬意を表したいというふうに思います。

私は前から何回か申し上げたと思うんですけども、日本人が大切にしてきたもの、江戸期を通してそうですけども、まず子供に対して親が指導してきたのは洒掃応対、進退といまして、洒掃は後片づけ、掃除ですね。それから応対は応対する、挨拶。それから進退というのは時間が決まったら遊んでいても家に帰ってきなさいと、そういう出処進退。この三つを徹底して子育ての基本としてまいりました。それは家だけではなくて、周りの自治体、村・町で行ってきたということでもあります。

それから、私も挨拶については大切なものだと考えておりますけれども、私が申し上げたいのはですね、まず挨拶というのはさっき柳沢議員も言われた無理強いはいけないということだと思っております。挨拶の言葉の意味をご存じでしょうか。挨拶の「挨」というのは、言葉の意味ですよ、漢字の意味、これは背を打つなりと。強く打って殴って後ろから押しのけるといなのが「挨」という意味であります。それから挨拶の「拶」、これはほかを押しつけて争うという意味なんです。挨拶は従ってですね、囚人が互いに前に出て争って押し合うというのが

挨拶という漢字の意味なんです。したがって、本来の用語の意味と今使われている意味が甚だしく異なる言葉の一つだろうと思っております。

しかしながら、これもご存じだと思いますけれども、禅宗ですね、禅語で一挨拶一挨拶という言葉で、相手に対して呵責ですね、いろいろ質問をして、一問一答で質問をするということから一挨拶一挨拶ということから始まって、その質疑応答をするので挨拶という言葉が今のような使われ方になったというところでもあります。したがって、でき得るならば無理強いじゃないというところが理想だと思っております。

先ほど柳沢さんがいろいろお話がありました。私はですね、町の中、誰でも、どこでも、いつでも、挨拶をするというのが理想型だろうと思っております。須坂市での取り組み、お話伺いました。私もいろいろ調べてまいりました。これは須坂市のいろいろ資料、それから私どもの職員が確認した内容であります。また、始まってまだ4月からということでもあります。状況だけご説明申し上げますと、須坂市のあいさつ課につきましては、本年4月から新規採用職員の研修の一環として組織されたものでありまして、特に挨拶に注目して、1、あいさつによる明るく前向きな職場づくり、2、あいさつ課における活動を通じた新規採用職員の自己PR、3、あいさつ課における活動を通じた新規採用職員の研修を目的に、新規採用職員を中心に活動を行うもので、行政としての正式な組織ではありません。課ではありません。

4月から始まった事業でもあり、職員同士だけでなく来町されたお客様への積極的な挨拶を行うほか、現段階では庁舎の各フロアで接遇も含めた調査を行い、分析して次の活動につなげたいとしております。今後は市内小・中学校と連携した活動ができないかという検討をしている段階とのことでもあります。

したがって、坂城町にあいさつ課をつくらないかというご質問でございますけれども、須坂市の場合も正式な課ではなくて、職員の研修の一環として仮想化された、バーチャルな課の設置という観点でございます。したがって当面ですね、坂城町にあいさつ課をつくるかということでもあります。これは作りません。

また、坂城町での取り組みについて若干申し上げたいと思います。私が町長に就任したときにですね、始めました職員の提案制度、チャレンジSAKAKIというものを始めました。このときに職員による提案で、接遇研修を始めたいという提案がありました。これはすばらしい提案だと思えました。当時130名の職員が自覚していた問題だと思えます。ぜひとも職員研修、接遇研修を、挨拶を含めた接遇研修をお願いしたいということでありまして、それ以来、窓口あるいは電話応対とあわせて、挨拶は接遇研修の基礎として全職員が毎年数回、少なくとも2回はやっておりますけれども、全職員が毎年研修をそれ以来続けております。こういった形で接遇研修を全職員が受けている自治体は恐らくほかにはないと思っております。

なおかつ、役場採用から5年までの職員による若手会議というものを開催しておりますが、

この会議はメンバーにより毎回会議のテーマを定め、新規採用職員だけではなく、複数年勤務し経験のある若手職員と交えて、協議したり先輩からのアドバイスをいただいたりするものですが、この会議でも挨拶を含めた接遇については何度も取り上げられるなど、職員一丸となつて重点を置いているところであります。

加えて、毎年新規採用職員の新鮮な目で役場を見てもらうとともに、研修の一環として今日からスタート、チャレンジSAKAKIとして、自分自身が役場職員として取り組みたいテーマをプレゼンテーションするという形でも発表してもらい、スキルアップにつながる研修も継続して開催しているところであります。

私は、毎日大体7時には役場へ来て執務室におりますけれども、7時過ぎてしばらくすると、毎日掃除をしていただけるスタッフの方が来ていただいております。柳澤浩子さんというのが私のいる2階のフロアを担当していますけれども、毎日私が部屋の中にも、外から大きな声で「おはようございます」、声をかけていただいております。まことに気持ちよく一日がスタートできるというところで、今ご存じでしょうか、役場の中、非常にきれいに掃除していただいている外部から入った皆さんたちも、スタッフたち皆さんも挨拶をしていただいております。恐らく5年前に比べるとですね、目に見えて変わってきたと思いますけれども、ただ私はまだまだ、100点満点はまだまだだと思っております。継続して続けていきたいと思っております。

須坂市で実施している活動につきましては、自治体の規模や地域によってもさまざまであります。須坂市の職員は坂城町の約3倍おります。また新規採用職員数も違いがあるかと存じます。しかしながら、来庁される住民の皆様への適切な対応といった目的は同じであると思っておりますし、当町といたしましても接遇については研修を重ね、住民の皆さんの立場になって対応していけるよう心がけてまいりたいと考えております。したがって、ご提案のあったあいさつ課というものは設置はいたしません。

しかしながら、今日のご質問の中でですね、町の中にあつたあいさつの看板がさびびて朽ちているという話もありましたので、それはもう1回見直したいと思っております。それから役場の中にもですね、挨拶に関する標語が、これだけやっているんですからつくってもいいかなというふうに思っておりますので、それは検討していきたいというふうに思っております。

5番（柳沢君） 看板についてもですね、新しく検討していただける、あるいはまた標語についてもですね、検討していただけると、こういうお話は本当ありがたいご答弁だなというふうに思いました。しかしですね、挨拶の言葉の最初が囚人がどうのと。じゃあね、言葉がなかったときに挨拶はなかったのかと、言葉がある前に挨拶はなかったのかと、言葉の時代ができて初めて挨拶ができたのか。私はどうもですね、そこら辺のところですね、この言葉の字義から引っ張ってきてどうのこうのということじゃないですよ。もうね、人間、言葉がなくても会えば挨拶はあるというふうに私は考えているんですけれども、やはり違う、町の考え方とは違う

ような気がします。

通告書の質問の表題にもありますようにテーマはですね、「あいさつの町さかき」の復活にあります。その先頭に立って誰がやるのか、誰が立たねばならぬのかというところで、町には人に対する強い関心が認められない、言葉に対する関心は認められる。大人からのあいさつ運動は、大人が子供に勇気や元気を与える運動であります。その大人の勇気や元気を与える運動の先頭に立つのが、やはり須坂市のように町の職員ではないかと。かつて坂城町は、そのような役場だったそうです。昔の役場は明るかったなんていう発言を職員から聞かされますと、非常にさみしい気分になります。当時おられなかった方はお知りではないでしょうから、そんな時代があったそうです。

町民は、町職員に対して絶大な期待を寄せております。こういっては何ですが、議員とは比べることもできない。それは私に対してかもしれませんが、そのような絶大な期待をですね、町民の方はしております。町民は元気を与えてほしいのです。過分なお願いかと思いますけれどもですね、皆様方にしかできないことでありますので、その点を酌んでですね、実行に移されることを切に望みます。

さらに、理事者の皆様がお好きな、つけ加えますと、ということをやりますとですね、須坂市が何もまだ動いていませんよというのはですね、奥ゆかしさなんですね。あれもやった、これもやったというグローバル化した町との違い。これがあるのかもしれませんが。4月には市在住の挨拶の達人をお呼びして研修会を開き、7月にはチェック表を作成し部課ごとに職員同士の挨拶がどの程度できているのか調査したそうです。ところが、その調査結果の評価がどの課でも非常に高い。あいさつ課では、この調査は信用できないと判断したそうです。非常にですね、この表面を捉えないですね、物の見方、こういうことをされております。長野県ローカルの市町村には謙虚なところもございます。

さらにお伝えしますと、8月9日には市内に四つある中学校の一つである東中学で行われたサミットにあいさつ課の職員が出向し、市と中学校が一緒になってあいさつ運動で何ができるか話し合ったそうです。その結論は出なかったそうですが、今までの運動を拡大するようなことは避け新しい動きをしたいと、抱負を語っておりました。

議員は調査力が命でありますから、町の知らないことを知っている場合もありますが、町職員はしっかりとした執行をしていっていただくことを町民は望んでおります。それで十分だと思いますが、ただ地方公共団体は坂城町だけではありません。近隣の市町村にも目を向けて、関心を持って学んでほしいのです。須坂市は優しいところですので、本気になって時間をかけて聞けばいろんなことを教えてくれます。次回的一般質問でも取り上げますので、ご対応をお願いいたします。町民は職員を本当に頼りにしております。今後のご活躍に期待します。次の質問に移ります。

町内六つの医院には休日の当番医もしていただいたり、頼れる身近なお医者さんとして十分なものがございます。小さいころからお世話になり、家族全員が頼りにさせていただいております。したがって、町内に病院が一つあったら、町の医療体制は完璧だと思うわけでございます。

議員になる公約でドクターヘリを掲げてまいりました。それに対し町内に病院を建ててほしいとの要望がございました。お子さんが病気になられ、入院したときの体験がもとになっておられるとのこと。自宅と職場、それに病院が離れて点在すると通うのが大変だとのこと。確かに30分も乗れば近隣市の病院に行くことができるという見方もできますが、帰宅時間帯の渋滞を考えれば大変なご苦労でございます。

近隣の町を見渡したとき、飯綱町にも信濃町にも小布施町にも長和町にも御代田町にも軽井沢町にも佐久穂町にも小海町にも病院はあります。かつては上山田町にも丸子町にも東部町にも望月町にも病院はありました。今ないのは人口で坂城町より少ない山ノ内町と立科町、それと財政が豊かとうらやましがられる坂城町だけです。坂城町に今まで病院がなぜなかったのか不思議でございますが、そのようなことは脇に置いて建てればよいのです。今まで多くの実績を残された現町政が続いている間に建てていただければよいのです。坂城町の実力からして病院を持たないことはないのです。できないとすれば、気がないだけと言われかねません。

町民の生命と財産を守るのが地方自治体の使命と言いながら、病院が一つもないのです。そしてこのことの異常さに気づかないとすれば、神経が麻痺させられているか、物に心を奪われてしまったのかもしれない。働いて働いて税金を納めて、入院することになったら、税金を納めていなかった他市町村に行ってくださいと言われてるんですよ。ないんです。約8割が病院で最期を迎える現代の我々にとって、さみしい現実です。8割の方は今の体制でいけば坂城町ではなく、ほかの市町村へ行ってみとられる。どんなに繕っても言葉巧みに言いくるめても、これが事実なんです。町に誇りを持ちたい、最期まで見てほしい、そう願わずにはいられません。

坂城町の女性の平均寿命は県下で最下位であって、しかも唯一全国平均以下であるということは何人の人が知らされているでしょうか。危機についてはほとんど強調されていないのが不思議です。坂城町が健康な人だけで、そのような町であることをアピールしたいのでしょうか。牧歌的な歌に錯覚を覚え込まされ、やがては現実の自覚もないようになっていくのではないのでしょうか。現実を目を向けましょう。明日の飲み水が汚染されてしまうのではないかと恐怖心を抱いて暮らしておられる方も町にはおります。そのような人に寄り添うのは誰でしょうか。えたいの知れない作法を教え込まれ、へらへらしている場合ではありません。目を覚ます必要があります。物ではなく人に目を向けていただきたいと思うのは、この町ではご法度でしょうか。

ふるさと納税の企業版が行われている間に何らかの手を打てないものでしょうか。総合戦略策定に当たり多額の費用をつぎ込まれたようではありますが、ぱっとしたものは出てきたのでしょうか。そもそも周りの地方自治体の動向に同調する傾向が薄いのでありまして、主張してみても始まらないわけではありますが、「真田丸」はどこでも話題ではありますが、坂城町の駅にありますと、その片りんを探すのが大変です。坂城町と同じ思いを持っている千曲市では、「真田丸」のPRが行き届いております。400年も前のことにこだわっちゃやっていけないというのが理由だそうです。古物と廃棄物の町になる前に、厚生施設のシンボルとなる病院を1個ぐらいは早急におつくりいただきたいものです。

全国一律の少子化問題はどんなに議論したって解決できないかもしれません。それよりも小児科のある病院を建てましょう。そしてできたらAI、すなわち人工知能を利用した最先端の診断システムを備えた病院を持ちませんか。買い物は隣の市で病院も隣の市で、これで結構快適なんですよなんて言っていて若者はついてくるのでしょうか。若い世代に寄り添うところも見せていきましょう。まずは小児科のある病院を建て、周りの市民のお役にも立つ、ここから始まる気がいたします。ご答弁お願いいたします。

福祉健康課長（大井君） 初めに私どもの施策といたしましては、住民に向けて施策を展開させていただいております。物に向けてではなく、住民の皆さんに対して施策を展開させていただいております。そういった立場でご答弁させていただきます。

初めに、当町の子供に対する医療体制についてご説明を申し上げます。町内において開業されております医療機関は6カ所ございます。この開業されております6カ所の医療機関は、いずれも入院施設はございませんが、小児科も診療科目としている医療機関は2カ所ございます。また、小児科を診療科目としていない町内医療機関でもけがであったり、子供の状況に応じて診療している医療機関もございます。さらに、午後8時から11時までの間、突然ぐあいが悪くなった場合、応急的な内科的診療を行う施設として上田市内科・小児科初期救急センターを上田市医師会、小県医師会、上田薬剤師会、信州上田医療センター、信州大学附属病院の協力により上田市と東御市、長和町、青木村、坂城町の5市町村の共同で運営をしております。

当町の利用状況といたしましては、27年度において年間約100名の子供が受診をしており、緊急時においての対応を行っているところでございます。また、小児科を診療科目として入院ができる医療機関といたしましてはJA長野厚生連篠ノ井総合病院、同じく松代総合病院、信州上田医療センターを初め当町から通いやすい地域に総合病院などが開業をしております。

このように小児科も含めました医療体制につきましては、一つの自治体に全て備えるのではなく、一定の地域の中でいかに充実した医療体制を整えることができるかが重要であると考えております。また、ここしばらくの間は医師・看護師や医療事務等の従事者の不足につきましても深刻な問題となっており、質の高い医療を提供できるスタッフを集めることも非常に困難

となっております。したがって、当町に入院できる小児科を診療科目とした医療機関の誘致を行うのではなくて、坂城町を中心とした地域の中で医療体制を充実させていくことを進めてまいりたいと考えております。また、ご質問にございましたAI、人工知能を活用した病院につきましても、地域の中で今後医療体制のあり方を検討していく中で検討されるべきものだと考えております。

5番（柳沢君） これだけね、いろいろやったというお話を聞きながら病院一つ建てられないと。そういう気持ちもないと、こういうことに非常な失望感。もうこれね、在宅みとりをどうのこうのって、もうそうせざるを得ないじゃないですか。坂城町で最期を迎えたいということになれば。もうそこへ持っていくしかないですね。もう8割はね、今病院なんですよ。これが坂城町にないということは、もう8割の人はですね、もう坂城町以外で亡くなると、こういうのが現実ではないかと、そんなふうに思います。

サプライズがお好きな現町政でございますから、我々の知らないところでですね、もう既に病院の建設計画が着々と進んでおられてね、そして福祉厚生、まあぱっとこうね、発表ということになるかもしれませんけれども、ぜひ期待したいなど。今後も福利厚生計画の推進をですね、進めていっていただきたいとお願いする所存でございます。次の質問に移ります。

3. 寄り添う自治

イ. 生活環境について

古物に廃棄物、中古電車が古民家が話題の昨今ではございますが、さきに述べさせていただきましたとおり、それらに関してですね、発生するかもしれない問題の解決策を見出すべく、生活環境パトロールの実施状況と成果についてお伺いいたします。さらには、これらの生活環境を下支えするであろう生活環境教育の具体的実施計画についてもお伺いいたします。

ロ. 坂城どんどんについて

今年は第39回の町民まつりが盛大に開催されたわけでありますが、例年その反省会が11月ごろに行われます。実施時期をかなり過ぎての反省会には意見も出ないわけですが、そこでこの場を借りてご提案をさせていただきます。踊り流しに南条地区の踊り連を増やせないかということです。会場から遠いとのこと指摘もございますが、それは村上地区も同じであります。ぜひ同地区を参考にして工夫をしていただければありがたいわけでございます。以前は参加も多かったようですが、あいさつの町同様に後退してしまうと復活は難しいということでしょうか。

そんな中、南条小学校の6年2組が南条小学校としては初参加をされました。しかも正調の部のコンテストで第2位と大活躍されたことは特筆すべきことであります。準備に取りかかったのが遅かったとのことで、参加は1クラスのみでありましたが、来年度は多くのクラスが参加されることを期待しています。ご存じのように南条小学校にはハッピープラスというすばら

しいバンドがございます。しかし、このバンドに参加していない児童もいるわけで、そのような児童にも何か発表の場をとということで坂城どんどんが活用されることを望みます。

また、企業連の少なさも気になるところでございます。土曜日の参加ということで労務管理上の問題があるとのお話も聞きますが、長野びんずる、上田わっしょい、松本ぼんぼん。私も転勤族で、これらみんな出ましたけれども、このような問題はございませんでした。坂城町の風土でしょうか。ともかく働く場所でしかない坂城町の象徴にははいけません。企業参加のご努力を期待したいと思います。

ハ．若者支援について

若者交流会は前回も取り上げさせていただきましたが、画期的な取り組みで大いに期待しております。これからも回を重ねるとのご答弁をいただき心強い限りでございますが、欲を言うならば、町内の在住の若者、特に中小企業の経営者や若者にも範囲を広げていただけるとありがたい次第でございます。

先月は成人式にお招きいただき、成人のお祝いを一緒にさせていただいたわけではありますが、彼らが今後において一堂に会するのはいつだろうと考えたとき、行政はそのことに気づかなくてもいいのだろうか、何もしなくていいのだろうか、せっかく代表者がいて実行委員会があるならば、彼らに対し5年後にこの会場で再会しませんか、10年後はいかがですか、町が主催することは難しいですけれども、望まれるならばこの場所を提供しますというような提案を成人にできないものでしょうか。ありとあらゆる機会を捉えて、町のアピールをしていくことが人口減少対策として必要なのではないのでしょうか。答弁を求めます。

住民環境課長（金子君） 3. 寄り添う自治、イ. 生活環境についてのうち、生活環境パトロールの実施状況と成果についてお答えいたします。町では町内の山林や河川等への不法投棄が見受けられることから、これらの不法投棄物を早期に撤去し、投棄させない環境、投棄できない環境を維持するために、主に主要道路、河川、山林、林道などの公共用地につきまして不法投棄防止パトロール及び撤去作業を実施しているところでございます。

現在、業務につきましては、シルバー人材センターに委託し、2人体制で冬期間を除き月2回から3回、年間29回実施しており、回収したごみは分別するとともにそれぞれの処理施設に搬入しているところでございます。なお、パトロール以外での不法投棄物につきましては、職員により現地確認を行い、回収等の対応をしているところでございます。

また、不法投棄しやすい場所や常習性のある場所等につきましては、不法投棄防止の看板等の設置や、区の協力を得る中でバリケードの設置など不法投棄の未然防止に努めているところでございます。パトロール等において不法投棄物を確認し、内容物などから投棄者が判明した場合につきましては警察へ通報し、対応をお願いしているところでございます。

不法投棄防止についての周知等につきましては、現在も広報やホームページ等により行って

いるところでございますが、引き続きさまざまな機会を捉え周知を図り、不法投棄の未然防止に努めてまいりたいと存じます。また、森林の保全遵守につきましては、林道等の状況や植物の状態など不法投棄パトロールにあわせて実施しておりますが、異常等があれば担当課において対応してまいります。

次に、不法投棄防止パトロールによるごみ撤去の成果でございますが、可燃物、不燃物、テレビ・冷蔵庫など家電6品目、タイヤ・自転車・家具などの粗大ごみごとに平成27年度の実績を申し上げますと、可燃物は1,215kgで前年比90.7%、125kgの減、不燃物は455kgで前年比60.7%、295kgの減、家電6品目は4台で前年比50%、4台の減、粗大ごみは22点で前年比68.8%、10点の減となっており、年々減少傾向となっているところでございます。引き続き不法投棄防止パトロール等を実施し、生活環境及び自然環境の保護や美しいまちづくりの実現に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

教育文化課長（宮下君） イの生活環境についての質問のうち、私からは生活環境教育の具体的実施計画はについて、学校で取り組んでいる環境学習の内容についてお答えいたします。

まず、小学校における生活環境に関する教育といたしましては、4年から6年生の社会科の授業を中心に行っております。内容としましては、4年生ではごみの処理や減量化、水の循環、上下水道の仕組みなどについて、5年生では公害や環境改善・保全について、6年生では地球温暖化等環境問題にかかわる日本の役割についてなどでございます。また、児童会活動では、アルミ缶・牛乳パックの回収等を行っております。また、南条・村上小学校におきましては太陽光発電システムが学校に設置されていることから、その環境を利用して省エネルギー対策について学習しております。

次に、中学校の生活環境教育についてでございますが、千曲川クリーンキャンペーンには全生徒及び職員が参加いたしまして、地球環境保護意識の育成を図っております。生徒会活動ではアルミ缶・牛乳パックの回収を、また各教室にごみ箱を設置し、資源ごみ等の分別を行い、資源リサイクル意識の高揚につなげております。また、親子作業として1・2学年では親子で学校の環境美化に取り組んでいるところでございます。小・中学校それぞれの段階において生活環境教育を実施しておりますが、引き続き授業や活動を通じまして児童・生徒の環境保全意識を高められるよう取り組んでまいりたいと考えております。

産業振興課長（山崎君） ロ、坂城どんどんについてご答弁申し上げます。南条地区の参加や企業の参加を増やせないかというご質問でございますが、坂城どんどん夜の部の踊り連参加については、参加を希望する区や団体から踊り連参加申し込みをいただいております。この踊り連参加申し込みの内容は4月、5月に開催される町民まつり企画委員会で踊り流しを含め町民まつりの内容を企画し、6月に開催される町民まつり実行委員会に諮り決定いたします。そして、踊り連への参加については、「広報さかき」や有線放送、町ホームページなど機会を捉えて町

民の皆さんにお知らせしております。

町民まつり実行委員会では、区長さんを初め分館長さんや組合長さんが委員になっていただいておりますので、実行委員会の場においても各区の皆さんへ参加を呼びかけております。加えて、行政協力委員会でも複数回、坂城どんどん踊り流しへの参加を呼びかけております。また、町民まつりの踊り流しでは、大勢の子供たちに参加いただくことが、にぎわいにつながりますので、多くの子供たちに参加していただけるよう教育委員会を通じ校長会や教頭会、PTAなど学校へも呼びかけております。中之条・南条地区や村上地区などのように、町民まつり会場が離れている場合には送迎用のバスどんどん号を用意するといった対策もとっており、参加しやすい環境整備に努めているところでもあります。

ご質問にもありましたが、今年度PTAの方々のご努力により南条小学校6年生の1クラスと、その保護者の皆さんのご参加をいただきました。町民まつり実行委員会として非常に嬉しいことであり、来年度以降も続けて参加していただけるよう学校側にも呼びかけていきたいと思っております。

踊り流しの企業の参加につきましても、町民まつり実行委員会開催後各企業宛てに踊り流し参加申込書をお送りし参加を呼びかけております。今年度においては町内の金融機関さんから大勢の皆さんの参加がありました。以前から参加されていた八十二銀行さんに加え、今年度は商工会の踊り連に加わる形で、けんしん、長野銀行、信金の皆さんにもご参加いただきました。多くの連と大勢の皆さんにご参加いただくことが、坂城どんどんを盛り上げることにつながりますので、来年度に向け引き続き各区や学校、企業、団体など参加を呼びかけてまいりたいと考えております。

次に、ハ、若者支援についてご答弁申し上げます。町では、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、町や企業、働く方々が元気であること、町外への人口の流出を抑制し新たな流入を図ることなどを目指し、移住・定住促進事業に取り組んでおります。町内人口の増、移住・定住対策の一つとして、町内の事業所に勤めている若者たちに坂城に住んでもらえるよう、また坂城に住んでいる方には定住してもらえるよう坂城町の魅力を発信し、企業の枠を越えた交流や情報交換を行っていただくため、若者交流会を開催しております。

5月21日、第1回の交流会を開催し、11事業所から55名という多くの若者にご参加いただきました。参加対象を、目安として入社5年目ぐらいまでの方及び若手社員として開催いたし、年齢により参加者を限定はいたしませんでした。10月中旬に予定しています第2回には、特に年齢や入社年数による参加制限を設けずに、坂城町に在住・在勤中の社会人として、対象をより広くしたいと考えております。また、ご質問にもありましたが、お勤めの方だけでなく企業の若手経営者などの方にも参加を呼びかけていくことについても検討してまいりたいと思っております。

次に、成人式後5年、10年の集いを開催できないかというご質問でございますが、ご提案の方法も若者交流会の一つの形態であろうとは考えておりますが、当面は現在の方法で開催し、参加者の皆さんなどのご要望やご意見をお聞きする中で、よりよい交流会になるよう改善に努めてまいりたいと考えております。

5番（柳沢君） 前向きなご答弁ありがとうございました。築25年の中古住宅を買い求め、住み続けて10年以上がたつわけではありますが、新築の家に住みたくてもですね、ほかにほしいものがあれば後に回す。今は新しい文化センター等の施設よりも病院が欲しいような気がします。さきの須坂病院の例を出すまでもなく、自分の町に病院があるとないのでは、見えない部分で全く違うのです。安心できる、安心に全力を尽くす町政を望みます。以上で質問を終わります。

議長（塚田君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時31分～再開 午前10時41分）

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、10番 山崎正志君の質問を許します。

10番（山崎君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

新聞報道等でご存じの方も多くいらっしゃると思いますが、第2期長野県高等学校再編が始まります。田中知事時代の平成16年に高等学校改革プラン検討委員会を設立し、少子化による学校数のあり方を主な議題とし、県立高校の再編に向け議論・討議されたのが発端であります。第1期長野県高等学校再編におきましては、坂城高校の存続というよりは坂城高校の全日制普通科高校から多部制・単位制高校への転換が焦点となったわけであります。そのときはPTA、同窓会、町当局、商工会等住民の多くの方のご協力により、坂城高校は全日制普通科として今日まで存続することができました。しかし、今回の第2期長野県高等学校再編計画は、前回とは全くスタンスが違うということのを頭の中にしっかりたたき込んで私は質問いたします。それでは質問に入ります。今回の一般質問は大見出し、小見出しともに1項目のみであります。

1. 坂城高校存続の危機

イ. 第2期長野県高等学校再編について

この項目のみ議論していきたいと思っております。それでは、順次1回目の質問をいたします。第1として坂城高校を取り巻く状況はどのようになっているのか。次に、第1期高等学校再編時はPTA、同窓会、町当局と地域住民等の一体感で坂城高校の全日制普通科存続へとなったわけですが、その活動内容はどのようなものだったのか答弁を求めます。

1回目の質問の最後といたしましては、第2期長野県高等学校再編計画を踏まえ、坂城高校存続に対する町の考え方です。県教委はこの10月、学びの基本構想（案）を公表します。し

かし、これは玉虫色の社交辞令であり、聞いたふりだけして、実は今年度末、来年の3月には統廃合する学校の名前を挙げてくる腹づもりではないかと私は思っているわけであります。

前回の第1期高校再編では、県教委は、PTA、同窓会、地域住民等の反発を受け、やり残したことが多くありました。今回は同じ轍は踏まないように用意周到であるはずであります。坂城高校は長野県を通学区12学区制にしていたときの第4通学区に所属していました。旧第4通学区には県立高校が7校あります。学級数の増減はありましたが、その7校は現在も存続しております。今回は旧学区ごとで学校数のあり方も含めて考えていくということになっております。全く手のついていなかった第4通学区からは、私は1校はなくなるのではないかとこの危惧を持っております。

この第2期高校再編は前回と全く様相が違う、坂城高校は再編の対象になることが危惧されていますというよりも、廃校になるかもしれないということを頭の中へ入れていかなければいけない。そういう状況であることを鑑みて、これから町はこの危機にどのように対応していくのか答弁を求めます。以上をもちまして、坂城高校存続の危機の1回目の質問といたします。

町長（山村君） 県立高校ではありますけれども、坂城町に唯一、一つしかない坂城高校の危機、私も大変な危機感を持っております。今ご質問のありました坂城高校存続の危機につきまして、私からは第2期高等学校再編にかかわる町の考え方について、今までの経緯も含めましてご答弁させていただいて、そのほかは担当課長から申し上げます。

今お話がありましたけれども、県立高校の再編につきましては、平成19年度から始まりました第1期の高等学校再編が今年度で終了となります。今回の再編により県立高校数は89校から79校まで減少したところでございます。第1期再編では坂城高等学校につきましても統廃合の候補に取り上げられ、多部制・単位制校に変換する案が示されました。しかし、坂城高校を発展させる会を中心とした地域住民の皆さんによる全日制普通科高校存続に向けた運動が展開され、その結果、全日制普通科高校として存続となったところでございます。

現在、県の教育委員会では平成30年代の少子化に対応するため、平成40年ころまでをめどとした第2期高等学校再編について検討を進めております。このたび7月に開催されました県の定例教育委員会におきまして、第2期再編計画にかかわる今後のスケジュールが示されたところでございます。そのスケジュールでは来月、再編計画の基本理念・方針に関する考え方を含む、学びの改革 基本構想（案）の公表が行われます。その後、パブリックコメントの実施や若手教員・高校生との意見交換が実施され、3月に学びの改革 基本構想が策定されるということになります。

29年度には基本構想をもとに首長を初め地域の皆さんとの懇談や教育関係者等の意見交換を行った上で、10月に旧通学区ごとの再編計画の方向性に関する考え方を含む、学びの改革 実施方針（案）の公表が行われ、その後、再度地域懇談会の開催等を経た後、3月に、学び

の改革 実施方針が策定されることとなっております。そして、30年度以降、この実施方針により旧通学区ごとに検討が進められ、まとまったところから具体的な再編計画が策定される予定でありますので、現時点では坂城高校の扱いが具体化されるのは30年度以降となる見込みでございます。

さて、坂城高校は組合立農蚕学校として創立以来100余年、時代の要請に応じて、その立ち位置を変化させつつ歴史を重ね、その間1万1千余名の卒業生を送り出し、地域産業・地域社会に貢献する人材を育成する使命を担ってきたところであります。また、平成21年度以降におきましては、「3Cで行こう」という合い言葉に、この三つのC、これはコミュニケーション、コラボレーション、キャリアの頭文字のCのことを指しますが、県下普通高校に先駆けて「産業社会と人間」を必修科目として教育課程に位置づけ、地域の企業との連携を活用したインターンシップ事業等のキャリア教育を軸に教育活動に取り組んでおります。

ご案内のように坂城町の中での各企業様からも好意的に受け入れられ、毎年毎年企業の中の見学とか実習、インターンシップをやっているところでございます。また、坂城どんどん等の町行事への参加や保育園、小・中学校、地域との交流を積極的に行っており、地域の高校として重要な役割を果たしているところであります。

いずれにしましても今申し上げましたように、町内唯一の県立高等学校である坂城高校はまち・ひと・しごと創生総合戦略、駅周辺の活性化など町の施策を進めていく上でも、地域の高校として欠かせない存在であることに何ら変わりはないところでございます。第2期再編計画により、坂城高校が現状どおり存続するのかどうかは、県教育委員会の動向を注視する中で、坂城高校を発展させる会の皆様方とも連携を図る中で、存続に向けて私も精力的に取り組みをしていきたいというふうに考えております。いろいろ皆様方とご相談しながら、存続に向けて動き出そうというふうに思っております。

教育文化課長（宮下君） 私からは坂城高校の状況及び第1期高等学校再編時の経過と取り組みにつきましてご答弁いたします。

まず、坂城高校の現在の状況でございますが、学級数は1学年4クラスの12学級で、4月現在の生徒数は1学年134人、2学年121人、3学年105人で、男子222人、女子138人の合計360人でございます。また、平成28年度の生徒募集定員は160人でございます。生徒の出身市町村につきましては上田市、千曲市、長野市、坂城町の4市町で全体の95%以上を占めており、坂城町においては49人で全体の約14%でございます。遠方では須坂市、佐久市、軽井沢町、また県外出身者もおります。次に、卒業生の進路でございますが、27年度につきましては就職した生徒が49%、進学した生徒が39%という状況でございます。

坂城高校の学習プログラムの大きな特徴としまして、学習指導要領にない学校設定科目とし

て「産業社会と人間」という科目を1・2学年が必修で学習しております。これは産業カウンセラーによる定期的な支援・指導を受けながら、町や企業との連携を活用したキャリア教育を軸に据えた学習であり、企業見学やインターンシップもこの中に含まれます。まさに工業の町、坂城町にある高校としてのメリットを十分生かした学習であり、将来の進路選択にもつながるものとして力を入れて取り組んでいると聞いております。

また、先ほど町長答弁にもありましたが、「3Cで行こう」を合い言葉に坂城どんどんの参加はもとより、今年初めて納涼音楽会へも参加するなど町・地域行事にも積極的に参加し、交流を図っているところであります。

次に、第1期高等学校再編時の経過と取り組みについてでございますが、第1期高校再編においては平成17年に県教育委員会から県立高校再編整備候補案として統廃合候補の学校名が公表され、坂城高校は全日制普通科から多部制・単位制校という新しいタイプの高校に変換されるという案が示されました。坂城高校が多部制・単位制に転換することになれば、坂城町や戸倉上山田地区を含む更埴地域南部から全日制普通科高校がなくなり、中学生の進路選択にも大きな影響があることから、町や関係する方々で構成する坂城高校を発展させる会が発足し、その存続に向けた運動が展開されました。坂城高校を発展させる会の関係者による坂城高校全日制の存続と発展を願う集いを開催し、また、生徒会も加わり、県教育委員会や高校改革プラン推進委員会に坂城高校全日制普通科の存続を強く要請を行ったところであります。

その結果として、平成18年に坂城高校の全日制普通科高校としての存続が決定し、以来今日まで坂城高校を発展させる会では継続した取り組みが行われているところであります。

以上、第1期再編時の取り組みを申し上げましたが、これから始まる第2期再編においても坂城高校の存続にかかわる問題に対しましては周辺地域を含め、学校、PTA、地域、行政等が一体となり、知恵を絞る中で取り組んでいく必要があると考えているところでございます。

10番（山崎君） 町長及び課長から答弁いただいたわけですが、前回の第1期長野県高等学校再編、あのときは高校改革プランという形で、うちの町長、前町長ですね、中沢一町長が改革プラン推進検討委員会の委員でもありました。平成17年度、私は坂城高校の当時PTA会長をやっておりました。署名活動等も各中学校へお願いに回った経緯もあります。当然坂城中学校、あと千曲市で戸上中学校、更埴地区の中学校も回らせていただきました。当時、屋代中学校は武井校長先生で元坂中の教頭先生をやられていた方でした。埴生中学校の校長先生は坂井校長で、南条小学校の校長をやられた方でした。また、千曲市の教育長さんは坂城中学校で校長をやられた何たっけな、済みません、ど忘れしました。その方にも会って、それぞれ嘆願書を出すに当たって許可をいただき、各中学校を回った経緯があります。そうやってPTA及び住民、町、商工会等皆さんの協力を得て動いたわけでありまして。

とりあえず、第1通学区から私が説明しますけれども、第1通学区は、今、飯山北高校を中

心として飯山南、北部高校を一つの学校にしようとしています。また、副町長の出身校である須坂も同じように須商と須坂園芸が一緒になる、まあとんでもないことを今の県教委はやったわけですよ。私ね、これを見ていて何かそういうことが全く何も起きていない旧4区で起きるんじゃないかということに危惧するわけであります。第3通学区においては、中条高校は長野西の分校となりました。犀峽高校は篠ノ井高校の分校となりました。第2通学区は全く手がついていません。

第5通学区上小地区ですね。あそこは全く高校数も変わらず、学校も増やさず、学級数の対応のみでやってきました。上田高校は私の母校であって、もう一番多いときには、ベビーブームのころには10か11クラスまで増えた経緯があります。ほかの染谷にしても東高校にしても、そうやって対応をしました。だから、多分第5通学区は手をつけないでしょう。丸子実業は今、丸子修学館と名前を変え、総合学科になりました。東部高校は東御清翔という形で、今回は多部制・単位制になっております。

県教委は以前の高校改革プランの中で、各学区ごとに多部制・単位制を設けると。東信地区は東部高校になった。中信地区は松本筑摩が多部制・単位制となった。南信地区は箕輪工業が多部制・単位制となったと。まだ北信地区にはありません。当時、なぜ坂城高校が多部制・単位制にふさわしくないかといって手を挙げたのか。飯山から坂城まで来ますか。北信に1校だったら、町のど真ん中へつくれというのが私の考えです。何か数合わせだけで多部制・単位制を坂城高校に持ってくる。そんなことをやっている県教委に、私ははっきり言って反発しました。そういう経緯があつて坂城高校の全日制普通科を存続させるのぼり旗までつくって、署名までやって、そうやって起こして、坂城町の宝ですよ。町の母校と言ってもいいくらいの宝です。それをなくさないということは我々の使命だと思っております。

はっきり言って前回、私も何度もこの質問をしました。前町長はそれに対してほぼ90%町長が答弁の側に回って話しております。私は坂城高校存続に対して自分の子供が5人とも坂城高校、まだ一番下の子はお世話になっております。しっかりと4人とも巣立って、3人は町内企業に勤めております。1人は、長女はどうしても教員をやりたいと今どうにか本採用になりました。なかなか私もどうなのかと思ったけれども、彼女の努力により埼玉県の中で本採用になったと。それは坂城高校が育ててくれたから、自分たちの子供があると思っています。また、12年ぶりに来年度、坂城高校のPTA会長をやることに私になりましたもので、またこのめぐり合わせかと私は思っております。前回のときも高校改革、今回も高校改革。これもめぐり合わせで天命かなと私もこれもやる以上、前回と同じように全力を尽くしていきたいと思っています。

町長ね、本当に宝だと町長も思っていると思います。インターンシップあるいは企業体験、保育園の体験、うんとやっている。私、前町長にも言ったことがあります。せっかくの町、工

業の町であると、その部分をインターンシップ、確かにそれはいい。もっと生かせる方法はないのかと。坂城町、はっきり言って工業科をつくってもいいんじゃないか、工業科とは言わない。カリキュラムでそういう部分も持ってこれるんじゃないかと。はっきり言ってできない事実です。県教委はうんと言わないと思います。千曲高校に工業科がある、でもって長野工業がある。でも、4区には更級農業はあるけど、あそこは工業はありません。できればそういう部分も含めて、町長はその辺のようにお考えでしょうか。

町長（山村君） 私が5年前に町長になってきたときにですね、坂城高校の同窓会ですとか、それから坂城高校を発展させる会にお招きいただいて、毎年ですね。そこでお話しているんですけども、そのときからずっと申し上げているのは、次の再編がどうなるかわからないけれども、坂城高校がもっとよりよく特色を持った高校として体をなさない、という状況変化になるかわからないよと。もっとも3年、4年前はですね、私も町村会の関係で県の教育委員会といろいろ話をしたことがありました。そのときは多分、坂城は乗らないだろうというふうを受けとめていました。いろんな条件からですね。そのとき県の教育委員会に私が申し上げたのは、決してですね、機械的に人数がこれだけ減ったから、クラス数がこれだけ減る、学校が減るといふ機械的な計算はやめてくれということをやっと申し上げてきたわけでありまして。

それでいよいよ次の再編ということになりましたので、平成30年以降ではもう間に合わないと思いますので、そろそろですね、皆様方、多分坂城高校を発展させる会が一つの母体として前回と同じように運営していくんだろと思っております。この会でも申し上げました。そろそろ準備しよう。そろそろというか準備しなきゃいけないと。

それから、今の坂城高校の校長さんにも申し上げているんですけども、3Cといってコミュニケーション、コラボレーション、キャリアと言ったけれども、これはいわゆる建学の精神ではないんですね、もっと実務的な話なので。もう1回ここで坂城高校は何のためにある学校なのかという、いわば新たな建学の精神というものをみんなで考えましょうということで、今、校長先生がいろいろ考えていただいているようであります。誰の目から見ても坂城高校はこのためにこの町にあるんだと、またこの町は工業の町ですから、工業の町と工業高校じゃない普通高校だけれども、いろんなオールラウンドなキャリアを形成するための高校として、すばらしい地盤があるんだということを掲げてですね、運動を始めたいと思っておりますので、新しいPTA会長さんと一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、具体的な行動に移りたいと思っておりますので、いろいろ相談していきたいと思っております。

10番（山崎君） 前回のときは生き残れた。確かにその部分では前町長も努力された。我々住民も努力した、一体感になっていった、町ぐるみでした。はっきり言って、屋代南高校に多部制・単位制という形になったときには、そういう案が出たときには私も署名の用紙を各中学校にね、千曲市の中学校に配ったけれども、回収できなかつたっていきさつもあります。それは

いたし方ないと。当然ながら、おらの町から高校がなくなるとなれば、どこの地区だって中核にそういう学校があるわけですから、住民が反対するのは当たり前です。こう言うのは何ですけども、長野県坂城高等学校ですよ。長野県立とは書いていないんです。明治43年、1910年に農蚕学校として町の有志の方たちによって設立されたのが坂城高校であります。今年で百何年になるのかな、106年ですかね。それだけの歴史があるわけです。それが結局県に移管された。そういう部分で地域の宝である坂城高校です。それは我々住民が結束して、本当に先代がつくったんだぞという意識を持って守っていくべきものだと思います。

はっきり言いましょう。私はね、長野南、長野東、あれはプレハブ校舎です。たまたまベビーブームで人口が増えた、じゃあ増築しましょ。じゃあ子供が減ったからプレハブを壊せばいい。そうすればもとへ戻るんですよ。私はそういうふうには思っております。持論ですけどね。南条小学校はプレハブをつくらなかったけれども、そのまま壊して新しい校舎ができました。もしプレハブをつくって新しい校舎ができたなら、そっちへ移るとするのが普通ですよ。私の中ではそういうふうには思っているんですよ。長野南と長野東は県立高校です。県がつくった高校です。そういう部分で私は持論を持っております。私の持論はこれとして、はっきり言って長野東、長野南を更地にしてもとの体系に戻す。そして坂城高校は今のまんま存続する、あるいはもっとカリキュラムを増やして、子供が学べる学びやをつくる。

今、上田市から100人以上の生徒が来ています。なぜだかわかりますか。東部高校が今は東御清翔ですね。あそこが多部制・単位制になったからですよ。坂城中学校から行かなかった。今、しょうがないですよ。坂城中学は今1年生は3クラスしかない。105人で3クラスですよ。それは当然ながらパイがないんだから坂城高校へ行く生徒も減ってきますよ。しかし、坂城高校のいいところは、生徒の伸びしろがでかいということです。そういう高校は絶対必要です。この高校を残すためにも皆様のご協力を願って、私の一般質問を終わります。

議長（塚田君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時13分～再開 午前11時23分）

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、11番 中嶋登君の質問を許します。

11番（中嶋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。前田工業団地が販売できたことは大変よかったと思いますが、中沢町政のころからこの案件に関しては5回の一般質問をしております。言うなれば今回で6回目、まさにその6であります。少しおさらいをしてみますと、アガツマ精機、チクマ精工、そして京阪精工と名前が変わっております。平成18年の6月議会で初めての質問を私はしております。概略とその後の経過であります。当時、中沢町長が初めて全協の場所に相談に来まして、議員のお知恵を借りたいとの話でありました。坂城町にとっては負の遺産であり、買って怒られ、

買わずに怒られという跡地でありましたが、一部メッキ工場もあり六価クロムやシアンなどの重金属がどのくらい入っているかわからない。そしてまた土壌をきれいにするには大変大きなお金がかかるので、民間が買えば土壌汚染の上にアスファルトを敷き、工場を建ててしまうという心配があり、必ずや町で買うべきであると当時私をご提言を申し上げました。当時そのときの議員全員一致で購入したほうがいぞと、そういうことで決定した流れ、いきさつがございました。

さて、ここで買うことにはなりましたが、普通の不動産を購入するのであれば、そんなに問題はないのですが、競売という難しい購入方法でしたので、当時私は不動産関係にも携わっており、町から相談もかけられたので、例えば、ぼっきり2千万円なんていうのはだめだから、ご縁があるように2千万5円なんていう一円単位の数字を入れるのが競売で落とすコツであるよなんていうようなことを当時の、これはもう時効でありますから、総務課長の中村さんにお話を申し上げました。

なぜそのようなことを言ったかということ、民間の例えば暴力団絡みの悪徳不動産屋に買われてしまえば、国道18号からも見える、しなの鉄道からも見える坂城町の中心であり、一等地の跡地へ合法的に廃棄物を、産業廃棄物など山積みにされないように、必ずや町で落とすようお願いをしたことは言うまでもありません。後日談ではありますが、悪徳不動産屋が1日、日を間違えて入札に来たとのことであります。ということで、当然町が購入できたわけで、このときばかりは町も議会も胸をなでおろしたものであります。

購入金額は2,006万517円であり、当時適正価格を大きく下回った価格では購入はできましたが、言うなればその後が大変でありました。大きな工場でありましたので、鉄骨・鉄筋やコンクリートの建屋を含め、解体工事には数週間、1カ月以上かかったのかもしれないね。そういう状況で壊しまして、更地にしてから今度また大変です、先ほどの話のように。土壌汚染を調べるために碁盤の目のように1m真角に線を引き、あったところの土を30cmから1mぐらい掘り起こし全調査を行い、何方所かやはり重金属が出てきたわけでありました。でありまして、ダンプカーで数千台だったと思いますが、客土をして入れかえがこのときに行われております。その後、汚染調査も2回行われております。

当時、私は委員会が三つありまして産業建設委員会で私は副委員長を務めておりました。追跡調査ではありませんが、ダンプカーで持ち出したこの汚染土は、新潟県のセメント工場である明星セメントにお願いをして処理をいたしました。工場長の話では、汚染土を1,200度の温度にかけるとほとんどの重金属は飛んでしまい、無害化するというお話でありました。そしてそれをどうするんですかとお尋ね申し上げましたら、それはまさにセメント屋でございます。セメントの材料にするんだと、これは立派なことだなど。ただそこらへ持って行って穴でも掘っておいて捨てちゃうということじゃなくて、ちゃんとリサイクルをしていると。ただ、

私のことでありましたので、工場長にちょっとこすったようなことを言いましてね、坂城から金をもらっておいて、またセメントの中へまぜてダブルでもうけるだからいい商売ですななんというようなことを言ったら、なかなかそうは言っても、その1, 200度の温度で焼くということには大変なお金がかかるんだと、そんなようなこともそこでお話を承った記憶がございます。

このように歴史のある土地であります、大分知っている人が少なくなってしまったので、町側、我々議員の中でもこの話はあんまり昔の話でありましたので、遠のいておったということでありましたので、今この場所です、私の思いを少し述べさせていただくとともに、当時の現況をご報告申し上げたわけであります。

そんな流れでありましたので、そして町で使うにしても、民間に買ってもらうにしても安心・安全になったので、地元要望も含めて、ここからは私の持論でありましたが、桜100本、坂城中央公園をつくるよう、このころから町に提言をしておりましたが、このたび町長の所信表明にもございましたが、ミヤリサンが工場手狭のため、この場所を購入し工場を建てたいとのお話であり、当然これは坂城町が誘致して来ていただいたミヤリサン、会社であります。その流れからいけば、私もこの話は賛成であります。でありますので、公園の話はまた違うところを考えると、違う視点で考えていって、また私は一般質問をさせていただきたくは思っております。

ここでお願いをしておきたいことがあります、町長に。ミヤリサンが工場を建てた暁にはです、当然であります。坂城町の町民を優先に雇用をするようをお願いをしておきたいものであります。よろしく願いいたします。大変前置きが長くなりました。

1. 工業用地について

イ. 用地取得を

前段の話のように前田工業団地、これは約7千m²が売れたということは、坂城インター工業団地3千m²となつてしまいました。少なくとも基幹産業である工業の町としては2haぐらいなものはいつも、ここが大事ですよ、いつも確保しておき、日置電機さんのように町外へ出て行ってしまったなんていうことは絶対にないようにしなければ私はいけないと思うものであります、その辺も含めまして町のお考えをお尋ねをいたします。1回目の質問とさせていただきます。

町長（山村君） 中島議員さんから工業用地について用地取得をとということでご質問をいただきました。前田工業団地については6回目ということで10年間の歴史も賜りました。前回、前々回、その前は桜を植えろということでありましたけれども、こういふことで決着いたしました。

さて、ご質問にお答えいたします。坂城町は、もちろん工業を中心とするものづくりの町と

して発展いたしました。現在、製造業約240社が集積しております。町としましても工業の発展が町発展の原動力と捉え、工業の振興に努めてまいりました。平成元年より現在のテクノさかき工業団地事業に着手し、分譲面積約16万2千m²を造成いたしました。現在、20社の企業が立地し、分譲可能な区画はもうない状況となっております。

また、平成5年にはさかきテクノセンターを建設し、工業団地の企業を初め町内企業の技術の高度化や研究開発の支援を行ってまいりましたし、平成9年には勤労者総合福祉センターを建設し、企業の福利厚生事業の支援を行ってきたところであります。また、平成11年にはテクノさかき工業団地内にしなの鉄道テクノさかき駅を建設し、工業団地内に働く方々の通勤の利便性の向上を図るだけでなく、住民の方々の交通の拠点となっております。

このようにテクノさかき工業団地につきましては、町の工業発展を見据えてインフラ整備に努めてまいったところであります。平成17年には坂城インターチェンジそばに坂城インター工業団地、分譲区画面積約1万4,300m²、4区画を造成し、現在2区画、約3千m²を残すのみとなっております。そして、先ほどお話のありました平成18年に用地を取得しました前田工業団地約7,200m²につきましては、今回ミヤリサン製薬さんに売却したいと考えております。本議会の開会日において坂城町工業地域開発事業特別会計予算をお認めいただきましたので、最終日には前田工業団地の造成地取得及び処分についての議案を上程させていただく予定でございます。

工業用地の確保、工業団地の造成につきましては、農振除外ですとか地権者の皆さんとの用地交渉など課題が多くございます。また、県等との調整や地権者を初め町民の皆様のご理解とご協力をいただかないとできないわけでございますが、工業用地の確保は工業の発展ひいては町の発展のために不可欠なものであります。

ご質問のありましたとおり、私も一定規模の工業団地を確保しておくことは工業振興を図る上で必要なことであると考えております。また現在、当町では国道18号バイパスや坂城インター線の延伸等の事業が進みつつあり、町発展の大きなチャンスであると捉えております。工業団地の造成につきましては、企業の皆さんの工業用地についての意向もお聞きしながら地権者や地元の皆様のご理解をいただく中で、時期を逸することなく取り組む研究を進めてまいりたいと思っております。今2haとお話がありましたけれども、そう言わずにその2倍、3倍ぐらいを目標にですね、頑張っていきたいというふうに思っております。

11番(中嶋君) すばらしい町長のご答弁をいただきました。今2m²ぐらいって言ったら、その3倍だぞというようなね、2haか、ちょっと算数がだめなもんで。今のあれですか、書いておいたのを見れば、そんなあれがすぐ出てくるんです。今の3倍論、これはもしかしたら町長の考えていることでありますから、テクノの例の毎年のお祭りのときの挨拶の中にも少し入っていましたが。私は今の2haというのは一つの工場ぐらいに思っておりましたけれど

も、町長の考えはもしかしたら、これは工業団地をまたね、つくっていこうなんて私は構想だと思っております。とても素晴らしいことだと私は思っております。それには今言ったようにやっぱり農業委員会の関係ですとか、また県・国、いろんなどころへお願いすることがあるでしょうけれども、そこまで私は町長に請求して、ここでまた答弁しろなんてことは私は言いませんが、速やかにですね、やっていただきたいと思います。間に合わなくなつては困ります。

というのは、例えば私は思ったんですが、今度はテクノ工業団地ですね、これはもう前から言われていたんですが、テクノ工業団地の南側の田んぼがあります。南側の田んぼがあるんですが、あそこから伸ばしていくのがいいのか。それからまたもう一つはですね、坂城インターをすぐおりの左側、あれは昔、壊廃して碁盤の目のようにしようじゃないかなんて話があったんですが、その話が国から予算2千万もいただいて設計したら頓挫しちゃったなんて話がありまして、多少私に言わせれば中之条の人の責任もある、私の責任もあると思いますが、そんな流れでありました。でも逆に言うと、今こういう時代になってくれば、あその場所もいいところなのかなと。またもうちょっと下へ下って右側は当時セイキ紡績、今ではKYBという格好になっておりますが、そのぐらいのものは、反対側のほうですね、十分私はあそこでできる場所であると思っております。

それからまた、いよいよインター先線が具体化されて、中之条の地権者の皆さんに説明会があつて、みんな賛成をしていただいて、県は着々と準備を進めて、もうじきたつとあそこに立派な道路ができて、千曲川ですね、土手の際まで行くんじゃないかというふうに見ておると。そうするとそのちょうどインターを下ってきたところで、左側はもうあれは今、テクノさかき工業団地という名前になっていますが、当時は金井中之条工業団地なんていうような名前になっておりました。でありますので、そのことを考えると、そこは下ってきて左側でありましたので、今度は下った右側の田んぼ、たくさんあいております。これは中之条の地域の田んぼであります。そこのところをひとつ壊廃すれば、またちょうど第2テクノさかき工業団地のような格好で、あそこもいいのかなと。ざっくりな言い方ではありますが、私が見た範疇ではその3カ所ぐらい工業団地をつくるという想定をなされれば、その程度かなと。あとはもう坂城町、ないんじゃないかというようなことを思っています。あとは竹内製作所のあの周辺のところ、あと村上は穀倉地帯だなんて言われていますから、あの周辺もまたいいんでしょうけれども、その辺のところぐらいかなというふうを考えておりますので、ぜひひとつですね、取り組んでいただいて、さっきも申し上げましたが、日置さんだつて本当は早く用意しておけば行かなかつたんですよ、上田へなんかね。

そういうことを考えると、今私がちょっと危惧して心配しているのは、坂城の大手20社があるわけでありまして、町長これはもう百も町長は承知だと思っておりますが、もうぼちぼち手狭になってきた工場も、ミヤリサンはよろしゅうございましたが、ほかの工場で、これは名前は挙

げませんが、何社かはもうちょっとおらちも工場を広げたいぞと。それにしちゃちょっと手狭になっているからなんて話もちらほら私は聞いております。ですから、そういう部分も考えれば、先ほども大きな声を出して私は言いましたが、加速度をつけて工業団地をつくることをここでお願いをしておきたいと思います。でありますので、今言ったように20社の大手の部分で大きな工場をつくりたいというところに対処できるように。

それで、これもまたこれから私是一般質問をどんどんしていきます。前々回ぐらいにしておきましたけれども、やはり町長ね、こんな時代だからこそですよ、我が坂城町は工場を誘致していかなきゃいけない。絶対これはやっていかなきゃいけませんよ。とまっちゃいけません、これは。そのためには、やはり今の団地を早くつくって、その両方を町の中小企業がでっかくなってきたときの対処。それからなおかつ全国に向かって、坂城の町へぜひひとつ工場をつくっていただきたいと、これは声高らかにこの時代だからこそ、町長やっていかなければはいけないと思っています。

あんまり答弁、町長にすばらしい答弁をいただきましたので、第2質問で町長に問いただすことはありません。でありますので、2番目の質問に入らせていただきます。

2. 工業団地について

イ. 公園（緑地帯）数は

町内に幾つかの工業団地はあるが、緑地帯は幾つあるのかをお尋ねをいたします。

ロ. 今後の活用法は

テクノ駅前の公園は整備されているが、谷川の右側にある公園は、たしか当時、近藤町長の時代には南条保育園や貞明保育園、今度の一つに合併なされたんですが、当時は南条保育園もありまして、貞明保育園もありまして、園児のハイキングコースになっており、お昼のお弁当を食べたり遊び場として大変にぎわっていた時代もありましたが、今ではこういうのは余り言いたくないんですが、古ぼけたベンチと手の入っていない植木が巨木化しており、地元でも困っているようであります。その後、少しシルバーさんをお願いしたのかな、きれいに整備は少しはされてはいたが、根本的にはただ草刈ったかな、ちょっと木切ったかなぐらいの私は感じに見ております。

そしてまたこの件に関してはですね、行政相談員の大池令子さん、一人で坂城町で頑張っていると思いますけどね、お名前を出しても私はいいいと思ったもんで。大池さんも名前を出してもいいよなんて言っていましたもんで、そんなお話をするんですが。大池さんが言うにも、やはりテクノ駅前で電車に乗る人も増えているので、無料駐車場をつくってほしいなんていうようなことをですね、地元の方から要望されたなんていうようなことをちょっと大池さんから聞きました。私も、いやこれ俺一般質問しようと思っていたわいと。いいときにちょうど偶然にも相通じる話があったなど。というようなことありますので、私としてもできればあ

その場所をもう少し整備なされてですね、車をとめれば20台、30台はどうかわかりませんが、そんなような場所だというふうに思っておりますので、ここの場所をですね、言うなればテクノ駅の電車に乗るお客さんが増えるように、できれば無料の駐車場をつくって、言うなれば用途変更ができないものかどうかお尋ねをしたいと思います。以上であります。

産業振興課長（山崎君） 私からはイ公園（緑地帯）数についてはご答弁申し上げます。町内の幾つかの工業団地があるが、公園や緑地帯数はどのぐらいあるかというご質問でございますが、都市計画法に基づき工業団地の造成など一定規模以上の開発行為を行う場合は、県知事の許可を受ける必要があります。この許可に当たっては、工業団地を造成する場合、開発区域全体面積の6%以上の公園、緑地または広場を設けなければならないと定められております。なお、平成16年6月までは3%以上でございました。

この規定に基づきまして、平成6年度までに完成したテクノさかき工業団地は、ご質問のありました公園を含めて計2カ所の公園と緑地合わせて3%以上、平成17年度に完成した坂城インター工業団地は公園はございませんが、6%以上の緑地を設けております。

建設課長（宮嶋君） ロ、今後の活用方法についてはお答えいたします。テクノさかき工業団地にはテクノさかき駅の前にある工業団地緑地公園と谷川の北側ミヤリサン製薬株式会社様、株式会社アルプスツール様への進入路となる道路東側にある公園の2カ所がございます。

ご質問がありました公園、谷川の北側にある公園でございますが、この公園は谷川沿いに位置し、さつき園芸さんに隣接しており、ツツジなどの植栽が施され、ベンチが3基設置されている小さな公園となっております。現在、公園を利用されている方が少ないというような状況ではございますが、公園として休憩等にご利用していただけるよう草刈り等を実施して管理しております。

テクノさかき駅を利用される方の駐車場にできないかということでございますが、工業団地造成に当たりましては、都市計画法に基づき公園・緑地または広場を設けなければならないと定められており、その基準によって造成された公園でございますので、駐車場として利用することは大変難しい状況であると考えております。同公園につきましては駐車場として用途変更するのではなく、引き続き公園として工業団地にお勤めの皆さんや地元の皆様などが憩いの場としてご利用していただけるよう管理してまいりたいと考えております。

11番（中嶋君） それぞれですね、両課長にお答えをいただきました。大変よくわかりました。さっきの工業団地の話じゃないんですが、新しく整備された法律の関係で3%であるとか6%なんていうようなことでありますから、それはよくわかりました。私は工業団地と名前がつくところはもう全てのところにそういうものがなければいけないのかなど。でも、私これ言いますとね、この場所だから私は言いますが、本来こんなものは悪法なんですよ。この長野県みたく、しかもあれですか、周りを見れば全部緑のところへ緑地だなんて、これはね、私もこれ

はあれですか、薬品関係にいるときなんか、薬品の工場をつくる時は大変なことだったんですよ。もうそれこそ工場のもう何十倍も広い場所をとって植木を植えなきゃいけないとか、そういう時代があったんです。だからもう薬品会社の社長連中はもう頭を抱えたんですよ。弱っちゃったわな、一等地はやたら高いのに、会社は大阪にありましたけれども、本社が。工場をつくるっていつてもつけれないと、そんな話があったところをこれを結びつけると、これは都会の本来話で、CO₂削減であるとか、それから地球温暖化だとか、そんなような部分でなおそれで今、課長のご答弁をいただければ前は3%で今度は6%やれなんて、こんなものは本来、これは悪法ですよ。そうは言いましてもね、法律でありますから、法といえどもやっぱりこれはきちっと守っていかなくちゃいけないと。よく言うんですが、坂城の人間であります、私も坂城の町会議員であります、そうは言っただって長野県人、日本人でありますからね、一番上の国が決めたことだから、ここでもしょうがないかとは思っております。

ただ、そうは言いましても、そうすると今度私、そこへ結びつけて申しわけないんですが、できるだけきれいに整備をして、町長の大好きなPRをしてね、大いに、町民に。知らない人も多いと思います。ですからそこへ言うなれば夕涼みがてら遊びに来ておくんとか、何かまたいい方向でですね、活用する。それからまた、工場にいる人たちは大勢います。ご飯、お昼を食べに来るときに、ちょっとその場所でもちょっとお昼を食べようとか、いろんなアイデアがあると思いますので、何かいいアイデアを考えてやっていただければありがたいのかなというふうに思っております。

今の、それから両課長にお答えいただいたんですが、駐車場なんていうのもね、これも本当俺は一つの手だとは思ったんですが、今の悪法絡みでいけばしょうがないかと。ただ、これもちょっとわかりませんが、特区みたいなことで外すようなテクニックがあれば、あそこにはあんなものは要らないなと私は思っていますので、駐車場のほうがいいなと。ただの駐車場ならまたかえってCO₂削減になりますよ。車で行かないで、長野へちょっと行くにあそこまで乗ってくるけれども、テクノの駅からなんていうようなふうに、私はそっちのほうがいいような気がしますので。その辺のところは、これも今はあれですが、きちっとご答弁いただきましたので、第2質問要りません。その今のご検討はしてみてください。そうは言ってもね、特区みたいなことでできるのかどうか、そのぐらいの私は宿題は言いつけておきたいと思えます。それでは、次の質問に移っていきたいと思えます。

3. 避難所について

イ. お寺と提携を

前回のときには我々議員もそれこそ熊本でああいうことがあったもんでね、大勢の皆さんがやっぱり坂城、そういうふうに遭遇したら困るぞということで、大いに我々議員の中から質問が出たわけでありましたが、私もそのあれですか、今日はちょっと延長線上みたいな部分のどこ

ろでお話ししたいと思うわけでありますが、例えばですね、東北の3.11や、さっき言いましたけれども熊本地震、そしてまたですね、また今日も台風が来ているようですが、せんだつての台風の10号などね、記憶に新しいところであり、これもやっぱり温暖化の影響であるか、また百年、千年に一度のことが起こり始めており、新しいハザードマップもいよいよ町も作成をされて、安心・安全のまちづくりを進めておりますが、町が災害のときに避難所は幾つかありますが、畳の部屋が少ないので、弱者であるとか老人のために町内の全お寺と提携できないかをお尋ねをいたします。

住民環境課長（金子君） 3. 避難所について、イ. お寺と提携をについてお答えいたします。

坂城町の指定避難所は坂城町地域防災計画において災害に応じた指定をしております。まず、大地震や大規模災害発生直後の屋外避難場所として40カ所を指定しております。これは各区に公民館等1カ所以上の指定がなされておりますが、避難場所は全ての施設の広場、駐車場となっております。地震による災害の場合は建物の倒壊等の危険があり、また大規模火災の場合には延焼の危険があることから建物内への避難は指定しておりません。大地震や大規模火災が発生した場合には、区民等の皆さんが一旦この避難場所に避難していただき安否確認等を行い、その後中核避難所へ移動していただくこととなります。

次に、応急避難所として各地区公民館や集会所を32カ所指定をしております。これは、大地震や大規模火災以外の水害等で住宅等が被災した場合に指定している、宿泊も可能な収容避難所となっております。

次に、中核避難所でございますが、町体育館、文化センター、各小学校・中学校、坂城高校、各保育園10カ所が指定されております。なお、体育館は物資輸送拠点、文化センターは役場庁舎が被災した際の対策本部設置予定施設となっております。

さて、新たに避難所の指定をする場合には、災害対策基本法において被災者が一定期間滞在する場としての避難所については、円滑な救助活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から政令で定める基準に適合する公共施設、その他の施設を指定場所として指定しなければならないとなっております。政令で定める基準につきましては、災害対策基本法施行令に定められておまして、主に四つの条件項目がございます。

まず一つ目の条件として、避難所の規模条件でございますが、「避難のため立ち退きを行った居住者又は被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること」となっております。適切な規模については地域の実情によって異なることから、具体的な基準は設けられておりませんが、避難所は被災者の生活の場となることを踏まえ、地域の実情に応じて想定される被災者の数に対し十分な面積を有することとなっております。次に二つ目の構造条件としまして、「速やかに被災者を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること」となっております。具体的には多数の被災者等の出入り

に適した出入り口や受け入れに必要となるトイレ、水道等を有していることが挙げられます。次に三つ目の立地条件でございますが、「想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること」となっております。最後に四つ目の交通条件でございますが、「車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること」となっております。

指定避難所の指定にはこのような条件がございます。しかしながら、さきの熊本地震など実際に災害が発生した際には、自治体の指定避難所だけでなく民間施設等に一時的に避難しているケースもございます。災害の際には、まず自分の身の安全を確保することが第一になりますので、周囲の被災状況を把握し安全な場所に速やかに避難していただくことが重要でございます。消防庁の見解でも指定避難所として指定していない施設を災害発生後の状況に応じ一時的に避難所として使用することは問題ないとしております。

ご質問のお寺との提携につきましては、ご自分の判断で指定避難所以外の施設へ避難された方がいた場合には、その施設と連携をしていなくても自主防災会等やお集まりになっている方々の要請を受ける中で、避難所への物資の供給や生活環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

11番（中嶋君） 課長に懇切丁寧にご説明をいただきました。よくわかりました。私も実はですね、私は壇家であります西念寺へ行くことがときどきあるんですが、その中で和尚さん、奥方にいろいろお話を聞くと、例の3.11のときにお手伝いに行ったようです。お寺さん同士の関係で。そうしましたら、向こうのお寺へ行ったら、避難に大勢のやっぱり年輩者の人たちですとか身障者の人たちが、やっぱり今の床の間じゃちょっときついなと言う人たちが大勢集まって寝泊まりをしておったようです。そしたらどういうわけか、あのときはちょっと異常でありますから、課長答弁があったからいいんですが、物資が届かなかったんだそうです、お寺に。それで、できれば物資のことを考えたりすると、もう普通の平時のときにですね、やっぱり事前に提携でもしておけば、そのときに、いやあそこにはもしかしたらいるぞというようなことでもってですね、今の電話もだめでしょうからね、そのときには。携帯ちょっと私はよくわからないんですが、携帯も最終的には電池がなくなっちゃったなんていけば聞こえなくなるから、そんなときには今言われたように、私も中之条区の自主防災会の会長をやっていますからね、当然今のお話を聞けば、ちょっとお寺をちょっと見てこなきゃいけないから見てこいなというような、私は命令を出すつもりでありますけれども、そうは言いましてもね、坂城町にたくさんのお寺さんがありますので、地域ごとにある感じですのでね、そのときに提携できればいいなど。

ただ、私もちょっと気なしていたのは、これは大地震のときはだめですよ。もしかしたら、これ言うと、また俺お寺の和尚さんに怒られるけど、100年、200年もたっている本堂でありますから、潰れるところもあるんじゃないかなんていう心配で、これまたいつかここで

一般質問をやらせてもらいますが、あそこらもまたきちっと耐震をやっつけていかなきゃいけないんじゃないかなとか、これは町長予告しておきます。

そんな部分でありますので、ちょっと規制を考えるとね、そうは言っても例えばの話ですが、あんまりこんなことあっちゃいけません、大水ついてですね、あれですか千曲川が、これはないと思いますが、何か決壊でもするとか、それから場合によっては御堂川、谷川あたりに大水が出て周りがあるしたなんていうときの大水害のときであるとか、それからまたこれもあってはいけません、大火事になってしまったと、そんなようなときは今のお寺は十分活用できるのかなんていうふうに思います。これはご答弁要らないです。これは答えろっていても、ちょっとあれなんでしょうから。もしあれでしたら、ご研究なされてですね、今のちょっとおかしい言い方でいけません、ただ災害、十把一絡げするんじゃなくて、この災害のときはこんなふうに、この災害のときはこんなふうにとすることで少しきめ細かくですね、考えておけばそんな手法もあるのかなと私は思いますので、その辺はまたいろいろ町当局がお考えになっていただいて、提携できる範疇であればぜひぜひそういうことをしていただきたいのかなというふうに思っております。あんまりあれですよ、スムーズなご答弁いただきましたので、第2質問はやめておきます。

それではですね、最後の質問となります。

4. ふるさと納税について

イ. 今年度の状況は

ふるさと納税の言い出しっぺでもあり、3回目のこれは質問になります。その3ですな。昨年度の一般質問の中で、農産物などの返礼品をやるのかやらないのかという問答になったときに、町長にやりますとのお答えをいただいて、そこから加速度がつきまして、今年度いよいよ予算何と大きな600万も盛っていただきまして、一流の会社でありますパソコン関係のレッドホースというところに依頼をして、町のふるさと納税の言うなればホームページ、カタログのようなものをつくっていただき、私もちょっと気になるので見てきましたら、やはりブドウですとかリンゴですとかワイン、ケーキ、肉など各種、また町内の農業者、そしてまた商業の皆さんは頑張っていっぱい載っていました。中にはもう完売が幾つも出ておりました。私がこんなことを言うよりも、皆さんやっぱりパソコンが得意でね、議員もみんなパソコンをやっていますから、こんなことは、おらみんなよくわかっているわと、皆さん周知のとおりではあると思います。

ここで問題が起きちゃうんですね。それなのによ、信濃毎日新聞に2回も赤字報道されちゃって。長野市もそうだしなんて言ってね。坂城なんか一番悪いようなほうへ入っているように、赤字だと、ふるさと納税は坂城町は。こんなつまらないこと言われて腹立たしかったですよ。今日は信毎来ていませんが、来たら気合いを入れるところですよ。つまらない今の

報道をしたり、本当かと。ただ、そうは言いましてもね、私は500万から1千万ぐらいの黒字になっていると思っておったんですが、これはどういうことなのか。町民の皆さんもちょっと心配している人がいたんですよ。赤字になっているだかいなんて言ってね。そんなことも含めて、ここでどんな実情になっているのか、本当に赤字なのか、そこをお尋ねしておきたいと思います。

ロ. 企業版の取り組みは

いよいよですね、企業版ふるさと納税も始まり、これはもう信濃町を初め長野県内でも何カ所か、四、五カ所ぐらいあったのかね、幾つかの市町村も手を挙げ始めておりますが、そういう中で今後、坂城町としてはどのように取り組んでいくのかをお尋ねいたします。以上であります。

企画政策課長（柳澤君） ふるさと納税につきまして順次答弁申し上げます。ふるさと納税制度は、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度あるいは自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として創設され、自分の生まれ故郷に限らず、どの自治体にでもふるさと納税を行うことができる仕組みで制度が運用されております。

当町におきましても、生まれ育った坂城町を離れ全国各地で活躍されている皆さん、また坂城町を第2の故郷として思いを抱いている皆さんに、ふるさと坂城のまちづくりを応援していただくため、平成20年度から信州さかきふるさと寄附金制度を設け取り組んでまいりました。

イの今年度の状況はについてでございますが、初めに新聞にて報道のありましたふるさと納税の状況につきましては、昨年平成27年の状況について総務省のまとめに基づいて報じられたものでございます。平成27年度の状況につきましては、坂城町へご寄附いただきました寄附金収入額は37万円でした。一方、坂城町に住んでいる方が町外の他の市町村にご寄附された場合、ふるさと納税制度によりその方の町民税が控除を受けることとなり、その額は476万8千円で、差し引きではマイナス439万8千円となっております。平成27年度につきましては、当町においては寄附をいただいた金額より控除した額のほうが多いといった状況となったところでございます。

続きまして、今年度の状況についてでございます。昨年度まではご寄附をいただいた方へのいわゆる返礼品といった特典は設けずに行ってまいりましたが、これまでの状況を踏まえる中で今年度から地元特産品等のPR、地域経済の活性化を目的とし、町へご寄附いただいた方へのお礼として特産品などを提供していくことといたし、当初予算にて必要な経費を計上させていただきます。

4月以降、返礼品を提供いただく事業者との打ち合わせ、業務委託の手続やサイトへの掲載などの準備をして6月から運営を開始いたしましたところでございます。現在までの状況につきましては、6月20日からおよそ2カ月半を経過した8月末の時点でございますが、寄附者数

592名、寄附件数602件、寄附金額901万円となっております。当初予定をしております寄附金額を超えるお申し出をいただいている状況から、今議会に補正予算の計上をさせていただいたところでございます。制度の運用に当たっては、ふるさと納税専門サイトなどへ当町の情報を掲載し、町や町の特産品のPRに努めているところでございます。

今後につきましては、多くの方に当町を知っていただき、またサイトをご覧いただくにはPRにつながる多彩な返礼品の確保が必要であり、町内の多くの事業者の皆さんにご協力いただくことが重要と考えております。引き続きふるさと納税の取り組みやメリットについて事業者の皆さんにご説明し、ご理解いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に口、地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税の取り組み状況についてでございます。この制度は今年4月に成立、施行されました改正地域再生法に基づいて創設された制度で、国が認定する地方自治体の事業に寄附を行った企業に対し、従来の約2倍の税額控除の措置がなされるものでございます。企業版ふるさと納税の具体的な手続についてでございますが、まず自治体におきまして地方創生に係る事業の企画立案をして、本社がその市町村外に所在する企業に相談を行い、寄附の見込みを立てます。次に自治体は見込みの立った事業を地域再生計画に盛り込み、国に申請をいたします。次の段階で自治体は国の認定を受けた事業を実施し、事業費を確定させた後、企業は事業費の範囲内で寄附を行います。そして、企業は寄附したことにより税制上の優遇措置を受けるといった流れが手続の概略でございます。

留意をしなければならないところは、国に事業申請をするに当たり、企業からの寄附の見込みが必要であること。また実際に企業が寄附を行う時期が自治体の事業が完了した後である必要があり、事業の完了時期と企業の決算時期のタイミングが合わないと事業の計画立案もなかなか難しいといったことがございます。このような点から、今年度、町ではこの企業版ふるさと納税制度を利用した事業展開には至っていないところでございますが、全国の事例等を踏まえご支援いただける企業とご相談をしながら事業の検討を進めてまいりたいと存じます。

11番（中嶋君） 今日はいよいよですね、町長の答弁から始まって課長答弁、見事な答弁をしていただいております。ありがとうございます。今も課長にですね、よくわかりました。どうも俺も頭へきていましてね、さっきの話じゃないけど、つまらないことをやたら信毎が書いて、二度も赤字だ赤字だなんて、よくからくりがわかりました。要はあれですね、返礼品のないときのその金額と。それで今のあれで600万盛ったとか、そのあれです、時間差と言いましようかね、そんなところでの算数をやって、おかしな数字を出してきたなど。赤字になるわけですよ。

ただ、今の実情を報告いただければ、約1千万近いものが集まってきているぞと。そんな単純計算すれば、もうすぐそこで600引けば、俺みたいばかでも指を使うんだけれども、これ400万ぐらい、だから300万、400万もうかっているかと。こんな理論になるわけで

ありまして、大変よかったなと思っています。ここで払拭できました。町民に堂々と言えますよ。そんなことないぞ、俺たちの町はと。ふるさと納税をやって、おいとんとあれだ、言葉は悪いですが、もうかっているよと、よかったぞと。こんなことを言えるように私はなつてよかつたと思います。からくりが暴露されました。

ただ、今もう一つ申しあげましたように企業版のふるさと納税、これも今のお話聞いたらやこしいですね。何かすっきりしないね、何だか。国へ頼んだとか何だとか。それから今の決算がどうだとか。言うなれば坂城町の出身で東京へ行って、すてでつけえ工場をやって大金持ちになつたと。そういうような人がいればね、まあセブンイレブン、あとはちょっと鈴木さんのような、ああいうような方が大勢あれしてというふうなふうに思いましたけれども、そこらはそうは言いましてもあれですか、またいろいろご研究なされて、大出世する人もいるかもしれませんので、いい方向づけを持っていただければ幸いかなというふうに思います。あんまり先ほども、もう1回言います。答弁よくわかりましたので、2回目の質問は申しあげません。

まとめではありませんが、今年度前半が終わろうとしておりますが、まさに若者が注目されるとともに大活躍した半年間、年となりました。今年の参議院選挙より初の18歳からの選挙となり選挙戦も大いに盛り上がって、私なりに議員でありますから、選挙で当選してくるものでありますので、大いに手応えを感じました。18歳頑張れと。彼らのためにまたひとつここで何か物を言っていかなければいけないということも考えている次第であります。

また、せんだって閉幕をいたしましたリオデジャネイロ、リオのオリンピックであります。これもまた若者が大活躍をいたしまして立派なオリンピックとなりました。私ちょっとまたインターネットで調べてみたら、金メダルが12個ですか、銀メダルが8個、銅メダルは21個と。合計41個メダルを大量獲得をして、何とこの時代に世界6位になつたと。この疲弊している日本に大きな元気と寝不足を与えてくれました。

そんなオリンピックでありましたが、坂城に目を向けてみると、この間、塩野入さん率いる坂城町陸上スポーツ少年団が、またまた大快挙をなし遂げました。ニュースになつたのでご存じの方も大勢いると思いますが、全国大会において小学校6年生の女子リレーで4位入選を果たしたということであり。大変なことだつたという話であります。塩野入さんに聞いたら、苦労したわいと。私もよく頑張つていただいてありがたいというようなねぎらいの言葉をかけておきました。でありますので、練習を重ねて4年後の東京オリンピックには我が坂城町からも必ずやメダリストが誕生することを、これはもう間違いないと私は思っております。最後に一句沿えます。

若者に元気もらったリオ五輪 若者に元気もらったリオ五輪

以上で私の一般質問を終わりといたします。ありがとうございました。

議長（塚田君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日、9日は午前8時30分から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 0時17分）

9月9日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 13名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 塚 田 正 平 君 | 8 番議員 | 吉 川 まゆみ 君 |
| 2 〃 | 塩野入 猛 君 | 9 〃 | 塩 入 弘 文 君 |
| 3 〃 | 朝 倉 国 勝 君 | 10 〃 | 山 崎 正 志 君 |
| 4 〃 | 小宮山 定 彦 君 | 11 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 5 〃 | 柳 沢 収 君 | 12 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
| 6 〃 | 滝 沢 幸 映 君 | 13 〃 | 塚 田 忠 君 |
| 7 〃 | 西 沢 悦 子 君 | | |
2. 欠席議員 14 番議員 入 日 時 子 君
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|-----------|
| 町 長 | 山 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 教 育 長 | 宮 崎 義 也 君 |
| 会 計 管 理 者 | 塚 田 陽 一 君 |
| 総 務 課 長 | 青 木 知 之 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 柳 澤 博 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 金 子 豊 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 大 井 裕 君 |
| 子 育 て 推 進 室 長 | 小宮山 浩 一 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 山 崎 金 一 君 |
| 建 設 課 長 | 宮 嶋 敬 一 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 池 上 浩 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 竹 内 祐 一 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 関 貞 巳 君 |
| 総 務 係 長 | 伊 達 博 巳 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | |
| 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 堀 内 弘 達 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 臼 井 洋 一 君 |
| 議 会 書 記 | 小宮山 和 美 君 |
5. 開 議 午前8時30分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-----------------------|----------|
| (1) 総合事業で介護はどう変わるのかほか | 塩入 弘文 議員 |
| (2) 土砂災害警戒地域の対策についてほか | 朝倉 国勝 議員 |
| (3) 運転免許証返納について | 塚田 忠 議員 |
| (4) ワイナリー形成事業について | 小宮山定彦 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（塚田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、14番 入日時子さんから欠席の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（塚田君） 最初に9番 塩入弘文君の質問を許します。

9番（塩入君） おはようございます。ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をします。

安倍内閣が経済対策として、総額28兆1千億円という大規模な事業計画を決めました。1億総躍進社会の実現のため、7千億円を充てています。しかし、社会保障費は縮小の方向で今検討をされています。来年度に向けて、厚労省の案では国民の負担増がめじろ押しです。例えば医療費では、入院中の食費や居住費が患者負担になります。また、75歳以上の人の窓口負担が1割から2割と倍にする計画も進んでいます。

介護はもっともっとひどい負担です。7月21日の信毎によりますと、要介護1・2の生活援助も介護サービスから除外されようとしています。ヘルパーさんなどによる訪問介護の半数以上はこの生活援助が中心です。これが介護サービスから外されようとして計画されている。要支援1・2の人も介護サービスから除外されました。そして今度は、要介護1・2の生活援助も介護サービスから除外されようとしているわけです。要支援1・2と要介護1・2を合わせると、介護認定者の半数以上を占めていて、それが介護サービスの対象から外されてしまう、こういう事態がこれから来ようとしているわけです。若いときから、何のために介護保険料を払ってきたのか。今は40歳から集めておりますが、今、厚労省でも年齢を引き下げて、

20歳まで引き下げるという案も検討されています。本当に長い間、保険料を国民に負担をかけて、利用するときにはサービスが受けられなくなる、これでは何のための介護保険か問われていると思います。しかも、65歳以上の利用料がまた1割から2割と2倍にする計画も今進んでいます。ますます介護サービスを受けたいときには受けにくくなる。これでは在宅介護が難しくなり、介護離職も増えるばかりです。

私は、まずヨーロッパ並みに社会保障費を増やし、老後も安心して暮らせる日本にしていく必要があると考えています。アベノミクスによって貧富の格差が広がり、子供の貧困率は6人に1人となりました。社会保障を充実させることが、この貧富の格差をなくし、国民一人一人の生活を保障することになります。

私は今回、介護問題について一般質問をしますが、一昨年総合事業について質問しました。要支援1・2の人が介護保険サービスから外され、市町村の総合事業に移されたわけです。介護サービスが低下するのではないかという質問に対して、そのときは国がガイドラインを示したばかりですから、具体的な答弁はありませんでした。しかし、町長や担当課長からは、絶対にサービスは低下させないという答弁をいただきました。いよいよ来年4月からは全ての市町村が総合事業に基づいて実施することになります。既に23の市町村が実施しており、来年4月からは40市町村が計画されています。坂城町も来年4月からの予定なので、まずイとして、総合事業の取り組み状況についてお尋ねいたします。

第1に、訪問介護・通所介護サービスはどう変わるか。緩和されたサービスA、B、C等について、サービス内容、サービス提供の考え方、実施方法、サービス提供者等についてお尋ねします。

第2に、町内の介護利用者の要望をどう把握しているか。

第3に御代田町のポイント制などを参考に、町独自の取り組みを考えているかどうか。

ロ．地域支援事業の充実を

第1に今年度初め計画された介護予防サポーター養成講座の取り組み状況はどうか、講座内容、参加者数、今後の課題についてお尋ねします。

第2に、地域住民グループ支援事業をどのように強化していくのか。かつて盛んだったこの地域住民グループも最近休会しているところが目立っています。その原因を調べ、今後もっと活発にしていくために、代表者会を持って交流会をしたらどうかと思いますがどうでしょうか。今後、住民の自主的な組織として大変重要なので、町としても財政的援助も含め支援ができないか。私は総合事業を進める上で、大変重要な事業だと思っています。

第3に、社会福祉協議会は坂城町の住民福祉や総合事業をする上で最も重要な事業所の一つです。私も社協で経営状況や要望などを聞いてまいりました。今、財政を支えている訪問介護事業の収益が減ってきていると。その理由は、入浴介護は3分の1に減ってしまった。訪問介

護を受けている人が施設に入る希望者が多くて減っていると、こういう状況です。今後町として、社会福祉協議会への支援強化を活動内容、財政面、人づくりの面からどのように図っていくのか質問します。

以上で、第1回目の質問とします。

町長（山村君） ただいま塩入議員さんから、総合事業で介護がどう変わるのか、総合事業への取り組み状況についてというご質問の中で、私からは全体的なといいますか、基本的な考え方を述べさせていただいて、詳細につきましては詳しく担当課長から説明をさせていただきます。

さて、平成29年4月から実施いたします介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業は市町村が中心となり、地域の実情に応じて多様なサービスが提供できるよう、国が定めた基準を緩和したサービスの提供が可能となります。この新しい総合事業は急速に進む高齢化社会の中で、平成37年には団塊の世代の方々、私も含まれますけれども、みんな75歳を超えるということで、介護を必要とされる方が増加されるということが見込まれる中で、介護認定者を支える介護保険法において地域の支え合いを軸にした事業を実施することにより、住みなれた地域での生活を継続するため、地域で活動している各種団体などの協力を得ながら推進する事業であります。

現在、要介護認定により比較的軽度とされる要支援1・2の方の訪問介護・通所介護につきまして、介護予防給付として事業所がサービスを提供しておりましたが、来年4月からは新しい総合事業として各事業所がサービスを提供することとなります。また、介護予防給付で実施しておりました訪問介護・通所介護の各サービスについては、来年4月以降においても、各自治体が定める基準の中で現行どおりのものとして残り、現時点で受けているサービスと変わらないサービスを受けることも可能となっております。総合事業の基準を定めてまいります町といたしましては、総合事業への移行に当たりまして、決してサービスが滞ることなくスムーズに、またサービス内容を低下させることがないように、サービスの基準を定めてまいりたいと考えております。

また当町におきまして、来年4月から実施いたしますサービスにつきましては、先ほど申し上げました現行どおりのものとして行われますサービスに加え、新しいサービスとして通所型の国の基準を緩和させたサービスAについて、各事業所から提供することを予定しております。来年4月以降も利用者やサービス提供事業所の意見をお伺いする中で、サービス内容を固定化することなく必要に応じて見直しを行い、高齢者の方を町全体で支えるため、より地域の実情にあったサービス内容を研究し、多様なニーズに応えられるよう今後の介護予防サービスの提供に向けて検討してまいりたいと考えております。

先日開催されました、また塩入議員さんも参加されたある集会でも私申し上げましたけれども、繰り返して申し上げますけれども、決してサービスの低下はさせない、しないとい

うことで担当課とも相談しております。内容につきまして、これから担当課長からご説明させていただきます。

福祉健康課長（大井君） イの総合事業への取り組み状況についてから順次お答えを申し上げます。来年度からの総合事業の実施に当たりましては、介護認定において要支援と認定された高齢者の方などに現行どおりのサービスに加え、新しくそのサービスの基準を緩和した町独自の基準によるサービスを各事業所により提供していくこととなります。

ご質問の訪問介護・通所介護サービスはどう変わるかでございますが、国のガイドラインで示している総合事業における訪問介護・通所介護の各サービスは、大きく分けて四つあり、現行どおりのサービス、緩和した基準によるサービスA、住民が主体となり支援するサービスB、短期集中予防サービスCに分類されます。

具体的に各サービスの内容を申し上げますと、現行どおりのサービスにつきましては、現在と同じサービスを同じ負担額でご利用いただけるサービスであります。次に、緩和した基準によるサービスAにつきましては、利用されている方が自立に向け、今できる能力を維持しつつ現在実施しているサービスから不要とするサービスを省いたり、時間を短縮することにより利用者の負担を軽減するものとなります。また、住民主体によるサービスBにつきましては、自治区・ボランティア・住民の皆さんなどがサービスの提供者となり、多様なサービスの提供が可能となってまいります。短期集中予防Cにつきましては、保健師や医療の専門職により提供されるサービスで、3～6カ月の短期間で行われるサービスとなります。保健師等による居宅での相談指導や体力向上に向けた支援など、高齢者の状態の変化に合わせて支援を行うサービスとなります。

町が来年度から基準を定めますサービスといたしましては、通所介護において現在要支援と認定されている方が利用している現行のサービスに加え、現行のサービスの基準を緩和したサービスを予定しており、現行どおりのサービスに加え、新たなサービスの選択も可能となるため、サービスが低下するものとは考えておりません。

続きまして、介護利用者の要望をどう把握しているかにつきましては、日ごろ在宅のサービス利用者の一番身近なところで、その声を聞く役割はケアマネージャーとなります。また、ケアマネージャーからの相談等は、地域包括支援センターの主任ケアマネージャーなどが対応しております。定期的に行っている町内のケアマネージャーと、地域包括支援センターとの連絡会は、ケアマネージャーからの意見・要望を把握する場ともなっており、例えば現在サービスを利用されている皆さんから総合事業について当初、今利用している訪問介護サービスや通所介護サービスが使えなくなるのかといった利用者の不安の声が、ケアマネージャーの会議で報告されました。現在利用しているサービスについては今後も利用可能であるという説明をし、ご理解をいただいたところでございます。

続きまして、御代田町のポイント制についてですが、御代田町で実施しているポイント制度は、住民が町に高齢者の支え合いのメンバー登録をして、登録後は自主的に施設に出向いてのボランティア活動に対してポイントが得られ、1時間を1ポイントとして蓄積されたポイントは年度末に換金されます。御代田町においては、県下でいち早く総合事業を開始し、多くの市町村の先駆けとなっております。住民のボランティアに対する意識も高く、住民主体による多様なサービスB型が提供されております。当町においても先進的に実施している保険者の総合事業を参考にしつつ、町に必要とされるサービス内容を慎重に協議し、提供できる体制を整えてまいりたいと考えております。

続きまして、ロの地域支援事業の充実について、初めに介護予防サポーター養成講座の取り組み状況についてお答えを申し上げます。今年度、町社協と共催で介護予防サポーター養成講座を7月から開催いたしました。全12回の講座を週1回開催しておりますが、現在17名ほどの方が毎回熱心に参加していただいております。内容といたしましては、理学療法士の指導によるひざ腰元気体操やねずこん体操などを取り入れながら、介護予防のための運動プログラムを習得していただいております。また、運動以外にも口腔ケアや栄養についても学び、高齢者の健康について正しく理解していただく内容となっております。

次に、住民グループ支援事業につきましては、現在13の地域支援グループが活動しており、それぞれ地域で自主的な活動が行われております。ご質問の代表者の交流会などにつきましては、グループの代表者を対象にした連絡会を開催し、情報交換や研修会を開催し、また各グループが講師等の派遣を希望された場合は、講師料を町が負担するなどの支援を行っております。財政面での支援につきましては、今後の状況を見る中で判断してまいりたいと考えております。今後は、この地域支援グループを先ほど申し上げました介護予防サポーターと連携させ、高齢者が住みなれた地域で安心して生活していくために、地域全体で支えるという活動を支援してまいりたいと考えております。

次に、社会福祉協議会の支援についてであります。活動または事業への支援といたしましては、ただいま申し上げました介護予防サポーター養成講座や、在宅介護者の介護教室、認知症サポーター養成講座など、町と社協が連携して事業を実施する中で支援を行っております。また、ボランティア養成講座では町の専門職の職員が講師として協力するなどの支援を行っております。

財政面の支援といたしましては、地域住民グループ支援事業や生きがい活動支援通所事業などの事業につきましては、町の予算で講師を派遣し、また社協への活動補助といたしましては、今年度380万円の補助をいたしており、昨年度より180万円増額して補助を行っております。今後につきましては、社協の財政状況等を見る中で必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

9 番（塩入君） 今、町長や担当課長から前向きな答弁をいただきました。しかし、今後、介護保険サービスが次から次と削減してくる中で、サービスを低下させないということは大変難しい課題です。そこで2回目の質問をしたいと思います。

まず第1に、4点質問をしますが、第1にこれから介護を必要とする人が窓口へ来てチェックリスト、または要介護認定の申請を行うわけですが、一つは専門職がかかわってやるのかどうか、それから二つ目は、要介護認定の申請をしたい人、今までと同じ現行のような支援を受けたい人は、いわゆるチェックリストだけで済ませるのではなくて、そういう申請をしたい人にはきちっと対応してやれるのかどうか、その2点です。

それから2番目に、総合事業の財政的見通しはあるのかどうか。これは29年度は第6期の計画ではですね、今までの2倍の5,513万計上されています。それで足りるのかどうか、その辺見通しとしてお願いします。

3番目にですね、坂城町の介護サービス利用事業所は大変少ないわけです。私も調べていただいたわけですが、サービス利用者で坂城町の施設を利用しているのは、わずか12カ所です。ところが町外は146カ所あるんです。今年6月までの坂城町の要支援から要介護5までの人の人数は711人います。このうちこの618人が今の介護サービス事業所を利用しているんです。今度町外の施設を利用している人が、今実態的に見ると町外の施設を利用している人が圧倒的に多いわけですが、これから総合事業が始まると、本当にそういう人が今度は町外から来る人を制限すると、断ってしまうという事態も考えられると。例えばですね、地域密着型の小規模事業所が断ってくる可能性というのは非常に強いと思います。そういう中で、やはり町としても広域行政の立場から、ほかの市町村と協力体制をどうつくっていくのか、これが非常に大事じゃないかと。

それから4番目ですが、町内の事業所、他町村と比べて非常に少ないわけですが、坂城町にも小規模の介護通所型の事業所を増やすことができないか。例えば、宅老所とか空家を活用して、町としてサポートしながらそこへ小規模の介護通所型の事業所をつくっていくと。しかもこれは顔が見える、本当に住民が顔が見える状況の中でつくっていくわけですから、非常に利用しやすいと思うわけです。そんな点、どう考えているか。以上4点です。

福祉健康課長（大井君） 再質問に順次お答えを申し上げます。

初めにチェックリスト等についてでございますけれども、窓口において介護認定の相談を受けする際には、地域包括支援センターの専門職がいる場合は、その場で申請に来られた方からサービスを必要とする高齢者の身体の様子をお聞きする中で、比較的軽度の方で介護予防などの対象であると思われる方につきましては、まずチェックリストを受けていただくようご案内をしております。

また、チェックリストではなく介護認定の申請を希望される方には、やはり高齢者の状態を

確認する中で介護認定の申請をしていただくことも可能でございます。また、チェックリストにより総合事業の対象となった場合は、地域包括支援センターの職員などがご本人と面談により状況を把握した上で、適切なサービスや支援につなげてまいります。また、窓口においてチェックリストの記入などの説明につきましては、専門職ではなくても対応が可能でありますので、職員が共通の認識を持ち進めてまいりたいと考えております。

次に、財政面のご質問ですが、第6期の介護保険事業計画で見込まれる29年度の総合事業の中の地域支援事業の予算につきましては、第6期の事業計画作成時、平成26年度当時に見込みました見込みの額でございますので、3年前の状況と今では様子も変わってきており、総合事業に係る経費は再度試算をしております。そういった中で平成28年度で介護予防給付に計上いたしました要支援の方が利用する訪問介護サービス、通所介護サービス、それぞれの経費のうち総合事業の経費となる部分を、予防給付から総合事業の中へ予算を組み替えることにより必要な予算は計上できると考えております。

次に、事業所の関係でございますけれども、ご質問のとおり通所介護サービスにつきましては、この4月から18人以下の小規模の通所介護事業所につきましては、地域密着型ということで、その所在市町村の方だけがご利用できるというものになってございます。19人以上の大規模な通所介護サービス施設につきましては、現在どおり他市町村にも通所ができますので、そういった中で総合事業も対応してまいりたいというふうに考えております。

最後に、町内における介護事業所等の増設といいますか、開設についてでございますけれども、今後新たな介護サービス事業所についてでございますけれども、町外において事業を実施したいというようなご相談があった場合は、前向きに検討してまいりたいと考えております。

9番（塩入君） 今、課長から質問4点については前向きの姿勢で検討していかれるという答弁がありました。ぜひ、これからもお願いしたいと思います。

時間の関係もありますので、一応あと私の意見はちょっとほかの部分でつけ加えたいと思います。それは、地域住民グループの事業ですけれども、かつては19あったわけですね。それが5地区減ってしまって、私たちが今住んでいる金井も体会しているわけですが、また新たに北日名は立ち上げられたという状況の中で、現在は27区の中のわずか13と半分以下ですね、しかできていないわけです。やはり顔が見えるところでお互いに支え合った、地域で支え合える、そういう場所をつくっていきたいというのが一番の願いだと思うので、その辺ですね、先ほど答弁の中でも、今までもずっと経済的にも交流会やいろいろな問題についても対応されてきているということを答弁されました。ぜひ、これから私は自主的な組織だと思いますので、上からやられたからやるというんじゃなくて、本当に自分たちが立ち上げている住民グループ事業なので、ぜひ、これを社協と一緒に進めて進めたいということをお願いいたします。

2. 地域創生のとりくみについて

イ. 地方創生推進交付金の活用をどう考えているか

安倍内閣は昨年、先行型交付金を出しました。昨年10月までに総合戦略をつくった自治体には約1千万円程度上乗せしたわけです。県内では38市町村が恩恵を受けました。早い者勝ちというか、そういう交付金のやり方です。次に、今年3月には加速交付金というものを出したわけです。そして最後の第3弾には、地方創生推進交付金を6月17日に締め切りました。そこで申請したのは、わずか11市と20町村、合わせて31市町村で半分以下だったんですね。何が一体問題なのかと。約2カ月という短期間の中で本当にそれぞれの市町村の独自性とか、先駆性とか数値目標とか、達成状況をタイプでチェックしていくとか、さまざまな条件がついている中で、本当にこういうやり方が果たして民主的で、かつ自主的なやり方かどうかというふうに僕は思います。

安倍内閣が自治体同士で短期間に競わせて、国の意向に合った自治体には交付金を与えていくと、こういうやり方ですね。今までの交付金のやり方とは違ってきているんじゃないかと。今までは自治体が自由に使えるお金が大分多かったですね。それがだんだんだんだん少なくなっていくと、こういうことはやはりまずい傾向だと僕は思います。本来、町の新しい事業は職員が十分に検討して、それをもとに議会や住民が参加して決めていくのが住民自治だと思います。それを無視して短期間に決めさせて、しかも効果が出ているところへはやるけれども、効果が出ないところはやめてしまうと、このように国が地方を操っているような地方創生推進交付金というのは、非常に問題があると僕は考えています。しかし、今の自治体の実態からすれば交付金は少しでも多くもらってきたいというのは、どこの市町村も願っているところだと思います。そういう点において、まずどう考えているかお聞きしたいと思います。

次に、町としてはね、三つの交付金が出されたわけですが、どの交付金に申請したのか。その結果はどうだったのか、質問したいと思います。

ロ. 若者に魅力ある町に

第1に、町内企業に勤める若者たちの交流会を春、持ちました。その状況について、参加者数、男女別に、それから内容・要望・今後の課題についてお尋ねいたします。

第2に、子育て支援で、子供の医療費窓口無料化を実現するために、この4月から坂城町独自で、さかき福祉医療費サポート資金貸付制度を実施しました。県下では非常に注目されています。利用者数、利用者や町民の反応をどう受けとめられたか。町として今後の課題は何なのか。

次に第3として、若者たちが魅力あるまちづくりに取り組むために、町として何ができるのか。総合戦略のアンケート結果や、意欲的に取り組んでいるグループを参考にして答弁を求めます。

以上、第1回目の質問とします。

企画政策課長（柳澤君） 地方創生の取り組みについて、イの地方創生推進交付金の活用についてお答えいたします。

我が国の人口は、加速的に減少することが危惧されており、坂城町におきましても少子高齢化への対応とともに、人口減少に歯どめをかけ、地域の活性化を図るため本年3月に坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、地方創生に向けた取り組みを進めているところでございます。

国では地方の総合戦略に位置づけられた事業のうち、地方自治体の自主的・主体的で先駆的な事業について、これまでの地方創生関係交付金を発展、拡充する形で、地方創生推進交付金を創設し、複数年度にわたり安定的・継続的に支援することとしたところでございます。地方創生に向けた町総合戦略に掲げる事業を展開する上では、地方創生推進交付金を含め、その他の国や県からの助成など支援制度を有効に活用していきたいと考えております。

地方創生推進交付金の要件ですが、今年4月に成立・施行された改正地域再生法に基づき、地方自治体が地域再生計画を作成し、国の認定を受け、当該計画に記載された事業について交付がなされます。交付金の対象事業は、しごと創生や地方への人の流れ、あるいは働き方改革、まちづくりといった地方版総合戦略に位置づけられました事業全般ですが、このうち先駆性を有するものとして、自立性あるいは官民協働、地域間連携、また政策間連携等が要件とされまして、特に事業の将来的な自立性や周辺自治体との地域間連携が重要とされております。

また、事業の評価につきましては、事業の実施状況に係る客観的な指標となる重要業績評価指数を設定し、PDCAサイクルによる事業の効果を検証することとされ、その結果の公表や国への報告が地方創生推進交付金の申請に当たっての主な条件となっております。

次に、当町における地方創生推進交付金の申請についてでございますが、町といたしましても、これまでも平成26年度補正予算で創設されました先行型交付金や、平成27年度補正予算で創設されました加速化交付金を活用し、就職希望者向け企業説明会や企業の技術開発支援等の町内の企業支援や、県内外から町への就職を促進するため、U I Jターン就職促進事業、あるいはワイナリー形成事業などを展開し、地方創生の取り組みを推進しているところでございます。

4月の改正地域再生法成立後、地方創生推進交付金の内容、条件を精査して、申請に向けた検討を進めてまいりました。5月には国による申請を予定している地方自治体向けの事前相談会に参加し、検討している事業計画の内容について、内閣府地方創生推進事務局の担当者に相談・確認をしてきたところでございます。その中で、交付金の当初交付決定が8月予定であることや、本年度町総合戦略に位置づけて取り組んでいる事業について、既に着手済みの事業は交付決定後の事業費しか交付金対象とならないこと、また周辺自治体との連携について検討が

必要となったことなどから、複数年度の計画を考える上で事業初年度から交付金を効果的に活用するため、来年度において交付金の申請を予定することといたしました。

いずれにいたしましても、こうした国の交付金を活用しながら、産業への支援による人口の社会増対策や、子育て支援などによる自然増対策に取り組み、心にゆとりを持って安心して暮らせる環境を形成することで、坂城町に住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを目指したいと考えております。

続きまして、口、若者に魅力ある町にの中で、町内の若者たちが魅力あるまちづくりに取り組むために何ができるかについてでございます。若者に魅力ある町ということで、まずは若者の当町に対する意識を把握したり、理解をしておく必要があることから、昨年度町の人口ビジョンを初め、総合計画、総合戦略を策定するに当たり、若者を中心に幅広い年代の町民の皆さんを対象として、まちづくりに関する考え方や、定住意向等を把握するためのアンケート調査を実施し、あわせて町内在住経験があり、町外から見た本町の特徴を明らかにするため、当町を転出した方を対象としたアンケート調査も実施いたしました。また、平成26年度には若い世代の女性や中学生・高校生を対象に働く女性の実態や意向、また中学生・高校生の将来の希望などについてアンケート調査を実施しております。

これらのアンケート結果につきましては、町人口ビジョンの中でお示ししておりますが、住みやすさの評価では町民の約60%、町外に転出された方においては約65%が住みやすいと評価されており、定住意向については町民の約70%が当町に住み続けることを希望していることがわかりました。

一方で、今後坂城町を担っていく中学生・高校生においては、約75%が将来町外で暮らすことを想定しており、その理由としては結婚と仕事の関係が多く、特に仕事においては自分の能力が発揮できることや、やりがいを重視する生徒が約80%と多く、その中で希望する勤め先がないとする回答は約40%を占めておりました。

また、町民が考える今後のまちづくりに重要なテーマでは、医療や福祉の充実、子育て支援の充実、就業機会や雇用の創出、商業の活性化が挙げられており、若者定住策としての重要テーマでも、同様のテーマが重要とされております。これらのアンケート結果を踏まえた今後のまちづくりを考えていく中では、若者の定住策は重要課題であり、総合戦略においても雇用・就業の機会を増やし、若者の定住を図ることで社会動態の増加を促進し、子育て支援や教育環境の充実を図ることで出生者数を増やし、自然動態の増加を目指すという目標を設定いたしました。この総合戦略の目標を達成させるためには、地域の皆さん、特に若い世代の皆さんと若者が定住したいと思う魅力ある町について、ともに考え、ともに汗をかいて取り組んでいくことが必要であると考えます。

当町には、商工会青年部を初め、ニューリーダー研究会、あるいは経営革新塾、農業クラブ、

子育てサークルなど、これからの坂城町を担っていただく若い世代を中心とした団体やグループがあり、それぞれの分野において、まちづくりに参画、ご尽力もいただいております。まずはそれらの団体やグループから、それぞれの活動や実践を通してのまちづくりに対してお話を聞いたり、意見交換の機会を考えていきたいと思っております。いずれにいたしましても、若い世代の皆さんの声をお聞きする中で、官民協働で若者に魅力ある町を目指してまいりたいと存じます。

産業振興課長（山崎君） ロ、若者に魅力ある町についてのうち、町内企業に勤める若者たちの交流会の状況についてご答弁申し上げます。

町内人口の増、移住・定住対策の一つとして、町内の事業所に勤めている若者たちに坂城に住んでもらえるよう、また坂城に住んでいる方には定住してもらえるよう、坂城町の魅力を発信し企業の枠を超えた交流や情報交換を行っていただくため、若者交流会を開催しております。

第1回若者交流回は、5月21日文化センター体育館とシンフォニックヤードにおいて開催いたしました。参加者は11事業所55名で、男女別では、男性40名、女性15名でありました。まず、文化センター体育館において参加者を8チームに分け、ふらばーるバレーを行いました。ふらばーるバレーは専用のボールをワンバウンドさせてからバレーをする競技で、使用するボールは丸くなく、全面に突起が出ており、どこにはねるかかわからないといったユニークな競技で、参加者にとっては新鮮な体験だったと思います。また、知らない人同士であっても、チームスポーツを行えば緊張もほぐれ、自然とコミュニケーションがとれ、親近感が生まれたものと感じております。お昼にはシンフォニックヤードに移動して、バーベキューを行いました。ただ食事をするだけでなく、火をおこしたり食材を焼いたり共同作業をする中で会話が弾み親睦を深めていただきました。

要望や今後の課題、見直しについてのご質問ですが、参加者の皆様からは「勤めている企業の枠を超えて親睦を深めることができた」と大変好評でした。若者・子育て世代支援策のパンフレットを配布し、参加した皆さんに坂城のよさをPRいたしました。参加者の話を聞いてみると、町外から通勤している人も多いようで、坂城町に毎日通勤してはいるものの坂城町のことをまだよく知らない方も多くあり、坂城町の一層のPRが課題であると感じました。

10月中旬に予定している第2回については、坂城町をよく知ってもらうため、坂城町にまつわるクイズ大会などを計画しております。また、第1回目と同様、年齢や入社年数による明確な参加制限を設けずに、坂城町に在住・在勤中の社会人として対象をより広くしたいと考えております。若者交流会につきましては本年度初めての試みでありますので、企業や参加者の皆様のご意見・ご要望を反映させながら、よりより交流会にしていきたいと考えております。

福祉健康課長（大井君） ロの若者に魅力ある町にのうち、さかき福祉医療費サポート資金貸付制度についてご答弁を申し上げます。

この制度は、福祉医療費受給者の医療費を事前に貸し付けすることで、医療機関での窓口支払いのときの自己資金の負担を軽減し、早期適切な医療機関への受診や医療費の家計への負担軽減を図るため、今年4月に創設し運用を開始いたしました。現在18歳までの子供、母子・父子家庭、障がい者の約3,100名が対象で、1回当たり9千円の貸し付けを行っております。利用状況でございますが、これまで15人に対して貸し付けを行っており、医療機関や薬局で約40回の受診等に活用され、利用された方から大変喜ばれております。また、電話や窓口で現在借りていない方からも、「いざというときに医療費を借りることができる制度でとても安心」というお言葉を多数いただいております。これまでも広報やホームページで制度紹介はもちろん、個別案内や学校・保育園等を通じて対象者全員に対して貸付制度の案内を行うなど周知に努めてまいりました。さらに、町内医療機関や薬局にもチラシの掲示等をお願いしたほか、制度のご紹介もさせていただいております。

次に、今後の課題と申しますか懸念でございますけれども、これから寒い季節となり、医療機関等に受診する機会も増えてくるのが考えられます。子育てを行う保護者の方を初め、対象者の方が一時的な医療費の負担を懸念して、医療機関での受診をためらい、病気が重症化することがないように今後も積極的に制度の周知を行っていくほか、民生児童委員、まいさぼ、子育て支援センター、社会福祉協議会など各支援機関に対して制度の周知を再度行い、支援機関側からも子育て家庭に対してこの制度について提案できるよう対応してまいりたいと考えております。

9番（塩入君） ただいま、それぞれの課長から答弁をいただきました。前向きにお話をさせていただいたのが幾つかあります。ここで私の考えも含めてですね、ちょっと意見と質問を、2回目の質問をしたいと思います。

まず、地方創生推進交付金についてですが、町の考え方はわかりました。やっぱり住民と慎重にこれからやっていきたいという考えがわかりました。今度の交付金に当たりまして、一番特徴的な町村の例として飯綱町ですね。飯綱町は副町長がいるんですが、国から副町長を招いて、それでやってきている町です。その町はですね、積極的にこの先行型から始まって推進交付金を活用しようということでやってきて、既に5千万円以上の恩恵を受けています。私もその内容についてちょっと聞いてみたんですが、あそこは山間部が多いんですけども、ある山間部ではこれから5年後に50人子供を増やすんだと、子供たちを。そういう案とか、それから米やリンゴが中心の町ですけども、農産物の加工を含めて5年間で農業所得を2倍にしていくというような案を出しながらやってきていると。そういう中で国からも認められて交付金がおりと。

しかし、今の案を見てもですね、本当にこれ大丈夫かな、本当に農業所得5年間で倍にできるのかどうか、50人子供を増やすことができるのかどうか、非常にこれは大変な課題だと思います。

うんですけども。そういう中ですね、また数年後には国から来た副町長も多分引き揚げるだろうし、推進交付金が果たして当初のとおり続けていくのかどうか分からないと、あとは自治体任せと、こういうふうになってしまうんじゃないかなという心配も持ったわけです。そういう中で当町はさっき答弁がありましたように、やっぱり住民としっかり練って具体的にまたやっていきたいという答弁がありましたので、ぜひ交付金に踊らされることなく、やっぱり住民の立場からやっていただきたいと、そんなふうに考えます。

それから、今度質問ですけども、先ほど課長から若者たちに魅力あるまちづくりについて答弁がありました。昨年度行われた坂城町人口ビジョンについてアンケートですね、若者アンケートの実態もるる報告があったわけですが、私が一番ポイントとして大事に思ったのは、15歳から34歳などの若者が進学、就職、結婚での流出が増えていると。それで流入は減ってきていると。さっき課長の答弁でも、やっぱり40%近い人が、若い人が、町外に就職したいとか、いろいろそういうアンケートの意見もあるということで、この辺をどうするかというのが、これから若者に定住してもらうためにも非常に重要な課題だというふうに思っています。

それには子育て支援の充実とか、医療費、福祉の充実、商業の活性化とかさまざまな重点課題があると思うんですが、私は本当にさっきの答弁の中にも、若者たちがさまざまなグループでいろいろやってきております。そういう若者たち、工業分野、農業分野、商業、それぞれの分野の若者たち、意欲的な若者たちが、これから魅力あるまちづくりを立ち上げる実行委員会みたいなものを自分たちからつくっていかないかというような雰囲気になる、そういうお膳立てを町としてはどんなふうに考えているのかという点をお聞きしたいと思います。

企画政策課長（柳澤君） 今後の事業展開の中で、これからやはり多くの若者の皆さんが住みたい、住みやすい町というところをやはり考えていかなければいけないと思うところがございます。そういったところの中で、これまでも役場の事務局で携わっている部分もございますけれども、各種の団体がございます。そういったところをまず、これまでの実践等を踏まえる中でどんなことが必要なのか、あるいは自分たちとすればどんなことができるのかといったところをまず、いろいろなところで意見交換をさせていただきたいと思います。その後の段階でそれらの方々がうまくまとまるのか、あるいは独自で行動をされていくのかというところ、意見交換の中で検討を考えてまいりたいと思います。

9番（塩入君） 今、課長から答弁がありましたけれど、特に若者たちが本当に自主的に立ち上がってまちづくりに参加していくと、これは本当に大きな課題です。いろいろなグループはあるんですけども、やっぱり坂城町の職員の中にも若い人たちがたくさんいるわけですね。そういう若い人たちがこれからいろいろな場に出向いて、そういう若者たちの要望や願いをキャッチしてね、それをもとにしてそれじゃあ何ができるのか、そういうこともね、町内の若者たちがどういうふうにしたらいいのか、町長さんを含めて検討していただければ、やっぱり

町も本気でやっているということが町民にも伝わっていくんじゃないかというふうに僕は思いました。その点でぜひ検討してください。

以上、幾つか質問しましたがけれども、特に今、福祉医療費サポート貸付制度についても答弁がありました。本当にこれは坂城町独自ですばらしいアイデアでつくられていると、ぜひ全県にも広げながら、また県としても窓口の無料化を県独自でやるというように働きかけていただきたいと、坂城町の実績をもって働きかけていただきたいというふうに思います。

まとめに入りますけれども、今日は来年度から始まる総合事業はどんな内容か、また、今までの要支援1・2の人たちがどんなサービスを受けられるのか、低下しないのか、そういう点について質問してまいりました。特に地域包括支援センターを中心にしながら、社協や事業所とタイアップしながら、今後地域でお互いに支え合えるシステムをつくっていくということで、前向きな答弁もいただきました。

町民の一番大事になるのは、これからやはり地域で助け合うシステムをつくっていくためにはボランティア活動ですね。やはり、町民の意識変革というか意識改革が非常に求められているんじゃないかと。そういう意味で町もリーダーシップをとっていただきながら、その辺の広報なりいろいろな場面でやっていく必要があるんじゃないかというふうに感じております。また、坂城町と社会福祉協議会の果たす役割は今後ますます重要になってくると、先ほど課長からも答弁がありました。本当にこれから大変な中では、内容面でも財政的にも支援していきたいと、一体となって進めていきたいという答弁がありました。ぜひそうしていただきたいと思えます。

それから、要介護1・2の人が今度は生活援助のサービスが切り捨てられる案が今、国会で出されようとしているわけですが、それが決定してくるとまた大変になってきます。そのときのことも含めてですね、坂城町が本当に現行サービスを低下させないという、今まで答弁していただいたことを基本に総合事業をぜひ進めていただきたいというふうに思っています。特に、坂城町にはまだ事業所が少ないです。そういう中で広域で話し合ったり、独自に小規模の事業所をつくるための努力をぜひ先頭に立ってやっていただきたい。そして、本当に介護が必要になったときに安心して暮らせる、そういう坂城町にするためにも、行政と町民がともに力を合わせて取り組んでいきたいというふうに思っています。

以上で私の一般質問を終わりにします。

議長（塚田君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時28分～再開 午前 9時38分）

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、3番 朝倉国勝君の質問を許します。

3番（朝倉君） おはようございます。ただいまから、議長から許可をいただきましたので、通

告に従い一般質問をさせていただきます。

今年も台風シーズンが始まりまして、岩手県、北海道では大変な被害が発生しております。この場を借りて被災した皆様方に心よりお見舞いを申し上げたいと存じます。特にここ温暖化が始まって、どこの地域でも今まで経験したことのないような気象条件の変化により、いつでもどんな大災害が発生してもおかしくない、こんな日本の情勢でございます。昔から災害は忘れたころにやってくるとか、あるいは備えあれば憂いなしということわざがあります。私どももこのようなことを心にしながら、私どもの居住する地域での安心・安全の確保に向かって最善の努力を払う必要があると考えます。このような観点から私は今回の9月の一般質問におきましては、土砂災害地域の対策について、そして二つ目は、地方創生についてを議題として一般質問をさせていただきたいと思っております。

上平地区におきましては、ここ数年の間に自在山北斜面、出浦地籍と島地区九竜山につながる東斜面におきまして、表層崩壊による土砂災害事故が発生をしております。この二つの事故を検証してみますと、自在山の崩落は松くい虫による被害木が多量に発生し、伐倒駆除により大幅な保水力の低下と、腐葉土の堆積した二、三十cmの表土に、雪解けの水や春の雨による雨水がしみ込み、表土と岩盤の中に水が入り込み、土壌の重量が大幅に増えることによって雑木や草ではこらえられなくなって、急斜面の勾配の部分が表面崩落したものと推察するものでございます。

一方、島地区で発生を見ました事故は、杉やヒノキの成木林で、保水力も十分ある、一見私どもが見るといい山だなあという場所で発生を見ました。この事故は、上平地区につきましては表土が浅いところでございます、杉やヒノキが植わってございました。このような木につきましては、松のように岩盤に深く根が張る性質がないものですから、やっぱり平らに根が張ってしまうということで、堆積した土壌が、先ほどの話と同じように、雨を多量に含みますと土壌の重さが増え、木の根ではもう土壌の重さに耐え切れないで、成木の杉やヒノキが土壌とともに大規模に崩落をしたと考えます。

この2例は、私は相反する事例として今後町の土砂災害対策として重要な意味を含めたものと考え、問題提起をしているものと判断をしております。また、自在山の中腹から住宅近くは松林がほとんど消滅をしまして、保水力が大幅に低下をし、そのため自在山にある沢は雨水による浸食が大変激しく、土砂の流出が増えております。集中豪雨の発生があれば大きな災害の発生を感じるところでございます。そのようなことから、早急に何らかの手を打つ必要が重要と考えるところでございます。

このような状況から、周辺に存在する天神沢、十二沢、出浦沢、猪鼻堰、福沢川を含め、豪雨時の土砂の流出対策と河川の護岸対策も喫緊の課題と考えるところでございます。これらにつきましては、国・県との連携による対策を強く要望するところでございます。とりわけ温暖

化が進行する中で、気象条件は想定外での発生が想定をされます。上平周辺の山では土壌の性質から今後大雪や大雨が発生した場合に、急斜面のところにおいて、一見安全と思われるところでも表層崩壊の発生の危険が考えられます。近々町としてハザードマップが見直され、各戸に配布の予定と聞いておりますが、私が提起した事象が完備していることを望むものでございます。

前段、このような状況判断に基づいて3点について質問を申し上げたいと思います。

一つは、上平地区で発生した表層崩壊に対する対策をどのように考えているか。また、自在山の伐倒駆除した部分が、今まで松林が正常なときには松の根により落石や岩石の崩落が防止されたと言われておりますが、現状は松がなくなりまして岩が露出しております。落石防止対策も急務と考えております。これに対する見解を求めたいと思います。

二つ目は、松くい虫の被害林の治水対策は大変重要な課題でございます。自在山の沢が雨水による浸食が従来より大幅に増し、それに伴い土石流の流出対策が必要と考えます。治山・治水対策として堰堤等の設置を含め、県・国との連携を必要と考えますが、今後どのような考え方が、あるいは対策があるのかお伺いしたいと思います。

3点目は、自在山周辺は砂防林・保安林・風致地区の指定もあります。したがって、災害防止対策上も大変重きを置く必要があろうかと思っております。地元では毎年地域の協力で植林をしましてまいりました。今後、治山・治水対策として樹種転換を含めた大規模な植樹の考え方はないのか、県との連携の状況はどうなっているか。また、周辺には天神沢、十二沢、出浦沢、猪鼻堰、福沢川が存在します。土石流の流出が従来に比し増している中で、気象条件の変化に伴う豪雨の発生の可能性を考えると、河川の護岸について危険度の点検と対策が急務と考え、あわせて町の見解を伺いたいと思っております。以上で1回目の質問を終わります。

町長（山村君） ただいま朝倉議員さんから1、土砂災害警戒地域の対策についてということで、イからハまでご質問をいただきました。大変重要な問題であります。また本件につきましては、かねてより地元の皆様に大変なご協力をいただいて進めていることに、改めて感謝を申し上げます。まず、私のほうから基本的な考え方について述べさせていただきます。イからハの詳細につきましては細かく担当課長から答弁させます。

まず、坂城町内の土砂災害警戒区域につきましては、急傾斜地の崩壊40カ所、土石流39カ所を平成22年及び平成23年に長野県が指定し、平成28年には地すべり1カ所が新たに指定されたところであります。県は土砂災害警戒区域の防災対策として、平成24年度に洞岩沢川、平成25年度に名沢川の土石流を防ぐための砂防堰堤工事に着手し、平成25年度には網掛区と上平区との間、境にあります入川につきましても、土石流を防ぐ溪流保全工事に着手しております。

また、土砂災害警戒区域の崩壊の危険性がある急傾斜地に指定された網掛地区につきまして

も、平成27年度より十六夜観月堂下の山裾に土砂崩落被害を防ぐための重力式擁壁の設置工事に着手しております。また、自在山周辺の急傾斜地の崩壊区域と土石流の指定区域につきましては、防災・減災対策に伴う工事を県に要望したいと考えております。また、松くい虫被害等により保水力の低下や落石、山崩れなど、山林の持つ機能が低下し、山地災害の危険性があると判断された町内の山林については、地元の要望を受け、県による治山工事を実施していただいております。

また、ご質問のありました、上平、島地区の治山事業につきましては、平成26年度に表層崩壊（山腹崩壊）が発生しまして、町では地元の要望を受け、県に要望書を提出し、県による治山事業として取り組んでいただいております。平成27年度は、かご粹工、植生マット工、丸太筋工、植生水路工などの山腹土留工を実施し、平成28年度は崩れ落ちた倒木の整理を行う予定でございます。上平の自在山周辺の沢筋が深くなるなどの状況は、現地調査で県の担当者とともに確認し、平成27年度の県単治山事業により土砂流出防止対策工事を一部実施しております。小網の胡桃沢地区では、平成27年度に県道の長野上田線の隣接の宅地通路に落石があり、今年度、県による落石固定工を実施する予定となっております。

次に積極的な植樹事業のご提案をいただきました。上平自在山周辺では地元上平区のご協力をいただく中で、環境適用にすぐれている実生のアカマツなどの天然更新をしてきており、さらに上平区の皆さんによるアカマツの植樹が平成25年度から毎年行われております。4月にびんぐし山で開催した植樹祭では、松くい虫の抵抗性アカマツ300本、山桜60本、ヤマツツジ100本を参加者の皆さんに植えていただくなど、植樹事業を進めているところであり、一定の効果が出てくると考えております。前にも申し上げましたけれども、先人木を植え、後人涼を楽しむという言葉があります。後世の人たちに立派な松を残し、山を残してくれたと言われることが私どもの責務であると考えておりますので、引き続きご協力いただいて事業を推進していきたいと考えております。

産業振興課長（山崎君） イからハマで順次答弁申し上げます。

まずイ、上平地域で発生した表層崩壊に対する対策はについてですが、上平の島地区につきましては、平成26年度に表層崩壊が発生しました。町では地元の要望を受け、県に要望書を提出し、平成27年度及び28年度の県単事業として、先ほど町長が申し上げましたが、県が主体となって対応いただいております。なお、治山事業を実施するには保安林などの指定をしなければならず、個人財産の使用制限が生じます。また、治山事業の採択には面積、荒廃の度合い、保全対象など幾つかの条件がありますし、工事に当たっては工事用道路を開設する必要があったり、工事の音などが発生することもあり、地元の総意として要望を上げていただいております。

次にロ、松くい虫の被害林の治水の対策はについてでございますが、今までも植栽工、アカ

マツ伐木整理、丸太筋工などを実施する中で、沢筋とにならないよう努めてきております。松くい虫の被害地区で大変急峻な地形の箇所もあり、地元区・県・町で現地確認をしているところでございますが、災害の発生防止に向けて治山事業として対応していただくよう県と協議を進めてまいります。

次にハ、治山・治水に対し植樹等の計画はについてですが、坂城町は複合的な方策を取り入れた総合的な松くい虫防除対策を進めてきており、さまざまな国庫補助事業などを取り入れてきております。ただ松くい虫被害木の伐倒・くん蒸処理事業では、補助事業の性格上、植樹まではできませんので、地元区の要望をお聞きし、国・県の適切な事業を取り入れる中で実施に努めてまいりたいと考えております。また、山の土壌に適応しており、簡単には枯れない実生のアカマツなどを育てていくことも山の再生には大切であると考えております。

3番（朝倉君） ただいまご回答をいただきました。町としましても、自在山については町長を先頭にさせていただいて、松くい虫の総合対策をしていただいたことに対しては大変敬意を表するところでございます。総合対策をしておるわけでございますが、植樹したもの、あるいは実生の松が生えるまでの間というのは、大変危険を感じるところでございます。

今、課長からもご回答がありましたが、地方事務所の担当官には私どもの説明会の中で話がありましたんですが、今まで伐倒駆除だけで終わっていたところが、国・県の予算で植樹もできるというふうな制度もあるような話を聞いております。ぜひ、そういうことも一つ視野に入れてやっていただきたいということと、2、3日前のテレビ報道で、県の森林税、私ども500円ですかね、年間負担しているんですが、執行率が3分の2程度でおさまっていると。大北の問題があつて手をこまねいている問題があると思うんですけども、3分の1が余っているわけです。そういう予算をやっぱり県との連携をする中で、ぜひ有効に私どもの坂城町全体を見てやっていただけないかということと同時に、私は住まいが上平でございますが、松くい虫の被害が一番上平が大きいということで、焦点を上平に、私の知っている範囲で今日は質問しているわけでございますけれども、坂城全体の山の占める面積が、全体で70%と言われておるんですけども、全般見渡しましても非常に松くい虫の被害が増えてきているということが指摘できると思います。

ということになると、自在山だけではなくて、その部分の保水力というのは当然落ちてくるわけでございますが、急峻なところ、あるいは土砂崩落が起きるようなところの積極的な手を今打っているというお話がありましたけれども、先ほどの事例を参考にしながら、町全体の水平展開に努めていただきたいということが私の町に対する依頼でございます。回答は要りませんけれども、ぜひ先ほど申し上げましたように備えあれば憂いなしという言葉があるとおり、温暖化に伴って本当に一月分の雨が1日で降っちゃうとか、一晩で降っちゃうとか、こういうことがこの町でも起こらないとは限らないわけでございます。そういうことも十分頭に入れな

がら、この土砂災害警戒地域の対策について、町長初め担当課長の努力をひとつぜひお願いをして、この質問については終了させていただきます。

二つ目でございますが、先ほど塩入先輩議員から質問がありまして、かぶる部分があるかと思いますが、ちょっと私アドリブをさせていただいて、違う角度からちょっとご質問させていただきたいと思っております。

地方創生は、国の目玉政策としてデフレ脱却や東京の一極集中から地方へ、また、大企業から中小零細企業へと景気の実感を届けるように国の肝いりの事業で地方創生を推進しているものと考えているものでございます。先ほど申し上げましたように、7月18日の信毎報道では、地方推進交付金が長野県で77市町村ある中で、31市町村しかなかったという状況の中で、坂城町がその中に含まれていないということで、先ほど企画政策課長のほうから報告がありまして、中身は承知をしているところでございますが、私は交付金を受ける受けないというのは問題ではなくて、町として後期5カ年計画の策定も終え、重点計画も明示されておるところでございます。そして、まち・ひと・しごと総合戦略、それから人口ビジョンというようなものも、その総合戦略の中に位置づけられて今後事業展開がされているところでございます。

そういう中で、私は町民としてもこの交付金を受けられなかったということについては町が大丈夫かいという心配も一つありまして、その辺の明確な回答をひとついただきたいという部分と同時に、私が知りたいのは、5カ年計画のですね、本当に重点計画が予定どおり進行できるのかどうかということが、私は一番心配をしているところでございまして、町民としてもその辺を一番聞きたいなという思いでいると思っております。その辺について、ひとつご回答をいただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

企画政策課長（柳澤君） 地方創生につきまして、イ、公金を活用したまちの事業計画はについてお答えいたします。一部答弁が重なる部分がございますが、ご理解をお願いしたいと思います。

まち・ひと・しごと創生法が平成26年11月に公布・施行され、我が国の人口減少と地域経済縮小の克服を目指して、全国で地方創生に向けた取り組みが展開されております。我が国の人口は加速的に減少することが危惧されており、当町においても少子高齢化社会への対応とともに人口減少に歯どめをかけ地域の活性化を図るため、本年3月に坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、地方創生に向けた取り組みを進めているところでございます。この地方創生に向けた取り組みでは、これまで平成26年度補正予算で創設された先行型交付金や、平成27年度補正予算で創設された加速化交付金といった国の交付金を活用し、町総合戦略で示す地方創生事業の推進を図っております。

先行型交付金では、平成27年度において、平成26年度からの繰り越し事業として町総合戦略策定のほか、ICT等利活用による地域活性化事業、地域産業パワーアップ事業、若者・

子育て世代応援プロジェクトを実施いたしました。ICT等利活用による地域活性化事業では、スマートコミュニティ構想の実現に向けた調査研究や、スマートエネルギー設備設置に対する助成を行い、地域産業パワーアップ事業では合同企業説明会や企業見学会による若者と地元企業のマッチング、町内企業の販路開拓に向けた展示会等出店補助、新たな価値創造に向けたコトづくりや地域ブランド化への助成を行いました。また、若者・子育て世代応援プロジェクトでは、結婚相談事業に対する助成や、未来を担うグローバル人材の育成に向けたALTによる外国語指導業務委託、高校生タイ国研修事業への助成を行いました。

加速化交付金では、平成27年度から今年度への繰り越しによる地域間連携事業として、当町のワイナリー形成に向けた取り組みの一環となる、千曲川ワインバレー特区連絡協議会事業のほか、当町の試験圃場実証実験やさかきワインの開発と販売に向けた事業を進めております。また、長野地域の市町村が連携して行う首都圏での合同企業説明会や合同面接会など、県内外から当町への就職を促進する長野地域UIJターン就職促進事業を進めているところでございます。

このような中で本年度、国ではこれまでの地方創生関係交付金を発展、拡充する形で地方創生推進交付金を創設し、地方の総合戦略に位置づけられた事業のうち、地方自治体の自主的・主体的な取り組みで先駆的な事業について、複数年度により安定的・継続的に支援することといたしましたところでございます。この交付金は今年4月に成立・施行された改正地域再生法に基づき、地方自治体が地域再生計画を作成し国の認定を受けた場合に、当該計画に記載された事業について支援するものとされております。また、従来の市町村ごとの事業だけでは対応し切れない課題に取り組む地方を支援する観点から、具体的なPDCAサイクルの確立のもと、官民協働、地域間連携、政策間連携を促進するとともに、先駆的優良事例の横展開を積極的に支援することとしており、特に事業の将来的な自立性や周辺自治体との地域間連携が重要とされているものでございます。

ご質問の地方創生推進交付金の申請についての経緯でございますが、推進交付金の要件に照らし、その活用について検討を重ねてきたところでございます。推進交付金の申請を検討する段階では、本年5月に国による交付金申請を予定している地方自治体向けの事前相談会に参加し、検討している事業計画の内容について内閣府地方創生推進事務局の担当者に相談・確認をまいりました。その中で交付金の当初交付決定が8月予定であることや、本年度総合戦略に位置づけて取り組んでいる事業について、既に着手済みの事業は交付決定の事業費しか交付金対象とならないこと、周辺自治体との連携について検討が必要となったことなどから、複数年度での計画を考える上で、事業初年度から交付金を効果的に活用するため、来年度において交付金の申請を予定することといたしました。

地方創生に向けた町総合戦略に掲げる事業を展開する上では、国や県からの助成など支援制

度を有効に活用していきたいと考えておりますが、今回の推進交付金については制約も多く全ての事業が対象とはなりませんので、来年度での申請についても十分に検討していく必要があると考えております。なお、地方創生における国の財政措置としては、地方創生関係交付金以外にも各種補助金や特別交付税による措置などの支援制度が用意されており、国の考え方としては各省庁の補助事業を優先することとし、補助金の対象外となった事業について交付金で支援する方針としております。

当町の総合戦略重点プロジェクトの推進においては、国の交付金を初め、さまざまな補助事業を積極的に活用していきたいと考えております。総合戦略の重点プロジェクトというような部分でございますけれども、坂城スマートタウン構想推進事業におきましては、テクノさかき工業団地のスマート工業団地化に向けた事業化可能性調査に取り組んでおり、町と企業の共同参画のため町予算に計上はありますが、補助率10分の10の国の補助事業を活用しておりますし、さかきワイナリー形成推進事業につきましては繰り越しの加速化交付金事業を活用しております。また、トータルメディアコミュニケーション「つながる あんしん 坂城町」構想推進事業では、防災行政無線の整備について交付税算入のある地方債を活用する計画です。また、重点プロジェクト以外の町総合戦略に位置づけられた事業についても、各種支援制度の中で最も有利な財源を選択し、その確保に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、総合戦略における四つの基本目標を達成するため、国の支援制度を活用しながら人口減少対策に取り組み、将来像である地域の活力と暮らしの豊かさを創生する町を目指してまいりたいと考えております。

3番（朝倉君） 企画政策課長のほうから、るる説明をお聞きして、交付金をもらうもらわないということは先ほど申しましたように余り重要なことではありません。私どもの町としての重要事業が、簡潔にできるかということが重要だというふうに思うんです。特に地方創生推進交付金については制約が多く、弱小の市町村では計画に手間取っちゃって、特に小川村では申請したんだけど8万8千円しかついてこない。それをもらうばっかりに膨大な資料をつかって、それでやった結果膨大なまた報告をしなきゃいけないという、そんな無駄な費用は、町ではかける必要は私はないと思っています。先ほども課長からもお話がありましたように、前向きに5カ年計画の重点事業をできるということもありますし、他に計画しているものについてもほかの補助金で対応ができるというふうなことも伺いましたので、大変力強く思っているところでございます。ぜひひとつ前向きな展開をお願いしたいというところでございます。

ちょっと時間が早いんですけどまとめに入りたいと思いますが、最初に私が質疑いたしました土砂災害につきましては、本当に安心なまちづくり、周囲が山に囲まれている地域柄いつ何どきどんなことが起きても不思議じゃないということ、私どもは常に頭に入れていただきながら、国や県との連携を密にしてぜひ町民が安心・安全で住めるまちづくりにぜひ努力をし

ていただきたいと。

それから、5カ年計画重点事業も着実に進めていただいている考え方が見えました。ぜひ町長初め町の幹部の皆さんにお話したいのは、今お聞きしたようなことがはっきり言ってPRが下手だということを、失礼ですけれど、ご指摘申し上げて、もうちょっとやっていることを宣伝してもいいんじゃないかと。それがまた町の町民に対する説明責任を果たすことでもありますし、町民が本当に町の施策に前向きに協力していただける一つの糧になるような気がいたします。ぜひそんなことをお願いして、ちょっと時間が早いですが、私の質問を終わらせていただきます。

議長（塚田君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時12分～再開 午前10時23分）

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、13番 塚田忠君の質問を許します。

13番（塚田君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

1. 運転免許証返納について

最近、高齢者の免許返納が話題になっています。今年は県内の交通死亡事故が多く、信濃毎日新聞9月3日によると1月1日から9月1日までに85人で、昨年同期の45人増、その中で高齢者が41人、うち歩行者が18人と報じられています。事故発生から24時間以内の死亡者数を集計しているのですが、実際には事故が原因で死亡された方はもっと多く、また死亡事故に至らなかった高齢者の事故数も多いのではないかと推測されます。

高齢者の運転はとっさの判断力も鈍り、手足の動きも遅くなり、高齢者が運転する交通事故を何件か目撃しました。運転免許証返納制度、適性検査を実施する前の話ではありますが、70代の男性で若いころプロとして運転経験のあった人が、時々車をぶついたり、こすったりするので、子供たちが車に乗らないようにと車のキーを取り上げ家の中に隠しました。しかし、子供たちのいない留守にキーを探し出し乗り出して、ガードレールのない用水路に飛び込んだ事件がありました。また、ある大きな店の駐車場で80歳近い男性がバックで駐車しようと駐車ゾーンに入り、後ろの車にぶつかっているにもかかわらずアクセルをふかし続けている状態を見たことがあります。また、90代男性が200mほど離れた店に買い物に行くというので軽トラに乗り出し、雪がわずかに積もった町道のT字路で直進してガードレールを壊してしまった事故も見ました。いずれも高齢から来る動作や感覚がずれ、とっさの行動がとれない事故と感じます。

高齢者運転適性検査を適切に受け、眼鏡を変えたり補聴器を変え、無理して適性検査をパスすることはいかがなものかと感じます。このような人に一日も早く事故を防いで安全な生活を

送っていただきたいのです。

免許を返納した実態を体験しました。最近私の近くであった話をさせていただきます。年齢は89歳、男性で10年ほど前に奥さんに先立たれ高齢者のひとり暮らしであります。なお、内容につきましては個人情報ですが、本人に承諾をいただいておりますので一般質問に取り上げさせていただきます。免許証を取得して54年経過しております。現在も頭はしっかりしており、運転技術も確かであります。過去54年間無事故、無違反と自慢しております。免許証書きかえ期日が今年の8月8日でした。最近では高齢者の書きかえには運転適性検査に合格しなければ免許更新ができなくなっています。今年の春ごろから適性検査で両眼とも0.7以下ということで、眼鏡をつくらなければ免許証が更新できないと相談されました。

現在彼の運転日課は、毎日午後2時ころ湯さん館に行き、月に1回中之条の医院で血圧の薬をもらい、2カ月に一度千曲市の眼科にかかり、年に4回くらい松代の病院で健康診断を受けているようです。病院通いのほか、趣味の詩吟の会に年3回くらい千曲市まで運転しています。眼鏡もつくらず7月半ばになり、適性検査不合格となれば8月10日に運転資格が失効となります。それで、それ前に免許証を返納すれば運転経歴証明書が発行され、タクシー利用の際、証明書を提示することにより代金を1割引きにしてもらえると聞いておりましたので、地区の民生委員さんに相談し返納を説得していただきました。

ひとり暮らしの年金生活者にとってタクシー代金は高額であります。自分のためにも周りの安全のためにも免許証返納は勇気のある決断であります。その後、私も立ち会うからということで、本人と千曲警察署へ行き相談したところ、運転経歴証明書交付手数料が千円かかるということでした。千曲警察署で手続をすると、ほかに手数料が2千円かかり二、三日後に運転経歴証明書を送付するとのことでした。長野市の運転免許センターに行けば、即日運転経歴証明書が発行されるというアドバイスをいただき、その足で長野運転免許センターまで行き、手数料千円で済ませました。

イ. 坂城町の対応は

道路交通法で高齢者運転適性検査はどのように行われているか。高齢者に運転免許証の返納啓蒙はどのように行われているか。先日、坂城町交番で坂城町の免許証返納状況を確認しました。ここ1年半の間に10人ほどの人から、どのような手続をするかという問い合わせがあったということです。しかし、具体的な内容については確認できませんでした。交通事故抑止のため、運転不適格者の免許返納を推奨しているにもかかわらず、返納手続に金がかかるということでは返納者はちゅうちょすると感じます。

ロ. 返納者に支援は

県内警察署ごとに交通安全協会というボランティア団体があります。免許所有者はほとんどの人が安協に加入し会費を納めています。その会費の一部が活動費として各支部に還元される

と思います。その一部分を安協加入者に返納祝い金として支給できないかお伺いたします。返納祝い金を支給することにより返納者の数が増えるようになり、交通事故抑止にもつながり、千曲交通安全協会の加入者も増えるのではないかと感じます。

町内在住の免許返納者に、乗り物代金の補助はできないかお聞きいたします。例えば、町内巡回バスの利用を無料、しなの鉄道坂城駅・テクノさかきで切符購入者には半分くらい町で負担することにより、両駅の乗降客の数も伸びると思います。

県内の返納者に対する支援状況を調査してまいりました。現時点で運転経歴証明書の所有者には、県タクシー協会加盟会社が経歴証明書の提示により、タクシー料金の1割を支援しています。長野交通安全協会では交通安全協会会員のみ、市内運行バス「おでかけパスポート」千ポイントを支給。この近くの自治体では、支援状況は、東御市でデマンド交通送迎用に1万円分を支給、小諸市ではコミュニティバス乗車券1万円またはタクシー券1万円を支援しています。下伊那の下條村ではタクシーチケット500円分を月に2回、年間24枚、申請後毎年継続して発給しているようです。県内では22の市町村がいろいろな形で支援をしています。坂城町でも免許返納者に対し何らかの支援をしていただきたいと考えますので、以上お答えをいただきます。

町長（山村君） ただいま塚田議員さんから運転免許証返納について、イトロについてご質問がありました。いろいろご説明をいただきましたけれども、私からは現在の状況とイトロについて、坂城町の対応についてお答え申し上げまして、そのまたイトロの詳細、並びにイトロにつきましては担当課長から答弁させます。

状況ですけれども、長野県内における65歳以上の人口は、平成27年度では約62万7千人で約30%を占めております。10年前の24%から6ポイント上昇していると。今後もさらに高齢化が進むと予想されております。当町におきましても65歳以上の人口は平成27年度末で約33%となっておりまして、10年前の25%から8%上昇して、同じく高齢化が進んでいるというところであります。

このような高齢化の進行に伴いまして高齢者の免許所持者も年々増加しており、平成27年末現在、県人口に占める高齢者の免許所持者の割合は18.8%で全国1位ということになっております。また、県の人身事故の最近の特徴としまして、高齢者の方が関与する交通事故及び高齢者の運転による交通事故の割合が増加傾向にあります。さらに以前は高齢者は被害者という立場でありましたけれども、ここ数年は加害者においても高齢者が占める割合が大きくなっているという傾向にあります。

このように、高齢者の方が起因する交通事故が近年大きな問題となっていることを受けて、国が高齢者に勧めているのが運転免許証の自主返納制度であります。この制度は、加齢に伴う身体機能や判断力の低下などにより運転に不安を感じている、もう運転しないので運転免許証

を返納したいという方が、自主的に免許証を返納できるものでございます。運転免許証を自主返納するには、県内の運転免許センターや各警察署で申請をすることができます。

また一方、高齢者ドライバーといっても安全意識や運転能力には個人差があり、一概に年齢により判断できるものではないと考えます。60歳代で運転能力が大きく低下してしまう方がいらっしゃる一方で、80歳でも運転能力の高い方もいらっしゃいます。運転能力の衰えについてはなかなか自覚しづらい面がございます。他人の運転を見て危ないと感じても自分は大丈夫だと思いがちでございます。そのような中で、一緒に車に乗る機会の多いご家族や友人などに運転をチェックしていただき意見を聞く中で、ご自分の運転能力について客観的にご判断をいただくことが大切であると考えているところでございます。

また、免許の自主返納をためらう理由として、病院や買い物に行かれなくなる、生活が不便になるといった高齢者の方ももちろんいらっしゃいます。町では高齢者の方の支援として、坂城町の循環バスの利用者で65歳以上の方を対象にパスカードの発行をしております。このカードを提示していただきますと、運賃が半額になるというものでございます。このパスカードは役場の福祉健康課で発行しております。町内の交通手段としてぜひともご利用いただきたいと存じます。

以下、イの詳細から口につきまして担当課長からご説明を申し上げます。

住民環境課長（金子君） イの坂城町の対応はについてお答えいたします。

まず、道路交通法で高齢者運転適性検査はどのように行われているかについてお答えいたします。まず、本年の千曲警察署管内の交通事故発生状況は、8月31日現在事故件数が183件、前年同月比で34件の減、死者数は3人で、前年同月比3人の増、負傷者数は231人で、前年同月比40人の減となっております。そのうち高齢者の関係する事故につきましては70件で、前年同月比8件の減でございますが、死者数は2人で、前年同月比2人の増、負傷者数は41人で、前年同月比4人の増となっております。

さて、道路交通法では満70歳以上の方が運転免許証を更新する際の高齢者講習の前に、満75歳以上の方は講習予備検査が義務づけられております。この講習予備検査は記憶力や判断力を測定する検査で、時間の見当識、手がかり再生、時計描画という3種類の検査がございます。検査の内容でございますが、最初に実施する検査の見当識は、検査時における年月日、曜日及び時間を回答します。2番目の手がかり再生は、一定のイラストを記憶し、採点には関係しない課題を行った後に、記憶しているイラストをヒントなしに回答し、回答できない場合はヒントをもとに回答します。3番目の時計描画は、時計の文字盤を描き、さらにその文字盤に指定された時刻をあらわす針を描きます。検査終了後に採点が行われ、点数に応じて1分類として記憶力・判断力が低くなっている方、2分類として記憶力・判断力が少し低くなっている方、3分類として記憶力・判断力に心配のない方と3分類に分けて判定が行われ、検査結果は

その場で書面にて通知がされます。

高齢者講習では、記憶力・判断力に合わせたわかりやすい講習が行われます。特に車を運転するときには、講習予備検査の結果に基づいて助言がされます。また、先ほど申しあげました講習予備検査の結果で1分類の記憶力・判断力が低くなっているとの結果であっても、運転免許証の更新はできますが、この1分類の方が信号無視や一時停止など特定の交通違反を更新前に行っていた場合や、更新後に行った場合は警察から連絡があり、専門医の診断を受けるか主治医の診断書を警察に提出することとなります。診断等の結果、認知症であるとされた場合には免許が取り消しとなります。なお、一般の運転適性検査と同じく、両眼とも0.7以上ない方は眼鏡等を使用しなければ免許の更新ができません。

次に、高齢者に対し運転免許証返納啓蒙はどのようにされているかについてお答えいたします。申請による運転免許証の返納手続きにつきましては、現在長野県警察のホームページでご案内がされているところでございます。町や坂城町交番では運転免許証の返納に関するご相談があった場合には、申請の方法や必要書類等につきましてご案内をしているところでございます。また、県警の運転免許の返納手続きに関する取り組み方針として、高齢運転者の交通事故防止対策の観点から、身体能力の低下等により自動車等の運転に不安を覚える高齢者の心情に配慮しつつ、申請による運転免許証取り消し制度の適正な運用及び申請者の移動手段の確保がなされるよう、自治体等の公共交通政策部門と連携し、高齢者がみずからの運転によらず移動できる環境づくりに配慮をしていくとなっていることから、町としましても警察機関と連携してそのような環境づくりをしてまいりたいと考えております。

続きまして、口の返納者に支援はについてお答えいたします。

まず、返納者に対し返納祝い金の支給はできないかについてお答えいたします。住民の交通安全思想の普及と高揚を図り、交通事故のない安全で安心して住める社会づくりに寄与することを目的に設立された団体が交通安全協会でございます。活動組織は中央団体として一般財団法人全日本交通安全協会、地方には都道府県交通安全協会、各地区には警察署単位に地区安全協会が設立されております。長野県内では県の団体として一般財団法人長野県交通安全協会が、また、県内29地区に地区交通安全協会が設立され、約98万人の方に入会いただいております。坂城町は千曲交通安全協会に属し、会員数は千曲市を含め約2万5千人でございます。

交通安全協会の主な事業活動といたしましては、交通安全運動の実施や協会の役員等による街頭安全指導や交通指導所への参加、広報活動として会報「交通しなの」の発行や、リーフレット、チラシ、ポスターの作成・配布等を行っております。この活動の支えになっているのが交通安全協会に入会された方々の会費でございます。入会は任意でお願いをしておりますが、納められた会費は居住地の交通安全協会の活動に活用されており、会費の額は運転免許証の有効期間が3年の方は1,400円、4年の方は1,700円、5年の方は2千円となっております。

ます。千曲交通安全協会から坂城支部分会に支払われている活動費につきましては、主に役員さんの街頭指導や安全施設の管理等に活用がされております。交通安全協会に入会されている方が免許証を自主返納する場合の返納祝い金の支給につきましては、交通安全協会の事業の活動の一つとして今後可能であるか、交通安全協会という組織の中でお考えいただけるものと考えております。

次に、返納者の外出時、乗り物代金補助はできるかについてお答えいたします。運転免許証自主返納に対する支援施策としましては、議員さんがお調べのとおり、県タクシー協会加盟会社のタクシー料金1割引きや、長野交通安全協会で交通安全協会会員へ市内運行バスで使用する、おでかけパスポートに千ポイント、これは10回乗車分でございますが、これを1回限りチャージするものがございます。また、県内22市町村において、巡回バスの乗車回数券の交付やタクシーチケットの支給等が行われております。

先ほど町長も申し上げましたが、当町では坂城町循環バスの利用者で65歳以上の方が、福祉健康課に申請いただくとパスカードを発行いたします。乗車の際にこのパスカードを提示いただくと、循環バスの運賃が200円のところを半額の100円で利用することができるようになります。今後もこのような制度があることを高齢者の方にも積極的に広く周知してまいりたいと考えております。

13番（塚田君） それぞれお答えをいただきました。県内高齢者免許取得者が18.8%、全国1位と誇らしいことではありますが、ちょっと心配することも多いと思います。ロの件で、一般質問通告後1週間足らずで結論を出してくれということは無理ですので、今後検討をしていただきたいと思ひまして再質問をさせていただきます。

高齢者は65歳以上になれば誰でもがパスカードをいただける、無理に返納しなくても、返納した人には少しハンディをつけてもらいたいということで今回取り上げたわけなんです。だから、半額になるのは65歳以上の申請した人ですが、運転経歴証明書の提示により、その半額の半分くらいに、半分の半分くらいにさせていただけたらと思ひてご相談申し上げたわけですが。

それで、返納祝い金につきまして、安全協会という組織の中で今後考えていくというお答えをいただきましたが、県内の支援状況を見ると22の市町村は自治体が支援しているんです。安全協会だって長野だけなんですよね。したがひまして、千曲市なんかえらい気にすることなく、千曲安協に頼らず、坂城独自で支援を考えていただきたいと思ひます。

返納手続の手数料ですが、これは安協が主体となって免許証をやっているんですよね。取るときにも安協がらみで取っているし、会費はそこに納めているんだから、返納を推奨している以上、ご褒美として無料にすべきと考えますが。この席上に安協の千曲の会長もいることです。からよく相談して、何とか坂城の支部の活動費から捻出するようなことも考えていただきたい。

返納するには警察署まで行き手続を行います、帰りには免許証がないわけですから往復交通機関に頼るわけです。それもプラスしてもらえればと考えるところです。

しなの鉄道利用者についてのお答えはいただけませんでした。障がい者同様に割り引きのできるような検討をお願いしたいと思います。即お答えはいただけないと思うので、これを宿題というか検討していただいて、金が伴うことですので、後日検討結果を報告していただければと思います。要望を申し上げて、後日お答えをいただきたいということで、時間が大分ありますので県内の支援状況、先ほど4例ばかり申し上げましたんですが、ほかでは大町市が出しています。安曇野市、それから池田町、木曾、大体6千円から1万円ぐらい。箕輪町、岡谷市、富士見町、下諏訪町、佐久市、辰野町、飯田市、高森町、喬木村、阿智村、天龍村、南箕輪村、伊那市、野沢温泉村がそれぞれ大体多いので1万5千かな、そのぐらいの額で乗り物チケットを出しているところが多いので、坂城町は裕福だからそこら辺よく倣って検討していただきたいと思います。

以上、今回の一般質問を終わらせていただきます。

議長（塚田君） ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時53分～再開 午前11時04分)

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、4番 小宮山定彦君の質問を許します。

4番（小宮山君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これから通告に従い一般質問を行います。

昨年12月から、ワイナリー形成事業についてをテーマとした質問を続けてみました。今回で4回目になります。もともと個人的にワインには興味・関心がありますし、また申すまでもなく山村町政の重点プロジェクトであり、坂城NEWチャレンジの数ある事業の中でもチャレンジ度がナンバーワンでありますから、引き続きやってもいいのではないかと思います。担当課長から3カ月ごとじゃそうそう違った答弁もできないし、同じような内容の繰り返しになってしまうと言われ、さもありなんと思いました。よって、今回で一区切りをつけたいと思います。そのため、今回テーマを絞ってワイナリー形成事業、これ一本にしたいと思います。

山村町政一期目の早い時期からワイナリー形成事業が出発したことは承知しております。が、当時は議会にも出ていなかったわけで、初発の姿、意気込み等についてはよくわかりません。ただ、以前から面識のあった中島議員とたまたまお会いしたとき、立ち話でしたが「町長、ワイン本気だぜ。ワイン好きなんだから協力しろや。」と言われたことを覚えています。何と答えたかよくは覚えていませんが、その構想もわからぬまま「趣味でやるんならいいけど、町でやるの。失敗したら退職金を返上するとでも言ってくればわかるけど。」ぐらいの軽口の返事をしたと思います。

それはさておき、当時のマスコミの記事を探しました。ありました。まず25年3月、長野県が発表した信州ワインバレー構想の中の千曲川ワインバレーの項で、東御市以外では唯一坂城町のことが以下のように特記されていました。「坂城町では、町がワイン用ブドウの農地を確保し、新規参入を受け入れる動きも出ています。」また、全国版にもありました。全国町村会のホームページに、注目すべきトピックスとして、平成25年度の町村ナビに取り上げられていました。一部紹介します。「長野県坂城町／官民協働の小規模ワイナリー設立へ」というタイトルのもと、「町は、醸造用ぶどうの産地化とワインによる6次産業化を図るべく、2014年度中を目途に実施主体となる組織化を進め、将来的には小規模なワイナリー設立を目指す」と発表しました。」とありました。また「既に、多様な形態でのワイン振興を目的としたワイナリー形成事業に着手した。」とあります。大きな意気込みが感じられます。町が主語なのです。その後、事業が町主導で始まったことがわかります。その後進展したことは確かにあります。試験圃場の設置、巨峰ロゼワインやスパークリングの委託醸造・販売、試験圃場のブドウを使った昨年の試験醸造、試作ワイン、さらに今年の秋収穫するブドウを使っての委託醸造・販売も間違いなく実現されると思っております。

一方、進展というか進捗状況について疑問符のつくものもあります。例えば26年度に計画された横坑トンネル利用のための実証実験の内容とその結果とか、町内企業による醸造機材の開発状況のこととか、各種イベントで供されることになっていた試作ワインのこととかが気になっております。しかしながら、最重要なのは、肝心かなめのことは、そして今回私が一番聞きたいのは、ワインの産地化につながるワイン用ブドウの生産拡大のこと、それと今後の展開についてです。そこに限定して質問に入ります。

イ．進捗状況について

第1点は、現在町内のワイン用ブドウの植えつけ面積と収穫樹面積はどのくらいでしょうか。また、試験圃場の今年度及び3年後のワイン用ブドウの収穫量予測はということです。

第2点は、前回も似たようなことをお聞きしましたが、再度、ワイン用ブドウの栽培農地を拡大するための耕作放棄地の解消状況についてお聞きします。

第3点として、苗木不足対策を初め、ワイン用ブドウの生産量を増やすために、実施されている施策にどんなものが現在あるかということです。進捗状況については以上です。

ロ．今後の展開

これも三つにまとめてお聞きします。

第1点、ワイナリービジネスデザインプランが先ごろでき上がってきましたが、このプランの利用方法とプランの概要を示していただきたいと思います。

第2点は、ワイナリー形成推進事業検討委員会の立ち上げ時期や、ワイナリーの経営主体の決定の時期などスケジュールはどうなっているのでしょうか。

最後に第3点目として、昨年の6月に千曲川ワインバレー東地区特区の認可がおりたのを受けて、構成8市町村による連絡協議会が今年の2月に発足したと聞いています。この協議会においてどんな活動がなされて、どんな事業が計画されているか。以上、イトロを合わせ六つが1回目の質問です。

町長（山村君） ただいま小宮山議員さんから1、ワイナリー形成事業について、それから進捗状況、今後の展開ということで、るるご質問をいただきました。ご質問の内容を拝見しますと、恐らく私以上にワインを愛され、好きな小宮山さんの熱意が見えてくるということで歓迎いたします。私が全体を説明しまして、残りを担当課長からお話し申し上げます。

さて、今もいろいろお話がありましたが、当町の農業環境を見た場合に、特産である巨峰ですとかシャインマスカットなどのブドウや、リンゴなどの果樹栽培を筆頭に、水稻や施設園芸などによる花卉など地形的条件を生かした多彩な農業生産が展開される中で、高齢化ですとか担い手不足などの影響で、今もご指摘ありました荒廃農地や耕作放棄地が増加している現状がございます。

こういった状況の中でワイナリー形成事業につきましては、1次産業に限らず、これからの産業を考えたときの次のステップとして、ワイン産業の創出による6次産業化とあわせ、町の活性化などを目的に平成23年度に関係団体の皆様方と検討を開始いたしました。農業委員の皆様ともよくご相談をして、すぐに米国のカリフォルニアの最先端のワインづくりを行っているナパバレーのロバート・モンダヴィ・ワイナリーなどを見学して、視察していただきました。2年目となる平成24年度には、ワイン用ブドウの品種適性の実証と栽培技術の習得などを目的といたしまして、四ツ屋地籍に2カ所の試験圃場を設け、農業支援センターとともに公募により選考した担い手2人などと連携し、サントリーワインインターナショナル株式会社のご指導も賜りまして、ワイン用ブドウの栽培管理などの事業を進めてまいりました。

先ほどもお話がありましたが、平成27年度には試験圃場での実証試験3年目を迎えて、約700kgのワイン用ブドウを収穫する中で、このサントリーさんに試験醸造を委託いたしました。でき上がったさかきワインの試作につきましては、今年2月にご関係のある皆様を集めた懇談会を開催するとともに、試飲会を開催いたしました。感想やご意見などいただきました。私も試飲させていただきましたけれども、このサントリーワインインターナショナルの専門家からの話によりますと、ブドウ及びワインの分析と品質評価の結果をいただく中で、でき上がったワインにつきましても、3年目の初年りのブドウでここまでの味が出せると、成木になったときに大いに期待ができる。ほかの有名な産地と比較して、全く遜色のないレベルで潜在能力も十分にあるという高い評価をいただき、私も大変うれしく思ったところであります。

同社は、世界的に見ても高品質なワインづくりに取り組んでおられる会社でありますし、特

に産地にはこだわり、国産ブドウを使用したジャパンプレミアム産地シリーズには大変力を入れており、輸入ワインと違った価値観で提供しておられます。また、世界各国の名門ワイナリーの経営にも携わるなど、グローバルなワインビジネスを展開しているところであります。このようなところとかかわりを持ちまして、国際的なレベルの評価をしていただくということで、今後のワイナリー形成事業推進していく上でも非常に大きな財産になると考えているところであります。

さて、今年度につきましては苗木の定植後4年目を迎えました。今年収穫予定のワイン用ブドウにより、引き続き同社に醸造を依頼しまして、巨峰ワインなどと同様に坂城町振興公社による販売を、これは来年になると思いますけれども行う予定であります。

次に、イの進捗状況についてであります。現在の町内ワイン用ブドウの栽培状況は、当町がワイナリー形成事業を事業化した平成24年度当初では、わずか11aの植えつけ面積でありましたけれども、県の補助事業である耕作放棄地再生利用緊急対策交付金や、町単独のワインぶどう産地化補助などの活用により、現時点では試験圃場や個人の生産者の方を含め99a、約100a、栽培地も成久保や四ツ屋、中之条、南日名など、町内随所に少しずつではあります。定植後間もないことから、収穫には至らない栽培地もまだありますので、現在ワイン用ブドウがとれる収穫樹面積は74aとなっております。今後の樹齢の経過とともに品質面でも期待されるところであります。また、耕作放棄地を再生利用しての栽培希望者の動きもあるように伺っております。

今年度、試験圃場のワイン用ブドウは、栽培管理を町農業支援センターに委託する中で進めており、苗木定植後4年目を迎える品種のほか、3年目になる品種も一部収穫される見込みであります。今年は春先から温暖な気候により、ブドウの糖度も比較的早く上昇し順調に生育しているところから、糖度と酸度のバランスを見きわめた上で収穫してまいりたいと考えております。また、つけ加えますと、収穫予定量につきましては、今年度は1tから1.5t程度収穫できるのではないかなというふうに思っております。以前に小宮山議員からご質問ありましたけれども、今年はその程度かなと思っております。3年後の2019年の収穫量は、現在の試験圃場55aだけで換算しても、3.6t程度できるかなと、3.5tから3.6t程度できるかなと考えております。

また、ワイン用ブドウの栽培面積拡大のための耕作放棄地の解消につきましては、ワイン用ブドウの生産希望者の方の発掘や、土地所有者の協力のほか、実際にワイン用ブドウを生産するに当たっての栽培技術の構築や研修制度などの課題もございます。耕作放棄地の農地再生のための補助制度の活用や、信州ワインバレーにおける栽培技術指導の活用に当たっての周知・相談など町としても側面から支援していきたいと考えております。

また、ワイン用ブドウの苗木につきましては、これも前回のご質問でもご心配いただいたとは

思いますけれども、現在、苗木購入者に対しての補助制度を活用していただいているところがあります。つけ加えますと、近来全国的な苗木不足ということもありますけれども、苗木の確保につきましては原則生産者本人に行っていただいて、その補助をするという形をとっております。

ロ今後の展開についてでございますが、ワイナリービジネスデザインプランにつきましては、町と連携協定を結んでいる長野大学へ委託して作成をいたしました。今回につきましては、バージョンゼロというところで1回目でございます。これまでの経過や今後の6次産業化に向けた基本的な構想などをまとめて整理していただいたというところであります。今後ワイナリー形成推進事業検討委員会でもお示しをする中で、事業展開の参考として活用していく予定であります。内容につきましては、この後担当課長から説明いたします。

次に、ワイナリーの経営主体についてでございますが、以前から何度か答弁をさせていただいておりますが、ワイナリーの創業にはさまざまな経営主体、あるいは創業方法があります。一つのケースとして、現在長野市でレストランなど3店舗経営し、昨年からは醸造の勉強も進めておられるという坂城町出身のシニアソムリエの方がおられます。この方が2年後、3年後には坂城町において現在の試験圃場で栽培を行っている担い手の皆さんとともに、ワイナリー創業の計画があるというようなこともお聞きしております。彼らの計画によっては、ワイナリー形成事業の中心的存在になるのではないかと考えておりますが、ほかのケースのワイナリー創業を希望する方も含め、今後町としての支援方法などを検討してまいりたいと考えております。

また、千曲川ワインバレー特区連絡協議会につきましては、今年7月に初総会が開催され本格的に動き始めました。今年度の事業といたしましては、特区内の良好な土壌環境を醸成することを目的といたしました土壌分析調査を行います。これは先日新聞にも出ておりましたけれども、また、一般向けの講演会及び販路拡大イベントの開催などをいろいろ計画しているところでございます。県と連携による事業も計画しているところでございます。そのほか詳細につきましては、担当課長よりご説明を申し上げます。

産業振興課長（山崎君） 最初にイ、進捗状況についてのワイン用ブドウの栽培面積拡大に関する耕作放棄地の解消状況につきましてお答えいたします。

耕作放棄地の農地再生のための補助制度は、長野県農業再生協議会が申請窓口となっている耕作放棄地再生利用緊急対策事業がございます。これは農地再生を実施する上で、再生利用を行う場合に10a当たり5万円、または重機などを使用して再生する際の事業費の2分の1を補助する制度であります。今年度は3件の申請がある中で、そのうちの2件、計78aがワイン用ブドウ栽培を見越した農地再生に取り組んでいただいております。これらの計画では、実際にワインブドウの苗木を定植するまでに伐採、整地、土壌改良などの作業を実施するため、2年から3年の期間を要する内容となっておりますが、栽培面積の増加に向けて着実に裾野が

広がりつつあると考えております。

続いて、苗木不足に対する施策についてのご質問でございますが、町ではワインブドウ産地化を支援するため、ワインぶどう産地化補助を実施しております。具体的には、ワインブドウの苗木購入に対し2分の1、ワインブドウの棚の敷設などの資材費の購入助成に3分の1を補助する制度でございます。

町長からも答弁申し上げましたが、ワインブドウの苗木供給が需要に追いつかず、全国的に苗木が不足していると聞いております。苗木の確保については、基本的には生産者ご自身で苗木を調達していただくことが原則と考えております。現状の苗木の供給不足がいつまで続くのか予想できないのが現実ではありますが、近隣のワイナリーでも行われている自家増殖による苗木生産の方法がございます。これは、台木にワインブドウの穂木を接ぎ木する方法で、生産者自身が苗木を生産するものでございますが、これも一つの方法であると考えております。

企画政策課長（柳澤君） ロ、今後の展開についてお答えいたします。

ワイナリービジネスデザインプランにつきましては、昨年7月に長野大学と委託契約を結び、平成27年度事業で作成をいたしましたところでございます。概要でございますが、第1章から第4章までの全64ページから構成をされております。

第1章につきましては、長野県におけるワイン産業についてとして、信州ワインバレー構想策定の背景と趣旨や、長野県におけるワイン産業の現状などがまとめられております。第2章につきましては、坂城町におけるワイン産業の現状として、これまでの試験圃場での実証試験栽培の取り組み状況や課題について、また、昨年の試験醸造のため収穫したワイン用ブドウの成分分析結果などがまとめられております。第3章につきましては、ワイナリービジネスデザインとして6次産業としてワイナリー形成を進める中で、町内事業者の参画による新たな産業づくり、ワイン用ブドウの生産振興による農業の活性化、町内の工業技術を生かした製造部門との連携、ブドウ畑とワイナリーによる新たな景観づくり、千曲川ワインバレーの知名度を生かしたさかきワインのブランド化、また、販売網の確立及びレストランなどの3次産業の活性化や、ワイン関連イベントなどによる観光客の誘致など、町民が参画するまちづくりを想定したプランがまとめられております。第4章につきましては、まとめといたしまして、栽培、加工、販売などについての今後の課題がまとめられております。

次に、ワイナリー形成推進事業検討委員会につきましては、現在構成メンバーについて調整を行っており、この秋に委員会を開催したいと考えております。検討委員会にてビジネスデザインプランをお示しし、課題への取り組みなど、ご意見をいただきながらワイナリー形成事業の方向性や支援策などを検討してまいりたいと考えております。

ワイナリーの経営主体の決定時期などのスケジュールについては、これまでもお話をさせていただいているところではございますが、ワイナリーの創業につきましては町が直接関与する

場合のほか、さまざまな方法があると考えております。現在、試験圃場の栽培管理を行っている担い手の方が個人創業、または農業生産法人などを立ち上げる中で創業する場合、あるいはほかに町内外からの希望者でワイン用ブドウの栽培からワイナリー創業までを計画される方や、町内外の企業が出資により新たな会社組織を立ち上げる場合、また、大手ワインメーカーが進出する場合などが考えられます。

先ほど、町内でのワイナリー創業の計画もあるということでございますので、経営主体の決定の時期を現段階で申し上げることは難しいところでございます。それぞれの動向を見きわめる中で、経営主体にどのような支援策が有効なのか、6次産業化を見据えた調査・研究などの今後の取り組みとあわせて、ワイナリー形成推進事業検討委員会によりご意見をいただく中で検討してまいりたいと考えております。

千曲川ワインバレー特区連絡協議会でございますが、当町初め、上田市、小諸市、千曲市、東御市、立科町、青木村、長和町の8市町村で構成する千曲川ワインバレー特区におけるワインの生産振興を図るとともに、地域と調和のとれた特区内産ワインの発展に寄与することを目的に、今年7月に設立後の初総会が行われたところでございます。事業といたしましては、各種事業を行うための連携体制の構築のほか、特区内産ワインのプロモーション、原料供給体制の構築、栽培・醸造の新技术及びワインの改良・開発、荒廃農地活用の推進、新規就農者育成のための連携などを柱に、毎年具体的な計画を策定し事業を計画していく予定でございます。

今年度の事業といたしましては、土壌分析診断事業を外部機関に委託して行うほか、千曲川ワインバレー内循環バス実証事業といたしまして、県内及び首都圏からの消費者や栽培希望者にワイナリーや景観として魅力的なヴィンヤードへ誘導することにより、高品質なワインや景観を実感、発信することによって、次の消費者などへつなげることを推進し、その効果等を検証することとしております。新幹線の軽井沢駅と上田駅を発着とし、特区内のワイナリーやヴィンヤードのほか、各市町村のワイン関連イベントなどの会場を運行ルートとして設定する事業を計画しているところでございます。また、11月には先進地におけるワイナリーの取り組みの視察の予定、また平成29年の2月には一般向けの講演会及び販路拡大イベントの開催を計画しているところでございます。

4番（小宮山君） 2回目の質問に入る前に、この事業に対する賛成、反対の立場といたしますか、自分の立ち位置について少し申し述べます。

ワイナリー形成事業の構想には、はっきり言って賛成です。坂城の傾斜のある中山間地で農業振興を考えると、水田は考えられませんし野菜で食べていくことも不可能です。果樹しかないと思います。ただ、リンゴや生食用のブドウはその農作業の性質から70歳を超えるとかなりきつく、ワインブドウだと80歳になってもその作業はできるということです。荒廃農地を再生しワイン用ブドウの産地化をとく、逆に言うとワインブドウで荒廃農地の解消、それも

可能性があると思っています。6次産業化につながる可能性も確かにあると思っています。だから、はっきり賛成です。

そしてそれが証拠に、60代の有志5人で南日名の集落を抜けて和平へ行く途中に遠入というところがあるんですが、その荒廃農地66aの再生事業に着手しました。耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を使えるかの実験の意味もありました。坂城では21年度以降ほとんど使われていなかった交付金でありますから、それが本当に使えないのか、もっと簡単に使えないのかと思ひまして、その申請を町にお願いしました。それと、その産業振興課の担当職員の方の大きな尽力もあって県の審査も通り、採用の内示を受け取りました。そこにワイン用ブドウを植える予定です。当座は集落営農の形で行きますが、行く行くは新規就農者にバトンタッチすることも考えております。

2回目の質問に入ります。

まず、先ほど栽培面積について、あるいは収穫量についてお答えをいただきましたが、千曲川ワインバレー東地区特区、構成8市町村の中で、栽培面積、植えつけ面積と収穫樹面積を足したのですが、その面積はこの8市町村中何番目でしょうか。

議長（塚田君） 今、答える準備がありませんから、後ほど小宮山議員に答えたいというふうに思います。ですから、その質問はこの次の質問に関係することですか。

4番（小宮山君） はい。直接関係します。

議長（塚田君） 関係します。通告がなかったということで、答弁が今すぐにはできませんから。

4番（小宮山君） 面積についての通告はしてあります。

議長（塚田君） 町内の面積について。

暫時休憩します。

(休憩 午前11時37分～再開 午前11時42分)

議長（塚田君） 再開いたします。

町外の面積については、この資料がなかったということで暫時休憩にいたしました。今、資料がそろいましたから答弁にしたいと思います。

企画政策課長（柳澤君） 千曲川ワインバレー特区内の情報ということで、資料のほうが、通告いたしませんでしたので用意してございませんでした。ということで、お時間をいただいたところではございますけれども、現在手元にある資料で申し上げますと、28年の3月現在のものがございます。ワイン用ブドウの作付面積でございますけれども、不明という市町村がございますので、それらを除きますと当町においては6番目ということになっております。

4番（小宮山君） 長野大に作成を依頼していた坂城町ワイナリービジネスデザインプランの38ページに一応表は出ていました。6番目は間違いだと思います。8市町村中の最下位です。でも、これ以上ここをやるつもりはありません。なぜかと言いますと、最下位であっても構わ

ないと思います。これから広げるお気持ちがおありだったら、私も協力します。ワインブドウの産地化といったら、産地化というのは遠い先のことだと思うんですが、ワインブドウの産地化といったときには、とにかく農地がなければならぬわけで、その農地をどういうふうに確保するかということは、今までも議会で何度も質問しているんですが、まず必要とお考えかどうか、確認のためにまずお聞きします。それとも、このままでいいのかとかいうことです。これ以上広げる必要があるとお思いかということですか。

町長（山村君） 私から答えます。もちろん拡大してもらいたいと思います。ですから、小宮山さんがやられることだったら大歓迎であります。私はそもそも先ほども申し上げましたけれども、ワイン事業を始めようと思ったのは、稲玉徳兵衛さんにせっかくやっていただいた耕地がですね、耕作放棄地になっていると、これはまことに申しわけないということもありました。ですから大いに拡大していきたいと思っております。だけれども、ゼロからさあどうぞというのはできないと思いますので、試験圃場をつくってやってきたと。いよいよその機が熟してきたということだと思います。

先ほど千曲川ワインバレー特区内の植えつけ面積、お手元の資料、これは長野大学でつくった資料、植えつけ面積が上田市、千曲市、東御市、立科、長和、坂城とありまして、小諸、青木村ではカウントでいうとh a単位ですからカウントゼロということで、上から6番目というところであります。これは間違いだと言われたんでは長野大学には申しわけないと思っております。以上です。

4番（小宮山君） 間違いです。そのことはいずれ別の機会にとしたいと思います。まだ質問したいことがありますので。

拡大を大いに進めたいという今の町長のご答弁がありました。それでなんです、今町でやっている支援というのは、荒廃農地再生利用緊急対策交付金ですが、実績がないんですよ、今まで実績がないです。町で試験圃場のときにやった26a分、全部合計しても68aだったかな、それしか実績がないんですよ、この交付金を使った実績がない。まあこれからそれが使えるというめどが立ちましたから、どんどん増やしていけばいいとは思っています。

ただ、前回、その緊急対策交付金だけだとなかなか大変だと。果樹の場合は初期投資がかなりかかりますもので、収入を上げるまでにはかなりの年数が必要なもんだから、それを荒廃農地の再生ということは、なかなか手がかからない現状です。そこで町独自の、町単独予算での上乗せをして、それを再生事業を加速化していくというお考えはありませんかというふうに、6月議会のお聞きしましたところ、現状ではそれは非常に困難なことだと考えられますという課長さんからの答弁がありました。今こそ、現状というのを今のところというふうにとっていますけれども、今のところそういう上乗せというのは考えていないとすると、これいつまでも圃場の拡大にはつながらないんじゃないでしょうか。

そこで、広域特区に参加している8市町村に直接その辺のことをお聞きしました。まず、東御市では、その国からの緊急対策交付金プラスの部分です。荒廃農地復旧に対する補助として再生事業、障害物除去、深耕、整地、土壌改良等に要する経費に対する補助は2分の1となっています、総事業費の。それから小諸市では国の交付金が2分の1、それと市から2分の1出しています。補正も入れて500万円用意しているとのことでした。500万円というのは、1反歩につき5万円の補助をすれば10町歩分の補助ができます、10町歩分の補助、10ha分の。これで小諸市の場合は平成27年の解消面積はそれで17.2ha解消したそうです。それから千曲市、お隣の千曲市では、抜根、土壌改良、深耕、整地、焼却、機械運搬費で実施面積5a以上が採択基準となっておりますが、やっぱり2分の1です。2分の1は、総事業費の2分の1を補助すると。それから上田市では、支援策として、国の耕作放棄地にかかわる交付金とは別に、上田市単独の補助金10a当たり5万円を補助しております。立科町、緊急対策交付金とはやはり別に、荒廃農地復旧対策として事業費のやっぱり2分の1補助をすると。青木村は、特別そういう補助金は出しておらないということでしたが、青木村は前にもちょっとと言いましたが、緊急対策のこの交付金をもうできたときからずっと継続して、青木村はそれを使って荒廃農地の解消というものを進めております。それと長和町は、今年度から黒曜ワインぶどうプロジェクトというのを立ち上げたそうで、予算は1,600万を使って始動し始めた、そうおっしゃってました。

現在のところ坂城町のワイン用のブドウの栽培面積が少ないこと、それはいいです。これから増やしたい。増やすときには緊急対策交付金だけでは無理です。ぜひとも町単独での予算による再生事業に対する補助金を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

産業振興課長（山崎君） 再質問にご答弁申し上げます。町単独の補助金を上乗せできないかというご質問でございますが、その前に、先ほど耕作放棄地補助金を使って耕作放棄地を再生した面積はまだないという、それは24年度に68aございます。それを1点申し上げておきたいと思えます。

それでご質問のワインブドウの栽培に係る補助金の上乗せ補助と申しますか、町単独の補助でございますが、ただいま他市町村の状況をいろいろお話いただきましたけれども、6月議会でもご答弁申し上げましたけれども、現在のところ町といたしましては難しいものと考えているということでございます。そこら辺で、苗木の補助、あるいは資材の補助という町のやっている補助施策を活用いただいたり、あるいは県の耕作放棄地の補助金を活用いただいて、ワイン用ブドウを栽培していただけるよう、またPRに努めながら生産希望者の掘り起こしに努めてまいりたいと、そのように考えています。

4番（小宮山君） 今のことを町長に伺ってもよろしいでしょうか。

町長（山村君） 改めて、何回か説明しています。例えば、坂城町独自では先ほど申し上げたよ

うに、ワインブドウの件については、苗木の購入の2分の1の補助、それからワインブドウの棚の敷設、これなんかには3分の1の補助を出すとやっています。それから県の事業を利用して、先ほど話がありましたけれども、農地再生を実施する上で再生利用を行う場合に10a当たり5万円、それから重機などを利用して再生する場合の事業費も2分の1を補助する制度をやっています。

私は、ワイン事業を始めるときから申し上げましたけれども、ワイン事業というのは息の長い事業であります。10年、20年かかるでしょう。その間にいろいろな施策というのは考えていかなきゃいけないと思います。実際に耕作をやられている中でですね、あれが困った、これが困ったといろいろ出てくると思います。そのときに、どんどん施策を増やしていきたいというふうに思っております。今現状で何をやると言われてもちょっと困っちゃいますけれども、そういう方向で考えます。

4番（小宮山君） 済みません。ワイン産地化補助金の苗木の補助とか、トレリスなんかの補助のことでなくて、農地を拡大するための補助、それは無理でしょうか。

町長（山村君） 繰り返し申し上げますが、再生利用する場合に耕作放棄地の解消ですね、そのために10a当たり5万円、重機等利用した場合には2分の1を補助する制度がありますので、これを利用していただきたいということでございます。それから先ほど申し上げたように、いろいろな施策をどんどんどんどん考えなければいけないと思います。ですが、それは皆さんと相談しながらですね、状況を見ながら進めていきたいというふうに思っております。

4番（小宮山君） 国からの緊急対策交付金、それのみでどうやって栽培面積の拡大をなされるのか全くわかりません。町長、以前の議会で、耕作放棄地を再生利用したワインブドウ、そういうものに対しては積極的な支援をするというお話がありました。それとも合わないんじゃないでしょうか。その交付金だけ、反別当たり5万円だけでどうしろって言うんだということですよ。広がらないです、これは。ぜひもう一度ご検討いただきたいと思います。

それから、苗木対策についてもなんですが、これもほかの市町村は坂城町よりかはずっと積極的な対策を考えております。一つ二つ例を挙げますと、小諸市では、マンズワインの栽培責任者が定年退職したのを市のほうで臨時職員として雇用し、ワインブドウ growers クラブという生産者の団体、町もメンバーに入っているそうですが、そこで苗木のやり方の実技指導とか栽培指導というようなことも行われておるといことですよ、千曲市でも苗木の圃場をつくる計画が間もなく始まるそうです。坂城町では一言で言えば、それは生産者がやりゃあいいんだと。生産者が調達するもんだと。基本的にはそうだと私も思いますけれども、ただ助けはワインぶどう産地化補助金の苗木を買った場合の2分の1補助ぐらいしかないんです。しかもその苗木は買えないです、今。苗木が増えないです。接ぎ木でやるしかないんですね。ちょっともう一つ言いたいことがありますので、このことについては以上とします。

今後の展開についてなんですが、ワイナリーデザインビジネスプランという仰々しいタイトルの冊子が、ホチキスどめですがいただきました。これ寄せ集めじゃないですか。何の寄せ集めか。企画政策課でいただいた、この坂城町ワイナリー形成事業概要、それから今年の2月25日のときの試飲会で配布された、町長の坂城町ワイナリー形成事業についてというこの冊子、それから去年の9月に農業支援センターのほうで出した、これですね、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金等による醸造用ぶどう栽培実証圃場整備成果報告書、この丸写しです、これ、これの第2章というのは。文体をですます調には変えてあるんです。それとか写真のレイアウトも変えてあります。内容は全くこれの丸写しです。それと第1章の長野県の状況、これはまあいいと思うんですけど、出典も明らかにしてありますから。「信州ワインバレー構想」長野県に載ってたやつ、これのものをそのまま引用しております。全く100%とは言いません。100%とは言いませんが。

販売に関しては特に提言があります。提言がありましたけれども、その提言というのが、ペットボトル容器にワインを入れてワイン用の自動販売機を町内の各所に設置する、それを検討する。首をかしげたくなるような提案、提言でした。それと議会での答弁内容。それで今挙げたこれらの冊子、これをただ編集というかまとめて1冊にしたのが、この報告書です。私こういうふうに断定的に言いましたが、私が言ったこと以外に何が目新しいものとしておありでしょうか。僕はビジネスプランというからには、その構想を、ビジョンをどうしたら達成できるかを具体的な方法を示すなり、そうする事業計画書のようなもの、そのようなものを期待していたものですから、今まで言ったことのただまとめたもの、それじゃあ全くもって期待外れでした。今度検討委員会で、これをもとに委員会が開かれるということですが、その委員会の傍聴はできますでしょうか。議事録はとるのでしょうか、お聞きします。

企画政策課長（柳澤君） 一言申し上げます。寄せ集めというようなお話でございますけれども、これにつきましては、これまでの経過をまとめる中で、例えば栽培につきましては当町の試験圃場の様子からどのような仕立ての方法があるのか、あるいは定例の年間スケジュールを紹介して、そういう管理が必要だというようなことをまとめるというような趣旨で入れたというところでございます。また、当町の将来に生かしたワイナリーの形成というところで、町内事業者の参画ですとか、工業技術の製造部門との連携といったところにも触れられておりますし、当町の地形的な部分、あるいは交通体系からワイナリーの設置や販路の拡大の拠点として望まれる部分の提案というようなところが出たところでございます。また、ワイナリーの運営主体につきましては、さまざまな手法で生産者の確保ですとか、資金の調達、経営知識の調査、あるいは販路、レストランなどについて触れられているようなところでございます。こういったところで、ワイナリー形成を進めていく上での取り組まなければいけない課題等も述べられている状況であります。

こういったことで、これまでの経過をまとめる中で、さまざまな観点、課題というような部分をまとめて、深く掘り下げられたところになっていないところもややございますけれども、初めてのビジネスプランということでまずは受けとめているところでございます。それからペットボトルのご提案、これは大学側のほうでご検討いただいて提案をされたものでございます。お話の中では、新幹線の軽井沢駅というようなところでは行われておりますので、そういったところの部分を参考にしてはいいのではないかとといったところをお伺いしたところでございます。

それから、検討委員会に関します傍聴でございますけれども、基本的には検討委員会の中で傍聴する、傍聴しないというようなところの運営は定めてまいりたいと思っておりますけれども、基本的にはプライバシーに関することですか、そういった以外の議論の内容については公開をする方向で考えていくというふうに思っております。あと、議事録については作成をする予定でおります。

4番（小宮山君） わかりました。その検討委員会なんですが、正確に言いますとワイナリー形成推進事業検討委員会、この秋ぐらいには立ち上げがあるということでしたが、その委員会の役割、それは計画を策定する機関なのか、懇話会のようなものなのか、あるいは何か諮問機関のようなものなのか、その委員会の性質についてお尋ねします。なぜかといいますと、前の委員会のときでは、数年間で2回しか会議が行われなかったという話も聞いておりますものから、今度の委員会では…。(「時間、時間」の声あり) 済みません、終わります。

企画政策課長（柳澤君） ワイナリー形成推進事業検討委員会の役割でございますけれども、6次産業を見据えました調査・研究などの今後の取り組み、あるいはワイナリー創業に関する支援策などのご意見等をいただきたいというふうに考えております。あわせて、この事業の進捗の点検とか評価といった部分について、ご尽力をいただきたいというふうに考えております。

議長（塚田君） 小宮山議員、席に戻ってください。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

次回は12日、午前8時30分から会議を開き、一般質問及び一般会計決算案総括質疑、各特別会計決算案総括質疑等を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞様でした。

(散会 午後 0時11分)

9月12日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 13名
- | | | | |
|------|--------|------|--------|
| 1番議員 | 塚田正平君 | 8番議員 | 吉川まゆみ君 |
| 2 〃 | 塩野入猛君 | 9 〃 | 塩入弘文君 |
| 3 〃 | 朝倉国勝君 | 10 〃 | 山崎正志君 |
| 4 〃 | 小宮山定彦君 | 11 〃 | 中嶋登君 |
| 5 〃 | 柳沢収君 | 12 〃 | 大森茂彦君 |
| 6 〃 | 滝沢幸映君 | 13 〃 | 塚田忠君 |
| 7 〃 | 西沢悦子君 | | |

2. 欠席議員 14番議員 入日時子君

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町長	山村弘君
副町長	宮下和久君
教育長	宮崎義也君
会計管理者	塚田陽一君
総務課長	青木知之君
企画政策課長	柳澤博君
住民環境課長	金子豊君
福祉健康課長	大井裕君
子育て推進室長	小宮山浩一君
産業振興課長	山崎金一君
建設課長	宮嶋敬一君
教育文化課長	宮下和久君
収納対策推進幹	池上浩君
まち創生推進室長	竹内祐一君
総務課長補佐	関貞巳君
総務係長	伊達博巳君
総務課長補佐	
財政係長	
企画政策課長補佐	堀内弘達君
企画調整係長	
代表監査委員	大橋房夫君

4. 職務のため出席した者

議会事務局長	臼井洋一君
議会書記	小宮山和美君

5. 開 議 午前8時30分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- (1) 食品ロス削減の推進をほか 吉川まゆみ 議員
(2) 選挙と投票所についてほか 滝沢 幸映 議員
(3) 高齢者の認知症支援についてほか 塩野入 猛 議員

第 2 議案第34号 平成27年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について

第 3 議案第35号 平成27年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について

第 4 議案第36号 平成27年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 5 議案第37号 平成27年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 6 議案第38号 平成27年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 7 議案第39号 平成27年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 8 議案第40号 平成27年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（塚田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、14番 入日時子さんから欠席の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（塚田君） 最初に8番 吉川まゆみさんの質問を許します。

8番（吉川さん） おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、私の一般質問を行います。

1. 食品ロス削減の推進を

今、地球環境は大きく変化をし、さまざまな課題を抱えています。ここのところの異常気象

もその一つであります。さて、もったいないもったいない、この言葉、日本特有の言葉のようですが、ケニアのワンガリ・マータイさんは環境を守るために大切な3R、リデュース・リユース・リサイクルを一言であらわしたすばらしい言葉と絶賛し、国連の会議で出席者とともにもったいないと唱和し、この言葉を世界に向けて発信をいたしました。そして今では世界共通語になっております。

このもったいないの思い、皆さんの心にはいつもありますか。私は子供のころと今を比べると、随分当たり前のようにもったいないことをしてきていると大変反省をしております。今、発展途上国などで食糧不足、飢餓が深刻な問題となる一方、まだ食べられる食料が廃棄をされ、いわゆる食品ロスの解消が大きな課題となっております。食べられる状態にもかかわらず廃棄される食品ロス、家庭やスーパー、レストランなどあらゆるところで見受けられます。

農林水産省の平成25年度推計では、日本では年間約1,700万tの食料廃棄物が発生しており、このうちの4割近い632万tが食品ロスと推計されております。そして、そのうち約半分は家庭からの廃棄が占めていると伺っております。

先進的な自治体では、既にさまざまな食品ロス対策が行われてきております。皆様もご存じのとおり、松本市では宴会の食べ残しを減らすため、乾杯後の30分と終了前の10分は自席で食事を楽しむ30・10（さんまる・いちまる）運動を進めております。また、NPOの活動としては、消費期限が迫った食品を引き取り、生活困窮者へ無償提供するフードバンクが有名であります。当町におきましても社会福祉協議会で始まりました。

食品ロス削減は、国連の持続可能な開発のための2030アジェンダに掲げられた国際的な重要課題でもあります。また、本年4月新潟で開催されましたG7農業大臣の会合の宣言においても、食料の損失及び廃棄が経済、環境、社会において非常に重要な世界的問題であることが明記されました。さらに、食品ロス削減は食品事業者、消費者、行政、それぞれにメリットがあります。過剰生産の抑制による生産・物流コストの削減や廃棄コストの削減、食費の軽減、焼却時の環境負荷の軽減にもつながってまいります。

そこでお尋ねをいたします。

イ. 対策の状況と今後の取り組みについて

長野県では平成22年から食品ロスの削減を目指し、「食べ残しを減らそう県民運動」と銘打ち推進をしてまいりました。当町ではどうでしょうか。これまでに食品ロス削減に向けてどのような取り組みを行ってきたのでしょうか。その内容についてお伺いいたします。

ロ. 食育、環境教育について

まずは、学校や保育園など教育施設における学校給食や食育、環境教育などを通して食品ロス削減のための啓発が最も大事になってくると思いますが、現在行われている食育、環境教育の取り組みの内容についてお伺いいたします。

ハ．生ごみの削減について

先日ごみ減量化・資源化懇談会に参加をさせていただきました。ごみ減量化推進委員の皆さんが丁寧に分別の仕方、また段ボール堆肥のつくり方を実演していただきました。そして、新ごみ処理施設が稼働するようになると、ごみの排出量によって負担金が変わってくるという説明もあり、特に可燃ごみの中の生ごみを減らす努力を町を挙げて取り組んでいかなければいけないと再確認をいたしました。

そこでお尋ねをいたします。当町には生ごみ処理機、堆肥化容器の購入補助制度がありますが、この制度を利用した平成25年度からの購入状況と開始からの普及率についてお答えください。以上で1回目の質問を終わります。

町長（山村君） ただいま、吉川議員から1として食品ロス削減の推進をということでご質問がありました。私からは今の対策の状況と今後の取り組みについてお答えしまして、ロ、ハにつきましては、担当課長より答弁させます。

ご質問にもございましたとおり、食べ残しや売れ残りなど本来食べられるはずの食品が廃棄されてしまう食品ロスにつきましては、国の平成25年度の推計では、国内においては1年間に632万tと試算されており、これは世界中で行われている途上国などへ向けた食糧の援助量約320万tを大きく上回る量となっております。食品ロスの発生につきましては、約半分は事業者の流通・販売の過程で起きており、残り半分は家庭での買い過ぎや食べ残しなどから発生しているという状況であります。

日本では多くの食料を輸入しながら大量に廃棄されているというこの状況から、この食品ロスを削減していこうという取り組みが官民ともに広がりつつあります。国におきましては、食品リサイクル法を施行し、食品の売れ残りや食べ残し、食品の製造過程で生じる食品廃棄物などの発生抑制と減量化により、最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等を促進しております。

また、食品ロス削減に係る消費者庁、内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省及び環境省が連携し、事業者と家庭双方における食品ロスの削減を目指し、平成24年度に食品ロス削減関係省庁等連絡協議会が設置され、食品ロス削減に向けた国民運動が展開されているところであります。

長野県におきましては、平成22年度から食品ロスの削減を目指し、飲食店や宿泊事業者、スーパーマーケット等の食品販売事業者の皆さんにも協力を得る中で、「食べ残しを減らそう県民運動」が実施されております。また、宴会での食べ残しを減らす「宴会たべきりキャンペーン」や小盛りメニューの導入、消費期限間近な食料品の割り引き販売などの協力をいただく食べ残しを減らそう協力店の募集など、食品ロス削減に向けた取り組みが行われているとこ

ろでございます。

また、今お話もありましたけれども、松本市におきましては、飲食店等からの生ごみのうち約6割がお客さんの食べ残しであるということから、飲食店での食べ残しを減らす取り組みとして、「残さず食べよう！30・10運動」が展開されております。宴会等におきまして、乾杯後30分は席を立たずに料理を楽しみ、またお開きの前の10分は自分の席に戻って再度料理をいただき、食べ残しを減らすというものであり、ポスターやコースター等の啓発グッズを使用し、食品ロスの削減に取り組んでいるとのことでございます。

本町においての食品ロス削減への取り組みの内容はとのご質問でございますが、ごみの減量化に向けた行動の一つとして、広報等において家庭での料理や食事、外食の際などにおいて食べ残しをしないよう周知を図ってきたところであります。また、町ごみ減量化推進委員会におきましても、ごみ減量化の活動として食品ロス削減について取り組んでおり、町環境衛生委員会やごみ減量化・資源化懇談会におきまして、みんなで減らそう食品ロスとして家庭で調理する食材は必要な分だけ購入し食べなさいとか、宴会時には食べ残し等をしないなど資料やパワーポイント等により、具体的な取り組み事例などを交え周知しているところであります。

町の文化祭におきましても、ごみ減量化推進委員会のコーナーにおいて食品ロスの削減に関するポスターの掲示などにより周知を図ってきております。引き続きまして広報への掲載や地区懇談会等において周知を図るとともに、今後さっきもお話がありましたが、社会福祉協議会ですとか食品に全て関係してご指導していただいている食品衛生協会などの皆さんとご相談し、ご協力を得る中で、もう少し見えるような形でですね、食品ロスの削減に向け再度また取り組んでまいりたいと考えているところであります。

子育て推進室長（小宮山君） ロの食育、環境教育について、保育園での取り組みの内容をお答えいたします。

町内の保育園におきましては、日々の保育の中で、ものの大切さを教えることにあわせ、食べ物の大切さについても教えております。具体的にはジャガイモやサツマイモ、ハツカダイコン、プチトマトといった野菜づくりをしたり、食材となる白菜を切つての豚汁づくり、トウモロコシやサヤエンドウの皮むきなどを体験させる中で食への関心を高め、また、食べ物をつくってくださる方への感謝の気持ちを育んでいるところでございます。

また、給食時におきましても、園児一人一人の食べられる量を把握する中で、残さず食べ切れる量に調節をして配膳をし、食べ残しをなくすように努めており、あわせて園児にも全て食べられたという満足感を得るようにしております。

また、保護者に対しましては、毎月配布しております給食だよりの中で食べ物の大切さや毎日家庭からご持参いただく白飯（ご飯）の量についての指導をしたり、給食参観の際も栄養士が家庭での正しい食習慣を身につけていただくよう指導しております。

また、環境教育につきましては、給食やおやつの際に牛乳ビンのふたについておりますビニールやお煎餅の小袋といったものは、燃えるごみとは分けて別の箱に入れるよう指導しており、ごみはルールに沿って分別すること、そして資源の大切さということを教えているところでございます。また、環境教育を題材といたしました絵本の読み聞かせも行っており、保育園児にわかりやすく教えているところでございます。

教育文化課長（宮下君） 私からは、ロ. 食育、環境教育について小学校及び中学校の取り組みの内容についてお答えいたします。

各学校におきましては、食品ロス減少に向けた食育、環境教育をそれぞれの学校が工夫を凝らして行っているところでございます。坂城小学校の取り組みであります。給食委員会が全校を対象にして給食残量調査を年2回行っております。クラスごとに1週間毎日残量をはかり、集計して上位3クラスを表彰するというのですが、6月の調査では全校で残量がほとんどなかったため、全クラスが表彰されました。この調査を始めてから回を重ねるごとに児童の意識も高まり、児童も残量が減ることに喜びを感じ、定期的に残量調査を続けてほしいという意見が児童総会で出されたということです。

また、今年から給食委員会からの希望により、昼の放送で献立についてのクイズを放送しています。担当の給食委員が献立の内容を調べ、栄養について学習をしてクイズを考える中で、食への関心を高めております。各担任においても折に触れ生産者が大切に育てていること、ものの命をいただいていること、調理員がどのような気持ちで給食をつくっているのかを考え、そのことに感謝し、残さず食事をするように指導しております。

南条小学校では、給食委員会により前期・後期の年2回残食チェック週間を行い、健康な体をつくるため、また食材やつくってくれた人への感謝の気持ちを大切にするため、残さず食べようとする意識を持たせています。また、学級担任による給食指導において、特に低学年ではまず担任が何でもおいしそうに食べることによって、食べず嫌いの子も食材に興味を持ち、食べようとする子が増えてきたということです。家庭科の授業での食育では、5・6年生の家庭科の中で栄養素の働きの学習を通じて、なぜ食べる必要があるのか、なぜ朝食をとることが大切なのかを気づかせながら、好き嫌いなく残さず食べることを意識づけています。

続いて村上小学校の取り組みであります。坂城小学校・南条小学校と同じく給食委員会の活動の中で残食調べを行って、残さず食べるように呼びかけをしております。また、児童が野菜や米を育てる活動を通じて苦労や喜びを体験し、農家の方の思いを知り、感謝の気持ちを持ち、毎日の食事を残さず食べようとする心を育てています。

坂城中学校の取り組みであります。給食ではできるだけ盛り分けをしてしまい、食缶に残さないようにしています。そして食べ切れないなと思ったときは、友達に分けることによって残食を出さないようにしています。家庭科の授業においては、食品の栄養素やその役割を学習

することを通じて食の大切さを知り、自分の生活においても食生活の充実を図ろうとしています。さらに2年生の家庭科の授業で給食センターを訪問し、調理員、栄養士が、地産地消、または国産の食材を心を込め調理する様子を見学し、安心して食品を摂取できるようにしています。また、機会あるごとに、食べるということは動植物の命をいただいていることや食物を生産してくださる方への感謝の気持ちについて話をするにより、食への意識を高めています。

以上のように、各学校においてはいろいろと工夫を凝らす中で、日ごろから給食の時間を通じて食品ロス減少についての取り組みを行っているところであります。今後も食育・学校給食センターと各学校が連携し、食育、環境教育の推進を図り、食品ロス減少に向けて児童生徒が楽しく学び、継続していくことができるよう努めていきたいと考えております。

住民環境課長（金子君） ハの生ごみの削減についてお答えいたします。

生ごみ処理機、堆肥化容器の購入状況は、また普及率はとのご質問でございますが、町ではごみの減量化・資源化の推進のため、平成5年度より一般家庭を対象に生ごみ処理機、堆肥化容器を購入の際、申請に基づき補助金の交付をしているところでございます。過去3年の生ごみ処理機及び堆肥化容器の購入補助の状況でございますが、平成25年度は生ごみ処理機9基、堆肥化容器7基、計16基。平成26年度は生ごみ処理機6基、堆肥化容器11基、計17基。平成27年度は生ごみ処理機3基、堆肥化容器11基、計14基となっております。また、本年度につきましては、8月末現在で生ごみ処理機6基、堆肥化容器2基、計8基に対して購入補助を行ったところでございます。

なお、交付が始まりました平成5年度から平成27年度までの補助基数は1,280基で、本年3月末の世帯数をもとに算出いたしますと、普及率は21%という状況でございます。

8番（吉川さん） 2回目の質問を行います。イの対策と今後の取り組みについてでございますが、ただいま町長、また担当課長からも答弁をいただきました。その中で引き続き広報への掲載、また地区懇談会などでの周知と。また今後は食品衛生協会などと相談、また見えるような形で協力をしていただき取り組んでいくという答弁をいただきました。

そこで2点についてお聞きします。地区懇談会での周知は大変すばらしいものだと思います。ですが、そこには全世帯もしくは全員が出てくるわけではありません。私は住民全員がもっと危機感を持って、この食品ロス削減に取り組まなければ、ごみの減量化は進まないと思います。そこで、もう一步住民が食品ロス削減に取り組める具体的なきっかけ、動機づけが必要だと思いますが、その点についてのお考えを伺います。

また、もう1点は先ほど食品衛生協会などの見えるような形での協力とありましたが、具体的にはどのような内容でしょうか。以上2点についてお願いします。

住民環境課長（金子君） まず食品ロスの解消に向けて具体的な動機づけはとのご質問でございますが、食品ロスの発生には事業者における食品ロスと家庭における食品ロスと大きく二つに

分けられ、それぞれの立場で取り組むこと、協力しながら取り組むことなど、できることから着実に進めていくことが大切であるとされております。

家庭における食品ロスは、一つとして食べられる部分まで過剰に除去してしまう。二つとして、消費期限・賞味期限切れなどにより、使用せずにそのまま捨ててしまう。三つとして、食べ残して捨ててしまう、この3種類に分けられます。このようなことから、一人一人がもったいないを意識して食品ロスの削減に向けて行動いただけるよう、地区懇談会や環境学習などさまざまな機会を捉えて啓発してまいりたいと存じます。

また、関係機関の協力という部分につきましては、今後どのような形をとるか、また関係機関といろいろとご相談をさせていただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

8番（吉川さん） 三つの食品ロスがあります、もちろん。それでただいまの答弁ではさまざまな機会を捉えて啓発をしていくということで、先ほどの答弁と全く同じでした。

ごみ減量化については皆様もご存じのとおり、町の具体的な実際のデータをもとに訴えていただいております。それがあつたため住民には手応えがあり、減量化に住民も努力していると思ひます。

しかし、食品ロスはどうでしょうか。啓発の繰り返しだけでは削減が進むのでしょうか。私は、このごみ減量化に大いに関係するこの食品ロス、実態調査なくして改革は難しいと考えます。今も衛生協会のお話がありましたが、そちらのほうもしっかりと今お話の中に、これから連携をとつてというお話がありましたが、そんな意味でも提案でござひますが、先ほど町長のお話の中にもありましたが、松本市のやつている内容をぜひやつていただきたいと思ひます。

松本市では実態調査を行つております。まず、このようなパンフレットをアンケートとともにピックアップした住民に配布をいたしまして、そして調査をします。また、ポスターもさまざまなレストランやお店に掲示をさせていただひて、またグッズもそのお店に配布をいたしまして、このような形で店頭で住民に配つてあるということにござひます。こういうやつぱり初歩的なところから、きっかけづくりをすることで住民一人一人の意識改革ができると思ひますが、このような形で取り組めないか、その点についてお伺ひいたします。

住民環境課長（金子君） アンケートの実施、啓発グッズの配布等、松本市のように全町挙げて取り組むことはできないかとのご質問でござひますが、ご案内のとおり、ごみの減量化は葛尾組合のごみ焼却施設の延命化と長野広域連合による新たなごみの焼却施設の建設にかかわる負担金にも関係してまいります。

このようなことから、現在町では町内全27区におきましてごみ減量化・資源化懇談会を開催しておりますが、この中でごみの減量化の取り組みの一つとして、食品ロス削減についても啓発をしているところでござひます。また、この懇談会は住民の皆様と直接意見交換をする場としても捉えているところでござひます。アンケートの実施や啓発グッズの配布といったお話

もいただいたところでございますが、まずは住民の皆様と意見を交わし、問題意識を共有することが重要であると考えことから、引き続き懇談会の開催などにより全町的な機運を高めてまいりたいと存じます。

8番（吉川さん） 今、直接住民と懇談会の中で意見交換をしていくというお話がありました。先日も私も出させていただきました。その中にプリントで食品ロス削減の啓発が入ってありました。できればその中でも結構ですので、食品ロスに対してのアンケート調査などをやっていただければありがたいと思います。これは答弁を求めません。

松本市では、パンフレットに関連づけてこの意識調査をしておりますが、そのほかにも一般家庭の実情把握として生ごみの組成調査も行っています。当町でも葛尾組合でやっていただいておりますが、このような調査をする。そしてそれを住民に示していくことで、この内容は、組成調査というものは要するに使わないで捨てられているものがどのぐらい入っているかという内容なんですね。ですので、葛尾組合とはまた違った内容でございます。ということで、ぜひ取り入れられればと思います。ちなみに、この調査は国の補助金を利用いたしまして委託事業として行っております。ぜひ参考にさせていただき、取り入れていただけたらと思います。

続きまして、口の食育、環境教育ですけれども、今も課長のほうから答弁いただきましたが、残食チェックを各学校でしっかりとやっていただいている実情がよくわかりました。そしてまた、中には表彰も行っているということで、大変食を大事にするすばらしい取り組みだと思えます。

保育園ですけれども、環境教育については分別などわかりやすくやっているということでしたが、松本市では参加型環境教育を行っています。これはパワーポイントを使ってクイズ形式や紙芝居、また踊りなどを取り入れて、楽しく意識啓発を食品ロスに対して行っているようでございます。その後で、これも保護者に対して調査をするんですけれども、大変子供さんが家庭において帰ってきて影響を家庭に、お母さんに対してとにかく無駄をなくそうということで、子供さんが動き始めていると伺いました。そういうわけで、ごみ減量化推進委員さんがいらっしゃいますので、この参加型環境教育をぜひ保育園でお願いしたいと思いますが。その点とそれから、この保育園の保護者の皆さんに一度アンケート調査など実施はできないか、その2点についてお伺いいたします。

子育て推進室長（小宮山君） 楽しくできる参加型環境教育の実施と園児意識変化調査の実施についての考えはについてお答えいたします。

先ほどご答弁いたしましたとおり、園児への環境教育といたしましては、絵本の読み聞かせや実際にごみの分別を実践する中で指導をしております。現在、保育園では絵本を通して子供たちに想像力を養っていただいたり、親子のふれあいや保護者にも楽しんでいただくという中で絵本の読み聞かせを大切にしております。現在のこの指導方法により環境教育を実施して

まいりたいと考えております。

また、今月から10月にかけて、町内3保育園において保護者を対象としてごみ減量化・資源化懇談会を開催いたします。この懇談会の中でもごみの分別収集にあわせて食品ロスの削減についても意見交換を行いたいと考えております。

8番（吉川さん） 今話の中で絵本を通して進めていくというお話でした。そしてまた今月から10月にかけて保育園で保護者向けに懇談会を行っていくということで、大変ありがたい取り組みだと思います。ぜひまずは小さな子供たちから物を大切にする、そして食を大切にする、そういう意味では保育園は大事な施設だと思いますので、子供たちに意識づけをお願いしたいと思います。

さて、最後に町長にお尋ねいたします。このごみの減量化に大きく比重を占めているのが食品ロスですが、この実態をみなが共有して削減のために行動を起こせるよう、まずは町内公共施設や飲食店へのポスターの掲示、そして先ほどのようなコースターなどのグッズの配布など、ぜひ取り組みたいと私は考えますが、町長の見解を伺います。

町長（山村君） 先ほど私あるいは担当課長からお話申し上げましたけれども、確かに松本市でやっておられるような30・10運動、これもいい運動だと思います。しかしながら、食品をですね、宴会ですとかその場で全部食べ切っちゃえばいいんですけど、そうではない場合もあります。その場合、持ち帰りということになります。その場合にはいろんな食品に関するレストランとか食堂ではですね、必ずしもそれが安全かということ、そうでない場合もあります。食中毒の可能性があります。そういうことを含めまして、先ほどから申し上げておりますように、食品衛生協会の皆さんとも相談をしながら適切な形でですね、そのご指導を受けながら周知する方法を考えたいと思っております。ワッペン、ステッカーをと考えたり、ポスターをやることも必要でしょうけど、その中身ですね。それをよく相談しながら進めていきたいと思っております。

8番（吉川さん） ごみ減量化推進委員の竹堤さんから、名前を出しちゃいけないんですけど、ぜひポスターをつくっていただきたいというお話をいただきました。そんな意味でも今、食品衛生協会の方と相談してというお話をいただきましたので、できればその辺だけでもお進めいただきたいと思います。

ハの生ごみ処理機などですが、今のデータではコンポストが多く利用されていることがわかりました。今年度も特に5カ月間で6基生ごみ処理機が出ているということで、本当にごみ減量化への住民の意識の高揚がうかがえます。そして、この補助制度なんですけれども、23年たって普及率が約世帯の21%ということで、ちょっと少ないかなと思いますが、そこでこの購入補助の内容、これをもう少し購入しやすいような内容に改革していただければと思いますが、それに対する考えはどうでしょうか、お伺いいたします。

住民環境課長（金子君） 利用率アップのために補助制度の内容の見直しの考えはとのご質問でありますが、当町におきましては生ごみ処理機及び堆肥化容器の購入に際し、購入金額の2分の1、上限4万円の補助制度を設けております。この補助制度につきましては、毎年配布しております、ごみ・資源物収集計画表や町ホームページ、地区懇談会等において周知しているところですが、引き続きごみの減量化・資源化の意識啓発を推進する中で、当面は現行制度をより有効に活用いただけるよう、町民の皆様には補助制度について周知を図ってまいりたいと存じます。

また、町内の電気商業組合を初め隣接する上田市・千曲市の電気店、ホームセンターにおいて坂城町にお住まいの方に向けた制度についてのポスターを掲示いただき、周知を図っているところですが、引き続き協力をお願いする中で本制度の周知に努めてまいりたいと存じます。

8番（吉川さん） 引き続き啓発に努めていくというお話でした。今懇談会を行っていますが、この生ごみ処理機も利用してよかったというような声をその中で聞かせていただくとか、何か広報に載せるとか、そういうような啓発もお願いできればと思います。

国連は2030年までに世界全体の1人当たりの食品廃棄物を半減させる目標を立てています。これを遠い話とは片づけずに、当町でもできるところから積極的に取り組みを開始していただければと思います。

それでは次の質問に移ります。

2. AEDの設置場所と設置方法について

イ. 設置状況について

2004年、平成16年からAEDは医療従事者でなくとも使用が認められたことで、国において設置が批准され、一般住民が救急現場で使用できる医療機器として普及をしてきております。

消防庁の集計では、平成26年に一般市民がAEDによる除細動を行った症例は1,030件で、そのうち519件、50.4%の方が助かりました。しかし、この年の一般市民による心肺停止の事件が目撃された症例は2万5,255件にも上り、AEDの利用はたった4%にとどまっております。2011年、松本山雅の選手が練習中に亡くなられたことは記憶に新しい残念な出来事であります。あのときAEDがあれば助かったかもしれないと誰もが思ったことでしょう。

そこで、当町での公共施設への設置状況はどのようになっているのでしょうか。その状況と今後設置を予定している箇所についてありましたらお答えください。また、町ではこのAED、スポーツの大会などへ貸し出しも行っています。その状況についてもお尋ねいたします。

そしてもう1点、実際にこのAEDが救急現場で使用されたケースはあったのでしょうか。

その点についてもお尋ねいたします。以上で1回目の質問を終わります。

福祉健康課長（大井君） AEDの設置場所及び設置状況等についてご答弁させていただきます。

AED自動体外式除細動器は心臓がけいれんし、血液を流すポンプ機能を失った状態になった心臓に対して電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器でございます。

2004年、平成16年7月より医療従事者でない一般市民でも使用できるようになり、AEDの機械本体が操作方法を音声ガイドしながら心臓の動きを自動解析し、電気ショックが必要な方のみ電気を流す仕組みとなっております。

新聞報道等によりますと、全国で平成26年度末で医療機関や消防機関向けは約12万台、学校や公共施設など一般施設向けは約51万6千台と全国で普及が進んでおります。坂城町でも平成18年から順次設置を進めてまいりました。現在、役場総務課、保健センター、文化センター、武道館、老人福祉センター、びんぐし湯さん館や町内全ての小・中学校、保育園、児童館など町関係の施設に24台設置をしております。また、千曲坂城消防組合や日本救急医療財団のホームページによりますと、町内の医療機関、企業、高齢者・障がい者施設等においても26台設置されており、合計すると50台設置されております。

役場総務課及び保健センターに設置されているAEDにつきましては各区や公民館、各種団体などが開催または参加するイベント等の際に申請に応じてお貸ししております。これまでの利用実績につきましては、一般貸し出しを始めました25年度が4件、26年度が5件、27年度が5件、本年度28年度がこれまでに5件といった状況で、主に屋外で行われる教育委員会や地域でのスポーツ大会、イベントで使用をされております。

今後新たに設置を検討しております施設は、文化の館及び坂木宿ふるさと歴史館に新たに設置し充実を図ってまいりたいと考えております。また、実際に救急事態により現場でAEDを使用した事例についてはございませんでした。引き続き、いざというときに慌てず、住民の皆さんが安全に確実にAEDが使用できるよう、千曲坂城消防組合と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

8番（吉川さん） 町内に50台設置されており、公共施設は24カ所ということでかなり着々と進んでおります。大変ありがたいです。それでは2回目の質問をいたします。

AEDの設置場所ですが、最近では心肺停止から3分以内に除細動が可能なAEDの配置が望ましいと言われております。例えば学校のような広い場所では複数の設置が望ましいと思っておりますが、数が限られるのであれば、運動場やプール体育館の近くなど効果的な場所に置く必要があると思っております。このような指摘に対して当町の現状はどのようになっているのでしょうか。次の4カ所についてお答えください。まず小・中学校、そして保育園、文化センター、最後にびんぐし公園。またもう1点、社会体育の関係で夜間または休日に、学校の運動場や体育館を借りてバレーや野球などを行っているスポーツクラブがありますが、その時間帯のAEDの対

応は利用可能なのでしょうか。その点についてもお尋ねいたします。

教育文化課長（宮下君） 私からは学校、文化センターのAEDの設置場所についてお答えいたします。まず、坂城中学校は体育館北側の入り口に、坂城小学校は事務室に、南条小学校・村上小学校は保健室に設置してございます。また、文化センターについては1階のロビーに設置をしてあります。

部活、学校開放による社会体育、スポーツ練習時などでの緊急事態への対応につきましては現状で可能かというご質問ですが、ご承知のとおり文化センターにおきましては土日、祝祭日、早朝・夜間においても対応は可能であります。また、坂城中学校においては社会体育団体等が出入りする体育館北側の入り口に設置してありますので、対応は可能となっております。

3小学校については、学校開校時に児童に緊急事態が生じた場合を想定しまして、直ちに連絡ができ対応できるように事務室または保健室にAEDが設置されておきまして、学校が休みの日や休日、夜間においては校舎内には入れませんので、現状では難しい状況でございます。しかしながら、一刻を争う緊急事態の際においては例えば学校の窓ガラスを破って対応することもやむを得ないのではと考えているところでございます。

そのような状況を踏まえまして、使用団体が緊急時の際にAEDが施設のどこにあるのかを把握していなければ緊急時の対応がとれませんので、AEDの設置場所を体育館に表示したり、使用申請時に使用団体に設置場所の確認を行うなどの対応は速やかに行ってまいります。また、現状で事務室または保健室に設置してあります小学校のAEDの設置場所につきましても、体育館の入り口等に設置可能であるかどうか学校と検討してまいりたいと考えているところでございます。

子育て推進室長（小宮山君） 保育園におけるAEDの設置場所についてお答えいたします。坂城・南条・村上の3保育園ともに正面玄関を入りました玄関ホールの壁に取りつけてございます。町内3保育園ともにAEDを設置しております玄関ホールに隣接し、園長が執務をしております事務室がでございます。このため、園長がAED設置場所に一番近いところにいるということになります。緊急時、AEDを使用したり患者までAEDを持ち運ぶのは基本的には園長が対応しますので、使用する者のすぐそばがAED設置場所となっているという考え方でご理解をお願いいたします。

AED設置施設ということを園舎の外からでもわかるように、正面玄関にAED設置施設というシールを張ってございます。このため、緊急時は外部の方も使用が可能であります。ただし日曜、祭日、夜間等、保育園が閉園している時間帯は玄関に鍵がかかっており、園舎内に入れませんので、AEDの使用は難しい状況でございます。

建設課長（宮嶋君） びんぐしの里公園の設置場所についてお答えいたします。公園管理センターの入り口横の外壁に設置してあります。緊急の際は誰でも利用できるよう、扉つきの箱の

中にAEDを収納してあります。AED設置の表示につきましては、公園管理センターの入り口と南側道路の窓にAEDのステッカーを張り、公園管理センターにAEDを設置してあることとお知らせしております。

8番（吉川さん） ただいま設置場所についてそれぞれ答弁をいただきました。坂城中学校は私も見てまいりましたが、北側の入り口にありまして、学校の部活がありましても顧問の先生が鍵を所持しているということで、グラウンドでやってもあけることができるということでした。

そして、今小学校なんですけれども、体育館は夜の利用がかなり多く使われております。そして今の答弁では現状では難しいということでありました。いざというときは窓ガラスを割ってというお話でしたが、現実的には大変けがが伴ってちょっと難しいかなと思います。

中野市では全ての小・中学校、見直しをいたしまして、このAEDですけれども、やはり校舎の中にあつたものに対して、すぐには使えない状態だということで検討をした結果、体育館の出入り口などの屋外に移設をしたそうでございます。これは今も味ロジのところ以外づけになっているものがありましたが、気温に応じて中のものが作動しなくなってしまうということで、しっかりとヒーターとファンがついている、そういうものにかえたそうです。AEDは本当に命を守るものでございます。いざというときに使えなければ、本当に悔いを残してしまいます。今、教育文化課長からも答弁ありましたが、学校の管理体制、また利用する側の利便性をよく協議していただいて、できれば早急にこの小学校のAEDの配置について検討をお願いしたいと思います。

そして1点確認ですが、先ほども建設課長からお話がありましたが、今びんぐし公園に屋外ステージをつくります。そしてそのバックヤードトイレを後ろにつくって、そこに控室が設けられるとお聞きしておりますが、その中でここにAEDの設置は考えているのでしょうか。その点についてお聞きします。

建設課長（宮嶋君） 野外ステージあるいはバックヤードトイレを今準備を進めておるところでございますが、そこにAEDをというご質問でございます。現在、野外ステージ、バックヤードトイレ等の整備を進めておりますが、屋外ステージや北側のちびっ子広場への設置につきましては、管理上等の問題もでございます。また、公園管理センターに設置してありますということから、公園管理センターに設置してありますAEDをお使いいただきますように、屋外ステージ付近やちびっ子広場等への表示方法に工夫をしてお知らせをしてみたいと考えております。

8番（吉川さん） びんぐしの里公園は町外の方がたくさん見えて楽しんでいただいております。ぜひ今も課長からありましたけれども、この設置場所がわかるように公園内にこの表示をお願いしたいと思います。

最後にもう1点ですが、現在このAED、24時間営業のコンビニエンスストアへかなり設置が進んでおります。全国的にも多くの自治体で取り入れております。先月も神奈川県の大磯町に12店舗中11店舗に設置されたと伺っております。そこで、当町にもコンビニ店が8店舗ありますが、ぜひこの取り組みを始めてみてはと考えますが、その点についてお考えをお聞きいたします。

福祉健康課長（大井君） コンビニ店へのAEDの設置についてのご質問でございますけれども、費用負担や設置場所を初め、夜間等の店員が少ない時間帯などもあり、貸し出し要請があった場合の対応など、事業所等と打ち合わせをしておく課題もたくさんあるかと考えております。今後、他市町村の状況等を研究しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

8番（吉川さん） 本当に今若い方たちは夜行動する、そういう今時代になっておりますので、特に坂城、コンビニが大変多いですね。そういう意味でもこれからぜひ検討課題として、町でもこれから協議していただきたいと思っております。

今回は町民と一緒に取り組む食品ロス削減によって、より住みやすい環境の町にしていきたいという思いで質問させていただきました。町ではごみ減量化にしっかりと懇談会まで設けていただき、また保育園でもこれからやっていただくということで、その努力に対しては大変敬意を表するものでございます。一人一人がこのくらい、そういう思いで私もそうですが、物を大切にしない、その意識改革を一人一人がすることで、この地球を守ることであり、また子や孫、そしてまたその先を守ることだと感じております。以上で私の一般質問を終わります。

議長（塚田君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時27分～再開 午前 9時37分）

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、6番 滝沢幸映君の質問を許します。

6番（滝沢君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

さて、本年7月参議院議員通常選挙から公職選挙法改正により満18歳、19歳が新たに有権者として加わりました。全国で約240万人、全有権者の約2%相当であります。少子高齢化を背景に今後高齢者の投票率低下が懸念される中、18歳選挙時代を迎え、子供たちも坂城町住民として今の生活があり、主権者であるという意識が持てる場を自治体のあらゆる場面で設けることが必要であると感じております。では、質問に入ります。

1. 選挙と投票所について

イ. 投票率について

1、ここ数回の町投票率、期日前投票率の推移は。2、18歳・19歳の投票率は。また年代別に見た投票率は。今回の参議院議員選挙投票率で長野県は2人区から1人区になったこと

で関心も高く、全国トップの62.86%でした。その中、当町は64.51%と平均値を上回りましたが、ここ数回の投票率の推移と今回のデータをお尋ねします。

3、主権者教育の成果は。また今後の取り組みは。4、今後の投票率アップへの取り組みは。町でも坂城高校に出向き主権者教育の出前講座がなされました。また6月定例会では2日間にわたり48名の生徒さんが傍聴され、その内容をアンケートとしてまとめていただきました。感想として、「これを機に政治にもっと興味を持って参加していきたい。」、「いろいろな問題を議会で話し合っているんだと思いました。この経験を生かし選挙に参加します。」、「議員も役場の人も一生懸命にやりとりしていて、すごいと思った。このやりとりがあるからこそ、住みよいまちに少しずつなっているのかなと改めて思いました。」等々これはほんの一部ですが、正直に感じたこと、そしてしっかりとした目線で捉えています。今後18歳、19歳の方に自分は主権者であるという意識を持ってもらうためにも、さらなる取り組みと啓発活動が必要と思います。

ロ. 投票所について

1、期日前投票用紙、投票済用紙の管理は。2、投票所運営、開票作業に際し、事前の職員への学習会の内容は。今回の参議院選挙の投開票事務では投票用紙を焼却したり、投票用紙の交付ミス、集計・計算ミス等、県内過去最多のミスが相次ぎ起こりました。当町の場合、投票用紙の管理、職員への学習会の状況はどうであったでしょうか、質問いたします。

3、立合人の立場と役割は。4、立合人と町職員の負担が大きい。投票時間短縮と幅広い立場の方を立合人としての登用をであります。立合人さん、職員含め長時間にわたる業務は大変に負担が大きいと思われれます。投票所により夕方6時以降投票に来る方のいない時間帯があるとも聞きます。投票時間短縮は当然開票作業も早く取りかかれ、大きなメリットがあります。期日前投票の充実が図られてきている中、今後投票時間短縮の検討をぜひともお願いしたいところであります。また、立合人さんも若い世代を積極的に登用していただき、選挙に対する関心を高めていくことも重要と考えます。

5、共通投票所開設の検討をであります。今回の参院選では改正公職選挙法で共通投票所が設置可能となりました。県内でも唯一高森町が商業店舗に設置し、一定の効果があったとしております。共通投票所はオンラインで結ばなければならないということもありますが、私は当町の場合、究極は各小学校区3カ所、プラス数カ所、計5カ所ほどの投票所で運営できないかということをご提案いたします。現在の投票所中、田町閻魔堂は会談の段差がきつく、特設スロープも急ということで高齢者・障がい者には不便という声もあります。町内幾つかのバリアフリーに近い共通投票所にしていただければ投票者の負担も軽減されますし、大幅な業務負担の軽減と費用面での削減を図れることは間違いないはずです。検討をいただきたいところあります。以上につきましてご答弁をお願いいたします。

総務課長（青木君） 最初にイ投票率について。平成26年以降に町で行われた選挙の投票率についてお答えいたします。

平成26年8月10日執行の県知事選挙の投票率は46.06%であり、前回平成22年の投票率52.45%と比較すると6.39ポイント低い状況となっており、平成26年以降一番低い投票率となっております。

同年12月14日執行の衆議院議員選挙の投票率は58.58%で、前回平成24年の投票率65.35%と比較すると6.77ポイント低い状況となっております。

平成27年4月12日執行の県議会議員選挙の投票率は46.94%であり、前回平成23年の投票率57.58%と比較すると10.64ポイント低い状況となっております。

同年4月26日執行の町長・町議会議員選挙の投票率は町長選が無投票、町議会議員選挙は62.87%であり、前回平成23年の選挙と比較すると町長選挙は68.57%、町議会議員選挙は無投票となっていた状況でございます。

本年7月10日執行の参議院議員選挙の投票率は64.51%であり、前回平成25年の投票率60.13%と比較すると4.38ポイント高い状況となっております。なお、参考といたしまして、平成27年5月13日執行の農業委員会委員選挙につきましては66.98%となっております。

また、期日前投票につきましては例えば参議院議員選挙を例にいたしますと、本年7月10日執行の期日前投票の割合が21.06%と、前回平成25年の期日前投票の割合15.58%と比較すると5.4ポイント上昇しております。選挙ごと期日前投票ができる期間が違うため一概には言えませんが、全体的には右肩上がりの状況となっており、投票者数に占める期日前投票者の割合も現在は3割を超えているという状況となっております。

次に、今回の参議院議員選挙における18歳・19歳の投票率につきましては、18歳は53.91%、19歳は37.42%となっております。年代別では10代44.88%、20代42.13%、30代51.48%、40代61.90%、50代74.53%、60代77.40%、70代78.21%、80代59.39%、90代29.97%、100歳以上5.56%となっております。

次に、主権者教育の成果と今後の課題、取り組みにつきましては、公職選挙法の改正に伴い選挙権が18歳以上になったことから、各選挙管理委員会でそれぞれ啓発活動が行われ、当町といたしましても地元坂城高校へ出前講座を実施したところです。そういった成果から、18歳の投票率の向上にはつながったものと考えております。

その他、小学生3年生が役場議場を見学し、議会の役割を学ぶ機会を設けたり、高学年の修学旅行等の国会議事堂見学や事前学習としての国の政治の仕組みの学習。中学校では公民の中で民主主義や政治、地方自治について学ぶ時間を設けています。そういった中で児童会選挙や

生徒会選挙を行うことで選挙の仕組みについて学んでおります。

しかし、19歳から22歳につきましては特に投票率が低く、この年代での啓発活動も必要と考えますが、特に親元を離れての学生の年代でもあり、不在者投票という手法もございますが、投票に関する手続が比較的手間がかかるため、政治に関心を持ってもらうよう啓発を行うとともに、投票しやすい方法についても制度そのものの検討も必要ではないかと考えるところであります。投票率のアップに向けて、特に若い人たちへの啓発活動が必要と考えますが、国全体が政治に関心を持ち、投票に行きやすい環境づくりについて検討していく必要があると感じております。

次に、口投票所についてお答えします。

投票用紙と期日前投票の投票済用紙の管理につきましては、庁舎内の金庫または鍵のかかる場所で管理をし、期日前投票の期間中毎日投票の前及び投票後に票の確認を行うことで、紛失などの間違いがないように常に注意をしております。

投票及び開票事務に際しましては、事務分担について早目に職員に知らせるとともに、投票所開設の準備の前に投票所の設置及び投票方法について、また開票作業の各役割について説明会を開催し、選挙管理委員長より投開票事務には間違いがないよう最善の注意を図るよう注意喚起をしております。さらに開票事務に関しましては、係ごとにポイントになる作業を事前に確認するように心がけているところです。

次に、立会人の立場と役割についてであります。投票立会人は投票事務の執行が公正に行われるように立ち会うことが役目とされ、担任する事務としては投票手続の立ち会いとして投票所の開閉、最初の投票に際し投票箱に何も入っていないことの確認、選挙人名簿等との対照、投票用紙の交付・投函、不在者投票の投函、在外投票の投函、投票箱の閉鎖、その他投票手続全般に立ち会うこととなっております。また、投票を拒否することについて、代理投票等を拒否することについて、不在者投票や在外投票の受理や拒否することについてなど意見を述べる場合があります。

次に、投票時間の短縮につきましては、公職選挙法において基本的には午前7時から午後8時までと定められております。ただし、市町村選挙管理委員会において、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別な事情がある場合、または選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情がある場合に限り、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ、もしくは繰り下げ、または投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができるとされており、かつては投票所から開票所まで距離がある離島や農村部などを中心に繰り上げされてはいましたが、現在の期日前投票の浸透などを背景に安全確保のため、投開票立会人の負担軽減を理由に、投票時間の終了時間が短縮されている投票所が増えています。

今回の参議院議員選挙におきましても、長野県内では合併した旧町村部の投票所を中心に2割強の投票所において投票時間の繰り上げがなされております。一方で、投票時間の短縮が選挙人の投票する機会の制限をするおそれも想定する中で、当町においては公職選挙法で規定された時間により実施したところがございます。投票時間の短縮につきましては、町選挙管理委員会においても検討してまいりますが、当町だけの課題とせず、県全体で時間短縮の実施について県が中心となって検討していただけるよう要望してまいりたいと考えております。

次に、幅広い立場の方を立会人としての登用をについてであります。趣旨は理解できる一方で、投票所の投票管理者や投票立会人さんにつきましては、各区長さんに選出をお願いしており、中には区の意向として投票管理者及び立会人が区役員の役割としてしっかり引き継いでいただいている投票所もあり、立会人候補者の選任につきましても、今後選挙管理委員会において検討してまいりたいと考えております。

次に、共通投票所の開設についてであります。共通投票所とは既存の投票所とは別に同じ自治体に住む有権者であれば誰でも利用できる投票所であり、駅や商店などの比較的人が集まる場所に設置することで、投票率を上げるという効果が期待できます。一方で、指定された既存の投票所と共通投票所での二重投票を避けるため、町内全ての投票所をオンライン化するなど二重投票防止の仕組みをつくる必要があり、その整備に費用がかかり、今回の参議院選挙では全国4市町村のみの実施となったところです。

当町におきましては、投票所が主に地区の公民館となっていることから、身近な投票所と身近な場所で投票ができるという利点がある一方、投票所が15カ所ありますので、全ての投票所を整備するとなると多額の費用が必要となります。共通投票所の開設につきましては、期日前投票の投票率が上がってきたこと、設置にかかる費用や立会人さん等の負担軽減、あわせて投票所の集約などの課題やその必要性も含めて、総合的に今後検討していく必要があると考えております。

6番（滝沢君） ただいま担当課長よりご答弁いただきました。投票率の推移につきましては大変よくわかりましたし、また主権者教育の啓発活動も幅広くされているということで、今後ますます投票率アップのためには啓発活動を望むところであります。

中でですね、投票率が上がったのは本年の参議院選挙が4ポイント強ですね、アップしておりますが、ほかはここ二、三年大きく下がっております。選挙がいかに身近に感じられるか、いかに町民の方に関心を持ってもらい、その期待に応える政治をするかということが重要だと思いますが、その中で一番身近である昨年の町議会議員選挙が62.87%と、今回の参議院選挙を下回っております。私たち議員としてもその責任の一端があるのではないかと感じているところがございます。

次に、18歳、19歳の投票率ですが、ちょうど先週の土曜日に新聞報道で全国の投票率の

結果がでておりましたが、18歳は全国・長野県よりも当町は上回っておりました。ただ、当町の場合も他市町村と同じ傾向のように、今後19歳・20歳代への対応が大きなテーマであり、若い世代に投票しやすい環境の整備が急務であると感じたところであります。

投票時間短縮、共通投票所の件はご答弁のように、坂城町単独では先行するという事は困難だと思いますけれども、さらにさまざまな機会を通じてぜひとも推進をお願いしたいと思います。

その中で次の1点につきまして、2回目の質問をさせていただきます。今回、参議院選挙におきまして当町は長野県の投票率を上回り、関心の高さが見られましたが、町内15投票所中最も投票率が高かったところと低かったところはどこであったでしょうか。また、その要因は何が考えられるでしょうか。ご答弁お願いいたします。

総務課長（青木君） 今回7月10日執行の参議院議員選挙におきまして、町内15投票所のうち投票率が最も高かった投票所と低かった投票所でございますが、一番高かった投票所につきましては南日名公民館の第7投票所でございます、投票率が80.34%でございます。一番低かった投票所につきましては網掛集会所の12投票所、59.25%でございます。しかし、この12投票所にいたしましても、長野県平均の投票率62.86%と比較しますと3.61ポイント低いのみということで、決して著しく低いという状況ではないと考えております。

また、要因は何が考えられるかというご質問でございますが、この要因につきましてはなかなか難しいところもございますが、さきに年齢別の投票について答弁した中で、50歳から70歳代の投票率が非常に高いということで、逆に若い世代が低いという集計結果が出ております。投票所別の年齢構成も投票率に影響してくることの要因の一つと思われまして、また地域的なつながりの中で選挙への関心が高かったりというようなこともあるかと思われまして、幾つかの要因が重なってくると思います。なかなか主たる原因は、これですということは決められない状況にあるかと思われまして。また、選挙の種類や特に国の選挙はその時々争点などによっても投票率に大きくかかわってくるものと考えております。

いずれにいたしましても、町といたしましては、選挙管理委員会とともに投票率向上に向けて引き続き啓発等をしてまいりたいと考えているところでございます。

6番（滝沢君） 再質問のご答弁をいただきました。課長のほうからご答弁ありましたように、網掛が極端に低いというわけではないと思いますけれども、それにしても南日名の80%超えというのはすばらしいことで、やはり地域力といいますか、住民の支え合いとかそういう考え方というのがぬきんでているんだなということを感じた次第でございます。

それにしましても、1万2,800人の町内では有権者の方がいらっしゃると思うんですが、実際に投票率で見ると、その率だけで実際の数字というのは出てこないんですけど、やはり数

字で見ますと4, 500名ぐらいの方は実際には投票されていないということなんですよ。やはり、これは私たち議員は選挙によって選ばれた立場としましては、議会においても行政施策に対して高齢者から子供たちまで、その声がきちんと反映されるよう働きかけ、関心を持ってもらえるよう行動する姿勢が必要で、大きな責任があると強く思っております。

また、先ほどのまず選挙制度というのは、まだまだこれからいろいろ変わっていくとは思いますが、やはりいろんな面で検討いただいて時間短縮、それから共通投票所のあれで投票所の数も少しずつ減らしていけるようなご検討をぜひともお願いしたいと思っております。

続きまして、次の質問に移りたいと思っております。

2. 町民への情報発信について

町では年間多くの行事、イベント・講座・講演会等の催し物が開催されております。私たちが現在その情報を得る手段は、町広報、有線放送、「まなびの玉手箱」、「生涯学習カレンダー」、町ホームページ等になるのでしょうか。ただどうでしょうか。見逃し、聞き逃しはないのでしょうか。よい内容の講座があっても、終わってから知ったという方もいらっしゃるのではないでしょうか。また、各講座がその場だけのものに終わり、これからのまちづくり、地域づくり、人づくりに本当に役立てられているのか疑問もあります。まず、情報は町民の皆さん全員に知っていただくことは大前提であり、一人でも多くの方に参加していただく方策も必要と考えます。つきましては下記質問をいたします。

イ. さかきふれあい大学について

1、各講座の選定方法、その目的は。各講座の選定基準は何でしょうか。また、どのように決められているのでしょうか。そしてその目的をお尋ねします。

2、町民へのお知らせの方法は。前段で述べた情報発信のほかに講座の内容により、各種団体・機関宛てに講座受講の情報を出すことはあるのでしょうか。

3、平成27年度各教養・長野大学講座の参加人数は。

4、各講座のフォローと効果は。私もできる限りこの教養・長野大学講座は受講しておりますが、特に長野大学講座は参加者が余りにも少なく、講師さんからわざわざ依頼のご連絡をいただくほどで、よい内容だけにまことに残念です。これらの講座は前段で述べましたが、これからのまちづくりのために必要とした場合、どのように生かしていくのかフォローとその効果が見えません。

5、新たに「生涯学習カレンダー」の作成を。昨年、吉川議員が取り上げましたが、再度提案いたします。私たちはさまざまな情報を得た場合、必ず手帳かカレンダーに書き込みます。どの家庭でもどなたでも、そのカレンダーを中心に1カ月、そして1日の行動を決めていらっしゃるはず。そのカレンダーに町の行事、さまざまな情報が全て盛り込まれていたら、これほど便利で確実な情報発信・伝達の方法はないのではないのでしょうか。一例としてここに青

木村の生涯学習カレンダーの実例を紹介いたします。

これが青木村の生涯学習カレンダーなのですが、生涯学習ということで教育委員会かと思いきや、一応青木村と教育委員会の名前で出しております。ちょうど今は9月でございますから、特徴としましてはですね、保育園、小・中学校情報、図書館情報、各検診、それから相談情報ですね。それからごみの出し方情報まで入っています。青木村はご存じのようにコンパクトな村ですから可能ということも言えるかもしれませんが、村内の情報がほぼ入ってしまっていて、また各部局ごと横断的に配慮されて、非常にいい内容の情報がこの中に全て入っていると思います。

私も今月の坂城町の情報をホームページとか「まなびの玉手箱」等から出したんですけども、工業団地のお祭りに始まって、それから先ほど吉川議員が言われたごみ減量化の懇親会とか、ふーど市が先週ありましたね。それから当然9月ということで幼稚園・保育園・小学校の運動会、それから坂城神社の子供相撲、25日は琵琶の弾き語りと非常に盛りだくさんな行事の内容が入っています。こういう形で横断的に各課入れていただければ、その1カ月の流れというものが非常によくわかるのではないかとということの一つ実例としてご紹介をいたします。これが全ていいということではないと思いますけれども、当町なりの工夫ができると思います。ぜひとも各部局横断的に検討をいただいて、実現を切に希望をいたすところでございます。

ロ. SNSについて

SNSはソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、ネット上で社会的なつながりを持つことができるサービスとして世界的に広がりを見せております。その情報に対してそれぞれの見方、考え方を双方向で意見交換できる大きなメリットがある反面、悪意を持った書き込み等デメリットも否めません。メリット・デメリット両方を持ち合わせていますが、私はさまざまな安全性に配慮をしつつ生かしていく道を開いて行くべきではないかと考えます。では、下記につきまして質問いたします。

1、町ではSNSについてどのように捉えているのでしょうか。2、町でのSNSの利用状況は。3、情報発信ツールとしてSNSの活用を。先輩議員数名も利用されていて、私も今年に入ってフェイスブック、LINEを始めました。近隣の首長さんの投稿もあります。県内でも定住・移住促進情報、観光情報、ふるさと納税情報等地域の情報を発信している自治体も多くあります。

特に最近、フェイスブックをやり始めて感じるのは、町ホームページで坂城町の出来事を写真入りで掲載していますが、一方向からだけの発信なので、そうだったのかだけで終わってしまいます。例えば7月、第2分団が埴科ポンプ操法大会で優勝しましたが、これをフェイスブックで発信していただければ、多くの方が共感するでしょう。感動、励ましのコメントもあるはずです。お互いの意思の疎通が図れ共通の喜びにつながるものと思います。また、子供た

ち、学生の皆さんの安心・安全確認のためにもさらに利用をお考えいただき、町の情報発信ツールとしての活用を望むところであります。以上、ご答弁お願いいたします。

教育文化課長（宮下君） ご質問のありましたイさかきふれあい大学について順次お答えいたします。

さかきふれあい大学は平成12年まで実施してきた夏季大学講座を廃止し、生涯にわたり学ぶことのできるふれあい大学の町坂城を目指して平成13年度に設置いたしました。設置されたさかきふれあい大学には教養講座、専門講座、出前講座等を開設し、当町での生涯学習の推進を進めてきたところであります。

1、各講座開設の選定方法、その目的はについてお答えいたします。ふれあい大学の目的は余暇時間の増加や社会情勢の変化などから従来の社会教育から生涯学習への展開がなされ、多様化する住民ニーズに応えるために「いつでも どこでも だれでもが生涯学習を」をキャッチフレーズに生涯学習の振興を図ることを目的に開設しております。

各講座の選定方法につきましては、生涯学習推進協議会の中で教養講座や専門講座の受講終了後のアンケート結果や協議会委員、町民からのご提案・ご意見等を参考にしながら選定させていただいております。選定基準は似たような内容のものに偏らないように、講演会や視察研修、身近なものの作品製作等に分けて、誰もが気軽に楽しく受講できるような講座を選定しています。今後も広く町民の皆さんの希望に応えられるように、アンケート結果等を参考にしながら講座の選定をしていきたいと考えております。

続いて、2、町民へのお知らせの方法はについてお答えいたします。

ふれあい大学設置当初は、講座のPRを中心に「生涯学習カレンダー」を作成し全戸配布を行い、町の広報誌等を活用しながら講座の周知を図ってきたところです。一方、教育委員会所管の公民館講座やスポーツ関係情報などは個別に周知している状況でした。この部分の課題を解決するため、平成14年度からは「まなびの道具箱」としてふれあい大学の教養講座・専門講座の内容・日時などや人財バンク・出前講座の内容、教育委員会で開催している公民館講座、図書館関係情報、スポーツ関係の情報を1冊にまとめ、年度当初に全戸配布する方法に変えたところです。以降必要な見直しを行い、「まなびの道具箱」については平成23年度、この情報誌の中には文化情報などたくさん詰め込まれており、講座を受講される方にとって夢が広がるようにとの考えから名称を「まなびの玉手箱」に変更したところであります。

平成24年度版からは町の神楽の開催情報を掲載するなどの文化情報の拡充も図っております。後期講座については「生涯学習カレンダー」のスタイルを引き継ぎ、紙面上部に秋以降の講座内容、下部にカレンダーといった構成で全戸にお知らせをし、生涯学習の推進を図っております。特に教養講座につきましては報道機関にプレスリリースをし、町のホームページに掲載し、広報や有線放送で講座の情報を発信しております。また、講座の内容によっては各種団

体や機関宛てにもお知らせをしている状況でもあります。

3、各講座、教養講座、長野大学講座の参加人数はについてお答えいたします。

昨年の教養講座は4回開催し、6月27日開催の下重暁子氏の講演会は180名。10月24日開催の中西載慶氏の講演会は110名。11月8日開催の信濃村上氏フォーラムは210名。12月5日開催の吉川精一氏の講演会は120名と大勢の皆さんに受講していただいたところでもあります。

長野大学坂城町講座は7講座あり、「持続可能な地域社会をめざして定住促進のあり方を考える」は7名。「漱石を英語で読んでみよう」は4名。「自分のストレスに関する客観的な理解と対処のあり方を実践的に学ぶ」は8名。「起業は、地域・人づくりから」は7名。「楽しいバレーボール教室」は50名。「発達障害の理解と支援」は14名。「現代中国を歴史的に理解する」は13名の方に受講していただきました。

4番目の各講座のフォローと効果はについてお答えいたします。

ふれあい大学各種講座につきましては講座修了後アンケートを実施し、今後も広く町民の皆さんの希望に応えられるように講座の選定をし、単なる趣味的な生きがいがづくりの場ということではなく、学びのきずなをもとに地域力をも高める生涯学習社会の形成を担っていきたくと考えております。

長野大学坂城町講座につきましては、大学が持つ知的資源を広く社会に開放し、人々が出会い、学び、交流する場として位置づけられています。これからのまちづくりの基礎となる人づくりを行うため、生涯学習及び教育支援の機会を提供するものとし、訪問講義等を実施しますので、今後できるだけ多くの方が受講できるように町のホームページや広報、有線放送でPRしていきたいと考えております。

5番目の新たに「生涯学習カレンダー」の作成をというご質問にお答えいたします。

青木村の「生涯学習カレンダー」を参考にできないかということですが、青木村では年度ごとに上半期、下半期として6カ月ごとB2サイズのカレンダーを作成し、全戸配布しているとお聞きしております。青木村「生涯学習カレンダー」は小学校の入学式、参観日といった行事、保育園、児童館の事業、教育委員会の主要行事予定を初めとして、ごみの収集日、健康診断等の健診日、村の行事予定などが日にちごとに横書きで表記されております。青木村「生涯学習カレンダー」は青木村のコンパクトな自治体の中で考えられた工夫を凝らした特徴のあるものと思われまます。

一方、当町の「まなびの玉手箱」は教育委員会主催の講座、長野大学坂城町講座など講座周知の一面とふれあい大学の人財バンク、出前講座、文化協会、スポーツ少年団、体育協会等の団体活動の支援といった側面等をあわせ持っております。後期生涯学習カレンダーは、秋から年度末までの教育委員会主催の講座、長野大学や埼玉工業大学の坂城町講座などの詳細、文化

的な行事、スポーツ的な行事の周知という考えで作成しております。

「生涯学習カレンダー」については、平成24年度からA1サイズからA3サイズのコンパクトなものとして見やすくすることとともに、印刷費用の削減にも努めてまいったところであります。

「まなびの玉手箱」、「生涯学習カレンダー」は生涯学習情報の提供といった性格のあること、これまでも改良を加えながら作成を進めている当町の特徴ある情報発信方法と考えており、今後につきましても「まなびの玉手箱」、「生涯学習カレンダー」を中心に必要な見直しを行いながら、町の生涯学習情報に努めてまいります。いずれにしましても、「まなびの玉手箱」、「生涯学習カレンダー」につきましても、今後も検討、改良を加えながら、町民の皆様に生涯学習事業の内容がよりわかりやすくなるよう、その情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

企画政策課長（柳澤君） ロのSNSについてお答えします。

SNSはソーシャル・ネットワーク・サービスの略称で、インターネット上でいろいろな人たちとの新たなつながりを築いていくことができる情報伝達手段でございます。代表的なものはツイッター、フェイスブックなどで、利用者が情報を発信あるいは相互に交換しコミュニケーションを行うものでございます。SNSは情報を発信する、共有する、収集するという機能性を備えており、情報伝達においては即時に発信できる即時性、発信された情報を利用者同士が共有・再発信できる拡散性、利用者同士が気軽にコメントできる双方向性という性質を有していることから、若者を中心に急速に浸透してきたものでございます。国や地方自治体においてもこうした特性に注目し、情報伝達手段としての利活用が広がりつつある状況であり、特に災害情報などの提供においてはSNSの情報伝搬力は有効であると言われております。

一方、SNSは匿名で利用できることや、発信した情報に不特定多数の利用者がアクセス可能なことから、不正確な情報や不用意な発言等が意図しない問題を引き起こしたり、一度発信した情報は完全に削除することが困難であることから、社会に対し多大な影響を及ぼす可能性があるとも言われております。

SNSを活用していく上では即時性や拡散性といった情報発信の有効性といったメリット、投稿内容によっては炎上の危険性や悪用される可能性などのデメリットなど、その特性を理解し安全かつ適切に利用することや利用に伴うトラブルを未然に防止するためのリスク対策に十分留意し、一定のルールのもとで運用していく必要があると捉えているところでございます。

町でのSNSの利用状況につきましては、当町のマスコットキャラクターねずこんによるフェイスブックページを開設し、当町のさまざまなイベント情報やねずこんの出演情報などを積極的に発信しております。また、今年3月の坂城町高校生タイ国研修、7月の町内小学生による中国教育交流事業の際にフェイスブックを活用し、現地での様子をリアルタイムで情報発

信を行いました。

海外研修へ参加した子供たちの保護者に対し、安心・安全の観点から現地での様子をできるだけ早くお知らせする手段としてフェイスブックを活用したところ、現地情報がリアルタイムに受け取れたことから、保護者のみならず多くの方から好評をいただきました。今回の海外研修におけるフェイスブックの活用は、即時性という部分において大変有効でありましたが、画像を多く使用する中では個人情報や肖像権などに注意する必要なども感じたところがございます。

町におけるSNSの今後の活用につきましては、情報発信ツールの一つとしてこれまでの町のPRやイベント情報での活用のほかトータルメディアコミュニケーション、「つながる あんしん 坂城町」を推進していく中で、災害情報や防災情報など即時性や拡散性を必要とする情報発信について町ホームページ、防災行政無線、すぐメールなどとの連動も考慮しながら検討していきたいと考えております。SNSの特性を十分理解する中で、町からの情報発信に適した活用について検討していきたいと考えております

6番（滝沢君） 各担当課長からご答弁いただきました。メインだった「生涯学習カレンダー」の作成はすぐには困難だということで、まことに残念なんですけど、確かに坂城町は情報量が多いということは理解はできるんですけども、やはり情報量が多いだけに、それを集約するということはそれもまた逆に重要なんで、やはり一目見て、その月の動きがわかるというのは何とか検討していただいてですね、実現に向けてお願いしたいと思います。

現在、町でやっている「生涯学習カレンダー」、生涯学習のカレンダーは教育委員会主体のカレンダーでありますので、ここにいらっしゃるほかの部局の課長さん含めてですね、横断的にこれから検討しようという声が皆さんのほうから上がってくることを期待いたしますし、またこの議会の様子を見ていらっしゃる町民の方もいらっしゃると思いますが、そういう皆さんの声ですね、上がってくることも私は期待したいと思います。

SNSについてはですね、これは今後いろんなそういう防災に向けて活用も考えていただくというのは、これは非常にいいことだと思いますので、またさらにですね、普及をしていただくように検討をお願いしたいと思います。

ちょっと二つ目の質問をしたい、二つほどしたいんですが。その前にちょっと町長にですね、ホームページのブログを立ち上げていらっしゃいますが、SNSについてのご見解と伺いますか、広域を組んでいらっしゃるここら辺の近隣の市長さんも数名やっぴらっしゃいますので、山村町長さんのSNSに対してのちょっとご見解をお願いしたいと思います。

町長（山村君） 私は、フェイスブックのアカウントを持っておりますけれども、自分のブログ等については封印している最中でありまして。やっぴらいろいろ先ほど担当課長からも話がありましたけれども、いい面、悪い面両方あると思っております。四、五年前からでしょうかね、

自治体でフェイスブックなどを使ったSNSを使い始めておりますけれども、要は坂城町は実験しつつですね、取り組みを始めたというところだと思います。先ほどのねずこんですとか海外へ行った子供たちの様子ですとか、私どもの担当のほうにはですね、慎重に勉強をしてくれというふうに言っております。

先ほど申し上げたように、これから「つながる あんしん 坂城町」ということであらゆる情報がつながっていくというふうに、IoTの世界になりますので、町の広報、双方向ですね、情報をやりとりできる形というものを安全な形でできないかということも模索しているところでもあります。坂城町のホームページは非常にスピード感があって、広報担当者が頑張っていて、その日のうちにいろいろなニュースが出るという、こういう自治体は余りないと思います。ですから、これをもう少しダイナミックにできるような形を今後勉強していきたいというふうに思っております。

6番（滝沢君） 私もスタート当時からフェイスブックのほうを町長にお友達申請しているんですが、いまだにご返答がありませんので、そういう時期が来ましたら、ぜひともまたお願いしたいと思います。

2点ほど質問をさせていただきますが、一つとしまして先ほどご答弁いただきました教養講座のほうはかなりの数の方が参加されているということですが、長野大学講座の受講者が少ないというのは私もちょっと質問の中に入れましたけれども、その要因とですね、今後いろんな形で広報活動はされるということですけど、やはり具体的にちょっと方策があればですね、ちょっとお示しをいただきたいということでございます。

各講座アンケートを実施をされておりますけれども、その内容開示とですね、受講レポートというこれはやはり今後、町の進む上でですね、それをフォローして活用していくことは非常に重要だと思うんですが、そのフォローと効果という目的でですね、そのアンケート内容とか、それからレポート等で受講された方の意見というようなものもですね、広報等に掲載していくというのも一つの方法ではないかというふうに思っておりますが、そこら辺のところはいかがでしょうか。

教育文化課長（宮下君） 長野大学の講座受講者が少ないが、その要因は何か。また今後の方策はというご質問でありますけれども、要因といたしましては専門的な内容で遠慮してしまう、また毎回参加できない等あるかと思えます。また、講座の周知不足も否めないところでもあります。せっかくのすばらしい内容の講座であります。講座内容に関する諸団体やまた町職員にも声かけをするなど周知を図り、多くの皆さんに受講をしていただけるよう大学とも連携を図りながら引き続きPRに努めてまいりたいと考えております。

続いて、講座のアンケート結果を町の広報に掲載していくことが必要ではないかというご質問でありますけれども、講座を受講された皆さんからのアンケート結果につきましては、講座

のフォローと効果を含め、今後の講座を計画していく中においても、大変貴重な参考資料であると考えております。町広報への掲載につきましては、スペースや掲載時期等のタイミングもありますが、例えば次回の教養講座のお知らせとあわせて掲載する等検討してまいりたいと考えております。また、町のホームページですと講座の開催内容等が掲載されていますので、講座修了後の受講者の感想や要望等を掲載することは可能かと存じます。今後開示方法も検討する中で、広く大勢の皆さんに講座を受講していただくよう引き続きアンケート結果の要望やリクエストを考慮した講座の開催に努めてまいりたいと考えております。

6番（滝沢君） 再度のご答弁いただきました。やはりそういう形で一つの情報に対して町民の方がどう思っているということを、やはり皆さんで共有するという事は非常にまちづくりのためにも重要だと思っておりますので、ぜひともそういう機会を設けていただいでですね、進めていただきたいと思っております。

まとめということでもありませんが、情報発信は今後町長も言われたようにいろんな形態が考えられますので、さらにですね、きめ細かく、それからソフト面、ハード面を駆使して確実に町民の皆さんに届くようにしていただきたいと思っております。

ちょっと残り時間が少ないんですが、最後に1点やらさせていただきます。

3. 旧北国街道について

イ. 古民家保存について

老朽化による破損が著しい古民家、早急に保存対策をであります。この件は前回大森議員も質問いたしました、私は待たなしの状況と思ひ、再度取り上げさせていただきます。言うまでもなく当町の旧北国街道は歴史的に重要な要所であり、文化財・景観としての価値も大きく、これを保存し有効活用していくことは、今生きる私たちの大きな責務であります。今回は大門町の老朽化した古民家、この1点に特化いたし伺います。

この古民家は、駅周辺特別委員会でも坂城町ボランティアガイドさんの案内で視察いたしました。北側屋根のうだつが崩れ落ち、台風等の災害では非常に危険な状態になることが想定されます。町ボランティアガイドさんのご尽力で内部の清掃、雨の吹き込み防止等の保存では非常にご苦勞をいただいておりますが、できることにも既に限界がございます。このまま見過ごすのか、何らかの手を打つのか重要局面だと私は考えます。いかがでしょうか。ぜひともこの件は山村町長にご答弁をいただき、そのお考えをお示しいただきたいと思ひます。

町長（山村君） 今、滝沢議員さんからご質問のありました旧北国街道、古民家保存について答弁申し上げます。

今お話がありましたけれども、旧北国街道は上田市の塩尻から山道を通って鼠宿に入り、金井、中之条、四ツ屋、田町では現在の国道東側の旧道を通り、横町通り、立町通り、新町を経て横吹の山道を通り、荻屋原へ出るという道筋でありました。江戸時代の後半には善光寺参り

が盛んになり、当町では宿場となっておりました横町、立町、新町などは大変なにぎわいであつたと記録されております。現在、この旧北国街道の面影を残していると思われるものは幾つかでございます。特に新町の大門町と呼ばれた通り沿いに貴重な古民家が数軒残されております。

ご質問にありました老朽化した古民家につきましては、外装は、はたごの形式を残しておりますが、時代的に明治・大正・昭和の時間を経て生活環境が大きく変わってきた状況の中で、内部については改造されたのではないかと推測される部分も多くあります。まずは建築物の歴史的価値を見きわめるために、所有者の方のご了解をいただく中で、内部の状況を含め、建築・文化財の専門家により推定される建築年や構造など文化財としての建物の価値を含め状況調査の実施が必要ではないかと考えております。

また一方、長野大学と坂城町との実践モデル都市に関する協定の中で、今年度は旧北国街道に残る景観整備に向けた実態調査事業を進めております。長野大学に委託する実態調査では、今後の活用方法等について、地域資源の活用といった専門的な視点、大学生の若い目線からご提案いただく内容となっております。実態調査には多くの学生さんに参加していただき、坂城町内の北国街道筋の現地踏査を行い、学生さんたちの目線による地域資源の再発見、新たな取り組みへの提案を期待しているところであります。

今後、提案された内容につきましては、担当各課と連携し地域皆様のご理解をいただく中で、街道や古民家の保存・活用を、どのように今後使っていくかということを含め、地域文化の振興に努めてまいりたいと考えております。

私も先日、中を拝見させていただきました。壊すのは簡単ですが、それではなくなってしまうので、何とかいい方法で利用できるような形で保存できればなというふうにご意見を伺っているところでありますので、前向きに進めていきたいと思っております。

6番（滝沢君） ご答弁いただきました、町長から。そういういろんな順番を経てですね、一応進めていただくということなんですが、やはり今もう崩れかかっている部分というのは、これはもう早急に何か応急的に何とか処置をしなくちゃいけないと思うんですが、そこら辺、何かとりあえず講ずる手段といいますか、そんなようなことはございませんでしょうか。

町長（山村君） ただいま申し上げましたように、手を打つといてもどこを手を打つか、まずその価値ですね、それを早急に判断させていただいて、お金もかかることですから、それはやりたいと思っております。何しろ所有者の方とまだちゃんとしたお話ができていないということが一番の問題かと思っておりますので、それを進めていきたいと思っております。

6番（滝沢君） そうですね、所有者の方とのこれが一番のネックになると思うので、これは今ここでということとはなかなか難しいと思っておりますので、ぜひともスピード感を持ってやっていただいて、私もできることは幾らでもずくを出しますので、またともにですね、保存に向けて、

また利活用に向けてお願いしたいと思います。では、これで一般質問を終了いたします。

議長（塚田君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時37分～再開 午前10時47分）

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、2番 塩野入猛君の質問を許します。

2番（塩野入君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をいたします。

1. 高齢者の認知症支援について

毎年、老人保健福祉・介護保険サービスガイドが全戸配布され、高齢者福祉支援の一つのよりどころになっております。これであります。これは28年度版のサービスガイド、これ開きますと最初に認知症についてということで案内が記されております。町でも認知症への支援を強めていることがうかがえます。そこで、これから高齢者の認知症支援についてお伺いをいたします。

イ. 支援の現状

私が、平成27年6月議会一般質問、認知症に向けた取り組みの中で認知症高齢者の状況をお聞きしましたら、約480名が認知機能に問題があるという結果が出て、介護認定者に占める割合は69%という答弁がなされました。そこでまず初めに、認知症高齢者はその後どんな状況になってきているのかをお聞きをいたします。

サービスガイドには認知症の人と家族の会長野県支部への案内も載っています。これも前回質問の中ではたった1人の加入とのことですが、現在はどんな状況でしょうか。また、地域包括支援センターで認知症見守りのSOSネットワークづくりを整備したいとの答弁もありましたが、進捗状況はどんなでしょうか。

次に、認知症の取り組みに向けた認知症サポーター養成講座、認知症キャラバンメイト養成講座、千曲・坂城認知症連携の会の活動や国の認知症地域支援推進員養成研修による職員の取り組み強化はどんな状況でしょうか、お聞きします。このほかにも高齢者の認知症支援がされているものがありましたら、それもお聞きをしたいと思います。

ロ. 支援の仕組み

なぜ同じ掃除機が2台もあるのだろう。ひとり暮らしの母親を訪れた息子夫婦が2台の掃除機を見つけ、突然認知症の疑いに気がついた。高齢者の認知症もある日突然それに気づくケースがあります。認知症に気づいたら早期に診断を受けさせ、複数ある認知症のタイプを見きわめることが進行をおくらせるための適切な対応にもつながります。サービスガイドを開くと、役場には地域包括支援センター、社会福祉協議会には在宅介護センター、医療機関には認知症相談員、そして認知症コールセンターとさまざまに相談窓口があり、お医者さんがベターでは

ないか、いや役場ではないかと、どこに聞くのがよいか戸惑います。

これから高齢化が一気に進む中で、認知症高齢者の増加に伴い介護をする家族などが増えていきます。サービスガイドをより使いやすくしたり、町民にわかりやすい認知症のサポート体制など支援に向けた仕組みを広報初めいろんなメディアを使い、わかりやすく周知することが大切だと思いますが、お考えを伺います。

次に、認知症高齢者対応は行政や社会福祉協議会、それに民間事業者も含む施設など官民一体で支援されています。社会福祉協議会では日常生活自立支援事業や認知症対応型通所介護など認知症に対する各種サービスが行われ、民間でも認知症対応型共同生活介護施設の運営などがなされています。こうした認知症の支援に対する行政と社会福祉協議会とのすみ分け、あるいは民間業者の分担といった3者の支援の仕組みについて伺います。

ハ、支援の充実に向けて

政府は、認知症の人を早期に診断し、適切な診断や治療が受けられるようにする認知症初期集中支援チームを全自治体に設置する方針だが、普及は進んでいません。本町ではどんな状況にあるのでしょうか、お尋ねします。

社会福祉協議会では、判断能力が十分でない認知症高齢者等の生活を助ける日常生活自立支援事業が行われたり、認知症高齢者の成年後見制度の利用を後押しする坂城町成年後見支援センターが設置されています。それぞれの利用状況はどんなでしょうか。

高齢化現象により、町長が判断して裁判所に伝える首長申し立てによる法定後見人も増えることが予測されます。首長申し立てには親族が後見人になれないことを証明するために戸籍謄本を集めて意思確認をする必要があるなど、町の負担も軽くはありません。町では、これからの認知症高齢者支援の充実に向けてどのように取り組んでいくのでしょうか、お尋ねします。

さて、今高齢化で急増する認知症患者の資産管理に対応するため、銀行や保険会社が相次いで金融商品を開発し、金融機関の新たな市場が生まれつつあります。大手信託銀行では信託銀行が資産管理をして、有料老人ホームの入居一時金と高額医療以外の目的では解約できない解約制限付信託商品を出したり、100万円以上を引き出すには家族など代理人の同意が必要な仕組みの財産保全を目的にした信託商品を発売した信託会社もあります。

某生命保険では、アルツハイマー病などで時間、場所、人物のいずれかを確認できない状態が180日続くと最大300万円の一時金を支払い、健康不安や既往症があっても加入ができる。また、損保保険の大手各社は認知症患者が電車事故などを起こして、鉄道会社から損害賠償請求を補償する保険を導入しています。国などの官制の制度だけでなく、こうした民間市場を取り込んだ支援の充実にも目を向けてよいのではないかと思います。お考えをお聞きをいたします。

福祉健康課長（大井君） 高齢者の認知症について順次お答えを申し上げます。初めにイ、支援

の現状についてでございますが、町の介護保険を受けている方のうち、ある一定の認知機能の低下を認められる方は、本年3月末現在の認定者692人中429名で、全認定者に占める割合は約62%となっております。

続きまして、認知症の人と家族の会長野県支部への加入者ですが、現在も1名とのことでございます。

次に、SOSネットワークについてでございますが、高齢者の方が行方不明になったときに警察や消防だけでなく、あらかじめ協力者として登録いただいた団体等が捜索に協力して速やかに発見、保護する仕組みでございます。現在は町の一斉放送やすぐメール等を利用し住民の皆様や警察・消防等各種団体などに捜索の協力を呼びかけております。また、昨年度セブニーレブン・ジャパンと高齢者等の見守りの協定をし、町内の各店舗にご協力をいただいております。今後、民間事業所なども含めたネットワークづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、認知症の正しい理解と適切な支援方法を身につけていただく認知症サポーターですが、平成23年度から講座を毎年開催し、現在410名が受講、サポーターのあかしとしてオレンジリングを携帯していただいております。また、キャラバンメイトはサポーターの養成にかかわるボランティアとして活動していただく方で、平成26年度から講座を開講し61名の方がメイトとして登録されております。現在は社協が行っておりますコミュニティカフェのスタッフに加わっていただいております。今後は活動の場を増やせるような支援をしてまいりたいと考えております。

次に、千曲・坂城認知症連携の会についてですが、医師、薬剤師、行政や社協の介護保険業務にかかわる職員で自主的に組織された会で、認知症の方や家族へのよりよい支援に向けて定期的な事例検討会や学習会を実施し活動を継続しております。また、国が支援する認知症地域支援推進員養成講座には、昨年度地域包括支援センターの社会福祉士が1名受講いたしました。今年度は学んだことを生かし、相談業務を初め関係機関と連携を円滑にするため、認知症のサービスガイド版となる認知症ケアパスの作成などの事業に取り組んでおります。

続きまして、口の支援の仕組みについてでございますが、今年度サービスガイドを見直すに当たり認知症に関する相談が増加傾向にあり、認知症に関するページを新たに設けました。介護や認知症などのお年寄りに関する相談は、地域包括支援センターでお受けし、適切な機関におつなぎいたしますので、まずは地域包括支援センターにご相談をいただければと考えております。また、このような流れにつきまして住民の皆様への周知につきまして、今後さらに工夫をし、広報や町のホームページ等を活用してまいりたいと考えております。

続きまして、認知症などのサービスについて行政や社協、民間事業所などの分担についてでございますが、介護保険制度の枠組みでまず申し上げますと、社協も民間事業所と同じ立場で

事業を行っており、当町においては認知症に対応したデイサービスやグループホームなどの事業を社協や民間事業所が一事業所として実施をしております。

次に、社会福祉協議会においては、当町の社協のように介護保険の事業である訪問介護や、先ほど申し上げました認知症デイサービスなどを実施している場合もございますが、社協の中心となって実施する事業といたしましては、地域福祉事業として民間参入しづらい部分に対応しております。ご質問にもございました日常生活自立支援事業や金銭管理サービス、また町から受託して成年後見支援センターなど事業を行っております。また、町は介護保険の保険者として介護保険の運営を行っており、財政運営や介護保険の事業を行う事業所の指定などを行っております。また、住民サービスとして必要な成年後見や高齢者等の外出支援などにつきましては、社協などに委託する中で事業を実施しております。

続きまして、ハの支援の充実に向けてについてお答えします。認知症初期集中支援チームの設置につきましては、全国的に普及が進まない理由の一つが医師の不足でございます。チームの構成員としての専門医は、日本認知症学会などが定める専門医または認知症の専門医療を主な業務として一定の経験年数を有する医師であり、加えて県の要請する認知症サポート医の資格を持つ必要がございます。また、専門医のほか看護師や社会福祉士といった医療福祉の専門職が必要となります。また、これらの構成員は国で定める研修を受講することで初めてチームとして認められることとなります。このように非常に専門性が高いため、町単独でのチームの設置は困難でありますので、今後は千曲医師会などと協力する中で検討してまいりたいと考えております。

次に、社協の事業の日常生活自立支援事業の利用者についてであります。この事業は福祉サービス等利用手続や日常的な金銭管理について支援するものでございます。現在の利用者は高齢者が8名、障がい者が4名の合計12名でございます。

次に、社協に委託しております成年後見支援センターですが、5月の開所から7月末までの相談は25件でありました。

次に、成年後見制度の町長申し立てについてですが、過去の実績といたしまして、高齢者が3件、障がい者が2件の町長申し立てを行い、現在も1件対応中でございます。また、申し立て事務は非常に煩雑でございますので、包括支援センターの社会福祉士2名が中心となり対応しております。

次に、民間が開発する高齢者向けの各種サービスの活用についてでございますが、認知症の方の資産管理などについて、民間の保険会社や金融機関が商品として提供を始めております。民間各事業所の商品の内容を精査する中で、相談の際には必要に応じて紹介や提案をしてみたいと考えております。

2番（塩野入君） 今、SOSネットワークの関係について進んでいる状況をちょっと説明があ

りました。これは坂城町だけでは例えば地形的には苧屋原、それから上五明は千曲市と隣接していますし、鼠あるいは小網地区は上田市と隣接しているわけであります。認知症の方のその行動も町内だけとは限りませんので、やっぱり広域的な対応、これが必要になってくるかなという気がいたしております。少なくとも千曲市、上田市との連携のとれる体制づくり、これが大変必要じゃないかなと思っております。広域的にずっとできれば、それはいいことではありますが、その辺のところのお考えはどうでしょうか。お伺いをいたしたいと思っております。

それから、千曲坂城消防本部では統合型位置情報システムの運用が開始をされました。これは通報により位置が電子地図上に通知をされるシステムで、通報が前提であり認知症の患者には直接は向かないシステムですが、周りの人が発見して通報すれば速やかに位置がわかり、見守りの支援につながります。しかし、このシステム広く町民には知られていないようですので、広報誌初めさまざまなメディアなどを使い、システムの周知を強力に図っていただきたいと思っておりますが、お考えをお聞きいたします。

高齢化や核家族化などで、成年後見人は家族や専門家だけでは足りなくなる事態を踏まえて、市民後見人の育成が急務になってきております。即そこに行くというのはなかなか難しいわけですから、まずはそのなり手を育てることが必要であって、そちらのほうの養成を急がなくてはならないと思っております。一方で、市町村の市民後見人の育成をバックアップしたり、被後見人の財産面の公的助成を充実する財源を整えるなどの支援を、これは町村会などを通じて政府に強く働きかけることもこれは重要であろうかと思っております。一市町村ではなかなか難しいことありますから、そういう町村会などの組織で進めていただけたらどうかなということあります。そうした市民後見人の育成の充実に向けてのお考えをお聞きいたします。

次に、長野県では水道メーターを使用したひとり暮らし高齢者の見守りシステムの構築に向け、坂城町をモデル地域とした実証実験に着手するようであります。これも県議会の文教企業常任委員会では、その普及促進に当たり経費負担等の課題の研究を進めるべきだと、そういう要望あるいは今後の展開を期待をしますよという、そういう意見がその中で出されたようであります。私はですね、この実証実験にひとり暮らし高齢者の見守りシステムという形の中で、認知症高齢者に対するこういう項目も入るよとか、こういうものが必要だよと、その中に入れる項目を加えていただいて、そしてせっかくの水道メーターを活用した、これは長野県の初めての実証実験ということで、県営水道も限られてはいますけれども、そうした中でせっかくのあれですから、これにあわせて進めていただきたいと、こういうことでございますが、ご所見を伺いたいと思っております。以上であります。

福祉健康課長（大井君） ご質問に順次ご答弁させていただきます。初めにSOSネットワークの広域的な対応についてでございますけれども、ご質問のとおり町内で行方不明になると限りませんので、そういった場合について、まず町内のSOSネットワークを構築する中で近隣、

上田市、千曲市の同一のネットワーク等々の連携は検討してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、千曲坂城消防本部で平成26年10月1日から運用が開始されました統合型位置情報システムについてでございますけれども、こちらについては携帯電話や固定電話から消防署へ119番通報した場合、通報者の所在地が特定できるシステムとなっております。議員さんのほうからお話ございましたけれども、このシステムにつきましては発信をした場合、位置が特定できるということでございますので、そういった活用の仕方についても今後広報等検討してまいりたいと思います。

次に、市民後見人の育成についてでございます。市民後見人の育成につきましては、町で今年度より社会福祉協議会に委託をいたしました成年後見支援センターを中心に、まずは成年後見支援制度を広く住民の皆さんにお知らせをするための講演会や学習会などを開催し、市民後見人につきましても、その中で理解を深めていただき、あわせて市民後見人の養成についても今後検討してまいりたいというふうに考えております。

最後に、水道メーターを活用した見守りシステムについてでございますが、こちらの水道メーターを活用した高齢者の見守りシステムにつきましては、異常を発見する仕組みといたしまして水道、水が出続けている、または一定の期間使われていないといった水道の利用状況によって見守りを行うもので、平成29年度から実証実験に向けて関係団体と協議を現在行っているところでございます。この実証実験の中で認知症の方も含めて、どのような方にこのシステムが向くのか検討してまいりたいというふうに考えております。

2番（塩野入君） 高齢化は待ったなしで進んでいます。高齢者増に伴って認知症患者も必然的に増えていきます。脳の解析技術も進歩し、治療法の開発や完治を目指す医薬品の開発が進んではいますが、現時点で認知症を治すことができる特効薬はありません。認知症対応のかなめは、早期発見・診断に力を入れ、進行をおくらせる取り組みです。町や社協の公的機関と医療関係、福祉団体、民間事業者など関係する皆さんが連携し、高齢者の認知症支援に向けてさらに力を発揮していかれることを望み、次の質問に移ります。

2. ふるさと納税について

ふるさと納税は平成20年から実施され、生まれ故郷や応援したい自治体に寄附をすると所得税、住民税が軽減される仕組みで、都市部への税収集中を是正するのも狙いです。しかし、返礼品の充実を競い合う状況の激化や金券、家電などの特典がインターネットオークションで転売されるなど、換金目当ての誘発の指摘、さらには寄附を受けた額よりも他の自治体に寄附した際の税控除が多く、いわゆる赤字となる現象が出現するなどの問題も出てきました。そこで少しほころびも生じ始めたかに見えるふるさと納税についての町のお考えをこれから順次質問をいたします。

イ. 取り組みの現状

総務省がふるさと納税を使った平成27年度の寄附総額が前年度の約4.3倍、1,652億9千万円余になったと発表しました。大幅な増額の主な原因は27年度より減税額の上限が約2倍になったことと、ワンストップ特例制度が始まったことと報道されています。しかし、坂城町では5件37万円ほどにとどまり、前年度の62万円余に比べ約0.6倍のマイナス実績であります。そこで、マイナス実績の原因はどこにあって、それをどのように受けとめているかを初めにお聞きをいたします。

27年度寄附金を受けた収入を住民税の控除などの支出が上回る赤字の状況が県内11市町村あり、本町は多い順から5番目の439万8千円となっておりますが、その赤字の詳細をお聞きをいたします。

次に、今年度28年度の寄附件数、それに寄附金額は今現在どのような状況でしょうか。寄附者を東京などの都市部とそうでない地域との比較では、その状況はどんなでしょうか。

寄附金のメニューは、一つとして未来を担う元気な子どもたち、二つとして歴史・文化を次世代に引き継ぐ、三つとして花と緑ばらっぴいに加え、特に用途は限定しない四つ目としてまちづくりを応援のこの4項目であります。それぞれの件数や金額はどのようになっているのでしょうか。

そして、今年度の当初予算資料には業務委託により全国からの寄附を受けやすい体制を整えというふうにありますけれども、寄附の仕組みはどのようになっているのでしょうか。

町では背に腹はかえられない、他市町村よりおくれたが、寄附金増額を期待したいと6月から返礼品の設定をしました。当初予算には寄附金収入を600万円、支出ではふるさと納税事業317万2千円が新規に設けられました。当初予算により、この6月までの間にどんな段取りで、どのような作業がなされたのでしょうか。

町内産のブドウなど人気商品の品切れ中が多く見られます。その対策は図られているのでしょうか。また、いつまでも品切れ商品を載せたままにしておく状況はいかかなものかと思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。そして、これまでの取り組みの中でよかった点、あるいは問題点、課題等浮かび上がってきたものはありますでしょうか、お尋ねします。

ロ. 今後の取り組み

今議会に提出された一般会計補正予算（第6号）には、支出のふるさと納税事業に1,020万円が盛り込まれました。増額補正を含む中で今年度後半に向けてどのように取り組みを推進していくのかお聞きをいたします。あわせて来年度以降の取り組みをどのように進めていくのかもお聞きをいたします。

次に、返礼品は品切れ中が多いと寄附者の寄附する意欲が薄まってしまうおそれも考えられますので、人気商品は返礼品協力者を増やす必要があると思います。また、返礼品は農畜産物

を中心の1次産業の品物が多いが、工業の町さかきの製造業製品は見当たらないのでしょうか。製造業の若手研究グループなどにより、テクノセンター施設を使つての返礼品の開発を進めることも一案であります。町には坂城町ふるさと納税寄附金返礼品協力事業者募集要項がありますので、この内容を広く周知して、積極的に働きかけていくことが協力者の増加、そして充実につながると思いますが、お考えをお聞きいたします。

寄附の流れは、返礼品取り扱い業務全般を業者委託され、指定業者に丸投げの形に見えます。具体的にどのような流れになっているのでしょうか。委託での問題点、改善点などはありましたでしょうか。これから先も業者委託を続けていくのでしょうか。

次に、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について伺います。企業版ふるさと納税は読んで字のごとく地方創生と深いつながりを持っております。今年度28年度税制改正において創設され、立ち上がって日も浅いが、取り組みの状況はどんなでしょうか。手続の流れも複雑なようではありますが、どんなフローで問題点や課題もありましたらお聞かせください。また、企業版ふるさと納税のこれからの取り組み方についてお考えをお尋ねいたします。

町長（山村君） 塩野入議員さんからふるさと納税についてご質問をいただきました。私からはですね、平成28年度の寄附の状況及び今後の取り組みについてお答え申し上げまして、その他詳細につきましては担当課長から申し上げます。

まず、ふるさと納税制度は生まれ育つたふるさとに貢献できる制度、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として創設され、自分の生まれ故郷に限らず、どの自治体にもふるさと納税を行うことができる仕組みとなっております。当町におきましても生まれ育つた坂城町を離れ全国各地で活躍されている皆さん、また坂城町を第2のふるさととして思いを抱いている皆様に、ふるさと坂城のまちづくりを応援していただくため、平成20年度から信州さかきふるさと寄附金制度を設け取り組んでまいりました。

取り組みの状況でありますけれども、頑張っている自治体を応援するという趣旨で始まつたふるさと納税制度であり、昨年度まではご寄附をいただいた方へのいわゆる返礼品とした特典は設けずに行つてまいりましたが、別の視点では町や産業の絶好の宣伝ツールにもなるということから、この制度の取り組みや運用方法について検討してまいりました。魅力ある坂城町のPRと地域振興の観点から、まずは坂城のブドウ、リンゴ、そしてねずみ大根の加工品、巨峰ワインといった特産品等を返礼品として提供していくことといたし、当初予算にて必要な経費を計上したところでございます。

4月から特産品等を提供していただける協力業者の方々を募り、説明会を開くなどの準備を進め、6月から運用を開始いたしました。開始後現在までの状況につきましては、6月20日からおよそ2カ月半を経過した8月末の時点ではありますが、寄附者数592名、寄附件数602件、寄附金額901万円といった状況になっております。当初想定していた寄附金額を

超える申し出をいただいている状況から、今議会に補正予算を計上させていただいたところがございます。

次に、今後の取り組みといたしまして、今年度後半及び来年度以降の取り組みについてでございますが、多くの寄附をいただいている現状を踏まえますと、ふるさと納税専門サイトなどへ当町の情報が掲載されることは、町や町の特産品をPRするための強い発信につながっていくと思われまふ。また、坂城町の特産品の持つ潜在力は非常に大きく、寄附者への返礼品を設定することで坂城町の魅力が伝わることと、また一度きりではない、リピーターになっていただけでも思っております。

こうしたことと、寄附をしていただく方の利便性を考えますと、今後につきましても本年度始めました運営体制ですね、を継続して行っていく予定であります。この事業を進める上で多くの方が今後さらに当町を応援していただくためには、町のPRや地域産業の活性化につながる多彩な返礼品の確保が必要であり、町内の多くの事業者の皆さんにご協力いただくことが重要であると考えますので、引き続きふるさと納税の取り組みやメリットについて事業者の皆さんにご説明し、ご理解いただけるよう努めてまいります。

企画政策課長（柳澤君） ふるさと納税について順次答弁申し上げます。イ．取り組みの現状でございます。

最初に、平成27年度の寄附実績が前年度に比べて減少したことでございますが、町外から坂城町へお力添えをいただきました状況は、平成26年度5件62万円、平成27年度5件37万円となっております。前年に比べて寄附額が少なかった点につきましては、これまで当町へのふるさと納税は、毎年度お力添えをいただいている方と単年度で寄附をいただいている方がおり、27年度はこうした単年度に寄附をいただいた額が少なかったものが要因と考えております。より多くの方に、そして毎年度当町へのふるさと納税にご協力をいただくことが必要と受けとめているところでございます。

次に、寄附金額よりも控除額が上回る点でございます。平成27年度坂城町へご寄附いただきました寄附金収入額は37万円でした。一方、坂城町に住んでいる方が町外の他の市町村にご寄附された場合、ふるさと納税制度によりその方の町民税が控除をうけることとなり、その額は476万8千円で、差し引きではマイナス439万8千円となっております。平成27年度につきましては、当町においては寄附をいただいた金額より、控除した額のほうが多いといった状況となったところでございます。

続きまして、今年度の状況について申し上げます。8月末の時点で寄附者数592名となっており、寄附者の地域別の状況につきましては、東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県首都圏や愛知県中部圏、また大阪府・兵庫県の関西圏からの寄附が全体の7割以上、その他の地域が3割程度となっております。

次に、寄附者が指定する寄附金の四つの使い方の選択の状況についてでございますが、「ふるさとさかきの未来を担う元気な子どもたちを応援します」へ269件393万円。「歴史・文化を次世代に引き継ぐふるさとさかきを応援します」へ52件76万円。「花と緑ばらっぱいのふるさとさかきを応援します」へ62件81万円。「ふるさとさかきのまちづくりを応援します」へ219件351万円となっております。

次に、6月からの業務委託による寄附の仕組みでございますが、町への直接の申し込みに加え、ふるさと納税専門サイトから寄附の申し込みを可能としました。当町の特産品を専門サイトで見ながら、同時に直接ふるさと納税のお申し込みが可能となり、従来の銀行振り込みや納付書払いに加え、クレジットカードによる決済が行える仕組みとして寄附手続をできるだけ少なくしているところでございます。

続きまして、返礼品の設定に至るまでの準備について申し上げます。4月から町内の返礼品をご提供いただく協力事業者向け説明会を開催するなど、返礼品の募集を続け、6月の返礼品の設定開始当初には8事業者にご協力いただき、29品目の返礼品をそろえることができました。そのほか業務委託の手続やサイトへの掲載、寄附受け付けテストを行うなどして運用の準備を進めてきたところでございます。

次に、サイト内でのブドウなどの返礼品の品切れ表示についてでございますが、数量を限定してご提供いただいた返礼品のうち希望の多い品物については品切れ後、数量の追加ができないか調整をしているところでございます。今後追加が確保できなかったものや申し込み期間、配送期間が経過した返礼品については順次事業者の方と調整の上、掲載しない等の対策をとる予定となっております。

続いて、これまで実施した中でよかった点、あるいは課題等についてでございますが、農家の皆様が思いを込めてつくられたブドウなどの特産品に対し、全国から多くのお申し込みをいただいたことは、ふるさと納税を通じて町や町の特産品について一定のPRができたものと考えております。一方、課題といたしましては、希望の多い返礼品について事業者や数量の確保が間に合わず、サイトへの掲載からわずかな時間で品切れ表示となるケースが多くなっておりますので、引き続き返礼品をご提供いただける事業者の確保に努めてまいりたいと存じます。

続いて、ロ. 今後の取り組みについてでございます。返礼品として工業の町坂城の工業製品を設定することについてでございますけれども、当初6月の返礼品の設定に向けて短期間で準備できるものを優先した結果、現在のところ工業製品が設定できていない状況でございます。町といたしましても、工業製品は町をPRするには格好の返礼品になると考えており、今後町内事業者の皆様を初め、異業種交流や技術交流をされているグループなどもございますので、商工会、テクノセンター等を通じ検討を進めてまいりたいと考えております。

坂城町ふるさと納税寄附金返礼品協力事業者募集要項の周知についてでございますが、4月

の協力事業者説明会や町ホームページ、広報などで協力事業者の募集について周知を図ってきたところですが、さらなる事業者の確保に向けて個々に説明をする機会を設けるなど、引き続き周知に努めてまいりたいと存じます。

次に、寄附に係る一連の流れについてでございますが、まず寄附者が専門サイト等を通じて町へ寄附をお申し込みいただく際に、あわせて寄附金額に応じた返礼品をお選びいただきます。その後、町において寄附金の納付を確認しまして、受託業者を通じて寄附金受領証明書等を寄附者に対して送付するとともに、受託業者から町内の返礼品協力事業者に対し返礼品の出荷依頼がなされます。依頼後、協力事業者から返礼品を出荷していただき、町より返礼品の代金を受託業者を通じてお支払いをいたします。あわせて必要に応じて確定申告が不要となるワンストップ特例の手続を進めていただくという流れとなっております。

委託の問題点、改善点につきましては、運用を開始してから2カ月余りですので、まだ具体的にはなっておりませんが、適宜受託業者と必要な改善を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。また、業務委託を続けていくのかということでございますが、寄附件数の増加に加え、返礼品の配送管理等の新たな事務が発生するとともに事務量が増大し、寄附金の収納処理や返礼品の出荷管理等、人的体制の整備や専門的なノウハウが必要と考えられますので、今後につきましても業務委託を予定しているところでございます。

次に地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税の取り組み状況についてでございます。今年4月に成立・施行されました改正地域再生法に基づいて創設された制度で、国が認定する地方自治体の事業に寄附を行った企業に対し、従来の約2倍の税額控除の措置がなされるものでございます。企業版ふるさと納税の具体的な手続についてですが、まず自治体において地方創生に係る事業の企画立案をして、本社がその市町村外に所在する企業に相談を行い、寄附の見込みを立てます。次に自治体は見込みの立った事業を地域再生計画に盛り込み、国に申請します。次の段階で自治体は国の認定を受けた事業を実施し事業費を確定させた後、企業は事業費の範囲内で寄附を行います。企業は寄附をしたことにより税制上の優遇措置を受けるといった流れが手続の概略でございます。

課題といたしましては、国に事業を申請するに当たり、企業からの寄附の見込みが必要であること、また実際に企業が寄附を行う時期が、自治体の事業が完了した後である必要があり、事業の完了の時期と企業の決算のタイミングが合わないと事業の計画立案もなかなか難しいということがございます。このような点から、今年度町ではこの企業版ふるさと納税制度を利用した事業展開には至っていないところですが、全国の事例等を踏まえ、ご支援いただける企業とご相談しながら事業の検討を進めてまいりたいと存じます。

2番（塩野入君） 今、町長からも積極的に少しいろいろなものを拡大しながらこれから進めていくと、こういうお話をいただきました。やっぱりそうだと思います。27年度の当初予算に

は収入の科目出しで千円を計上し、3月31日の最終補正で専決処分により369万円の収入補正がなされています。過去には100万円を超える収入もありました。支出面では28年度、今年度に初めて新事業として計上がされました。今年度から支出面できちんと位置づけた、その経緯をまずお尋ねをいたします。

返礼品協力事業者募集要項には具体的な返礼品の選考は坂城町が決定と、このようにありますが、これはどのように行われているのでしょうか。また、応募に際して注意すべきことはあるのでしょうか、お聞きをいたします。そして、寄附者からの苦情や指摘はありましたでしょうか、その点もお聞きをしたいと思います。

返礼品は、物品のほかサービス面の協力事業者の掘り起こしが大事であります。例えばワイナリーやキノコ栽培を活用した体験型サービスなどのイベントを提供する団体や事業者の立ち上げもできそうな気がします。これらは期限も有効期間1年以上とあり継続性の強いもので、本町を訪れていただく機会を含む性格のものでもあり、移住・定住につながるとは思います。どのようにお考えでしょうか。

そして、現在返礼品は1万円、2万円、3万円、それに10万円以上の4段階であります。例えば5万円以上を加えるなどもう少し細かくすることができないのでしょうか、お聞きをいたします。

寄附者が返礼品を選ぶ際には、ふるさと納税総合サイト「ふるさとチョイス」の影響が強いと思われる。そこには返礼品を出している市町村もしっかり載っていますので、インパクトはかなりあります。こうしたふるさと納税関連サイトに、坂城町の名前がたくさん載るような努力もしてほしいと思います。そして最後に、ふるさと納税を総合的、全般的な見地からどのように取り組んでいこうとしているのか少しお話もありましたけれども、まとめて町の考えをお聞きをいたします。

企画政策課長（柳澤君） 再質問についてお答え申し上げます。まず、今年度からふるさと納税事業として歳出予算を計上している経緯という部分でございます。昨年度までは寄附をいただいた方に、いわゆる返礼品といった特典は特にございませんでしたけれども、最近では特典を用意している自治体も多く、またメディアに取り上げられることも増えてきているところであります。こういったことで当町におきましても地元特産品等のPRや地域経済の活性化につながる絶好の宣伝機会になると考えたところでございます。こういったことで特産品を返礼品として送ることとした事業化の予算を計上したところでございます。

次に、具体的な返礼品の選考についてでございますけれども、町では返礼品協力事業者募集要項に基づきまして、町の魅力を発信し地域産業の振興につながる要素を持つ商品であること、また町内で生産、製造あるいは加工されているもの、町内の原材料を使用し、または町内に特に縁の深いもののいずれかに該当するものなどが条件を満たしているかという部分を審査して決

定をしております。

そのほか応募に際し注意すべきこととしましては、今述べましたほかに品質あるいは数量の安定した供給が見込めること、また飲食物の場合は寄附者に返礼品が到着後5日以上の賞味期限が設けられていることなどがございます。

寄附者からの苦情・指摘についてでございますけれども、ふるさと納税のサイトに返礼品を掲載いたしておりますけれども、ブドウ等の希望の多い返礼品につきまして早い段階で品切れになることから、追加のご要望などは幾つかいただいたところでございます。

次に、体験型サービスなどのイベントについてでございますが、返礼品につきましては特産品を送ることだけではなく、町にお越しいただきまして町の魅力を知ってもらうことによってファンになっていただくことも考えられると思います。こういったことでイベントのほか千曲川の原風景を感じていただく体験ですとか里山の魅力、あるいは果実の収穫体験のようなものにつきまして今後研究をいたしまして、町に足を運んでいただく方策も講ずる必要があろうかと考えておりますし、そういったことを契機に移住・定住につながればと考えているところでございます。

続いて、返礼品の寄附金額の設定についてでございますが、現在ご指摘のように4段階となっておりますが、例えば5万円の寄附金額に見合う返礼品を設定できれば、随時追加という部分を検討してまいりたいと思います。

それから最後に、ふるさと納税の総合的、全般的な見地からの今後の取り組みというところでございます。返礼品の設定開始後2カ月余りでございますけれども、大きな納税をいただいております。こういったことで町の特産品の持つ潜在能力は大変大きいと感じております。町の魅力は必ず伝わっていると思いますし、また一度きりではないリピーターになっていただけると思います。こういったことにつきましては、魅力ある多彩な返礼品を備えるような事業者の協力が必要ということで、さらに確保に努めてまいりたいと思います。いずれにいたしましても、ふるさと納税制度が当町のPR、また地域の振興につながるよう運用に努めてまいりたいと思います。

2番（塩野入君） ふるさと納税は、都市部に集中する税の是正やふるさとの地域活性化が本来の目的です。それが高級な農林海産物やパソコン、商品券など高価な返礼品のある自治体が寄附額で上位に名を連ねたり、専用サイトで返礼品を見比べ、お得感のある自治体に寄附をする風潮が広がったり、中には現金化を目的にネットオークションに返礼品が出品されるなど想定外の事態に発展しています。また、高所得者ほど節税の恩恵を受けられることから、金持ち優遇との批判も高まっています。

ふるさと納税制度が、地方創生につながるとして政府が推し進めてきた中で、出身地などに限る寄附が応援したい自治体に広がってしまい、ふるさとの意味が消えかかってもいます。総務

省は、ふるさと納税の趣旨に反する返礼品の自粛を求めましたが、このような事態を招いたのは政府であります。ふるさと納税のほころびが地方創生のほころびにつながらないようお願いながら、これにて私の一般質問を終わります。

議長（塚田君） 以上で通告のありました11名の一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時43分～再開 午後 1時30分）

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、日程に掲げた議案につきましては、去る9月1日の会議において提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第34号 平成27年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」

議長（塚田君） 決算案の提案理由及び詳細説明は済んでおりますので、直ちに総括質疑を行います。

質疑に当たっては、自己の委員会の所管に属する事項については各委員会においてお願いいたします。また質疑に際しては、決算書のページ及び科目を明確に示して質疑されますようお願いいたします。

まず、歳入について総括質疑に入ります。

10番（山崎君） 11ページ、款1町民税、項2法人町民税は昨年度対比23.3%の増となっております。そこで、法人町民税の均等割において5万円から300万円に分類されている1号から9号までの納税者数は何社あるか。また法人税割、今税率は100分の11.9の件数と納税額及び前年度対比はどのようになっているかです。まずは1点。

もう1点はページ21ページ、款14県支出金、項2県補助金、目3農林水産業費県補助金、節2林業補助金について質問いたします。県税として徴収している1人当たり500円の森林税は、坂城町町民はどのくらい納めているのか。また備考の欄のどの項目が森林税の相当分であるか質問いたします。

収納対策推進幹（池上君） まず法人町民税の均等割について申し上げます。税額と件数ということで申し上げたいと思いますが、1号の5万円、件数266事業所。12万円、3事業所。13万円、59事業所。15万円、10事業所。16万円、6事業所。40万円、7事業所。41万円、15事業所。175万円につきましては、当町では対象がございません。300万円について2事業所の計368事業所でございます。金額につきましては現年の調定額でございますが、3,791万200円でございます。

続いて法人税割でございますが、法人税割の納税者数135で金額、調定額でございますが、6億3,706万2,900円。これは調定額ということでございますので、収入額について

は徴収率等がございますので、先ほどお話がありましたように、収入額については前年対比23.3%の増でございます。調定額の増減でいきますと、均等割につきましては前年比マイナス235万800円、法人税割については1億2,980万8,800円の増でございます。

続いて森林税についてですが、県税ですので私どもで申し上げることはないんですけど、個人の均等割の額に500円を掛けて、県で徴収をしているということでございます。町の個人の均等割の件数が7,741ですので、均等割500円ということですので、387万円余の金額になるかと思えます。森林税については、その個人の均等割プラス法人県民税割がございますが、町の法人の均等割の額と違ってございますので、その辺についてはこちらのほうでは回答はできませんので、よろしく願いいたします。以上でございます。

産業振興課長（山崎君） ご質問の県の森林づくり県民税を財源として、町に交付される補助金はどれかというご質問でございますが、21ページ、森林づくり推進支援金事業111万9千円、これが県の県民税を財源として町に交付される補助金でございます。

10番（山崎君） 今回1億7千万ぐらい増えていますが、以前税率100分の14.5という税率がありました。現在は100分の11.9と下がっております。今後もこのような税率となっていくのか。また、消費税が10%に上げられなかったというしわ寄せが来て、また税率が変わってくるんじゃないかと、そう思われるんですけど、その辺はどのようにお考えでしょうか。

また、森林税でありますけれども、今お聞きするところによると387万円プラスアルファ、また法人割でも入っているのではないかという話で、法人のほうはわからないということですが、坂城町に還元されているのは111万9千円と。ほかの部分で、あるいはほかの事業等で森林組合等にいつているかもしれませんけれども、こっだけ納めていて111万9千円かと。坂城町も70%森林に囲まれていると。昨年度も途中で補正予算として111万円が入ってきているという形であります。この分はこれからもそういう部分でもっと補助金を出せという形で持っていつていただきたいと思います。以上です。

収納対策推進幹（池上君） 法人町民税の税率の今後はというご質問をいただきました。お話しただいたように、平成26年10月から税率が法人税割14.5から11.9に引き下げをしたということで、これは消費税の8%引き上げに伴う改正ということでございました。地方税法の状況を見ますと、今後消費税が10%に引き上げにかかわって、法人町民税の引き下げの状況もいろいろ出てきているところでございます。現段階では申し上げられませんが、消費税の引き上げに合わせて、町の法人町民税の税率については地方税法の改正の状況を見ながら検討をしてみたいというふうに思います。

議長（塚田君） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

議長（塚田君） これにて歳入の総括質疑を終結いたします。

次に、歳出について総括質疑に入ります。

2番（塩野入君） まず46ページであります。款2総務費、項3及び目1戸籍住民基本台帳費、節19負担金補助及び交付金のカード関連事務交付金について、これ6月補正の新規事業であり、今年3月議会で私一般質問をしてお答えをいただきましたが、その後の状況についてですね、まず配達できずに町で保管している通知カード数、そのカード数のうち受け取り拒否数ですね、それから二つ目として保管及び拒否された通知カードは今後どのようにするのでしょうかというのが二つ目。

三つ目、個人番号カードを取得した人数と率。その人数と率のうち役場窓口と地方公共団体情報システム機構J-LISですね、それぞれの交付人数と率はどのくらいかをお聞きます。あわせてそのJ-LIS負担金のところに4万5千円ありますが、そのJ-LISの内容ですね、をお聞きます。

続いて52ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、臨時福祉給付金給付事業について。これは26年4月の消費税率の引き上げによる影響を緩和するために、低所得者に対してその制度的な対応を行うまでの間の暫定的、臨時的なこれは措置として支給するわけですが、2,165人、1,299万円が支給されましたけれども、節12の役務費の振込手数料17万円が支出されていますが、その17万円の件数ですね、それをお聞きをしたいと思います。これ12月補正第6号で国庫補助金事業費、国庫補助金の事業費が7万5千円、それから事務費分千円が返還されていますが、その返還された理由、内容ですね、それをお聞きをいたします。

そして次に55ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業についてであります。これも3月補正の第7号で予算化された、これは新規事業でありまして、一億総活躍社会の実現に向けて社会保障・税一体改革の年金生活者支援給付金のこれは前倒しでもあるわけでありまして、実際に給付金対象は何人でしょうか。そして28年度に支給されましたが、受給者数をお聞きいたします。

それから63ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、子育て世帯臨時特例給付金給付事業につきましてですが、これは消費税引き上げ等を踏まえて、子育て世帯に対して支給するものであるわけですが、786人への交付実績ですが、対象者は何人で交付率はどのくらいでしょうか。また、不交付はあったんでしょうか。あればその原因はどんなことでしょうか、お聞きをいたします。以上4点お願いします。

住民環境課長（金子君） 46ページ、款2総務費、項3及び目1戸籍住民基本台帳費、節19負担金補助及び交付金のカード関連事務交付金にかかわる通知カード及び個人番号カードの状況についてお答えいたします。本年8月31日現在で、配達できずに町で保管している通

知カードは21枚で、うち受け取り拒否は3枚となっておりますが、現在も町で保管をしている状況でございます。今後の取り扱いにつきましては、引き続き居住実態の現地調査等を行う中で解消するよう努めてまいりたいと存じます。

続きまして、個人番号カードを取得した人数と割合でございますが、8月末現在、役場窓口にてカードを交付した人数は736人であります。町の人口の4.8%となっております。また、J-LISに個人番号カードの交付申請をされた方は8月末現在950人で、町の人口の6.2%という状況でございます。

また、J-LISへの負担金4万5千円でございますが、これはマイナンバーカードの発行等の業務のほか、マイナンバーカード活用促進のための研修、個人番号制度等の情報提供に伴う部分の負担金でございます。

福祉健康課長（大井君） 幾つかご質問をいただきましたことについて順次お答えいたします。

初めに52ページの臨時福祉給付金事業についてでございますけれども、平成27年度の臨時福祉給付金については、平成27年度分の住民税が課税されていない方で課税者の扶養となっていない方を対象に、昨年1件につき6千円を行いました。ご質問の振込手数料の件数でございますが、振り込みの対象者が複数いる世帯については一括で振り込みをさせていただきましたので、件数といたしましては1,583件という状況でございます。

次に、国に返還した事業費補助金7万5千円と事務費補助金千円につきましては、平成26年度に実施いたしました臨時福祉給付金の事業費等でございますが、当初見込んでいた給付対象者等の予算額と実際に給付いたしました額との差を10分の10の国庫補助ですので、返還をさせていただいたというものでございます。

次に、55ページの年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業でございますが、こちらにつきましては平成27年度臨時福祉給付金対象者のうち、29年3月31日までに65歳になる方を対象に3万円を支給するもので、給付対象者は1,575人でございます。

それから、63ページの子育て世帯臨時特例給付金給付事業につきましてはありますが、対象者1名当たり3千円を給付いたしました。対象者は1,802名であり、1,786名の方に交付いたしましたので、交付の率といたしましては99%となります。未申請者対策として再通知をしたほか、広報とか有線等でも申請の案内をいたしましたが、最終的には16名の方から申請はございませんで、理由といたしましては給付金の受給を辞退された方というものでございます。

2番（塩野入君） 今聞いているのは全部10分の10の補助金の関係ですが、10分の10の補助事業で、これ最終の8号補正で371万3千円が減額されてはいますが、これを減額しているのはカード発行数の影響による減額でよいのかどうか、その辺のちょっと確認をしたいと思っております。

それから、27年度は9月補正第3号で人件費、臨時職員40万2千円が追加されています。今年度28年度は全体補助金が143万2千円ですが、人件費分はどんなふうになっていますでしょうか。そしてまた新規の大きなこれは事業だと思うんですが、ここにあります27年度決算資料、成果実績報告、これには一切この件が載っていないんですが、これは何か理由があるんでしょうか。載せたほうが良いような新規事業だと思うんですが、その辺のところの答えをいただきたいと思います。

臨時福祉給付金につきまして、これも10分の10であります。時間外勤務手当のほかに臨時職員の賃金も使われていますので、集中的な事務作業が行われたのではないかと考えられますが、職員の時間外勤務や臨時職員はどんな作業を行ったのか。

それからまた支給までの一連の作業の概略、これ概略でいいですが、時系列でどうなったのか、どういうふうに進んでいるのかお聞きをいたします。

それから年金生活者10分の10の事業であります。これ時間外勤務手当が計上されて、これ短時間で対象者の抽出作業が図られたと思いますが、その内容とこういう迫られた中でやった感想ですかね、その感想をお聞きをいたしたいと思います。この事業は参議院議員選挙には給付を完了しなければならない意図が実は透けて私には見えるわけであり。国からはその支給期限の指示があったのかどうか。それから28年度に支給されましたけれども、手続等に要した期間はどのくらいあったのか。また、この支給はいつまでに完成したのかをお聞きをいたします。

それから子育て世帯臨時給付金であります。これも10分の10ですが、ここでも時間外勤務手当のほかに臨時職員の賃金も使われていますから、やはり急な事務で期間も限られた、大変忙しい対応に迫られたのではないかと推測がされるわけであり。支給までの一連の交付作業の概要、これも時系列でお聞きをしたいと思います。

そしてまた国庫補助金ですね、事業費・事務費を合わせて650万円に対しまして、一般財源は41万円余りを投入しているんですが、ちょっと650万円にしては一般財源投入が多過ぎるような気がいたしますけれども、もう少し抑えることはできなかったのかどうか、その辺もお聞きをいたします。以上です。

住民環境課長（金子君） 再質問にお答えいたします。まず、8号補正で371万3千円を減額しているが、カードの発行枚数の影響による減額でよいのかというご質問でございますが、平成27年度の国の予算では個人番号カード発行枚数を2,500万枚と想定しておりましたが、本年4月10日時点での交付枚数は約264万枚で、想定発行枚数より大幅に下回ったことから、国は交付実績に基づいた補助金の減額を行いました。ご質問のとおり、これに伴う減額でございます。

次に、平成28年度の補助金143万2千円でございますが、人件費分はどうなっているか

というご質問でございますが、平成28年度の補助金に関しましてはJ-LISへの通知カード、個人番号カード関連等の事務の委任にかかわる交付金のみで人件費は含まれてございません。

最後の主要事業施策の成果及び実績報告書にはこれが一切載っていないが、何か理由があるかとのご質問でございますが、マイナンバー制度につきましては平成27年度の半ばである10月に施行されたこと、また通常業務の戸籍住民基本台帳事務等の割合を考慮する中で、平成27年度については主要な部分を記載したところでございますが、マイナンバー関連につきましては今後記載をしてみたいと考えております。

福祉健康課長（大井君） 順次お答えをさせていただきたいと思っております。初めに55ページの臨時福祉給付金の再質問でございますけれども、臨時福祉給付金での職員の時間外勤務や臨時職員の作業につきましては、主に対象となると思われる方への申請書の作成及び発送、それから提出された申請書類、申請書や本人の確認が必要になりますので確認の書類、それからその方の振込口座の指定をする必要がありますけれども、その添付書類の確認作業などを行ったものでございます。

それから、三つの給付金事業で流れということでご質問をいただきましたけれども、全体の流れについては、この臨時福祉給付金で申し上げたいと思っております。まず事務の流れについてですが、臨時給付金システムにより対象となると思われる方を抽出をいたし、申請書を印刷して対象者に送付をいたします。当然のことながら対象者は届いた申請書に必要な事項を記載していただいて、添付書類を沿えて返信用封筒を使って町に返信をするということになります。町では提出された書類や添付された資料の確認を行い、給付金の支給決定通知書の作成、それから発送、それと振込口座の振り込みの手続を行うといった流れとなっております。

続きまして、52ページの生活年金者等支援臨時福祉給付金でございます。年金生活者等支援臨時福祉給付の作業内容といたしましては、臨時福祉給付金の支給データを活用いたしました。65歳以上の方を抽出し、申請書の作成から支払いまでの流れについては、先ほど申し上げました臨時福祉給付金とほぼ同様の流れとなりますが、作業の感想とございますか、というようなお話もございましたけれども、作業が年度末から年度初めの期間と重なり、他の事業とも重複する中での事業でありました。日程的にも非常に厳しいものがあつたかなというふうに感じております。

それから、国からの支給期限の指示についてでございますが、平成28年度の個人消費の下支えという観点から、28年度6月までには支給を開始するようという要請がございました。町では5月中旬に該当と思われる方に申請書を発送いたしました。申請手続に要した時間は、申請から支給までおよそ2カ月ほどがかかります。例えば6月中に支給申請があつた申請につきましては、7月末にお支払いをするという事務の流れになります。現在最終の8月

分の申請の書類の確認作業及び支払い手続を進めており、今月末でおおむね完了する予定でございます。

最後に、63ページの子育て世帯臨時特例給付金支給事業でございます。子育て世帯臨時特例給付金の支給の流れにつきましても臨時給付金とおおむね同様であります。児童手当のデータを活用して中学生以下の児童がいる世帯を抽出し、支給対象者を確定いたしました。その後、申請書類から給付金支給まで臨時給付金と流れは同様でございます。

次に、この事業の一般財源の充当の件でございますけれども、平成26年度に行ったこの事業においては、事務費について100%の補助の対象となりました。27年度についても当初26年度と同様に、事務費も100%の交付対象になると見込んで予算編成をいたしたところでございます。その後、国が事務費の交付基準額を定めました。事務費の交付額が当初見込額よりも少なくなり、一般財源約41万円を充当したという経過でございます。

7番（西沢さん） 74ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費の中の予防費一般経費19の負担金補助及び交付金ですが、この中の信州医療センター医師確保事業補助金とありますが、この内容と実績について。

それから次の75ページ、同じく予防費の中の予防接種事業、13委託料の麻疹等予防接種についてですが、この実績報告書の53ページでございますけれども、予防接種の接種率につきまして、これ100%にはなっておらず、70%台というものが二つあるんですが、この理由について、また受けられなかった人へはどのように対応しているか、以上でございます。

福祉健康課長（大井君） 74ページの信州医療センターの医師確保事業でありますけれども、こちらについては平成25年から30年までを事業計画といたしまして、補助をいたしております。30年度にもう一度見直しを行う中で事業の継続性を検討していくというような形でございます。

実績といたしましては、平成27年度においては3名の医師を確保してございます。25年度から合わせて14名の医師を確保したということで、現在全体で信州医療センターでは61名の医師、自前の医師と確保した医師でおいでになるということでございます。

それから予防接種についてのご質問でございますけれども、まず予防接種であります、まず接種を受けた方については、予診といたしまして問診票のようなものを接種をしていただく前に医療機関に提出をするような形なんですけれども、その予診票と受診結果について保健センターのほうにも報告がなされます。そちらについてはハイツという健康管理システムがございまして、そちらのほうに登録をして、さらに乳幼児台帳にも記載をしていってチェックをしているというものでございます。

100%にならない部分というところなんです、こちらのほうからも受診勧奨は申し上げておるんですけれども、なかなか受診ができない方がおいでになるということでございます。

ただ、定められた年齢の時期にそれぞれの予防接種はあるわけなんですけれども、その間、乳幼児健診もごさいます。母子手帳のほうにも医療機関で受診の結果は記されますので、そういった手帳を確認する中で、乳幼児健診の際にはこちらがまだ済んでいないので受診をするようにというような勧奨はさせていただいております。

7番（西沢さん） 今の信州医療センターの医師確保事業の件についてですが、30年度になってもう一度見直しをする中でということですが、今、自前で61名いると。そうしますと目標何名とかって、そういう目標はあるのでしょうか。それとも確保事業を進めていく中で何人確保できるかわからないけど、30年まで続けていくという考え方なのでしょうか。

それと次の予防接種事業につきましては、これは70%台っていうのには何か理由があると思うんですね。この中で見ますと不活化ポリオと日本脳炎ですね。これは何か理由があったのかなということと、それからもう一つ、今のご答弁の中で病院や医療機関で受けた人については、その記録を母子手帳などをもとにして保健センターのほうで管理をしているということで、そういうふうに取り扱ってよろしいのでしょうか。

福祉健康課長（大井君） 初めに医療センターでございまして、具体的に医師の数が何名ということはこちらのほうでも伺っておりませんが、現在診療科目の中で放射線科ですとか医師がいない診療科目というものもございまして、最低そういったところには1名は確保していきたいというお話を伺っております。

それから100%にならない理由でありますけれども、こちらのほうからも勧奨して受診をしてくださいということでお話といたしますが勧奨しておるところで、それでもさらになお受診をされない方というところでは、その理由についてちょっと不明でございます。申しわけありません。

それから、その予防接種の管理という部分でありますけれども、こちらのほうでシステムと台帳で記載をしておいて乳幼児健診ですとか、そういったときには母子手帳の部分と、それからこちらで書いてある台帳を両方見ながら、勧奨をして受診を進めているという形では管理をしているということになるかと思っております。

9番（塩入君） 3点質問したいと思います。第1点は53ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、節19負担金補助ですが、更埴地域シルバー人材センターの負担金が280万計上されております。実績表の35ページには坂城地区の会員が165人となっております。この数について増えてきているのか減ってきているのかどうか、最近の状況です。

それと2点目は、シルバー人材センターの活動内容はどんなものがあるのか。また、これから総合事業にも関連してくるかどうかわかりませんが、そういう内容も含まれるのか。これが第1点です。

次に第2点は、ページ108ページ、款9消防費、項1消防費、目2非常備消防費、備考

01の消防団員報酬が736万6,400円計上されています。具体的には何人分なのか。それから消防団員の数は今増えてきているのか、前年度と比べてどうなのか。それから団員が増えないで困っているという状況も聞きます。そういうことで対策は考えていらっしゃるのか。

次に第3点目。ページ112ページ、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、備考教育振興事業の中の113ページの上から2行目にありますけれども、特色ある学校づくり交付金ですね、120万計上されています。実績表の85ページには南条・村上小それぞれ20万円、坂小には40万、坂中に40万ということで、計120万ですが計上されています。それぞれの学校でどんな取り組みがされたのか、また成果は上がっているのか、学校側の反応はどうなのか。以上3点質問します。

福祉健康課長（大井君） シルバー人材センターのご質問についてお答えをいたします。初めに、シルバー人材センターの坂城町の会員数が増えているのかということでございますけれども、微増という形で若干増えているというような状況でございます。

また、活動内容につきましては、ご承知のように庭木の剪定ですとか草取りですとか、そういった活動をしていただいたりとか、また片づけ、各ホームヘルプのような片づけをやっていたりとかいうこともございます。介護保険の総合事業の活用についてというようなところもありますけれども、全く関係がないということではないと思いますので、今後シルバーの方にご協力いただくようなあり方についても検討してまいりたいというふうに考えております。

住民環境課長（金子君） 108ページの非常備消防の関係でございますが、まず消防団の報酬でございますが、これは正副団長を含む265名分でございます。現在の消防団員数につきましては、条例でも定められております265名という状況でございます。

それから新入団員の関係でございますけど、それぞれ年によって若干人数は異なりますが、今年につきましては女性団員等3名加入していただいたりする中で、前年よりも多く入団していただいた状況でございます。

今後の確保の部分につきましては、現在も分団の中でも独自で確保していただいたり、また区長さん等にもお願いする中で団員確保に努めているところでございますが、こういった部分をまたさらにお願いをする中で、何とか確保していきたいと考えておるところでございます。

教育文化課長（宮下君） 特色ある学校づくり交付金、その各学校単位の内容でございますが、坂城中学校40万円でございます。坂城中学校におきましては、「地域とともに歩むふるさと教育活動」ということで、地域の人から学ぶ、文化・スポーツ活動、それに対する謝礼、地域との交流、福祉体験等、また地域のこと・ものから学ぶ、ボランティアマナー講座・坂城どんどんへの参加、またまとめとしてその資料作成を行っているところでございます。

南条小学校におきましては、20万でございますけれども、「自己を伸び伸びと表現できる南条小の子どもたち」ということで、音読活動、音楽活動、体づくりを通して表現力を育てる

という目的で進めているところでございます。ご案内のとおり金管バンドの活動費等が主な内容となっております。

また、坂城小学校につきましては「地域の人・こと・ものに学び地域を愛する心を育てる坂城小学校」を目的といたしまして、地域の人・こと・ものに学ぶ環境づくり、またキャリア教育、地域活動の例えば農業体験とかそちらのほうの交流授業も行っているところでございます。また、坂城っこの森の整備、ウサギの飼育等々もその中に含まれているところでございます。

村上小学校につきましては、「キャリア教育の推進」ということで3万円ほど計上してございます。また異文化交流、国際理解の講師、校内の自然環境整備、それらが主な内容となっているところでございます。

いずれにしましても、今現在進めておりますキャリア教育の推進を図る中でも、これらの授業を行う中で、子供たちにも充実した環境、また学校におきましてもそれらの体験授業を通じて地域と交流を図る中で充実を図っておると考えているところでございます。

9番（塩入君） 2点再質問をしますけれども、108ページの消防団の関係です。今消防団員の活動というのは火災だけじゃなくてね、本当に自然災害でいつ何が起きるかわからないという状況の中で活動範囲も非常に広がってくると。また認知症の不明者に対する活動とかね、さまざまな領域で今広がってくるんじゃないかというふうに予想されるわけですが、そういう中で消防団員の果たす役割というのは非常に重要だと。

しかし、今はなかなか入りにくくなってきて入り手がいないという地域の悩みもあるんです。僕も第2分団、金井ですけれども、その団員の人にも聞く中で、なかなか誘っても入ってくれないと。特に親御さんというかね、親の協力もなかなか得られないで困っているという話も聞きました。そういう中で進まないのではないのかなというふうにも思うんですけれども、やはり分団に任せていたではなかなか広がりにくいんじゃないかと。やはり町としても何か手を打つ必要があるんじゃないかと。

その一つとしてはですね、やはり団員になればどういうメリット、むしろ団員の地域で果たしている役割、さまざまな活動があるんですが、その紹介とか、それから団員になったときのメリットとかそういうものをチラシとか広報を含めて何でもいいですけれども、そういうものを通してもっとね、地域の人やこれは若い団員だけじゃなくて、やっぱり家庭の親とかね、そういう人たちにも理解してもらわなければなかなか入ってこれないという今の状況がありますから、そういうことも含めてね、町として何ができるのか、その辺も考えていただきたいと思うんですが、その点について。

それから2点目はですね、今特色ある学校づくりについて答弁があったわけですが、さまざまな活動をしていることはとてもいいことであると思うんですが、子供とか学校の教職員のこの反応とかね、やっている中でどういう、これについて評価しているのか。教員なりにきに評価

して、町へ対しても多分ね、もっとこうしてほしいなということもあるかもしれないんですが、その辺についてはどんなふうに考えているのか。以上2点です。

住民環境課長（金子君） 団員の確保については、それぞれの地区でも大変苦勞しているところは承知しているところでございます。議員さんのおっしゃるとおり、なかなか家族の理解も得られないといった難しい部分もございます。

そういった中で消防団員に入っただけのようなメリットとかそういった部分について、例えば今県の消防団員の応援ショップとかそういった部分のPRをして、団員にとって少しでもメリットになるような部分、そんなことの取り組みもしたりはしているところでございますけれども、今後につきましても、そういった一番は家族、そういった部分のご理解をどういうふうにさせていただくか、またこういった部分についてはまた地域の皆さん、区長さん等にいろいろ相談申し上げる中で、何とか最低でも消防の条例定数については確保していきたいというふう考えているところでございます。

教育文化課長（宮下君） 特色ある学校づくり交付金事業につきましては、各学校で自主的に計画をして取り組んでいる事業でございます。そうした中で先ほども申し上げましたけれども、子供たちが地域を知り、地域の皆さんと交流を図る中で伸び伸びと、生き生きと学校生活を送れる、情操教育の推進にもつながっているものと考えております。教育委員会としても評価はしているところでございます。

8番（吉川さん） ページ37の款2総務費、項1総務管理費、目6企画費でございます。その中の19負担金補助及び交付金で町民優待事業、この湯さん館のがありますが、9月5日に400万人を達成いたしました。今回経営報告を見ますと、入館者が26万8,580人ということで前年を下回りました。この優待事業ですが、毎年行っただけでございますが、これに対して年間で、この利用の状況、大人と子供の状況ですね。全体に対して何%、どのぐらい利用されたか。それと28年度なんです。14周年ということで画期的な内容をつくっていただきました、優待券、これを決めた根拠を教えてくださいたいと思います。

企画調整係長（堀内君） 町民優待事業についてご説明申し上げます。27年度実績につきましては、5,455枚お配りいたしまして、5枚つづりでございましたので2万7,275枚配布をさせていただきました。そのうち1万6,664枚利用がありましたので、利用としますと39.1%の利用ということでございました。27年度までにつきましては、今申し上げましたように優待券につきましては5枚つづり、1世帯5枚つづりということでお渡ししておりましたが、1世帯5人以上いらっしゃるお宅もあるということも考慮いたしまして、28年度からは各世帯にそれぞれ配らせていただく中で、人数をご記入いただいて優待利用をいただくような形をとらせていただいております。

8番（吉川さん） 今の39%ということですが、前年対比はどうだったのでしょうかということ

と、今年度4月から8月まで現行のこの1枚で何名も入館できるというこの券、どのくらい利用があったか、お願いいたします。

企画調整係長（堀内君） 優待券のそれぞれ大人と子供の利用の状況でございます。27年度につきましては、大人2万1,386件、小学生1,553件となっております。前年度につきましては2万2,051件、子供が1,710件となっております。

28年度の状況につきましては、ただいま集計をしている最中でございます、数字把握してございません。

3番（朝倉君） 87ページになりますかね、款6農林水産費、項3有害鳥獣対策事業の関係でございますが、ここに計上されている費用で、全町的には有害鳥獣がまだ農作物被害に甚大な被害を及ぼしているという中で、猟友会の皆さんには大変ご苦勞をいただいておりますけれども、この費用の中で実績ですね、捕獲、射殺した実績と、それから課題は何があるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

産業振興課長（山崎君） 有害鳥獣の駆除の実績ということでございますけれども、27年度駆除数でございますが、ニホンジカが20頭、イノシシが34頭、ハクビシンが8頭、アナグマが2頭、タヌキが4頭、キツネが1頭、カラスが10羽という状況でございます。

課題といたしましては、これにつきましては町の猟友会に委託をお願いをしておりますけれども、なかなか会員の高齢化ということもございまして、なかなか朝早かったり夜遅かったりということで大変な事業でございます。そういう面で猟友会の支援というものをやはり町としてもやっていかないと、町と猟友会で協力してやっていかないといけないのかなというふうには、その辺が課題と考えています。

6番（滝沢君） 2点お願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目1。ごめんなさい、34ページですね。一般管理費、目1のね。職員研修事業ということですが、前年度よりかなり倍ぐらいの決算額になっておまして、項目を見ても結構参加者数ですね、増えているものがあるんですが、情報セキュリティ研修、接遇研修、これは町長の一般質問の答弁でも話された内容ですが、あと人事評価制度研修等ありますが、その内容をお聞きしたいと思います。

もう1点は49ページ、款2総務費、項5統計調査費、目2国勢調査、昨年度5年おきの国勢調査ということで実施されましたけれども、速報値等ですね、データがありましたらお示しいただきたいと思っております。それと大体何名でこの調査に当たったのかというあたりもお願いいたします。

総務係長（関君） ページ34ページの職員研修の関係でございますが、増の主な理由につきましては人事評価研修の関係でございます。これにつきましては今年から始めている人事研修なんです、それを平成26年度から制度の設計の構築、そういったものを支援していただくものとして委託したものでございます。これが大きな主な増の理由となっております。人事評価

研修につきましては、チャレンジ評価といたしまして業績評価、それからステップアップ評価、これは能力評価、こういったものが主な内容となっております。

次に接遇研修の関係ですが、接遇といたしましていろいろ立場がございまして、平成27年度につきましては特に電話での応対、第一声を含めた電話での応対、そういったものを実技トレーニング、そういったものも含めて研修させていただきました。

情報セキュリティ研修につきましては、情報関係それぞれウイルス関係だとかそういったものが非常にここ最近多くなっております。そういったものも含めて防御していく、そういったものも含めた研修ということになっております。以上でございます。

企画調整係長（堀内君） 平成27年国勢調査についてお答えいたします。確定値につきましては来月10月の公表予定となっておりますので、速報値について申し上げます。総数1万4,866人、前回2010年が1万5,730人ですので、864人の減。世帯数につきましては5,479世帯、2010年が5,505世帯ですので、26世帯の減となっております。こちらにつきましては、調査員79名で実施をしている調査でございます。

6番（滝沢君） 今、研修事業ということでご答弁いただいたんですが、これは大体場所はどこあたりで研修というのはなされるんでしょうか。それとですね、この人事評価研修制度なんですが、これは実際にですね、皆さん職員の方の査定とか、そういう給与とか、そこら辺に影響はしてくるということではないんでしょうか。その人事評価というのはどういう形を最終目標として評価をされるのかということ。

それから参加の対象者ですね、職員の方はいろんな世代の方がいらっしゃいますが、それぞれ若い世代なのか、中間の世代なのか、ベテランの世代なのか、そこら辺のところもわかればお知らせいただきたいと思います。

国勢調査に関してですが、これは今地方創生の関係での人口ビジョンの影響があると思うんですが、これをデータをですね、今後町としてはどんなような形で利用されていくのかということをお尋ねいたします。

総務係長（関君） 研修の場所等々ということでございますが、19ページ、施策の成果のほうの19ページのほうにさまざまな研修が書かれております。その中で研修につきましては、例えば町村会で開催したりそういったところに参加する、それから定住自立圏関係ですとか、それぞれのポジションのところで参加させていただく研修、それから役場独自でやっている研修それぞれございます。役場のほうは当然職員対象なんですが、特に人事研修、人事評価研修につきましてはチャレンジシートにつきましては、職員それぞれ一人一人が最初のときに1年間の目標を定めます。1年間でどういった仕事を自分は業務としてやっていくのか、それを自分自身で定めて、それを上司である係長、課長と面談をする中で、職員の事業について1年間やっていくことがこれで課としての全体、係としての全体の評価として係全体で進めていきま

しょうといったものがチャレンジ評価となっております。

それからステップアップ評価というものにつきましては、例えばみずから課せられた職務が自立志向とか、そういう評価がそれぞれ分かれています、状況に応じて変化したものに対して対応ができてきているとか、そういったことについて自分が自分を評価する。それを係長また課長に評価してもらう中で他の目で評価してもらったりだとかして、職務をしていく上で向上をしていく、そういったものが内容となっております。以上です。

企画調整係長（堀内君） 国勢調査の数値をどのように活用していくかでございますけれども、こちら国勢調査につきましては国の統計調査、全ての基本になる調査でございます。こちらにつきましては人口ビジョン、昨年まとめましたが、それをもとに総合戦略、こちらのほうを反映させまして見直しのほうに活用をしていきたいと考えております。また、それ以外にももととなる調査と申し上げましたが、各種政策にも当然反映させていくというような状況になります。

議長（塚田君） ほかにございませんか。

12番（大森君） 1点だけお伺いいたします。ページ58ページ、款3、項1、目5人権同和推進一般経費についてであります、ページ59ページ、このところに部落解放同盟坂城町協議会の補助金が120万、それから人権政策確立支援が30万、これ事業説明のほう、資料説明、実績報告を見ますと運動団体補助金が150万ってまとめられていますので、この二つの項目が解放同盟のところに補助として出ていると思います。それについてわざわざ二つに分けてあるんですが、人権政策確立支援って一体どういう内容のものなのか、これについて説明願いたい。27年度はどういうことを行ったのか。

それから次に、犯罪被害者支援補助金3万円がついておりますが、これはどのような事業をされたのでしょうか、それについて説明を求めます。

企画政策課長（柳澤君） 人権同和推進費に係る部分の支出という部分でございます。人権擁護に関します部分で部落解放同盟の坂城町協議会というような状況でございますけれども、そういった部分に関しましては部落の完全解放の運動に取り組み、差別撤廃の推進に関する団体の事業に要する補助ということで120万円という部分でございます。

それから、人権政策の確立支援という部分でございますけれども、部落解放基本法の制定要求が発端でありますけれども、そういった部分で人権差別がなくなるといような状況の中での活動というようなところでの取り組みを進めているといった趣旨で交付をしているところでございます。それから活動の内容でございますけれども、各種の研修会あるいは会合等への出席といった部分に充てられているのが主な部分でございます。

犯罪被害者の支援センターの部分の負担金でございますけれども、認定のNPO法人長野犯罪被害者支援センターの負担金でございます、犯罪被害といった部分に関する相談の活動あ

るいは裁判ですとか、検察庁といったところの直接的な支援活動を行っている団体というところで、必要なときにご相談をするということで負担金を支出している状況でございます。

12番（大森君） 今説明もいただきましたけれども、人権政策確立支援、これについて人権政策の基本制定の運動について支援するという、その費用だということだというふうに今お聞きしたわけですが、町はこの法律をつくるように目指しているということでもいいのかどうか、これがまず1点。

それから、犯罪被害者のこの支援についてですが、これは一般的な犯罪被害者で特に補償がなくて国からも犯罪被害者を救援するいろんな施策が出てきているんですが、それとのかかわりなのかどうか、あるいは部落解放同盟長野県連との内容であるのかどうか、その辺についてどのような中身でしょうか。もう少し詳しく説明を求めます。

企画政策課長（柳澤君） 人権政策の確立支援補助金という部分でございますけれども、まずは人権が平等な社会をつくるという部分で、さまざまな活動をしていく政策に使うという部分の助成をしているところでございます。

それから、犯罪被害者の支援という部分でございますけれども、内容的な部分に関しましては、相談の内容については長野の犯罪被害者の支援センターのほうでは、殺人であったり暴行であったり傷害であったり、そういったさまざまな部分、また交通事故といったような相談の内容が持ち上がっているところでございます。そういったところの中でまずはどのような対応がよいのかといった電話相談活動を行ったり、面接の相談活動を行うというような状況でございます。それから直接的な支援ということで、例えば裁判所の関連の支援ですとか、検察庁の関連の支援といった部分で活動をされているところでございます。

議長（塚田君） 総括質疑の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時44分～再開 午後 2時54分）

議長（塚田君） 再開いたします。

最初に先ほどの12番、大森議員の質問がありました。その中で答弁漏れがあったということとであります。

企画政策課長（柳澤君） 一つ落としてしましまして申しわけありません。人権政策確立支援補助金ということでございますが、法制定のためのご助成ということではなく、広く差別をなくす人権政策を展開するための助成でございます。

議長（塚田君） ほかにございませつか。

（進行の声あり）

議長（塚田君） これにて歳出の総括質疑を終結いたします。

本案につきましては、歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費を除く

総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、款12公債費、款14予備費の各事項を総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

次に、歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費を除く消防費、款10教育費の各事項を社会文教常任委員会に審査を付託いたします。お諮りいたします。

日程第3「議案第35号」から日程第8「議案第40号」までの6議案、各特別会計決算案につきましては、担当課長からの詳細説明は省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(塚田君) 異議なしと認めます。

よって、担当課長からの詳細説明は省略することに決定いたしました。

◎日程第3「議案第35号 平成27年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長(塚田君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長(塚田君) これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第4「議案第36号 平成27年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長(塚田君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長(塚田君) これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第5「議案第37号 平成27年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（塚田君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（塚田君） これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第6「議案第38号 平成27年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（塚田君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（塚田君） これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第7「議案第39号 平成27年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（塚田君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（塚田君） これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第8「議案第40号 平成27年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（塚田君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（塚田君） これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

議長（塚田君） ただいま各常任委員会に審査を付託いたしました日程第2「議案第34号」か

ら日程第8「議案第40号」までの7件については、次回の会議において審査結果の報告をお願いいたします。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日13日から9月19日までの7日間は委員会審査等のため休会といたしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(塚田君) 異議なしと認めます。よって、明日13日から9月19日までの7日間は委員会審査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は9月20日、午前10時から会議を開き、決算案の委員長報告、討論、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 3時02分)

9月20日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員	14名		
1 番議員	塚 田 正 平 君	8 番議員	吉 川 まゆみ 君
2 〃	塩野入 猛 君	9 〃	塩 入 弘 文 君
3 〃	朝 倉 国 勝 君	10 〃	山 崎 正 志 君
4 〃	小宮山 定 彦 君	11 〃	中 嶋 登 君
5 〃	柳 沢 収 君	12 〃	大 森 茂 彦 君
6 〃	滝 沢 幸 映 君	13 〃	塚 田 忠 君
7 〃	西 沢 悦 子 君	14 〃	入 日 時 子 君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 下 和 久 君
教 育 長	宮 崎 義 也 君
会 計 管 理 者	塚 田 陽 一 君
総 務 課 長	青 木 知 之 君
企 画 政 策 課 長	柳 澤 博 君
住 民 環 境 課 長	金 子 豊 君
福 祉 健 康 課 長	大 井 裕 君
子 育 て 推 進 室 長	小宮山 浩 一 君
産 業 振 興 課 長	山 崎 金 一 君
建 設 課 長	宮 嶋 敬 一 君
教 育 文 化 課 長	宮 下 和 久 君
収 納 対 策 推 進 幹	池 上 浩 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	竹 内 祐 一 君
総 務 課 長 補 佐	関 貞 巳 君
総 務 係 長	伊 達 博 巳 君
総 務 課 長 補 佐	
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	堀 内 弘 達 君
企 画 調 整 係 長	
代 表 監 査 委 員	大 橋 房 夫 君

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	臼 井 洋 一 君
議 会 書 記	小宮山 和 美 君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

- 第 1 請願・陳情について
- 第 2 議案第34号 平成27年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 議案第35号 平成27年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 議案第36号 平成27年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 議案第37号 平成27年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第38号 平成27年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 議案第39号 平成27年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 議案第40号 平成27年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第41号 坂城町生活環境保全条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第42号 平成28年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について
- 第11 議案第43号 平成28年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第1号）について
- 第12 議案第44号 平成28年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第13 議案第45号 平成28年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第14 議案第46号 平成28年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第15 議案第47号 平成28年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第16 議案第48号 平成28年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 追加第 1 議案第49号 坂城町教育委員会委員の任命について
- 追加第 2 議案第50号 坂城町教育委員会委員の任命について
- 追加第 3 議案第51号 前田工業団地用地の取得及び処分について
- 追加第 4 議案第52号 平成28年度坂城町一般会計補正予算（第7号）について
- 追加第 5 発委第 4号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について
- 追加第 6 発委第 5号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見

書について

追加第 7 発委第 6号 奨学金制度の充実等を求める意見書について

追加第 8 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（塚田君） おはようございます。ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「請願・陳情について」

議長（塚田君） 所管の常任委員会に審査を付託いたしました請願及び陳情について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

「請願第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

「請願第4号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

「陳情第2号 奨学金制度の充実等を求める意見書の提出を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

議長（塚田君） 日程第2 「議案第34号」から日程第8「議案第40号」までの平成27年度一般会計及び各特別会計決算認定案については、去る9月12日の会議において各常任委員会に審査を付託した案件であります。

その審査結果について各委員長から報告がなされております。

◎日程第2「議案第34号 平成27年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」

議長（塚田君） 最初に総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（西沢さん） 総務産業常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月12日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第34号

「平成27年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、款12公債費、款14予備費の各事項について、9月13日、14日の2日間にわたり委員全員出席のもと委員会を開き、審査に当たっては町長、副町長の出席を得て、説明員として総務課長、会計管理者、企画政策課長、産業振興課長、建設課長、収納対策推進幹、まち創生推進室長、隣保館長、議会事務局長及び各担当係長の出席を求めて、所管による関係資料を得る中で慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要についてご報告申し上げます。

<歳入>

- 法人倒産による不納欠損の状況は。
- △ 法人の解散や破産手続の廃止、また競売事件となり配当がなかったものを徴収不能と判断し欠損処分した。金額の大きな3社の合計額が1,818万円である。
- 滞納整理機構へ移管したが徴収できず、不納欠損処分とした額の欠損額全体に対する割合は。また、生活保護受給者への対応は。
- △ 滞納整理機構の徴収不能案件を365万円欠損処分した。全体額の約10%である。生活保護受給者については、担当課と連携し3年間の状況を確認する中で執行停止、不納欠損としている。
- 入湯税の納税者数は、前年度との比較は。
- △ 23万5,475名で、前年度より4,469名減少している。
- 地方交付税が減少した要因は。また、収入が減少すれば交付税額が増加する仕組みであり、増収の努力が報われないのではないか。
- △ 基準財政需要額の伸びに対し法人税を中心とした税収の増加による基準財政収入額の伸びが上回ったため、交付額が前年より減少した。なお、基準財政収入額のうち税として算入されるのは標準的な税収の75%で、残り25%は増収努力を確保できるよう考慮されている。
- 商工施設使用料の減額補正の理由は。
- △ エヴァンゲリオン特別展において、入館者数に比べ割り引きのある前売り券の販売や無料となる小学生以下の入館者が多かったためである。
- 県補助金、老人クラブ助成事業の補助基準は。
- △ 老人クラブ連合会の数と各単位クラブの構成人数により補助基準額が定められている。
- 雑入の収入未済額の内容と入居状況は。

△ B. Iプラザの共益費2社分である。27年度当初11室中7室、年度末は6室入居の状況である。

<歳出>

(総務課)

○ 職員厚生事業の職員健康管理補助金の内容は。また、今後の健康管理についての考えは。

△ 職員のインフルエンザ予防接種に対する費用助成のほか、節目検診の補助である。今後については人間ドックや健康スクリーニングに対しての補助、奨励を行うとともに、メンタルヘルス研修や今年度から新たにストレスチェックを実施し、心、体ともに健康管理に取り組んでいる。

○ 顧問弁護士謝礼の内容は。

△ 年額の委託料で、法律相談や契約等に対する助言をお願いしている。

○ 滞納整理機構負担金の算出根拠は。また、27年度移管分の強制徴収と自主納付の割合についてと今後の考え方は。

△ 基本額5万円、実績割は前々年度滞納整理機構が徴収した額の10%、件数割り1件当たり10万4千円で149万3千円を負担したが、精算により4万1千円が返還された。また、徴収金額257万円のうち強制徴収、自主納付はおおよそ半分ずつである。今後も徴収困難な案件については滞納整理機構と連携し取り組んでいきたい。

○ たばこ税対策事業補助金の今後の考え方は。

△ たばこ消費推進として始まった経過があるが、健康への影響が懸念される中、喫煙環境の整備に対して補助をした。補助額は減少してきている。今後は必要に応じ検討していきたい。

○ 県議会議員選挙一般経費の期日前立会人委託料の内容は。

△ 期日前投票立会人をシルバー人材センターに委託したものである。

○ 27年度末起債残高は。また、そのうち利率の高いものについてと今後の見通しは。

△ 起債残高は前年よりおおよそ350万円増の67億4,500万円である。利率が高いものは中学校建設にかかわるもので4.4%と4.3%があるが、29年度、30年度に償還が終了する。最近の借入利率は低利で推移しており、元利償還金は圧縮されていくものと考えている。

(会計室)

○ 指定金融機関検査をしている金融機関は。

△ 指定金融機関の八十二銀行、指定代理金融機関のちくま農協、収納代理金融機関の長野県信用組合、長野銀行、長野信用金庫、三井住友銀行について検査している。

○ 派出業務手数料とは。

△ 役場内の八十二銀行派出所業務への支払いである。

○ 公金収納手数料の推移は。

△ 24年度からコンビニ収納が開始され、コンビニ収納手数料については増加している。八十二銀行での納付に伴う手数料については、コンビニ収納増加により若干減少している。

(企画政策課)

○ 公有資産台帳整理の内容は。

△ 国の要請により、公有財産台帳や各課で管理している施設台帳などのデータをまとめ、今回初めて一括整備したものである。

○ 財産に関する調べの中で、学校に関しての増減の内容は。

△ 中学校北側に整備された駐車場527m²で土地が増加し、南条小学校の建物では増が新校舎で減が旧校舎である。

○ 湯さん館入館者数と町民の利用を増やす取り組みは。また、マナーを守れない入館者への対応は。

△ 入館者数は26万8,580人で、前年度より5,972人減である。町民の利用を増やすために入館料と食事をセットにしたり、ワンコインメニューの工夫、町民発表の場としての展示やチラシについても検討したい。また、ふるさと納税の返礼品として設定できないか検討していきたい。

マナー違反者には、その都度社員より繰り返しお願いをしている。また、対応について経営会議でも検討をしていきたい。

○ スマートコミュニティ構想の状況と最終目標は。

△ 23年度に策定した構想は、町全体でスマートコミュニティを目指すとし、具現化するに当たりテクノさかき工業団地から取り組みを始めた。信州大学と連携し工業団地内でデマンドメーター、スマートメーターを設置し、データを測定・分析した結果などから工業団地全体で一括受電、ピークカット、ピークシフトなど一括制御ができないか、今年度国の補助事業を活用し、民間事業者による事業化可能性調査に取り組んでいる。

○ 太陽光設備設置の際の住民トラブルは。またHEMS（ヘムス）とは。

△ 太陽光設備の設置に対する住民トラブルは聞いていないが、空き地対策等環境保全対策の中で対応していきたい。HEMSはホーム・エネルギー・マネジメント・システムで、どのくらいの電力が発電され、今どの部屋でどれだけ使われているかモニターに表示し見える化するもので、省エネ意識の高揚・節電につながるものである。

○ 地域づくり活動支援事業を実施していない区についての対応は。

△ 区長会の中で事例発表や情報提供の機会を設けているほか、新区長に切りかわって初めて開催される2月の区長会で、長野大学の教授による地域づくり勉強会を開催している。

○ 電算費の中間サーバー利用負担金の内容は。

△ 国で進める社会保障・税番号制度に伴い、他の行政機関との連携のため中間サーバーを設置、

利用するための負担金である。

○ 部落差別が解消されたとして、国・県の補助金がなくなってきた今、今後の部落解放同盟への補助金を廃止する考えは。

△ さまざまな差別の解消を目指して実施している事業への補助であり、一概にここで削減・廃止とは進められないと考えている。

○ さかきワイナリー形成事業の作業員賃金が25、26年度に比べ3分の2ほどに減っている理由は。

△ 27年度も大きく作業が減っているわけではないが、試験圃場については町が行っている5年間の実証試験の中での管理ということから、担い手に賃金を支払って作業をしてもらっているという状況であった。担い手の都合がつかず、足りない部分はシルバー人材センターに委託した。

(産業振興課)

○ 更埴地域勤労者共済会補助金と坂城勤労者総合福祉センター管理委託費のすみ分けと事業内容は。また、共済会の会員の推移は。

△ 更埴地域勤労者共済会補助金は坂城町、千曲市の組織市町で負担しており、死亡弔慰金や出生祝い金などの共済給付事業や、びんぐし湯さん館などの施設利用補助など健康の維持・増進にかかる事業等を行っている。

坂城町勤労者総合福祉センター管理委託費は施設の管理運営費であり、各種講座やトレーニングルーム等の施設にかかわる管理を行っている。会員数は27年度末3,886名、前年より31名増、そのうち坂城町の会員は2,526名で、前年より56名増である。事業所数は417件、うち坂城町は189件で前年度より4件の増である。

○ テクノハート坂城協同組合の会員企業数と運営資金及び活動内容は。

△ 会員企業は80社、町補助金と各企業からの賦課金で運営している。人材確保事業で合同企業説明会の開催や大学内での説明会に参加している。そのほか現在協定を結んでいる大学の学生を対象に、町内企業見学会やインターンシップ等の計画・実施をしている。また、販路開拓として機械技術要素展やそのほかの展示会の出展支援も行っている。

○ 耕作放棄地対策の見通しは。

△ 地区担当の農業委員とも相談し、貸借のあっせんに努めている。

○ 農地中間管理機構について、町の集約状況は。

△ 借り手が12名、貸し手が2名登録されている。貸す農地については農振農用地であり、借り手のめどがある程度ある場合に限られるなど条件が厳しく、登録が増えていない状況である。

○ 中山間地域直接支払事業と多面的機能支払交付金事業の違いは。

△ 中山間地域直接支払事業は、急勾配等の地形条件が厳しいところを面積に応じて支援し、農

業生産活動を行ってもらうもので、個人に半分、地域に半分交付される。多面的機能支払交付金事業は地域の共同活動に係る支援を行うため活動組織に交付し、地域全体をよくしていこうとする事業である。

- 青年就農給付金の状況及び受給者の経営は。
- △ 継続7名、新規1名の計8名に交付した。品種の更新、改植、標高差を利用した品目の構成、複合経営などおおむね経営状況は順調である。
- 農地活性化奨励金とは。
- △ 農業経営体の農地集積による規模拡大、体質強化の支援が目的。27年度は果樹農家1名も対象となった。
- さかき地場産直売所あいさいの経営改善と今後の方向性は。
- △ 賃金や農産物の品ぞろえ、周年供給のための計画生産、計画出荷など組織体制の見直しを含め、組合長を初めとする役員会で協議・検討している。また、今後について道の駅は基準的に難しく、規模を考えると法人化を検討する段階である。売り場や食堂の拡張など発展性を検討したい。
- 農業振興地域で農用地区域からの除外した件数は。
- △ 御所沢で住宅拡張のためと新地で住宅新築のための2件あった。
- 松くい虫による枯損木の処理状況は。
- △ 枯損木は松くい虫がおらず補助対象にならないため、道路の通行などに危険性がある場所は処理している。伐倒薫蒸処理した被害木は一定期間をおかないと町外への持ち出しができない。
- プレミアム商品券の経済効果は。
- △ 商品券の利用総額は1億458万7千円で一般分7,650セットを完売した。業種別では飲食料品店、自動車関連、家電販売が多く、ガソリンスタンド、理美容院、コンビニ等でも利用され活性化につながった。
- 信越観光圏負担金の事業内容と費用対効果及び今後について。
- △ 北信地域の栄村を除く16市町村と21事業所で構成、圏域のホームページやパンフレットの作成、高速乗り放題バスの設定などイベントを実施し、広域で他市町村と連携する中で町の誘客につなげている。発足以来一定の役割を果たしてきたが、北信濃観光連盟と構成市町村が重なるので、28年度をもって信越観光圏は終了し、北信濃観光連盟で活動していく。

(建設課)

- 町単補助事業で申請のない区の状況と全体の申請箇所数は。
- △ 申請のない区が3区、別の事業に移行した区が2区となっている。当初申請数は24区で129カ所である。
- 交通安全施設整備事業のグリーンベルト施工の状況は。

△ 坂小の周囲、南条の旧道、坂城駅前、しなの鉄道の線路沿い、坂高下、産業道路の旧三井造園付近のグリーンベルトを施工した。今後もPTAと協力しながら進めたいと考えている。

○ 除雪作業委託業務の内訳と除雪状況は。

△ 循環路線バス等の主要道路39路線で町内建設業者4社、千曲市の業者1社と契約し、除雪作業及び融雪剤散布の委託をした。12月から3月までの間におおむね21日出動し、積雪の状況にもよるが、夜から降り始めた場合、住民の出勤に支障がないよう、朝6時ごろには除雪が完了するよう作業を開始している。

○ 道路新設改良費の効果促進事業の内訳と申請方法は。

△ テクノさかき駅前の防犯灯17基と区より申請の13基を設置した。区より申請があれば場所や年度の問題はあるが、おおむね設置できる。

○ 谷川を含めた1級河川のしゅんせつについて県への要望は。

△ 毎年、千曲建設事務所との懇談会等で現地確認して要望している。

○ 住宅リフォーム補助の状況と今後は。

△ 25年度から3年間実施し、事業費総額で約1億8千万円の経済効果があった。今後は定住人口を増やす観点から、空き家を利用した住宅リフォームへの補助を推進したい。

○ 公園管理費、施設改修工事請負費の内訳と屋外ステージの今後の計画は。

△ びんぐしの里屋外ステージ改修、管理センター下水道接続工事及びエアコン改修等である。また今後は屋外ステージの床塗装、ステージの屋根、バックヤードトイレ、控室の設置を予定している。

○ 27年度実施の国土調査坂城4区の状況は。

△ 昨年8月に地元説明会を開催し、10月に立会いをした。今年度中に閲覧を行い、国へ認証請求を上げる予定である。現在の進捗率は62.3%である。

○ 水防訓練用材料の内訳と区への対応は。

△ 土のう袋や土のうを水防倉庫や区に配布した。各区で行う防災訓練等の際に土のう袋や砂などを用意するので、土のうづくりの訓練を体験し、区に土のうを備えていただきたいと考えている。

(議会事務局)

○ 議員年金受給者数と今後の見通しは。

△ 退職年金17名、遺族年金9名である。議員年金制度廃止による特例が終了し、28年度から年金給付のみとなるため、給付負担金は徐々に減少していく見込みである。

○ 議場の演壇周辺の段差について改修は。

△ 26年度にも一部改修している。予算措置が必要となるので検討したい。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第34号「平成27年度坂

城町一般会計歳入歳出決算」のうち総務産業常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（塚田君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（進行の声あり）

議長（塚田君） これにて質疑を終結いたします。

次に、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（吉川さん） 社会文教任委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月12日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第34号「平成27年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費を除く消防費、款10教育費の各事項について、9月13日、14日の2日間にわたり委員全員の出席のもと委員会を開き、審査に当たっては町長、副町長及び教育長の出席を得て、説明員として住民環境課長、福祉健康課長、教育文化課長、公民館長、図書館長、食育・学校給食センター所長、文化財センター所長、子育て推進室長、各保育園長、ふれあいセンター所長、子育て支援センター所長及び各担当係長の出席を求めて、所管による関係資料を得る中で慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要についてご報告を申し上げます。

<歳出>

（住民環境課）

- 防犯灯の内訳及びLED化の実績は。また、町内の防犯カメラ設置の状況は。
- △ 平成27年度末現在、町内の防犯灯は1,573灯あり、町管理が688灯、区管理が885灯である。うちLED灯は92灯あり、普及率は5.8%である。防犯カメラの設置箇所はテクノさかき駅、169系を含む坂城駅、鉄の展示館である。
- 平成27年度から東信交通災害共済から東北信交通災害共済になった。増減数、加入率及び大人と子供の割合は。
- △ 前年比259人増加している。加入者は一般6,950人、中学生以下969人の合計7,919人である。加入率は53.1%である。
- 消費生活に関する相談とレンタルオーナー（太陽光発電）に対する相談状況は。
- △ 平成27年度の消費生活に関する相談は、町に直接あったものは6件である。消費生活セン

ターへは町内から84件の相談があった。内容は訪問販売、通信販売、有料サイト、電話での勧誘販売等である。太陽光についての相談は町にもなく、警察及び消費生活センターへの相談もない。

○ マイナンバーカードの交付件数及び交付率は。また、通知カードの返戻数及び拒否件数は。

△ 平成28年8月31日現在でのマイナンバーカードの交付件数は736件で、交付率は4.8%である。通知カードの返戻数は21件で、そのうち受け取りを拒否しているのが3件ある。

○ 井戸の水質調査で不適合となった箇所は。

△ 不適合となった井戸は3カ所で、金井区、込山区、御所沢区のそれぞれの区内にある井戸である。

○ 葛尾組合が行う可燃ごみの組成分析の中で紙類が多かった。紙類を減らすための取り組みやPRはどのように行っているのか。

△ 平成25年度から紙容器包装と雑紙を統合し紙類として分別を簡略化した。現在、町内全27区を対象にごみ減量化・資源化懇談会において、再度分別方法や生ごみの堆肥化等の再資源化をお願いしている。また、昨年度末にごみの排出量の多い事業所に対し、ごみの分別や再資源化のお願いを行った。

○ サンデーリサイクルの利用状況は。

△ 平成26年度より月2回と回収日を増やした。それを受けて缶・ビン・ペットボトル・プラスチック容器包装・紙類・雑誌・チラシは回収量が増加している。布類については横ばいとなっている。

○ 長野広域連合負担金は。今後の施設建設に伴い増額されるのか。

△ 施設建設の進捗状況により建設費の変動がある。負担額のピークとしては平成34年から44年が見込まれる。

○ ピークのころの負担額は。

△ 建設費のみの負担額は今年度は922万円だが、ピーク時には1億1千万円が見込まれる。

○ 消防団員への支援策は。

△ 県で平成28年1月より信州消防団員応援ショップ事業が開始された。店舗ごとにサービス内容を定めており、8月末で県内1,090件登録されている。町内は長野信用金庫坂城支店、八十二銀行坂城支店、山岸燃料、びんぐし湯さん館の4店舗が登録されている。

○ 火災や救急の同時出動ができるよう坂城消防署の人員を増やしていく計画があるが、その時期は。

△ 平成31年度をめどに進めている。

(福祉健康課)

○ 登録の223人の独居老人は、夫婦いずれかが施設入所になり事実上独居となっている人も

入っているのか。

- △ 実際に在宅で生活しているひとり暮らしの人数で、事実上の独居の方も含まれている。
- 社会福祉協議会の会員になっていない人への対応はどのように行っているのか。
- △ 加入率は64%で、年々減少傾向となっている。あくまで加入は任意であるが、社協は各区と協力しながら加入に努めている。
- 結婚相談32件とあるが、27年度の内容と実績は。
- △ 出会いパーティーのイベントを4回開催し、千曲市社協と共催が3回、町社協単独で1回開催した。また、コミュニケーションのとり方の講座を1回開催した。成婚実績は3組である。
- 外出支援サービスの実績と新規登録者は。
- △ 社協登録者37名。昨年より6名増である。述べ77名、170回のサービス利用をしている。
- 更埴地区老人大学の入学者数の推移は。
- △ 昨年度は千曲市と合わせて66名が入学し、坂城町の方は18名入学している。入学人数は微減傾向である。
- ふれあいセンターの温泉の利用状況は。
- △ 27年度241日開館し利用者が7,338名、そのうちお風呂は4,190名が利用している。また、入浴料免除の利用者数は1,554名で、利用者の約4割となっている。
- 福祉タクシー委託事業で1,596回利用があるが、1人当たり最大どれくらい利用があるか。
- △ 148人にタクシー利用券を交付し、96人が1回以上使用した。交付した48枚全部を使用した方は10名である。
- 福祉施設自主製品販路拡大等事業補助金80万円、障害福祉サービス事業立上補助金40万円の内容は。
- △ 福祉施設自主製品販路拡大等事業補助金は、けやき横丁で障がい者施設でつくっている自主製品等を販売している風ととくべえを支援している。障害福祉サービス事業立上補助金は、田町のNPO法人未来スペースに補助を行った。
- 手話奉仕員養成講座負担金の内容は。
- △ 千曲市と共同で実施した講座である。受講者は21名であり修了された方は13名で、そのうち当町からは4名受講して全員修了した。
- 訪問員が独居老人宅を訪問する際のルールづけは。そしてあんしん電話で緊急を要したケースは。また、防災デジタル無線との関連は。
- △ 改めてルールづけは行っていないが、訪問員の活動として独居老人の生活状況を日ごろから見守っている。緊急のケースは1件あった。また、防災デジタル無線の整備とは別で事業を進

めていく。

- 訪問理美容サービスの利用券の発行件数は。また、そのうち利用者数は。
- △ 利用券を発行したのは寝たきり高齢者41名、重度障がい者2名の計43名で、そのうち実際に利用された方は22名であった。
- 保育の広域入所の状況は。
- △ 他市町村から町が受託しているのは9名で、町から他市町村に委託しているのは14名である。
- 一時保育の利用状況は。
- △ 一時保育を利用される理由として就労や求職活動中、出産、介護、リフレッシュなどであり、平成27年度は3園合わせて延べ1,402人利用している。
- 子育て支援センターでの年間345件の相談のうち高校生以上の相談件数は。
- △ 43件である。
- 精神保健福祉事業について、こころのリハビリ教室の実人数は。
- △ こころのリハビリ教室は24回実施しており、実人数は6人、延べ人数は88人である。こころの健康相談は年3回実施しており、実人数は4人、延べ7人である。
- 予防接種を行っているはしかは、大人になると重度になるが、各予防接種の履歴は管理できているのか。
- △ 現在、法定の予防接種については管理ができています。30代以降の接種履歴については必要に応じて母子手帳で確認を行っている。
- 結核検診だが、対象が132人増え、受診者は減っている。結核レントゲンを受けられない人に対してはフォローしているのか。
- △ 9月末以降で今年度2回目の検診を行うので、未受診者全員に受診のご案内を行っている。
- 節目検診のクーポンで受診した人数と受診率は。
- △ 節目検診のクーポン券利用の受診対象者は、国の要綱改正に伴い対象者が大幅に減少している。町保健センターでは全ての該当者にクーポン券配布を行っている。乳房検診は対象者533人中87人が受診、受診率は16.3%。子宮頸がん検診は464人中の57人が受診し、受診率は12.3%であった。
- 未受診者には再度勧奨しているか。
- △ 未受診者にはクーポン検診者も含めて再度勧奨を行っている。
- 地区健康づくり講座は昨年度実施しているか。
- △ 平成26年度、27年度はメタボリックシンドローム、がんなどについて説明を行い、各年度全区において実施をした。
- 健康増進のための歯周病検診だが、対象者794人に対し受診率が14.8%である。口腔

外科は内臓まで影響していると言われるが、受診率が悪いが対応は。

△ 受診率は平成26年度より27年度のほうが上がっている。町で行っている検診よりも直接歯医者に行っている方が多いと思われる。未受診者については今後も勧奨していきたい。

(教育文化課)

○ 小学6年生まで児童館の利用が可能になったが、状況は。

△ 4年から6年生の登録者数は、27年度は3館で7名、28年度は8名である。

○ 南条児童館は新たに建設予定だが、坂城・村上児童館においても年数がたっている。今後の対応として坂城・村上児童館の今後の計画は。

△ 修繕・建てかえを含め、今後実施計画等の中で検討していく。

○ 学力向上事業でNRTは小学校2年以上、体力テストは小学校4年以上で行われているが、他市町村との比較など状況は。

△ NRTは民間事業者が行っているテストであり、多くの市町村が実施しており、全国平均等数値で示されている。科目でそれぞればらつきはあるが、ほぼ同じレベルである。

○ 私立幼稚園補助事業について、坂城幼稚園は子供の減少に伴い平成28年度入園児が定員割れしている。運営費等補助の内容は。

△ 運営費として、児童1人に対し月3千円、給食費として児童1人に対し月1,250円補助している。また、平成24年に購入した土地代の利子分を補助している。

○ 坂城幼稚園の予算書や決算報告等の把握は。また決算状況は。

△ 決算報告は受けており、参考にさせていただいている。27年度の決算から運営も良好であると考えている。

○ 大峰教室と自立支援事業について、平成27年度通っていた児童生徒の数は。また学年は。そしてその後教室への復帰は。

△ 小学校6年1名、中学校2年1名の計2名で、1名は卒業し1名はまだ現状のままである。

○ フレンドリールームに通っている生徒の数は。

△ 4名である。

○ 特別支援学級の人数は。また加配の状況は。

△ 平成27年5月現在で特別支援学級に通っている児童は南条小学校11名、坂城小学校14名、村上小学校9名、坂城中学校14名という状況である。職員数については南条小学校2名、坂城小学校3名、村上小学校2名、坂城中学校3名である。

○ 各学校の不登校児童数は。

△ 国では30日以上欠席を不登校としているが、平成27年度の30日以上の欠席者は南条小学校2名、坂城中学校12名である。

○ いじめの実態は把握しているか。

- △ 平成27年度に学校で認知した件数は南条小学校1件、坂城小学校で5件、坂城中学校4件と報告を受けている。
- 温暖化が進んで、学校においても気温に対する配慮が必要だが、将来的にはエアコンが必要ではないかと考えるが、今後の状況は。
- △ エアコンについては坂城中学校の特別教室から設置を進めている。平成27年度は音楽室、平成28年度は図書室に設置した。来年度以降も計画的に進めていきたいと考えている。
- 各校における図書館について、平均読書冊数はどのくらいか。また本に親しむという取り組みは。
- △ 1人当たり年間で南条小学校80冊、坂城小学校87冊、村上小学校142冊、坂城中学校11冊である。各校読書の時間をとっている。なお、中学校については町立図書館の利用も多いので少なくなっていると考えている。
- 中学に行くと部活、受験があるから仕方がないが、専門書等で読書の姿勢を身につけてほしいが何か対策をしているか。
- △ 中学校司書もタイムリーな本や専門書を工夫して紹介するなど対応している。図書館とも連携する中で読書への取り組みを行っていききたい。
- 生涯学習推進協議会は、どんな構成で何回開催しているのか。
- △ 委員の任期は2年であり、男性4名、女性5名の計9名で構成されている。年に5回開催され、ふれあい大学の講座などを協議している。案についてはふれあい大学講座参加者のアンケート結果を参考にし、町民の意見も反映できるよう努めている。
- 分館等施設整備事業補助金について、平成27年度に採択された3分館の選定はどのようにされたのか。
- △ 平成26年度に各分館に対し要望調査を行い選定した。
- 平成27年度の田町分館については、建物が老朽化しているにもかかわらず小規模な改修に対する補助であるが、新築や改築の要望はなかったのか。
- △ 地域において話はされているようであるが、正式な要望はない。今回は当面必要な部分での要望であった。
- 図書館について、小布施町図書館は年間に14万人ほどの利用者があるようだが、参考にすることはあるか。
- △ 電子タブレットの導入など参考にしてきた。図書館は読みたい本があるかどうかを重要と考え、書籍の選定及び図書購入費の増額などにより書籍の充実を図っている。
- ふるさと歴史館の来場者を増やすための方策は。
- △ 集客力のアップを課題とし、常設展示以外のスペースを活用した展示や催し物などの実施を検討していく。

- 埋蔵文化財の発掘調査事業について、試掘調査及び立会い調査とあるが、内容は。
- △ 一定規模以上の開発に伴う試掘調査は3件あり、南条小学校建設工事、個人宅などであった。立会い調査は27件あり、砂利採取事業に伴うものなどであった。
- 民具など町民から収集しているが、公開の検討は。
- △ 民具は現在約1,300点をB. Iプラザの一室やその他の施設で所蔵している。町民からいただいた民具は清掃し、状態を確認している。体験してもらうなどの活用方法など場所も含めて検討したい。
- 給食への異物混入などの事例は。
- △ 現在までにはない。
- 食器の耐用年数は。
- △ 種類によっても異なるが、おおむね5年である。
- 食器の更新の計画は。
- △ 平成28年度400枚を更新したが、耐用年数や個々の損傷の度合いも考慮する中で計画的に更新していきたい。
- 地元食材の比率は。
- △ 野菜の仕入れは長野県産が36.8%、そのうち坂城町産が17.7%である。
- アレルギー児童生徒及びエピペン所有児童生徒の状況は。
- △ アレルギー食物がある児童生徒は坂城小学校7名、南条小学校25名、村上小学校18名、坂城中学校42名、計92名である。エピペン所有児童生徒は坂城小学校1名、坂城中学校1名である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第34号「平成27年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、社会文教常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（塚田君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（進行の声あり）

議長（塚田君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（塚田君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

2番（塩野入君） 議案第34号「平成27年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」

賛成の立場から討論をいたします。

平成27年度は人口減少が国家的な課題となる中、それぞれの地方自治体において人口ビジョンやまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、自主性・独自性を生かしつつ人口減少の克服と新たな地域の活性化に向けた地方創生の礎を築いた年度でもあります。

本町でも坂城町人口ビジョンにおいて2040年に人口1万3千人、2060年に人口1万2千人の維持を目指すとし、その実現に向け、坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略には雇用の確保と就業機会の拡大、出産と子育て支援、流出の抑制と流入の増加、安心して快適に暮らせる地域づくりといった多角的な観点での目標が掲げられました。坂城町第5次長期総合計画後期基本計画とも相まって町民、企業、行政が一体で目標の実現に向けての取り組みを進められるよう期待するところであります。

さて、坂城町の平成27年度一般会計歳入歳出決算は、26年度から継続事業として取り組んだ南条小学校建設という大型事業を実施したことで歳入は78億7千万円、歳出も77億9千万円と近年では大変大きな決算額となったわけであります。

まず、歳入のうち自主財源の根幹をなす町税については、入湯税を除く全ての税目で増収となり、前年度に対しおよそ1億6千万円増の28億5千万円と、リーマンショック前の水準に近づく決算額となりました。特に町民税は個人、法人とも堅調な推移を見せ、徐々にではありますが、景気の回復が地方にも波及してきていることを実感するところであります。中でも法人町民税は1億3千万円近い増と、26年度に引き続き右肩上がりの急速な回復を見せており、町内企業各社のご努力に敬意と感謝を申し上げますとともに、一層の増収・増益がなされるよう大きな期待を寄せるところであります。

一方、収入未済額については、現年度分の徴収率が全ての税目で前年度を上回るなどのご努力をいただき、不納欠損による整理もあって全体で3,700万円近く減少しましたが、引き続き財源の確保や負担の公平といった観点から地方税滞納整理機構などとも積極的に連携し、改善に努めていただくよう要望するところであります。

地方交付税については、自主財源となる町税収入が昨年、一昨年と大幅に増加したことで、行政経費を賄う基準財政収入額が増額となり、前年度に対し9.1%の減額となったわけですが、地方の現状は少子高齢化や人口減少に直面し、今後新たな地方を創生すべく、より細かな行政サービスの提供が求められており、多くの財源を必要とする状況であります。地方交付税は本来地方固有の財源として保障されるものですので、その安定確保については国・県等関係団体に対し強く働きかけをお願いする次第であります。

国庫支出金及び県支出金については、各年度の実施事業により金額が変わってくるもので、県支出金においては大雪による農業被害のあった一昨年に比べ減額となっていますが、国庫支出金については南条小学校建設に1億8,700万円の補助金が交付されるなど大幅な増額と

なっており、各事業における補助金の有効活用と一般財源の抑制が図られたことがうかがえます。

繰入金については、南条小学校の建設に対し文教施設整備基金を大きく取り崩したほか、公園整備など目的に応じた特定目的基金からの繰り入れにより、最終的には財政調整基金や減債基金の繰り入れはなかったわけではありますが、基金全体の残高が減少した中、今後もさまざまな財政需要が予想されますので、一層の計画的かつ的確な基金運用をお願いする次第であります。

次に歳出であります。まずは2カ年にわたっての施工となった南条小学校の全面改築が本年3月に無事竣工しました。27年度は13億2千万円、26年度と合わせますと18億2,400万円を投じての大事業でありました。また、3小学校の体育館についてもつり天井の落下防止工事により、安心・安全な拠点施設の実現に向け対策を講じられたことは高く評価をしております。

町内基盤の整備や長寿命化に向けては、昭和橋の改修を国の大規模修繕事業に移行し事業の進捗を図ったほか、A01号線道路改良事業の継続実施、道路ストック総点検に基づく国の交付金を活用しての鼠橋通りなどの道路舗装の修繕等、交通網の整備に加え循環バスの更新など、誰にも優しいバリアフリーのまちづくりも進め、町民生活に密接にかかわる基盤の整備向上に努められました。町民の悲願でもある国道バイパスの鼠橋以北の延伸に向けても本格的に用地買収が進む中、一層の基盤整備の推進を図っていただきたいと思います。

産業振興の面では、山村町政の柱の一つでもあるワイナリー形成事業において、試験圃場で栽培されたワイン用ブドウで初めての試験醸造がなされ、試作ではありますが、いよいよ坂城産ワインが産声を上げたわけでありました。その高い潜在力と千曲川ワインバレー特区とも連携しての一層の発展に期待をしております。また、国の地方消費喚起・生活支援型交付金を活用してのプレミアム付商品券の販売は、地域の経済にも大きな波及効果があったものと感じているところであります。

観光面においても、昨年秋に鉄の展示館で開催された特別展「エヴァンゲリオンと日本刀展」には49日間で1万3千人を超える方が訪れ、中心市街地の活性化にも寄与するイベントでありました。

子育て分野では、保育料体系を9段階から16段階に改め、所得に応じたきめ細やかな配慮をされたことや、子供の通院に対する福祉医療費を中学生まで拡大するなど、子育て世代への負担軽減を積極的に進められました。

教育分野においても教育・心理カウンセラーの新たな配置や、学習習慣形成支援員の増員などサポート体制の充実を図るとともに、小学校への外国語指導講師の増員などグローバル化を見据え、次代を担う子供たちの育成に力を注がれたことは評価をしております。

このほかにも地方創生先行型交付金を活用しての事業展開など、財源の確保にも留意を図りつつ、多様化するニーズに対応した事業展開がなされたものと考えています。さまざまな事業に取り組まれる中、当町の財政力指数は0.658と上昇し、県内順位では6番目、町村では3番目と引き続き上位に位置しています。また、財政健全化法に基づく実質公債費比率や将来負担比率などの健全化判断指標についても、健全な状況で推移しているとの報告があったところではありますが、今後においても起債残高等に留意するとともに、より一層の健全化に向けた取り組みをお願いする次第であります。

今後も時代の変化と多様化するニーズに的確に対応し、地域の活力と暮らしの豊かさを創生する町を目指して前進されることをご期待申し上げ、私は議案第34号「平成27年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成いたします。

議長（塚田君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（塚田君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

9番（塩入君） 私は議案第34号「平成27年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論いたします。

27年度一般会計の当初予算は、町長・町議選を控え骨格予算でスタートしました。町長選では無投票となり、第2期山村町政がスタートをしました。27年度決算状況について一般会計歳入総額は78億6,936万5,596円で、前年度比9億7,338万7,702円増で、14.1%増となりました。歳出総額は77億9,268万8,367円で、前年度比9億7,971万3,800円増で、14.4%増となりました。

歳入についてですが、町民税は個人・法人ともにプラスに推移し、法人町民税は日銀の異次元緩和政策により町内の輸出関連企業が恩恵を受け、前年対比23.3%増で6億7,538万4千円となりました。個人・法人町民税合わせてプラス1億5,177万3千円で、12.2%増となりました。町税については入湯税が若干減少していますが、滞納繰越分の減少に向け、町職員の努力もあり、全体として徴収率が上がり、調定額に対し1億5,952万5千円増で、前年度比5.9%増になりました。

地方交付税は、自主財源である町税収入が増加したことで普通交付税額が減額となり、交付税全体では前年度比マイナス9.1%で1億1,800万円減となりました。財政力指数は単年度では0.690ポイントで、3年平均では0.658、前年度と同じく全県では6位、町村では軽井沢町、南相木村に次いで3位となりました。引き続き財政の健全化に取り組んでいく必要があります。公債費比率は前年度比0.6ポイント減少しました。将来にわたり負担を負うものであり、引き続き財政規模に見合った運営が必要です。

次に歳出ですが、子育て支援について、国の子ども・子育て関連3法の改正により、子ど

も・子育て支援新制度がスタートしました。これに伴い保育料を9段階から16段階に細分化し、子育て世代の経済的負担の軽減を図りました。新制度になって職員の仕事量の増加や未満児の増加などがあり、職員の勤務体制や配置について検討が必要です。障がい児対応の加配が通年対応となりました。子供の医療費の無料化について中学生は入院のみであったが、通院も拡大されました。また、3児童館において小学校6年生まで受け入れを拡大し、補助員の増員を図りました。子育て支援センターでは、家庭児童相談員と臨床心理士が子育てなどの相談に応じるほか各保育園を巡回し、保護者や保育士の子育てなどの相談にも応じています。

次に福祉・医療・健康について、町民の健康寿命を堅持するため予防医療を強化し、健康増進事業における各種検診においても受診率向上を図っていただきたいと思います。国保の特定健診が職員の努力により受診率が53%と前進しました。病気の早期発見、早期治療を促すため人間ドックや健康診断などの受診料の助成金の増額を望むものです。

環境エネルギーについて、坂城スマートタウン構想に基づきテクノさかき工業団地のスマート化に向けた事業を推進し、スマートエネルギー設備導入助成金については、新たに家庭用蓄電池システムも補助対象になり、補助金交付件数は27件になりました。

産業振興関係について、エヴァンゲリオン展が鉄の展示館で開催され、全国から1万3,078名の来館者があり、人気アニメと現代日本刀剣製作者とのコラボレーションやメーン作品を手がけた宮入刀匠を初め日本刀の町坂城のアピールができました。

住宅リフォーム助成金は499万円の予算で51件の申請があり、20社が施工し、6,200万円の経済効果がありました。平成28年度は予算化されませんでした。一般住宅の経済効果も大きいので、来年度の実施を求めます。

ワイナリー形成事業については、ワインブドウ産地化拡大を進めるとしながらも補助金が13万5千円ではおぼつきません。財政的にも情報収集にも力を入れていくべきだと思います。

建設関係について、町単補助事業について各区から申請のある町単工事について、地域住民の安心・安全と防災の観点からも平成22年、23年から継続している工事は、早く完成させるため事業費の増額が必要と考えます。町道の舗装改修が遅々として進んでいません。特に坂城地区は下水道工事以後一度も改修が行われていません。年次計画を立て、実施すべきと考えます。

教育関係について、南条小学校建設について3月までに竣工、地域の避難所となる3小学校の体育館のつり天井の改修が行われ、3小学校の耐震整備が完了しました。小・中学校の教育相談のため教育・心理カウンセラーを設置、また学習支援員を増員しサポート体制が図られました。

人権同和事業について、部落解放同盟坂城町協議会の補助金120万円はやめるべきです。また、人権政策確立支援30万円について部落解放基本法の制定要求が発端であったと総括質

疑で答弁しています。結局は解放同盟に150万円が交付されていることとなります。既に特別法が終了し、国や県でも終結しています。自治体が特定の団体に補助金を出すべきではなく、公平・公正施策の執行に人権を守る上でもやめるべきだと考えます。

次に松枯れ対策について、枯損木の処理について山腹での薫蒸処理をしていますが、最近の大雨などで全国で土砂災害が発生しており、十分な対応が必要です。ネオニコチノイド系農薬の空中散布について、EUではミツバチの異常の原因である可能性があるととしてネオニコチノイド系農薬3種類の使用を禁止しています。中止するよう求めます。

次に職員の研修・健康について、職員の研修について議会側が行う先進自治体の視察などに職員も同行し政策能力向上を図っていただきたい。職員の健康が心配されます。全職員の人間ドック、健康スクリーニングなどの受診勧奨を行っていただき、精神的ストレスについてもサポートが必要です。

財政調整基金について、財政調整基金が決算年度末で約25億円となっています。基金の一部を町民生活支援や町道の改修などに利用していただきたいと思います。また、文教施設等整備基金は南条小学校建設で取り崩しています。公共施設等総合管理計画策定が今検討されていますが、文教施設基金への積み増しが必要と考えます。

以上、前進面を評価し、問題点を指摘し、議案第34号「平成27年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成討論とします。

議長（塚田君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（塚田君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（塚田君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塚田君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

審議の途中ですが、ここでテーブル交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時10分～再開 午前11時21分）

議長（塚田君） 再開いたします。

会議に入る前に、14番 入日時子さんから早退の届け出がなされており、これを許可してあります。

◎日程第3「議案第35号 平成27年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（塚田君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（西沢さん） 去る9月12日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第35号「平成27年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について」9月14日の委員会において、説明員として企画政策課長、まち創生推進室長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

○ 使用料と手数料の滞納の状況とその対策については。

△ 使用料の現年分滞納額は28万5,400円で、29名。滞納繰越分は113万1,550円で36名。最も古いものは平成18年度の1万6,800円である。手数料は1件につき2千円で5名が滞納している。現年分については企画政策課内で班編制をして臨戸徴収をしている。過年度分については班で対応のほか、収納推進係とも連携して取り組んでいる。

○ 有線施設移転工事等の内容は。また町防災行政無線への移行を考慮しているか。

△ 主に加入や廃止に伴う工事や電柱移転、撤去、新設、建てかえ工事である。根元の腐食等危険性の高いもの以外については、できるだけもたせる工夫をしている。

○ 設備基金を防災行政無線の事業にどのように充当するか。

△ 現行の有線放送の更新という考え方の中で充てていく予定である。必要であれば設備基金条例の改正を検討したい。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第35号「平成27年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（塚田君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

◎日程第4「議案第36号 平成27年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（塚田君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（吉川さん） 去る9月12日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第36号「平成27年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」9月13日の委員会において、説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、

担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

<歳入>

○ 収入未済の内容とそのうちの滞納最高額は。

△ 一般医療分現年度分で103人553件、支援金分は同数、介護分は72人405件、一般医療滞納繰越分は237人4,230件である。支援金分は170人2,517件、介護分は145名2,723件である。退職医療現年度分は5人21件、支援金・介護分は同数、退職医療滞納繰越は23名430件、支援金は18人255件、介護分は22人380件である。平成27年度現年度分滞納最高金額は43万2,200円、滞納繰越分では388万9,032円であった。

○ 収入未済の中で7割・5割・2割の軽減対象の滞納者数は。

△ 滞納者は106名おり、そのうち7割軽減世帯で34名、5割軽減世帯で14名、2割軽減世帯で9名、合計57名が軽減世帯となっている。

<歳出>

○ 保険税軽減にかかわる町からの支出は。

△ 軽減分については県から4分の3、町から4分の1の負担割合で補填している。町の一般会計から954万3,593円を繰り出して補填している。

○ 平成27年度1人当たり国保医療費推移は。

△ 平成27年度速報値での1人当たり医療費は39万3,817円となっており、県内で高いほうから8位である。平成26年度は36万99円で11位であった。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第36号「平成27年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」賛成多数により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（塚田君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（進行の声あり）

議長（塚田君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず原案に反対の方の発言を許します。

9番（塩入君） 議案第36号「平成27年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」反対の立場から討論を行います。

27年度の歳入決算額は19億1,976万6,724円、歳出決算額は19億

1, 633万5, 164円で、歳入歳出残高は343万1, 562円です。国保の加入世帯数は2, 198世帯で、全世帯の36. 1%に当たります。

27年度の国保の滞納額は、現年度分886万5, 799円、滞納繰越分が6, 882万7, 912円で、合わせて7, 769万3, 711円になります。前年度より1, 275万4千円と大幅な減少となりました。町職員の皆さんの努力の結果だと思えます。しかし、滞納している世帯数は過年度繰越分は242世帯、現年度分は106世帯、うち27年度新たに滞納になった世帯が15世帯です。前年度より増えています。アベノミクスで格差が拡大し、貧困家庭が増加しています。その上、年金が下がり医療・介護などの負担が重くのしかかっています。

国保加入者は年金生活者など低所得者が多く加入しています。年収状況を見ると、年収33万未満が24. 2%、4分の1を占め、33万以上で100万円以下の人が22. 6%、100万円以下の人が約50%を占めているわけです。滞納する世帯には払いたくても払えない現実があります。これを自己責任と考えるか、それとも社会的責任と考えるか。私は社会的責任だと思えます。それは憲法第25条で全ての国民の健康と生きる権利を保障しています。この精神で国民皆保険制度がつくられ、全ての国民に保険証が発行され、命と健康が守られているのです。しかし、滞納すれば発行されません。全国では150万人以上います。坂城町で言えば、窓口で全額負担しなければならない資格証明書は4世帯、短期証は6カ月が2世帯、3カ月が7世帯、1カ月が52世帯、未交付で窓口預かりが4世帯で、合わせて65世帯がペナルティーを受けています。窓口で全額を支払わなくてはならない資格証明書の発行や未交付はやめるべきです。医者にかかりづらくなり、重症化します。医療費が増え、国保税が上がるという悪循環を招きます。私はこのようなペナルティーをなくし、払いたくても払えない国保税を安くするために次のことを提案します。

第1に、年々増加している医療費を抑制するために、予防医療を強化することです。坂城町の国保加入者の1人当たりの医療費が39万3, 817円で、昨年度より3万3, 947円増え、全県で8番目に高いです。後期高齢者は1人当たり94万8, 728円で、昨年よりも1万3, 494円も増加しています。特定健診の受診率が初めて53%になりました。保健センターの皆さんの努力によるものです。今後65%を目指して引き続き努力していただきたい。

第2に、国保税の負担を軽減させるために、一般会計から繰り入れをすることです。県内でも繰り入れている自治体は幾つもあります。

第3に、国は国民健康保険制度を始めるときは45%の補助金を出していました。今は大幅に減らしています。45%まで戻すように町としても国へ働きかけていただきたい。国民の命と健康を守る、国民皆保険制度をいつまでも守り続けるために。

以上、前進面を評価し問題点を指摘しまして、議案第36号「平成27年度坂城町国民健康

保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の反対討論とします。

議長（塚田君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

6番（滝沢君） 私は、議案第36号「平成27年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論させていただきます。

国民健康保険は、地域住民である加入者が安心して医療を受けられる支えとして、ますますその役割の重要性が増す一方、高齢社会の進行や医療の高度化などによる医療費の高騰など事業の運営は年々厳しさを増しており、いかに健全な財政運営の確保に努めていくかが今後の重要な課題であると考えます。また、昨今の社会経済状況の変動による収納環境の悪化や医療制度改正による財源構成の変化に加え、各制度への拠出負担金の増加も国保財政を圧迫する要因となっております。

このような状況の中、歳入の柱である国保税の徴収に際しても急激な経済状況の変動により厳しい状況が続いていますが、個別相談や納税相談、夜間臨戸徴収等、年間を通じての滞納整理により、昨年度と比較して改善するなど、税収の確保には常に大変なご苦勞をいただいているところであります。

一方、歳出は、保険給付費の支払額全体で12億3,033万円と前年より5.3%増加するなど、増加の傾向は依然として続いております。このように増え続ける医療費の抑制と医療給付の適正化に向けた取り組みとして実施されている特定健診、特定保健指導による疾病の重度化の未然予防や健康づくりの推進、またジェネリック医薬品の普及啓発、差額通知の実施など中長期的な医療費の抑制に対する事業を展開されており、健全な制度運営に向けた取り組みが図られているものと思うわけであります。

県と市町村が共同で国民健康保険を運営する改正国保法が成立し、財政運営の責任主体が県となることで、30年以降についての医療費の支払いなどに関しては安定的な運営が見込まれるところではあります。引き続き被保険者の負担の公平を図る観点から、国保税の適正徴収を一層図られるとともに、被保険者の健康事業の推進と医療費の抑制におきましても、さらなる取り組みをお願いいたしまして、議案第36号「平成27年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」私の賛成討論といたします。

議長（塚田君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（塚田君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（塚田君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長（塚田君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第5「議案第37号 平成27年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（塚田君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（西沢さん） 去る9月12日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第37号「平成27年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」9月14日の委員会において、説明員として企画政策課長、隣保館長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

○ 滞納状況と滞納者への対応は。

△ 滞納額は2,713万円で、6名9件分である。電話や相談等を行っているが、なかなか進んでいない状況である。

○ 今後特別会計は廃止となるのか。

△ 29年度に長期債の返済は終了するが、その前に特別会計の廃止や一般会計への移行など検討が必要と考えている。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第37号「平成27年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（塚田君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

◎日程第6「議案第38号 平成27年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（塚田君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（西沢さん） 下水道事業特別会計の審査報告を申し上げます。

去る9月12日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第38号「平成27年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」9月14日の委員会において、説明員として建設課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

- 下水道負担金使用料の滞納額解消に向けての取り組みは。
- △ 滞納者は町税も滞納している場合が多いため、収納推進係と連携し徴収している。
- 下水道使用料の滞納繰越分の不納欠損の状況は。
- △ 対象は1件で、国外へ出国し所在不明のため不納欠損とした。
- 前納報奨金の利用率は。
- △ 27年度の対象者は77名、そのうち一括払いによる利用者は53名で68.8%の利用率である。
- 上水道と下水道で使用量が連動しているが、漏水の場合の下水道使用量の算出については。
- △ 上水道で漏水が認められた漏水量を下水道使用量から控除するが、下水道へ流入していないかどうか漏水箇所を確認し、過去6期分の平均値との差を控除し還付している。
- 公債費で起債状況の残高、最高額のピークは。
- △ 起債残高のピークは平成25年度の55億円で、徐々に減少し53億円となっている。地方債の元利償還金は今後増えていき、平成35年にピークで4億2,700万円となる。
- 借り入れの一番高い金利は。また、安い金利への借りかえの計画は。
- △ 一番高い金利は4.75%、借りかえは財政係と相談し対応可能なものは借りかえをしていきたい。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第38号「平成27年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（塚田君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

◎日程第7「議案第39号 平成27年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（塚田君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（吉川さん） 介護保険特別会計の審査報告を申し上げます。

去る9月12日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第39号「平成27年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」9月13日の委員会において、説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

<歳入>

○ 介護保険料普通徴収分の平成27年現年度分の収入未済額と人数及び件数は。また滞納繰越分についてはどうか。

△ 現年度分収入未済額は158万3,200円で、人数は46名、件数は283件である。滞納繰越分収入未済額は952万8,832円、人数は88名、件数は1,972件である。

<歳出>

○ 平成27年度の要介護認定者数692名中、施設入所者の人数は。

△ 平成28年3月末時点で介護老人福祉施設が99名、介護老人保健施設が47名、介護療養型医療施設が7名、計153名である。

○ 平成27年度の要介護認定者692名中、サービス利用実績のない被保険者の人数は。

△ 平成28年3月の月にサービス利用がなかった人数は110名である。

○ サービス利用実績のない被保険者のいる理由は。

△ 要介護等の認定を受けた方が入院等をされた場合、医療保険と介護保険の重複利用ができないため、介護サービスがされていないことによるものである。

○ 医療費の最高額は。また健康表彰は何件あったか。

△ 1レセプト当たり507万2,360円が最高である。健康表彰は3件あった。

○ 保健指導では状況によっては医療機関への受診勧奨を行っていると思うが、その後の受診状況の確認や結果などについて把握しているか。

△ 保健指導ではメタボや食生活指導などを行っている。また必要に応じ医療機関等への受診勧奨を行い、その後の確認も行っている。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第39号「平成27年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（塚田君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

◎日程第8「議案第40号 平成27年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（塚田君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（吉川さん） 去る9月12日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第40号「平成27年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」9月13日の委員会において、説明員として福祉健康課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

<歳入>

- 保険料不納欠損の内容は。
- △ 対象1名、3期分である。被保険者本人死亡時点で未納あり。本人に財産なく、相続人全員から相続放棄申述受理証明書が提出されたため、滞納処分を停止し不納欠損処理したものである。
- 保険料滞納7万6,700円の内訳は。
- △ 平成26年度分で1名、8期分である。

<歳出>

- 平成27年度の1人当たり医療費の金額と県内での順位は。
- △ 1人当たり医療費は94万8,728円で、順位は医療費の高いほうから3番目である。
- 調剤について、後発医薬品の普及啓発や重複服薬への対策は。
- △ 同効能で安価な後発医薬品への薬剤師等の専門家の助言を得ながら、例えば介護サービス利用者宅へホームヘルパーが訪問する際に、服薬状況について確認するなどの連携が進められればと考えている。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第40号「平成27年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（塚田君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

審議の途中ですが、ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時55分～再開 午後 1時30）

議長（塚田君） 再開いたします。ただいまお手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。

ただいま提出された議案を日程に追加したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（塚田君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

◎日程第9「議案第41号 坂城町生活環境保全条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第10「議案第42号 平成28年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について」

議長（塚田君） これより質疑に入ります。

2番（塩野入君） まず5ページであります。款17繰入金、項2基金繰入金、目1基金繰入金の001財政調整基金1億6,321万3千円、及び002減債基金5千万円、これ繰り戻しされていますが、それぞれ現在の基金残高をまずお聞きをいたします。

6ページ、款20及び項1町債、目9臨時財政対策債、これも起債残高をお聞きをいたします。

そして16ページ、款8土木費、項2道路橋梁費、目4橋梁新設改良費について、これ産経大橋の組み替えのようではありますが、詳細調査・設計委託が200万円が工事費に移っていますが、その理由をお聞きをいたします。またこの委託料、当初予算で2,650万円が6月の3号補正で4,150万円が増額補正がされて、また今回200万円が今度は減額補正というふうになりますが、その経過をお聞きをいたします。

それから19ページ、款10教育費、項2小学校費、目1小学校総務費、節15工事請負費について、これ招集挨拶の中で村上小学校体育館天井の異音対策の改修工事であることがわかりました。いつごろからどのような日程で、どんな改修工事を行おうとしているのかお聞きをいたします。

もう一つ21ページ、款10教育費、項4社会教育費、目6文化センター管理費について、これも招集挨拶で図書館南側の土地1,919m²を購入する目的で、当面駐車場に使うための整備費用ということがわかりました。あそこにはレストランの建物もありますが、地形的にはどんな形のものの土地でしょうか。去年も土地を購入しているんですが、その土地につながるのかどうか、その辺をお聞きをいたします。

財政係長（伊達君） 歳入のうち款17繰入金、項2基金繰入金、目1基金繰入金の財政調整基金、それと減債基金の関係でございますけれども、現在高というお尋ねでございます。今回お願いをしております補正予算（第6号）を踏まえての残高ということでございますけれども、財政調整基金につきましては23億6,300万、減債基金につきましては7億1,700万円という状況でございます。

また、款20の町債の関係でございますけれども、そのうち項1町債、目9臨時財政対策債でございます。こちらの残高でございますけれども、平成27年度末現在の残高37億8,500万円という状況でございます。

建設課長（宮嶋君） 16ページ、目4橋梁新設改良費でございますが、ご質問をいただきました委託料につきましては、当初予算において昭和橋の設計監理委託料としなの鉄道上にかかります跨線橋2橋と町内33橋の橋梁点検の予算を計上し、交付金の申請をしておりましたが、国の交付金が申請した額を超えた配当となったことから、6月補正において予定を前倒しし高

速道にかかる跨道橋4橋を除いた残りの橋梁点検を実施するため、4,050万円の増額補正をさせていただいたものであります。

このたびの補正につきましては、当初より計画しておりました産経大橋の橋梁修繕工事の人工費や諸経費等が今年度より大幅に値上がりしたことから、委託料より工事請負費に組み替えをお願いするものでございます。

教育文化課長（宮下君） 19ページ、款10教育費、項2小学校費、目1小学校総務費、15工事請負費でございますが、村上小学校体育館の改修工事の工法でございますけれども、体育館の天井の既存の骨組みに固定金具を直接取り付け、軽量で特定天井に該当しないグラスウールマット板を天井に固定をするものであります。このグラスウールマット板は高い吸音性能と断熱性能を兼ね備えておりますので、屋根面の異音の消音と体育館内の音響効果を補うこととともに加熱・断熱効果も期待できるということであります。工事の日程でございますけれども、工期がおおむね1カ月ということですので、本議会でお認めいただき次第速やかに学校と調整を図ってまいりたいと考えております。

続きまして21ページ、目6文化センター管理費の19負担金補助及び交付金の工事等負担金でございます。図書館南側の土地1,919m²につきましては、土地開発公社に先行取得をお願いし、現在駐車場の造成工事を行っているところであります。地形的にはどんな形の土地かというご質問でありますけれども、図書館の南側入り口の町道を挟みまして、休業しているレストランの裏から図書館から社会福祉協議会方面へ向かう町道の間になります。南北に約27m、東西に約69mの長方形の土地で、駐車スペースは71台を予定しております。昨年度購入し駐車場となっている土地と今回購入し整備を行っている土地の間でありますけれども、ブドウ園が1枚ございますので、直接はつながらない状況となっております。

2番（塩野入君） 財調は5月の2号補正、そして6月の3号補正、4号補正と、これ目まぐるしく繰り入れられて、もちろん他に充当財源がないということでしょうけれども、今回の繰り戻しは主に普通交付税と前年度繰越金の影響でしょうかどうか、その辺どんな感じか、ほかに何か理由があるのかどうか、その辺をお聞きをいたします。

それから減債基金、今回5千万全て繰り戻しであります、その繰り戻しの内容をお聞きをいたします。

それから臨財債であります、当初予算で2億円が盛られて、今回1,015万6千円が計上されておりますが、その内容をお聞きをいたします。これは2001年度から創設された地方債で、これ3カ年ずつ臨時措置が延長されて2016年までということになっておりますが、これからも3年間という間隔でこのまま継続されるのでしょうか、その辺もお聞きをいたします。

それから道路新設改良費につきましては、これ27年度決算でも詳細調査・設計委託として

627万4,800円が使われていますが、これ2カ年にわたりますので、その辺の内容をどうなっているかをお聞きをしたいと思います。

昭和橋としな鉄の関係で今回の経過もあるということですが、これ継続事業で実施している昭和橋ですね、これ9月1日から来年3月までの長期間通行どめということであるんですが、これ間際になって有線放送を流したりですね、9月号の「広報さかき」で知らせているんですが、もう9月号の「広報さかき」が来る前に、もう1日から通行どめということでありますから、町民へのお知らせが大変遅過ぎると思うんですね。もっと早くできなかったんですか、その辺のあたり何かありますでしょうか、お聞きをしたいと思います。

昭和橋は継続事業で、当初予算に計上されているにもかかわらず、この9月、もう半年近くになる今これから工事着工というふうになっているんですが、これ何か国庫補助か起債の手続の影響かどうか、その原因をお聞きいたしたいと思います。

村上小学校体育館天井の工事、1カ月ということでありますから、ただこれから秋に向かって結構外よりも室内運動が高まると思うんですね。学校行事あるいは社会開放、工事による体育館利用の制限や変更、早目に詰めておく必要があると思うんですが、短い期間ですが、その点はどうか、お聞きをいたします。

それから、図書館南側の土地につきまして、これ土地開発公社絡みの土地購入になるようですが、土地取得に向けてはどのようにこれから進めていくのか。それから当面は駐車場の整備だということで、71台ということであります。これが整地されますと全体ではどのくらいの駐車規模になるのかどうかをお聞きをします。また、これは文化ゾーンエリアとして結構土地もいろいろ広く、今、とりあえず駐車場ということですがけれども、やっぱりこの一帯のですね、文化構想というものもこれから進めていく必要があると思うんですが、その辺のお考えもお聞きをいたしたいと思います。以上であります。

財政係長（伊達君） 今回、財政調整基金への繰り入れの減額につきましては、ご質問にございましたとおり、地方交付税、前年度繰越金また臨時財政対策債といった一般財源の歳入が見込めますことから、各事業への財源充当後の余剰分について繰り戻しをいたしたいということでございます。減債基金につきましては、全体的な財源のバランスを考慮する中で、当初公債費の充当財源として見込んでございましたけれども、今回一般財源に余剰が出てまいりましたので、今後の有利な繰り上げ償還等ある場合に備えて繰り入れの減額をしたものでございます。

臨時財政対策債の関係でございますけれども、臨時財政対策債につきましては特定の事業に対して発行する地方債ということではなく、一般財源でございます普通交付税の不足分の振りかえ財源として措置されることから、普通交付税の交付決定に伴い当該年度の発行可能額が算定される仕組みになっております。今年度につきましては2億1,015万6千円の算定がなされたということでございますので、既決予算2億円との差額1,015万6千円について、

今補正予算において増額をお願いをするものでございます。

また、臨時財政対策債、今後の継続の見通しということでございますけれども、現在のところ国のほうから特段の通知等は来ておらないという状況でございます。今後、国において作成されます来年度の地方財政計画の中で議論されるものと思われまますので、そうした動向について注視をしまいたいと考えているところでございます。

建設課長（宮嶋君） 平成27年度の橋梁新設改良費委託料の内訳でございますが、産経大橋の橋梁詳細調査及び設計委託と、昭和橋の積算及び施工管理業務委託という内容でございます。産経大橋修繕工事につきましては、27年度において詳細調査及び設計を完了しまして、本年度発注するといった内容になります。本年度については昭和橋の設計監理委託料と橋梁点検という内容でございます。

続きまして、昭和橋の橋梁長寿命化修繕工事でございますが、昭和橋は千曲川河川事務所に占用許可をいただいている橋であるため、工事期間については11月から3月の間の渇水期に実施することが原則となっておりますが、本年度、千曲川河川事務所と協議を行う中で、本年度につきましては9月1日より全面通行どめにて工事を施工することとなり、現在施工しているところでございます。

「広報さかき」によるお知らせにつきましては、9月号でのお知らせとなり少しおくれぎみとなってしまいましたが、これにつきましては橋梁修繕工事に伴い関係機関との打ち合わせ、また専門的な工事となるため、請負業者が決定された後、工事着手前の測量の実施、専門の下請業者の確保や工期設定に伴う打ち合わせなどに大変時間を要したことから、広報の掲載締め切りに間に合わずおくれしてしまいましたが、8月中旬からはホームページ上で工事のお知らせをし、有線放送では8月22日からお知らせしたところでございます。また、昭和橋の右岸側及び左岸側や坂城駅には早目に工事による通行どめの看板を設置し、通常利用する皆様にお知らせしたり、近接する関係区の皆様には区長さんを通じまして、昭和橋の通行どめについて回覧をしていただき、お知らせをしたところでございます。

なお、今回9月1日より12月28日までの間に昨年に引き続き国道側から8レーン目、9レーン目及び左岸側のゲルバーガーター橋の修繕工事に着手し完了をさせたいと考えております。その後、ゲルバーガーター橋の欄干の部分の塗装工事等をする予定でございますが、1月4日からは車両通行どめとしまして、歩行者及び自転車等は通行可能にして工事を実施したいと考えております。

教育文化課長（宮下君） ご質問のとおり体育館を使用する学校行事などもあり、体育館を使用する頻度も多くなります。なるべく影響のない時期を学校と詰めまして、使用団体にもご理解をいただくよう早目に周知を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、今後の土地取得へ向けてどのように進めていくのかというご質問でございます

けれども、今回の土地の取得につきましては、所有者からの買い取り申し出により土地開発公社に先行取得をお願いし、取得をしたところでございます。例えば周辺地域で土地の買い取り申し出等があった際には、土地開発公社に先行取得をお願いしていくのかも含めまして、買取申出土地取得審議委員会で協議・検討をしてみたいと考えております。

駐車規模はというご質問ですが、今回の駐車場は71台分の駐車スペースを計画しておりますので、文化センター第2駐車場の33台、また昨年整備しました駐車場の67台と合わせまして、駐車スペースは171台となるところでございます。ご質問のとおり、当該地区は社会教育施設やスポーツ施設などの教育文化施設と社会福祉協議会などの福祉関係施設の集積地域ゾーンとなっております。今後これらの施設の整備・更新等を含め、町全体の公共施設の総合的なあり方を勘案して行く中で検討を進めていかなければと考えておるところでございます。

10番（山崎君） 14ページ、款6農林水産業費、下の林業総務費の中の補正額の財源内訳の中に森林推進支援金事業として38万1千円となっております。昨年度27年度、私もこの間説明してもらった中では、県のほうから111万9千円ですかね、入っております。本年度はこの補助金はこれで全てでしょうか。また、今後その補助金を活用するような要求はされますか。そしてこの補助金は今回どこに使われますか。以上、1回目です。

産業振興課長（山崎君） 森林づくり推進支援金事業38万1千円についてご答弁申し上げます。

これにつきましては、6月補正におきまして83万円の補正をお願いしてございまして、合計今年度121万1千円が、これは県の森林づくり県民税の原資でございますけれども、121万1千円が県の補助金としてまいっております。これにつきまして今回でございますが、13003間伐推進委託8万8千円、これにつきましては、小学校等で県産材を利用してマイ箸あるいはトーテンポール等の台をつくるものでございますけれども、その委託に8万8千円。それとその次の19042間伐対策事業補助金15万円でございますけれども、間伐搬出、下草刈り、枝打ち等への間伐へのかさ上げ補助でございます。これにつきまして15万円でございます。

10番（山崎君） これは昨年27年度のときの決算の総括のときにも質問いたしました。町ではほぼ380万円という金額が森林税として入っている。でもって4割も使われていないという話が出ております。今年は若干去年よりも多いわけですが、今後はそのような部分で今年度中には何かそういう要求ということは考えていませんか。

産業振興課長（山崎君） この補助金でございますけれども、町といたしましても県のほうに増額の要望をしております。今年度につきましては、この38万1千円で最終と判断しておりますけれども、引き続き要望についてはしてみたいと、そのように考えております。

議長（塚田君） よろしいでしょうか。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第11「議案第43号 平成28年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第1号）
について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第12「議案第44号 平成28年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第13「議案第45号 平成28年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計
補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第14「議案第46号 平成28年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）に
ついて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第15「議案第47号 平成28年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）につ
いて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第16「議案第48号 平成28年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第
1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（塚田君） 次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「議案第49号 坂城町教育委員会委員の任命について」から追加日程第7「発委第6号 奨学金制度の充実等を求める意見書について」までの7件を一括議題とし議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（塚田君） 朗読が終わりました。

最初に提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） では、私からは議案第49号から52号までご説明申し上げます。

まず、議案第49号「坂城町教育委員会委員の任命について」ご説明申し上げます。

本案につきましては、9月30日をもって竹内正美委員の任期が満了となりますが、引き続き識見高く、広く教育活動を実践されている同氏を再任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。なお、任期は平成28年10月1日から平成32年9月30日までの4年間でございます。

次に、議案第50号「坂城町教育委員会委員の任命について」ご説明申し上げます。

本案につきましては、平成16年10月1日就任以来、3期12年にわたり町の教育行政にご尽力いただきました教育委員長職務代理者の青木典子氏が、このたび任期満了に伴い退職されることになりました。今日までのご労苦に対し心から感謝申し上げる次第でございます。

その後任といたしまして、教育に熱意を持ち、教育活動を実践され現役の子育て世代として子育てに励まれている三井有奈氏を教育委員に任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。なお、任期は平成28年10月1日から平成32年9月30日までの4年間でございます。よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第51号「前田工業団地用地の取得及び処分について」ご説明申し上げます。

本案は、坂城町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、前田工業団地用地7,254.41m²の取得及び企業への分譲についてご審議いただくものでございます。

内容といたしましては、町内で操業しておりますミヤリサン製薬株式会社から、事業拡大に伴い前田工業団地用地の取得の申し出があったことから、坂城町土地開発公社が所有している前田工業団地用地を取得し、同社へ売却するものでございます。

最後に、議案第52号「平成28年度坂城町一般会計補正予算（第7号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を62億176万6千円といたすものでございます。

歳出の主なものでございますが、国際産業研究推進協議会で新たな市場開拓を見据えて行うミャンマー、ベトナム方面への視察研修に参加するための負担金として、議会一般経費に16万8千円、商工企画一般経費に42万円を、また東日本大震災の支援など親しく交流を続けております福島県葛尾村で10月に開催されます復興応援イベント「ふたばワールド2016 in かつらお」に町の特産品等の販売やPRのため、坂城ライオンズクラブが主体となり参加することから、出店補助として30万円を観光一般経費に計上するもので、いずれも事業に係る調整等が完了したことにより補正予算をお願いするものであります。

なお、歳入につきましては、全額財政調整基金からの繰入金を計上いたしましたものでございます。以上、よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

議長（塚田君） 次に、趣旨説明を求めます。

8番（吉川さん） 私からは、発委第4号から第6号の3件につきまして、一括して趣旨説明を行います。

最初に、発委第4号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について」意見書の朗読をもって、趣旨説明にかえさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきた。

しかし、昭和60年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきた。また、平成18年に「三位一体改革」の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持したものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いている。今のままでは財政規模の小さな県や市町村では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態になっている。

平成29年度予算編成においては、義務教育の水準の維持向上と機会均等、地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

次に、発委第5号「国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書について」意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

平成23年国会において、小学校1年生に35人学級を導入することが全会一致で法律（義務教育標準法改正）に盛り込まれ、附則で小学校2年生以降中学校3年生まで順次改正することとし、政府は財源確保に努めると定められた。しかし、平成24年度は小学校2年生を35人学級としたものの法改正は行われず、その後、平成25年度、平成26年度、平成27年度と35人学級拡大の動きは進まなかった。平成28年度予算編成において、文部科学省は、35人学級を求める国民の強い声に反して、35人学級推進の予算要求さえしない状況であった。

長野県では平成25年度に35人学級を中学校3年生まで拡大し、これで小中学校全学年において35人学級となった。しかし、義務標準法の裏付けがないため、財政的負担は大きく、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されている。

いじめや不登校、生徒指導上の様々な問題などの多様化する学校現場に対処し、教員が一人

ひとりの子どもと向き合い、ゆきとどいた授業やきめ細やかな対応を可能にするためには、少人数学級は欠かせない。このために厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に35人学級を実現する必要がある。

また、長野県では少子化が進むなかで、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消しているが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっている。児童・生徒数が少ない市町村においてもゆきとどいた教育を実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げることが重要である。

豊かな教育を進めるため、以下の点を強く要請する。

記

- 1 国の責任において計画的に35人学級を推し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を策定し、実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。
- 2 国の複式学級の学級定員を引き下げること。

続いて、発委第6号「奨学金制度の充実等を求める意見書について」意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

我が国では、1998年以降下がり続ける保護者の賃金収入と、相反して上がり続ける大学の学費により、学生は奨学金を借りなければ大学に通うことが困難になっている。奨学金制度を運営する「独立行政法人日本学生支援機構」によれば、2014年度実績では135万人（無利子奨学金47万人、有利子奨学金88万人）が同機構の奨学金を利用しており、これは、全国の大学生のほぼ2人に1人にあたる。

他方で、大学卒業後には3人に1人の学生が非正規雇用となっており、2015年4月には、返還猶予期間が5年から10年に延長されたものの、奨学金を借りた8人に1人が返済の滞納や猶予の状態にあるとされている。

こうした実態は、学ぶ意欲と能力を持った貧困世帯の子どもが、高等教育を受けることにより総体的に高い職業能力を身につけたとしても、貧困から脱することができない状況を生む可能性を示唆している。

こうした現状を鑑み、学生が奨学金返済により生活困窮に陥ることがないように、下記の通り、対象者への制度の周知ならびに、無利子奨学金や給付型奨学金の導入など、奨学金制度の充実・改善に取り組むよう強く要請する。

記

1. 奨学金返済により生活困窮に陥ることがないように、高等学校において、生徒に対する奨学金制度の周知・広報を徹底すること。
2. 教育の機会均等を保障する観点から、大学などの高等教育を対象とした「無利子奨学金」や「給付型奨学金」を導入すること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長（塚田君） 提案理由の説明及び趣旨説明が終わりました。

ここで議案調査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時16分～再開 午後 2時26分）

議長（塚田君） 再開いたします。

◎追加日程第1「議案第49号 坂城町教育委員会委員の任命について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

◎追加日程第2「議案第50号 坂城町教育委員会委員の任命について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

◎追加日程第3「議案第51号 前田工業団地用地の取得及び処分について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第4「議案第52号 平成28年度坂城町一般会計補正予算（第7号）について」

議長（塚田君） これより質疑に入ります。

12番（大森君） ページ4ページの款7商工費、項1商工費の商工企画費のところですが、説明の19045海外視察研修参加負担金と、金額的にはそれほどでもないかなというふうには思うんですが、これについてどのぐらいの規模と日数について、あるいはあと視察する工業団地といたしますか、いろいろなところだと思うんですが、どのような予定になっているんでしょうか。

産業振興課長（山崎君） 質問にお答えします。規模でございますけれども、募集人員につきましては15名を予定してございまして、日程につきましては4泊5日を予定しております。視察先でございますけれども、個々の企業先につきましては調整中でございますけれども、ジェトロの視察、進出日系企業の訪問ということで企業が4社、ジェトロが1カ所の予定でございます。

12番（大森君） 15人という研修ということで行くわけですが、この内訳、町あるいは企業等その他どのような方々でしょうか。

産業振興課長（山崎君） ご質問にお答えいたします。募集につきましては、これから募集をかけるところでございますけれども、町内の企業さん、金融機関、議会、町という形で15人程度を予定しているところでございます。（12番「答弁漏れだけど、町はどのぐらいでしょうか。」）

失礼いたしました。町は理事者1名、随行職員1名、そして議会の議員さんにもお一人をご参加いただきたいということで議会のほうに予算を計上してございます。以上でございます。

3番（朝倉君） 商工費、3の観光費のですね、観光一般経費で葛尾村との交流ということで30万円が盛られておりますけれども、具体的な内容についてちょっとお知らせをいただきたいと思います。

産業振興課長（山崎君） 葛尾村の出店補助についてお答えいたします。これにつきましては、10月2日の日曜日、当町と交流を行っております福島県の葛尾村において開催されます復興支援イベント「ふたばワールド2016 in かつらお」に町の特産品の販売やPRのため、坂城ライオンズクラブが主体となって出店いたすものでございます。

このイベントでございますけれども、葛尾村を含む双葉郡8町村が東日本大震災及び福島原子力発電所の事故により福島県内外に避難している方々の再会・交流の機会として開催するものでございますが、ねずみ大根のおしぼりうどんを提供するとともに、坂城町の魅力をPRしていただきます。なお、町からも職員を派遣いたしまして、ライオンズクラブの活動をサポートしてまいります。

議長（塚田君） ほかにございますか。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第5「発委第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第6「発委第5号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第7「発委第6号 奨学金制度の充実等を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第8「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（塚田君） 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査調査の申し出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（塚田君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査調査とすることに決定いたしました。

議長（塚田君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

町長（山村君） 平成28年第3回坂城町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

9月1日に開会されました本定例会は、本日までの20日間の長きにわたりご審議をいただきました。提案いたしました専決報告、人事案件、条例の一部改正、平成27年度一般会計及び特別会計決算の認定、平成28年度一般会計及び特別会計補正予算、追加でお願いいたしました一般会計補正予算、前田工業団地用地の取得及び処分についてなど全ての議案に対しまして原案どおりご決定を賜り、まことにありがとうございました。

さて、日本選手団の大活躍により、数々の感動を残して閉会しましたリオデジャネイロオリンピックに続きまして、この9月7日から18日までリオデジャネイロのパラリンピックが開催され、日本からは3名の長野県に關係する選手を含む132名の選手が参加いたしました。障がいを乗り越え、厳しい練習に耐え、パラリンピックの大舞台において全力で挑戦する姿は、障がいのある人たちを初め、多くの国民に勇気と感動を与えてくれました。4年後には、再び日本で多くの感動のドラマが生まれることを期待するものであります。

さて、消費税引き上げによる経済的負担の緩和や「一億総活躍社会」の実現に向け、所得の低い方に対して、平成28年度の臨時福祉給付金が対象者一人につき3千円支給されます。また、この給付金の支給対象者で高齢者及び高齢者向け給付金を受給されていない、障害基礎年金または遺族基礎年金等を受給されている方には、加えて対象者一人につき3万円が支給されます。坂城町におきましても、先日該当と思われる方または世帯に対し申請書類を送付いたしました。受付期間が9月20日から来年1月20日までとなっており、書類提出後、確認作業を行い、順次支給手続を進めてまいります。

敬老の日に合わせまして、町内各地区でも敬老のお祝い行事が行われ、幾つかの地区を訪問させていただきました。町においても9月3日から4日の2日間に分けて敬老のお祝い訪問をさせていただきました。今年お伺いしたのは、88歳の米寿の方、99歳の白寿の方、100歳以上の方のうち77名の方々と、町からのお祝いの品を直接お届けし、長寿のお祝いをさせていただきました。今後もますますお元気で過ごされることをご祈念申し上げます。

さて、9月10日土曜日、「第9回坂城駅前ふど市」が坂城駅前の多目的広場において開催されました。回数を重ねるごとに出店者も増加し品ぞろえも充実する中、大勢のお客様が肉、

野菜、魚、加工食品など買い物を楽しんでおられました。また、巨峰スパークリングワインの販売や、ねずこん1日店長などのイベント、169系電車の開放も行われました。

今回は、駅前駐車場契約者の皆様のご協力により、駐車場をお借りする中で、今までより広いスペースで開催することができ、お客様から好評をいただいたところでもあり、ご協力いただきました駐車場契約者の皆様に感謝申し上げます。なお、次回「第10回ふど市」は、10月29日土曜日に開催を予定しておりますので、大勢の皆様にご利用いただきたいと存じております。

さて、鉄の展示館では、9月17日土曜日から10月30日日曜日まで、「第11回お守り刀展覧会」を開催しております。お守り刀には、子供の成長を願い、愛する人をあらゆる災難から断ち切り、持ち主の身を守ってほしいという願いと祈りが込められております。本展では全国の刀匠や刀職者がわざの限りを尽くして製作したお守り刀をご覧くださいことができますので、多くの方々のご来館をお待ちしております。

また、実りの秋となり、9月18日日曜日、さかき地場産直売所「あいさい」で「第2回ぶどう祭り」が開催されました。生産者が直接、お客様にブドウの味や食感などの特徴を説明しながら対面販売を行い、大変盛況でありました。さらに、24日土曜日にはお～い原木会との共催で、恒例となりましたきのご祭りを開催いたします。原木から栽培したマイタケ・シイタケ・ヤマブシタケのほか、キノコのほだ木も販売いたします。きのこ汁の振る舞いもありますので、大勢の皆様のご来場をお待ちしております。

さて9月1日、JAちくま、須高、志賀高原、ながの、北信州みゆきの五つのJAが合併し、新「JAながの」が発足いたしました。新JAながのは、県北部5市5町5村にまたがり、貯金高、長期共催保有高、購買品供給高、組合員数ともに県内最大となり、全国でも有数の規模となります。

17日土曜日には、「第4回ぶどう祭り」がJAながの坂城支所で開催され、町を代表する特産品のブドウを内外にアピールするとともに、販売促進につなげることができたとお聞きしております。また、長野県市町村・JA合同就農相談会が9月18日日曜日東京西新宿において開催されました。この相談会は、広く首都圏から新規就農希望者を募るため、県内の市町村とJAが一堂に会して開いたもので、当日は首都圏を中心に全体で約50名、当町のブースには3名の方が相談に訪れ、当町からも担当者が出席し、町の気候や生活環境、特産品、就農者に対する支援制度等の情報提供や、就農相談に応じる中で、移住・定住の働きかけを行ってまいりました。

また9月25日日曜日、千曲市戸倉創造館において、当町出身の川島亜子さんによるサクソフォンのコンサートが開催されます。川島さんは東京藝術大学卒業後、サクソフォン奏者として日本各地で演奏活動を行っております。当日は、川島さんのほかにピアニストの川崎龍さん、

チェリストの富田千晴さんによる演奏もごございますので、町民の皆様の応援をよろしく願いいたします。

同じく9月25日日曜日、南条小学校音楽堂におきましては、上田市出身の琵琶奏者、半田淳子さんをお招きして、さかきふれあい大学教養講座「琵琶・半田淳子の世界」を開催いたします。半田さんは、日本琵琶楽協会主催の琵琶楽コンクールにおいて文部大臣賞、日本琵琶楽協会賞などを受賞、国内はもとより世界30カ国以上で公演をされており、さらに演劇や舞踏の世界でも琵琶曲を数多く提供されておられます。

また10月2日日曜日、福島県葛尾村において復興支援イベント「ふたばワールド2016 in かつらお」が開催されます。このイベントは、葛尾村を含む双葉郡8町村が東日本大震災及び福島原子力発電所の事故により、福島県内外に避難している方々の再会・交流の機会として開催するもので、坂城町からも参加主体となる坂城ライオンズクラブとともに町からも職員を派遣し、ねずみ大根のおしぼりうどんの提供など、坂城町の魅力をPRしてまいります。

また、「第56回町民運動会」と「第38回交通安全町民大会」が10月2日文化センターグラウンドにおいて開催されます。また、バリアフリーのまちづくりへの取り組みとして、障がいがある方にも町や地域の行事などに積極的に参加いただけるよう、運動会で障がいのある方にもご参加いただけるような種目を設けるとともに、文化センター体育館でレクリエーション、交流ブースを開設いたします。このブースは、障がいの有無にかかわらず、どなたでも気軽にご参加いただき、専門のインストラクターの指導により楽しく体を動かしながら、いろいろな人との交流を図っていただくものであります。今年は新たにブラインドサッカーの体験も計画しております。多くの方にご参加いただき、まさにその名のとおり町民が一堂に会しての楽しい運動会になればと考えております。

また10月29日土曜日、30日日曜日の2日間にわたり、文化センターを主会場として「したしむ・つくる・ふれあう・ささえる」をテーマに「第45回坂城町文化祭」、あわせて「第34回坂城町消費生活展」を開催するとともに、図書館では図書館まつりを行います。文化祭初日の午後には、さかきふれあい大学教養講座文化祭記念コンサートとして、チェリストの海野幹雄さん、ピアニストの海野春絵さんご夫妻をお招きし、クラシックコンサートも開催いたします。多くの町民の皆様にお出かけいただきたいと思っております。また、なお新たに取得しました図書館南側の用地に、現在約70台分の駐車場を整備しておりますので、ご利用いただきたいと思っております。

また、国道バイパス坂城町区間の3.8kmにつきましては、平成26年度末から用地交渉及び用地買収等が進められ、用地関係につきましては平成27年度までに約24%が完了し、今年度も引き続き小網、網掛地区の用地買収を先行して進めているところでございます。また、

11月には坂城町、上田市、千曲市、長野市で構成する新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会において、国への要望活動を予定しております。今後も引き続き、地域の皆様方のご理解とご協力をいただきながら、予算確保に向け、関係機関と連携し、国道バイパスの早期完成に取り組んでまいりたいと考えております。

また、坂城国際産業研究推進協議会では、11月下旬にミャンマー・ベトナム方面への海外視察を実施する予定であります。この地域は、近年、GDP成長率が高く、海外からの投資や進出が増えており、自動車関連産業は隣国のタイでの事業集積もあって、企業進出においては非常に期待される分野として、世界が最も注目する地域であります。こうした地域への海外進出企業、現地企業等の視察を行うことにより、現地の状況を肌で感じ、企業経営の参考としていただきたいと考えております。本日追加補正議案で負担金の予算をお認めいただきましたので、議員さんお一人、また私、随行職員の3名で研修をしてまいりたいと考えております。

さて、長野広域連合が千曲市に建設を計画しているB焼却施設の進捗状況につきましては、現在、地元合意に向け交渉を続けているところでございます。町といたしましては、交渉の推移を注視しているところでありますが、葛尾組合の焼却施設の稼働は平成30年度の終了が基本であり、一日も早く同意が得られることを願っております。今後ごみの減量化に向けては、まちの補助事業を改めてお勧めするなど、町民の皆様のさらなるご協力を願うものであります。

さて、明日21日から30日までの10日間、「子供と高齢者の交通事故防止」を基本とする「秋の全国交通安全運動」が実施されます。

期間中には町交通指導員、千曲交通安全協会坂城支部の皆さんによる各地区交差点等での街頭指導が行われます。また、30日には国道18号線田町交差点において交通指導所を開設し、交通安全啓発を行います。行楽等外出する機会が増える時期でもありますので、より一層の啓発活動を行い、交通安全に努めてまいります。

スポーツの秋、文化の秋、芸術の秋が本番を迎えます。先週末には坂城小学校の運動会が開催されました。これから坂城中学校の「大峰祭」、町内3保育園、坂城幼稚園の運動会、町民運動会、町文化祭など数多くのイベントがめじろ押しであります。

議員各位におかれましても健康に留意され、ご活躍されますことを祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

議長（塚田君） これにて平成28年第3回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後 2時49分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 塚 田 正 平

坂城町議会議員 滝 沢 幸 映

坂城町議会議員 西 沢 悦 子

坂城町議会議員 吉 川 まゆみ

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	1. 一人ひとりが健康を守るために イ. 健康診査について ロ. 検診について 2. 地域で暮らし続けるために イ. 国保運営の広域化について ロ. 在宅医療について 3. 学校教育について イ. 学習指導要領改定に向けて ロ. 小学校英語について	7 番 西 沢 悦 子	町 長 教 育 長 福祉健康課長 教育文化課長
2	1. 「あいさつの町」復活について イ. 坂城町に「あいさつ課」を 2. 町内に病院を イ. 入院施設の必要性は 3. 寄り添う自治 イ. 生活環境について ロ. 坂城どんどんについて ハ. 若者支援について	5 番 柳 沢 収	町 長 福祉健康課長 住民環境課長 教育文化課長 産業振興課長
3	1. 坂城高校存続の危機 イ. 第2期長野県高等学校再編計画について	10番 山 崎 正 志	町 長 教 育 長 教育文化課長
4	1. 工業用地について イ. 用地取得を 2. 工業団地について イ. 公園（緑地帯）数は ロ. 今後の活用方法は 3. 避難所について イ. お寺と提携を 4. ふるさと納税について イ. 今年度の状況は ロ. 企業版の取り組みは	11番 中 嶋 登	町 長 産業振興課長 建 設 課 長 住民環境課長 企画政策課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
5	1. 総合事業で介護はどう変わるのか イ. 総合事業へのとりくみ状況は ロ. 地域支援事業の充実を 2. 地方創生のとりくみについて イ. 地域創生交付金の活用をどう考えているか ロ. 若者に魅力ある町に	9 番 塩入 弘文	町 長 福祉健康課長 企画政策課長 産業振興課長
6	1. 土砂災害警戒地域の対策について イ. 上平地域で発生した表層崩壊に対する対策は ロ. 松くい虫の被害林の治水の対策は ハ. 治山・治水に対し植樹等の計画は 2. 地方創生について イ. 交付金を活用したまちの事業計画は	3 番 朝倉 国勝	町 長 産業振興課長 企画政策課長
7	1. 運転免許証返納について イ. 坂城町の対応は ロ. 返納者に支援は	13番 塚田 忠	町 長 住民環境課長
8	1. ワイナリー形成事業について イ. 進捗状況 ロ. 今後の展開	4 番 小宮山定彦	町 長 産業振興課長 企画政策課長
9	1. 食品ロス削減の推進を イ. 対策の状況と今後の取り組みについて ロ. 食育、環境教育について ハ. 生ごみの削減について 2. AEDの設置場所と設置方法について イ. 設置状況について	8 番 吉川まゆみ	町 長 子育て推進室長 教育文化課長 住民環境課長 福祉健康課長 建設課長
10	1. 選挙と投票所について イ. 投票率について ロ. 投票所について 2. 町民への情報発信について イ. さかきふれあい大学について ロ. SNSについて 3. 旧北国街道について イ. 古民家保存について	6 番 滝沢 幸映	町 長 教 育 長 総 務 課 長 教育文化課長 企画政策課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1 1	1. 高齢者の認知症支援について イ. 支援の現状 ロ. 支援の仕組み ハ. 支援の充実に向けて 2. ふるさと納税について イ. 取り組みの現状 ロ. 今後の取り組み	2 番 塩野入 猛	町 長 福祉健康課長 企画政策課長

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきた。

しかし、昭和60年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきた。また、平成18年に「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持したものの。費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いている。今のままでは財政規模の小さな県や市町村では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態になっている。

平成29年度予算編成においては、義務教育の水準の維持向上と機会均等、地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月 日

衆議院議長 大島理森 殿

参議院議長 伊達忠一 殿

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

財務大臣 麻生太郎 殿

総務大臣 高市早苗 殿

文部科学大臣 松野博一 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議員 塚田正平

国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書

平成23年国会において、小学校1年生に35人学級を導入することが全会一致で法律（義務教育標準法改正）に盛り込まれ、附則で小学校2年生以降中学校3年生まで順次改正することとし、政府は財源確保に努めると定められた。しかし、平成24年度は小学校2年生を35人学級としたものの法改正は行われず、その後、平成25年度、平成26年度、平成27年度と35人学級拡大の動きは進まなかった。平成28年度予算編成において、文部科学省は、35人学級を求める国民の強い声に反して、35人学級推進の予算要求さえしない状況であった。

長野県では平成25年度に35人学級を中学校3年生まで拡大し、これで小中学校全学年において35人学級となった。しかし、義務標準法の裏付けがないため財政的負担は大きく、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されている。

いじめや不登校、生徒指導上の様々な問題などの多様化する学校現場に対処し、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、ゆきとどいた授業やきめ細やかな対応を可能にするためには、少人数学級は欠かせない。このために厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に35人学級を実現する必要がある。

また、長野県では少子化が進むなかで、件や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消しているが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっている。児童・生徒数が少ない市町村においてもゆきとどいた教育を実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げることが重要である。

豊かな教育を進めるため、以下の点を強く要請する。

記

- 1 国の責任において計画的に35人学級を推し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を策定し、実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと
- 2 国の複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月 日

衆議院議長 大島理森 殿

参議院議長 伊達忠一 殿

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿
財 務 大 臣 麻 生 太 郎 殿
総 務 大 臣 高 市 早 苗 殿
文部科学大臣 松 野 博 一 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 塚 田 正 平

奨学金制度の充実等を求める意見書

我が国では、1998年以降下がり続ける保護者の賃金収入と、相反して上がり続ける大学の学費により、学生は奨学金を借りなければ大学に通うことが困難になっている。奨学金制度を運営する「独立行政法人日本学生支援機構」によれば、2014年度実績では135万人（無利子奨学金47万人、有利子奨学金88万人）が同機構の奨学金を利用しており、これは、全国の大学生のほぼ2人に1人にあたる。

他方で、大学卒業後には3人に1人の学生が非正規雇用となっており、2015年4月には、返還猶予期間が5年から10年に延長されたものの、奨学金を借りた8人に1人が返済の滞納や猶予の状態にあるとされている。

こうした実態は、学ぶ意欲と能力をもった貧困世帯の子どもが、高等教育を受けることにより相対的に高い職業能力を身につけたとしても、貧困から脱することができない状況を生む可能性を示唆している。

こうした状況を鑑み、学生が奨学金返済により生活困窮に陥ることがないように、下記の通り、対象者への制度の周知ならびに、無利子奨学金や給付型奨学金の導入など、奨学金制度の充実・改善に取り組むよう強く要請する。

記

1. 奨学金返済により生活困窮に陥ることがないように、高等学校において、生徒に対する奨学金制度の周知・広報を徹底すること。
2. 教育の機会均等を保障する観点から、大学などの高等教育を対象とした「無利子奨学金」や「給付型奨学金」を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月 日

衆議院議長 大島理森 殿

参議院議長 伊達忠一 殿

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

厚生労働大臣 塩崎恭久 殿

財務大臣 麻生太郎 殿

文部科学大臣 松野博一 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 塚 田 正 平